令和４年12月第７回人吉市議会定例会会議録（第１号）

令和４年11月29日　火曜日

１．議事日程第１号

令和４年11月29日　午前10時　開議

日程第１　会期の決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　議第75号　令和４年度人吉市一般会計補正予算（第８号）

日程第４　議第76号　令和４年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第５　議第77号　令和４年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第６　議第78号　令和４年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第７　議第79号　令和４年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第８　議第80号　令和４年度人吉市一般会計補正予算（第９号）

日程第９　議第81号　令和４年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

日程第10　議第82号　令和４年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第11　議第83号　令和４年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第12　議第84号　令和４年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第13　議第85号　人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14　議第86号　人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15　議第87号　人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16　議第88号　人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17　議第89号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第18　議第90号　人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19　議第91号　人吉市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

日程第20　議第92号　人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21　議第93号　公の施設の指定管理者の指定について

日程第22　議第94号　財産の処分について

日程第23　議第95号　財産の取得について

日程第24　報第８号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

日程第25　議第57号　令和３年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について（継続）　―厚生

日程第26　議第58号　令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について（継続）　―厚生

日程第27　議第73号　令和３年度人吉市歳入歳出決算認定について（継続）　――決特委

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（17名）

１番	松村　太君
２番	徳川禎郁君
３番	池田芳隆君
４番	牛塚孝浩君
５番	西　洋子君
６番	宮原将志君
８番	高瀬堅一君
９番	宮﨑　保君
10番	平田清吉君
11番	犬童利夫君
12番	井上光浩君
13番	豊永貞夫君
14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中　哲君
17番	大塚則男君
18番	西　信八郎君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	迫田浩二君

教育長	志波典明君
総務部長	永田勝巳君
復興政策部長	浦本雄介君
復興政策部政策統括監	小林敏郎君
市民部長	丸本　縁君
健康福祉部長	渕上麻美君
経済部長	溝口尚也君
復興建設部長	瀬上雅暁君
復興建設部長（復興担当）	若杉久生君
総務部次長	立場康宏君
総務課長	森下弘章君
秘書課長	上村英明君
会計管理者	徳澄賢次君
水道局長	秋永　敦君
教育部長	小澤洋之君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏君
次長	栗原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	税所昭彦君

午前10時　開会

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和４年12月第７回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告に代えさせていただきます。なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

日程第１　会期の決定

○議長（西　信八郎君）　それでは、これより議事に入ります。

日程第１、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る11月22日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇）　おはようございます。

令和４年12月第７回人吉市議会定例会に当たりまして、去る11月22日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日11月29日開会、明日30日午前、復興のまちづくりに関する特別委員会、午後、治水・防災に関する特別委員会、12月１日から５日まで休会、６日、７日一般質問、８日一般質問及び委員会付託、９日予算委員会、10日、11日休会、12日、13日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、14日の午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、15日から19日まで休会、20日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は12月２日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇１回、２回目から質問席にて行い、質問時間は50分以内としております。

また、執行部の答弁は自席から行うこととしております。

なお、継続審査となっておりました議第57号令和３年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、議第58号令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分

及び決算の認定について、及び議第73号令和３年度人吉市歳入歳出決算認定については、本日、委員長報告の上、採決することにいたしております。

また、人事院勧告等に関連して提出されております議第75号から議第79号までの予算案件５件並びに議第85号から議第88号までの条例案件４件につきましては、委員会付託を省略し、本日審議を行い、採決することにいたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　会期については、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に６番、宮原将志議員、８番、高瀬堅一議員を指名します。

日程第３　議第75号から日程第24　報第８号まで

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第３、議第75号から日程第24、報第８号までの22件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、おはようございます。

令和４年12月第７回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

ＪＲ肥薩線の再生協議会での協議が進む中、10月24日に、観光列車ＳＬ人吉が、老朽化や部品調達の難しさを理由に令和６年３月をもって引退することがＪＲ九州から発表されました。製造されて今年で百年を誇る8620形蒸気機関車58654号機は、ＳＬあそＢＯＹとして豊肥本線で活躍した後は、平成21年から令和２年の豪雨災害まで、ＳＬ人吉として熊本－人吉間を往復し、特に肥薩線の川線を走る姿は鉄道ファンをはじめ多くの人々を魅了してくれました。今回の発表は非常に残念で、寂しいという想いを私たちと共有する方々が日本中に、あるいは海外にもいらっしゃるものと感じています。また、復興を成し遂げる１つの目標としても、ＳＬ人吉の球磨川と並走する勇姿と川面に映る漆黒の美しいフォルムをもう一度目にしたいという、被災地としての想いがありました。この願いは叶わなくなりましたが、百寿に到達する車体で文字どおり本地域観光を牽引してくれたＳＬ人吉に、そして運行を支えていただいた全ての関係の皆様に心から感謝しております。本市はこの蒸気機関車のかつての保存場所であり、ホームタウンともいえる都市でありますので、本当は現役で帰ってきて

ほしかったのですが、走っても、走らなくとも、最後は人吉を終着駅にしてもらいたいと強く願っております。

コロナ禍と令和２年７月豪雨災害の影響により開催を控えていた市民と市長の対話の場である未来カフェを、10月６日の七地町を初会に再開いたしました。復興に関しては全市を挙げて取り組む段階に来ていることから、復興まちづくりに掲げる重点８地区以外の町内から始めておりまして、復旧・復興を含めた現在の市政の状況等を報告させていただきながら、市民の皆様から様々な御意見等をいただいているところです。豪雨災害関連の復旧事業等を優先する中で、各地域における以前からの個別課題等も顕在化しており、申し訳ない気持ちと災害の影響が各所に波及する痛みを再認識しているのも事実ですが、直接相対してお話しできることで相互理解の深まりも実感しております。さらに寒さも厳しくなってまいりますが、引き続き、多くの市民の皆様と対話を続けてまいりたいと存じます。

豪雨災害で被災し、市民の皆様から多くの御意見や想いを寄せられた中川原公園でございますが、治水安全度の向上と、市のセントラルパークとして賑わいや市民生活の潤いの両立を目的とした改修工事が本格的に始まりました。10月24日には、国土交通省と本市の共催で、かわまちづくり協議会の皆様を対象として、今後のかわまちづくりを進める上で、その拠点の１つとしてイメージを持っていただきたいという趣旨で現地説明会を開催しました。国土交通省の施工による２メートルの盤下げ工事が今年度末まで行われ、その後、市による公園敷の芝張を災害復旧として取り組むことになります。増水時の流下能力の確保のため、トイレなどの構造物等の整備は行いませんが、中川原が本市にとって大切な場所であることは変わりなく、市民の皆様の憩いの空間やイベント等の会場として、あるいは青井地区・中心市街地とＨＡＳＳＥＮＢＡ周辺、人吉城跡周辺を結ぶハブエリアとして、新しい中川原の在り方について、さらに検討をしてまいりたいと存じます。

流域治水対策の１つとして、本市において計画されている遊水地に関しまして、中神城本地区におきましては、国土交通省による現地測量を完了し、今後、準備が整い次第、用地協議に入る予定です。

一方、大柿地区でございますが、11月23日に、国土交通省と市の共催で地元説明会を開催いたしました。国からは、国が示していた遊水地案の内容、治水効果等について、改めて詳細に及ぶ説明があり、市からは、これまでの説明会、懇談会、戸別訪問あるいは市議会での御議論等によって結論付けた一定の方針をお示しいたしました。今年３月19日に、命とコミュニティを守るため、大柿は１つであって欲しいという想いから、市長として集団移転を提案したところですが、合意形成のための見通しは相当厳しく、３月の提案をさらに継続して推進することになれば、戸別訪問で得た皆様の想いに相当の期間お応えすることができず、早期再建へ重大な支障を来すものと判断をいたしました。そこで、今後の大柿地区につきましては、遊水地に関しては、流域治水の観点から引き続き理解を求め、遊水地以外のエリア

については、移転を希望する世帯への支援を行いながら、浸水リスクがあることを十分に認識していただいた上で、現地再建の意向も尊重するという方針をもって進めるべきだという政治決断に至ったところです。しかしながら、多くの方に、遊水地計画により先祖伝来の住み慣れた土地からの移転を強いることに変わりはなく、これまで以上に丁寧かつ真摯に対応してまいりたいと存じます。

今回の遊水地計画を巡り、これまで素晴らしいコミュニティーを誇ってきた大柿地区の皆様の想いの全てを受け止めることはかないませんでしたが、出ていく人は残る人を慮り、残る人も出ていく人たちの早期再建を願うという大柿の精神、絆は広く健在しておりました。これらをしっかりと受け止め、大柿集落への皆様の想いを少しでも形にして、故郷大柿を語り継いでいけるよう最大限の努力をしてまいりたいと存じます。

復興まちづくり関係でございますが、現在、復興計画、復興まちづくり計画に基づく取組を進めております。特に、被害の大きかった重点８地区につきましては、地域にお住まいの皆様との意見交換等を重ねながら、地域の実情に応じた対策の推進に努めております。このような中、11月26日から本日の夜にかけ、計画の概要や市域全体に係る復旧・復興の進捗状況に関する説明会を開催しております。地域ごとに実情や課題等が異なることを踏まえ、防災面、まちづくりなど、どういった対策が今後必要かということについて、住民の皆様が中心となり検討を重ね、地域が提案する内容としてハード・ソフトの両面から必要な対策をまとめたものが本市の復興まちづくり計画でございますので、今回の説明会でいただいた貴重な御意見についても、今後の復興まちづくりの各施策に可能な限り反映してまいりたいと存じます。

また、復興まちづくりの説明会に併せ、本市の避難路整備の考え方や市全体の避難路整備計画の進捗状況に関する説明を行っております。特に、球磨川左岸地区、温泉下林地区、中神地区においては、一部の計画路線の測量を完了し、現在、設計の段階に入っておりますが、地形的な問題による整備内容の検討や関係機関との協議等に時間を要しており、当該地区の皆様への御説明までには至っていないことから、できるだけ早い時期に関係の皆様への御説明ができますよう、スピード感をもって事業を進めてまいります。

青井、中心市街地、両地区内の被災市街地復興推進地域における事業の進捗状況でございますが、青井地区につきましては、青井復興まちづくり推進委員会をこれまで５回開催し、道路、公園等の公共施設配置に係る原案を取りまとめたところです。この原案について、去る11月18日に、復興まちづくり事業に関する住民説明会を人吉スポーツパレスの小アリーナで開催し、青井被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画（案）と関連する都市計画道路相良鬼木線外３線の都市計画の変更等について、説明を行いました。現在、事業計画（案）等の公告縦覧を行い、住民の方々からの意見書の提出を受け付けております。引き続き熊本県と連携し、事業計画の認可に向けた手続きを進めてまいります。

一方、中心市街地地区におきましては、学識等経験者や権利者等で組織する中心市街地復興まちづくり推進委員会を開催しており、委員からは、土地区画整理事業や河川整備をはじめ、今後のまちづくり全般に係る御意見等をいただいております。加えて、これまでの御意見を踏まえ、事業に対する理解と合意形成の場として、去る９月27日に、約1.2ヘクタールの土地区画整理事業区域内の地権者の方を対象とした座談会を開催しました。参加された方からは、道路拡幅やかさ上げ、さらには内水対策に係る御意見をいただきましたが、一方で、事業の迅速かつ円滑な進捗を期待する御意見もいただきました。このような御意見等を踏まえながら、避難路・避難地の整備等の検討を行うための安全安心部会を設置し、鋭意開催しております。また、まちなかの賑わい創出や回遊性の確保等を検討する賑わい部会も設置し、議論を重ねております。今後も引き続き、地域住民の皆様や熊本県と緊密な連携を図りながら、被災された方々の一日も早い生活再建と賑わいのあるまちの再生に向け、事業の迅速な推進に努めてまいります。

城見庭園の利活用関係でございますが、復興まちづくり計画に基づき、被災した市内高等学校のカヌー艇庫の移転改築や、コミュニティー機能を有した緊急避難場所の整備など、利活用の方法について検討を進めております。同庭園は、球磨川に接する絶好の立地環境であること、また近隣には本市が誇る観光資源である球磨川くだり発船場もございますことから、その検討過程においては、地域住民の皆様や関係の皆様と十分に意見交換を行いながら、同庭園の今後の方向性等を検討してまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種関係でございますが、県内の新型コロナウイルス感染状況は微増傾向が継続し、最大確保病床使用率も、基準である20％に達したことから、11月11日にリスクレベルが２に引き上げられたところです。このような中、本市では、10月初旬からオミクロン株対応ワクチンによる接種を開始し、さらに生後６か月から４歳までの乳幼児に対するワクチン接種も、11月中旬から進めております。なお、ワクチン接種状況でございますが、11月25日現在、従来型ワクチンによる３回目の接種を完了された方は２万4,136人、接種率は77.52％、４回目の接種を完了された方は１万5,709人、接種率は50.45％、５回目の接種を完了された方は2,329人、接種率は7.48％、オミクロン株対応ワクチンを接種された方は5,508人、接種率は19.46％となっており、国の接種率の算出方法に合わせ、令和４年１月１日現在の住民基本台帳年齢階級別人口の全人口を対象者数として算出しております。今後、インフルエンザとの同時流行も懸念されることから、本市といたしましても、世代を通した速やかなワクチン接種の体制確保に努めるとともに、市民の皆様におかれましても、引き続き感染防止対策の徹底をお願いいたします。

防災対策関係でございますが、去る10月16日、国、県、警察、自衛隊、消防、市消防団、医療機関をはじめ、関係団体の皆様など約600人の方々に御参加いただき、人吉西小学校と球磨工業高校をメイン会場に人吉市総合防災訓練を実施いたしました。訓練に御参加、御協

力いただきました全ての皆様に、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

今回の訓練は、新市庁舎となってから初めての総合防災訓練でございましたが、市役所３階の庁議室を災害対策本部の指令室と位置付け、災害現場からの情報集約、状況確認、そして現場各所への的確な指示手段の確認等を行ったところです。特に、刻々と変わる気象情報、国、県、関係機関からの災害関連情報等を、一元的に大型モニターに映し出し、情報の見える化を促進することによって、本部内での迅速な情報共有等を図ることができたことは、昨年までのカルチャーパレス仮本庁舎での本部機能と比較しても、市の総合防災拠点として機能の充実が図られたものと改めて認識いたしました。また、参加いただいた皆様からも、それぞれの役割分担の中で他団体・機関と顔の見える関係が構築でき、これまでの訓練より実践的かつ効果的な訓練ができたとの御意見も頂戴したところです。

一方で、要救護者の把握や名簿等の管理方法、通信機器の複数使用への対応、コロナ禍における避難所の運営体制、災害対策本部内での関係機関相互による情報共有の促進など、さらに改善すべき事項についても今後の課題として再確認したところです。今回の訓練での気づき、反省点等については、災害対策本部、関係機関と共に検証し、来る災害への対応に確実に反映していくとともに、今後も防災対策全般の充実を図ってまいります。また、今回も、複数の町内において、要支援者の避難応援訓練などを実施いただいております。町内や職場など、近隣の関係の皆様が災害時にお互いを助け合うなど、発災時における自主防災組織の役割は、近年、ますます重要性を増してきています。例えば、北願成寺町内会においては、去る11月26日、地震を想定した独自の防災訓練を実施されており、常日頃からこのような活動が、一刻を争う災害現場での逃げ遅れを防ぎ、一人の命も失わない行動につながっていくものと存じます。本市といたしましても、このような取組が市内全域に広がっていくよう、自主防災組織の活動をさらに支援してまいります。

今年は新型コロナウイルス感染症の影響により急遽中止した人吉市消防出初式でございますが、来年は、１月８日、ふるさと歴史の広場にて開催いたします。消防団の士気の高揚を図り、新年を飾る恒例行事として、団員をはじめ団員をお支えいただいている御家族、地元町内会、後援会並びに市民の皆様にとりましても楽しみにされているものとして実施いたします。観閲、分列行進、放水競技等、通常年どおりのプログラムで実施いたしますので、消防団の勇姿を御覧いただければ幸いに存じます。

被災された世帯の応急住宅への入居状況につきましては、11月20日現在で、建設型応急住宅に入居された総世帯が369世帯、現在も入居されている世帯が200帯、既に退去された世帯が169世帯でございます。賃貸型応急住宅につきましては、入居総世帯が535世帯、現在入居世帯が151世帯、退去世帯が384世帯で、市営単独住宅への一時入居総世帯が155世帯、現在入居世帯が73世帯、退去世帯が82世帯となっております。

地域支え合いセンター関係でございますが、被災世帯の訪問支援等を継続して行っており、

支援済み世帯の割合も、10月31日現在で81.54％に達しております。発災から２年余りが経過し、住まいの再建が進んでいるところでございますが、支援を継続している世帯の中には、生活困窮世帯や単身高齢者世帯、健康面に不安を抱える世帯などの課題が多く、また、それらの課題が複合している世帯もございますことから、本市としましても、引き続き、生活や住まいの早期再建に向け、関係機関・団体と連携しながら、きめ細かな支援を継続してまいります。

建設型応急住宅の利活用関係でございますが、住まいの再建先として引き続きの利用を希望される方がおられることから、村山あやめ広場、西間第一・第二・第三、下原田第一・第三の６つの仮設団地につきましては、熊本県から譲渡を受け、市営単独住宅として整備を行うこととしており、現在、調整等を進めております。具体には、村山あやめ広場仮設団地を除く５つの団地について用地協議を進めており、そのうち、西間第一仮設団地につきましては用地取得が完了したところです。本市としましても、被災された方々の早期の住まい再建を図ってまいりたいと存じますので、改めて地権者の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

災害公営住宅関係でございますが、相良町に整備する買取型災害公営住宅整備事業につきまして、去る10月10日に安全祈願祭が執り行われ、建設工事に着手いたしました。また、東校区に整備する災害公営住宅につきましては、12月下旬を目途に選定委員会を開催し、審査の上、事業者を決定する予定です。相良町と東校区の両災害公営住宅については、今月から本申込み受付を開始し、並行して世帯の資格調査や団地及び住戸の割り当て作業を行い、年明けにはお申込みいただいた世帯へ結果をお知らせいたします。

なお、相良町の災害公営住宅につきましては、令和５年11月の完成に向け、今後、工事が本格化してまいりますので、地域住民の皆様には御迷惑をおかけいたしますが、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

豪雨災害で被災した自治公民館の復旧状況でございますが、被災した自治公民館のうち、16か所につきましては、球磨川流域復興基金などを活用し、修繕や建て替えによる復旧がなされております。去る11月13日には、土砂の流入等により現地での復旧が困難であった木地屋町公民館が、移転新築されたところです。また、上新町・下新町、二日町・大工町、宝来町、温泉町の６町内４か所につきましては、自治公民館として利用される「みんなの家」として、公益財団法人日本財団の御支援により建設が進められております。先行する温泉町の「みんなの家」は、去る10月30日に起工式が執り行われ、残る５町内につきましても、今後、設計等の最終調整を経て順次着工される予定です。本市としましても、地域住民のコミュニティー活動の再開に向け、熊本県と連携し、住民の合意形成や設計者との協議などの支援を継続してまいります。

豪雨災害で被災したくま川鉄道につきまして、昨年11月28日の肥後西村駅から湯前駅間の

部分運行再開後、昨日で１年が経過いたしました。現在、復旧事業における最大の工事である球磨川第四橋梁の建設事業に着手しており、今月、第１期分の工事を発注いたしました。今後は復旧のシンボルとなる橋梁の建設が目に見える形で進んでまいりますが、くま川鉄道は人吉球磨にとって重要な路線であるとともに、観光面など沿線地域の経済振興や、高校生などの通学手段としても重要な役割を担っておりますので、国、県、沿線自治体と連携し、令和７年度中の全線運行再開に向け支援を継続してまいります。

商工関係でございますが、豪雨災害により被災した店舗や事業所などにおかれましては、なりわいの再建に向け、鋭意復旧作業を進められております。その先駆的な取組として、国の補助金、地域商業機能複合化事業補助金を活用し建設されております「人吉紺屋小町」でございますが、12月上旬にオープン予定となっております。まちなかへの新規創業支援の機能も兼ね備えた食の魅力の発信拠点として本市初となる複合施設は、中心市街地の賑わい創出に大きく寄与され、被災された事業者、または新規参入を目指す事業者の皆様の追い風や呼び水となるものと期待しております。

また、豪雨災害後、中心市街地の中で建物の解体により更地となっている土地の利活用を探るための社会実験として、人吉商工会議所の主催により、昨年度から「ＨＩＴＯＮＯＷＡマーケット」を開催いただいておりますが、今年度も８月から毎月、定期的に開催いただいております。御来場の皆様に満足いただけるよう、来場者へのきじうまコインのポイント付与や、他のイベントとのコラボレーションなど様々な企画を織り交ぜ、回を重ねるごとに復興まちづくりに資する定期的な取組として定着してきております。次回は、12月24日にクリスマス企画として開催を予定されており、まちなかの復興拠点として、さらに集客力を高めていく中心市街地活性化策として、今後も継続的に支援を行ってまいります。

企業誘致関係でございますが、去る11月25日、本市に本社を置く球磨焼酎の最大メーカー、高橋酒造株式会社と本市との間で、旧田野小学校及び周辺に関する土地の売払い仮契約を締結いたしました。同社とは、昨年１月に旧田野小学校への施設の進出に関する覚書を締結しており、その後、地元町内会の皆様との意見交換会や事業展開に伴う調査、関係機関との調整が行われ、このたびの仮契約に至ったものです。同社の本市における新たな事業展開として、田野地区に蒸留所の整備と同地区の優れた自然や景観を生かした観光交流施設などが計画されております。本市としましても、地場産業を牽引する同社が、当該事業を通じて田野地区の活性化に寄与されるとともに、本市の産業振興において新たな１ページを開かれることを大いに期待するところでございます。

観光関係でございますが、豪雨災害で被災した市内宿泊施設におかれましては、コロナ禍による移動の制限などが重なり、苦しい状況が続いておりますが、営業再開という明るいニュースなども届けられ、本市を訪問、宿泊されるお客様をお迎えする体制が徐々に整いつつあります。そのような中、昨年に引き続き、去る11月３日から、「人吉泊まって復興応援キ

ャンペーン」を展開いたしております。市内の宿泊施設の料金が最大5,000円割引となる本市独自の取組として、宿泊者数の回復を図ってまいりたいと存じます。併せて、「プレミアム付食べ飲み応援券第３弾」の販売を、去る11月20日から、くまりばで開始いたしました。こちらは、市民の皆様や宿泊されるお客様に市内の飲食店を御利用いただき、コロナ禍や物価高騰の影響に苦しむ飲食店を支援する事業となっております。市民の皆様も購入可能となっておりますので、食の面から人吉の観光をお支えいただければと存じます。

また、集客のためのイベント関係でございますが、去る11月12日、豪雨災害からの復興を願う光のイベント、「人吉スカイランタンフェスティバル」が昨年に引き続き開催されました。メイン会場のふるさと歴史の広場では700個のランタンが夜空に放たれ、早期復興が実現するよう参加された皆様と共に祈念いたしました。また、青井阿蘇神社や鍛冶屋町公園では和傘イルミネーションなども行われており、まち全体が色とりどりの灯りに包まれた、心に残る復興イベントとなりました。本市といたしましても、夜間におけるイベントの継続実施など、市内外の皆様に本市の魅力を改めて感じていただくことで、商工業・観光業をはじめとする地元経済への波及効果を高めてまいりたいと存じます。

臨時特別給付金関係でございますが、昨今の電力・ガス・食料品等の価格高騰を踏まえ、住民税非課税世帯等を支援するための給付金の追加支給が国策として決定され、１世帯当たり５万円が支給されることとなりました。これに加え、本市におきましては、国の支給額に加え、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し１万円を上乗せして、６万円を給付することとしております。対象となる約5,000世帯のうち、受給者の状況確認が取れた世帯に対しまして、12月上旬から順次、給付を開始してまいります。

なお、今回の給付金は、予期せず家計が悪化し、非課税世帯と同等程度に生活水準が低下した世帯も対象となりますことから、制度自体の周知に努め、該当される世帯の皆様におかれましては、国の申請期限の１月末までに申請いただくようお願いしてまいりたいと存じます。

高齢者福祉関係でございますが、去る10月25日、人吉市金婚夫婦表彰式を開催いたしました。今年度は、45組の御夫婦が50年という金婚の節目を迎えていらっしゃいますが、当日は、御出席いただきました30組の御夫婦と共に、笑顔あふれる晴れやかな表彰式を執り行うことができました。昭和、平成、令和と変化の著しい半世紀を、お二人で力を合わせ乗り越えてこられたことに、改めまして敬意を表し、心からお祝い申し上げます。今後も人口減少が続く中、さらに難しい時代の到来が予想され、金婚を迎えられた皆様の豊富な経験や知識をもって今後の地域づくりをお支えいただくことを、切にお願い申し上げたところでございます。引き続き健康に十分留意され、心豊かな人生をお過ごしになりますよう心から祈念申し上げます。

学校教育関係でございますが、去る10月20日、新市庁舎の市議会本会議場では初めてとな

る子ども議会を開催いたしました。市内３校の中学校から、３年生の代表９組17名が「人吉市の未来を考える」をテーマに、人吉市をもっと素晴らしいまちにするための方策や、この先ずっと住み続けたくなるようなまち、多くの人に愛されるまち人吉を創っていくためのアイデアなどについて、中学生ならではの視点から、たくさんの御質問・御提案をいただきました。地域の次世代を担う子供たちは、本市の希望の光であり、地域の宝物であります。この子供たちが日常生活の中で感じていることをクラスの全員で真剣に考えまとめ上げた意見を、今回、代表して登壇した生徒たちが発表する姿を見て、私にとっても大きな刺激になったと同時に、将来の人吉市を託すことができる人財として頼もしさすら覚えたところです。日々の生活の中で自らが暮らす地域への愛情を持つことは、価値観の多様化など複雑な現代社会を生き抜くための大きな活力となり得るものだと思いますし、同時に、生まれ育った地域への誇り、愛着なども生み出されるものだと思います。その子供たちが大人になり社会の一員になったとき、本市の将来について改めて考え、そして暮らしやすいまちの創造に向けて、今回の子ども議会での経験を忘れることなく真剣に本市の未来を語り合ってくれるものと私は確信しております。子供たちの未来のため、このような機会をいただきました学校関係者や保護者の皆様に感謝を申し上げますとともに、今回出された貴重な意見・提案につきましては、今後の市政運営に反映するなど活用してまいります。

文化振興事業関係でございますが、豪雨災害以来３年振りとなる第67回人吉球磨総合美展が、人吉クラフトパーク石野公園で開催されました。今回は展示期間を前期、後期の２期に分け、前期は絵画、デザイン、彫刻、書道の４部門を、後期は工芸、写真の２部門の作品を展示いたしました。期間中御来場いただいた約1,400人の皆様には、市内をはじめ県内外から数多く出品された116点の力作ぞろいといえる作品を存分に鑑賞していただいたものと存じます。

犬童球渓顕彰音楽祭につきましては、碑前祭と学校発表会を実施することとしておりましたが、今夏のコロナ禍の影響により学校での教育活動や部活動等が制限され、中でも感染リスクの高い合唱の練習機会が確保できないことから、誠に残念ではございましたが、昨年同様、学校発表会の開催を見送ったところでございます。しかしながら、球渓先生の偉業顕彰の機会を途絶えさせないためにも、碑前祭は、感染対策を講じた上で関係者並びに東間小学校の児童の参加を得て、実施することができました。音楽祭につきましては、次年度以降も関係団体等との協議を進め、事業を実施してまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

第２回人吉市童話発表大会でございますが、去る９月25日、カルチャーパレス小ホールにおいて開催しました。子供たち10名の一人一人の感情豊かな素晴らしい発表に、会場全体に大きな拍手が鳴り響き、感動に包まれた大会となりました。今後も、人吉市内小・中学校長会や人吉市ＰＴＡ連絡協議会と連携し、市の誇る教育文化事業として発展に努め、子供たち

の読書意欲向上と豊かな人間性の育成を図り、本市の教育向上に尽力してまいります。

私は平成27年５月、市長に就任して以来、議員各位をはじめ市民の皆様の御理解と御支援を賜りながら市政運営に取り組んでまいりました。改めまして深く感謝を申し上げます。しかし一方で、令和２年７月豪雨災害という未曽有の大水害によって、山積する地域課題を抱えながら、市政の方向について大きく舵を切らなければならない状況に直面し、現在も復旧・復興のさなかにあります。発災直後は特に、市職員と共に一丸となって暗中模索ともいえる中で必死に走り続けてまいりました。あの日を振り返るとき、21名の貴い命が失われた令和２年７月豪雨時に市長の職にあった人間として、リーダーとして何ができたのだろうか、何が足りなかったのだろうか、併せて市長としての責任の在り方をどう考えるべきか、自らの存在意義、市民の皆様との約束、消防団員の命がけの活動、給食を囲み夢を語り合った子供たちの笑顔、様々なことが去来し、幾度となく眠れぬ夜を過ごしました。

また、自らや家族が被災されたり、被災地の悲しみを自分のものとして被災者支援や復旧に懸命に取り組みながらも、被災地が求めるスピード感や焦燥感へ応えきれない苦しみ等で悩み、疲弊し、体調を崩した市の職員たちの姿、その後ろに見える御家族たちの心配や悲しみが自らの家族とも重なり、被災者の表し難い苦難や悲しみはもちろん、被災地を取り巻く苦しみや悲しみの連鎖ともいえる残酷さに心を痛め、自らの無力さに苛まれてまいりました。それでも被災者の生活再建、復旧・復興は待ったなしで進み、国、県、関係自治体をはじめ、友人、知人、併せて数えきれないほどの多くの人たちからの絶大な御支援は被災地を奮い立たせたのも事実であり、明日へのかすかな光と感謝の念によって立ち続け、生きてきたような気がしております。そして何よりも、市民の皆様の不屈の精神と人吉への思いに支えられて今日を迎えていることを誰よりも実感し、現在も市民の皆様の艱難辛苦と共に歩んでいる為政者として、市の将来に対する私の責任は重大だと自らを鼓舞し、同時に律してもまいりました。

さきにふれた子ども議会の中で特に印象深かったのが、自らも15歳の少年少女でありながら、「未来の子供たちのために」とか、自分たちの子供たちの世代を思いやる発言が随所にみられたところです。コロナ禍による行動制限やその後の社会の変革、令和２年７月豪雨災害は、子供たちにとっても本当に辛く、傷つき、翻弄もされたものと思いますが、苦しみを乗り越えた人間の気づき、思いやりみたいなものを感じさせる本市の子供たちの成長がとても眩しく、勇気づけられた気がいたしました。

翻って、被災地の市長として自らの責任、使命を考えたとき、私たちが背負い、苦しんでいる被災地としての今日を、そのまま次期の市政や次の世代に委ねてよいものか、少しでも希望ある未来を描き示すべきではないかと、自問自答してまいりました。特に、流水型ダムや本市に計画されている遊水地をはじめ流域治水の推進は、本地域にとって最大の課題であり、あのような大災害を二度と繰り返してはならないことが、今を生きる我々の責務であり、

貴い犠牲への誓いでもあるという信念は揺ぎないものです。私がこのまま市政を担うことに憂慮する自分や家族がいたことも事実ですが、大災害による原罪のようなものを背負った市長として、私にしかできないことがあるのではないか、私が誰よりも前を向き、復旧・復興の先頭に立つべきではないかと、政治を志す者の責任の在り方について、再度思いを馳せたところです。

コロナ禍の落ち着きもあり、会合等が再開され多くの市民の皆様とお会いする機会が増えましたが、多くのお叱りや激励、要請、要望等をいただいております。市政が確実に動いていることを実感する瞬間でもあり、市長としてしっかりやるよう、背中を押されている思いが日に日に高まっております。来年４月、被災時の市長としての審判を受け、市民の皆様の付託が再度いただけるならば、私の天命として本市の復旧、未来型復興、そして新たなまちづくりを市長として成し遂げたいと決意を固めたところでございます。議員各位をはじめ、市民の皆様の引き続きの御指導、御支援を心からお願い申し上げます。

次に、令和５年度予算編成に向け、その方針を定めましたので御報告いたします。

令和５年度の国の予算編成に当たっては、６月７日に「経済財政運営と改革の基本方針2022」が閣議決定され、より強靭で持続可能な「新しい資本主義」の起動に向け、「人への分配」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップへの投資」、「グリーントランスフォーメーションへの投資」、「デジタルトランスフォーメーションへの投資」を柱とし、経済・財政一体改革を着実に推進することとしております。

また、熊本県は、平成28年熊本地震、新型コロナウイルス感染症、令和２年７月豪雨災害という３つの課題への対応を最優先に、迅速かつ躊躇なく様々な取組を進めてきており、引き続き着実に歩みを進めていくこととされています。

しかし、これらの課題に対応してきた結果、令和５年度の大まかな収支見通しにおいて38億円の財源不足が見込まれており、中期的な財政収支の試算では、令和４年度以降の５年間において累計186億円の財源不足が生じ、２つの災害への対応に伴い、県債残高が今後増加し、中期的な財政状況も厳しい状況にあるとされています。県においては、新型コロナウイルス感染症による危機の克服、２つの災害からの創造的復興、さらには将来の熊本の発展につなげるために、真に必要な事業への選択と集中を徹底するとしております。

本市においては、令和４年度に引き続き、人吉市復興計画や人吉市復興まちづくり計画における復興事業を積極的に推進するとともに、併せて個々の被災者に寄り添った支援策を講じてまいります。また、国が推進している行政のデジタル化への対応やゼロカーボンシティ実現へ向けた取組も確実に進めていく必要がございます。

一方で、本市の財政状況は大変厳しい状況にあり、事務事業の見直しと行財政健全化計画の着実な推進を図っていく必要がございます。令和５年度以降は、令和２年７月豪雨災害や新型コロナウイルス感染拡大の影響と、生産年齢人口の減少などにより住民税や地方譲与税

の減収は避けられない状況にあり、普通交付税においても、同様に減収が見込まれるところでございます。また、市庁舎建設に加え、豪雨災害からの復旧・復興により市債の償還が大幅に増加しており、これまで以上に市債を財源とした事業については、将来を見据え、事業量を調整するなど計画的に推進し、健全財政の基礎となる歳出抑制と歳入増加に取り組まなければならないところでございます。

以上のことから、令和５年度予算編成に当たっては、国の予算編成の動向を見極めつつ、復興に向けた組織横断的な連携による効果的な施策展開と、歳入予算の財源確保、事務事業見直し指針による歳出予算の抑制に最大限努めることといたしております。

なお、来年４月は任期満了に伴う市長改選期であることから、令和５年度当初予算は骨格予算とし、新規の政策的経費については補正予算にて検討を行うものでございます。

議員各位をはじめ市民の皆様におかれましても、この趣旨を御理解いただき、今後の改革改善に特段の御協力、御協賛を賜りますよう心からお願い申し上げます。

引き続き、提案しております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明いたします。

議第75号令和４年度人吉市一般会計補正予算案（第８号）は、国の人事院勧告に準ずる本市職員等の給与改定に伴う補正でございまして、歳出について、各款における給料など1,836万5,000円を増額し、予備費を同額減額補正するものです。そのため、歳入歳出予算の総額については変更ございません。

議第76号令和４年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第２号）及び議第77号令和４年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第２号）は、一般会計補正予算案同様、国の人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の増額補正で、予備費を同額減額補正するものです。そのため、歳入歳出予算の総額については変更ございません。

議第78号令和４年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第２号）は、国の人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございまして、収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を52万円増額し、支出総額を４億8,728万8,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を４万2,000円増額し、支出予算総額を３億8,490万円とするものです。

議第79号令和４年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第２号）は、国の人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございまして、収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を10万3,000円増額し、支出総額を10億4,585万7,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費を24万6,000円増額し、支出予算総額を６億8,432万8,000円とするものです。

議第80号令和４年度人吉市一般会計補正予算案（第９号）は、国・県の補助金交付決定に伴う補正のほか、扶助費や災害復旧費などの追加補正を行うものです。歳入歳出にそれぞれ

16億3,413万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ233億4,838万4,000円とするものです。

議第81号令和４年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第３号）は、人事異動に伴う人件費のほか、保険給付費などの補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ１億903万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億8,810万7,000円とするものです。

議第82号令和４年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第３号）は、徴収費の手数料の増額などに伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ22万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億2,929万円とするものです。

議第83号令和４年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第３号）は、共済組合負担金の定時決定等による人件費の増額に伴う所要額の補正でございまして、収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を38万4,000円増額し、支出総額を４億8,767万2,000円とするものです。

議第84号令和４年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第３号）は、人件費に伴うもの、及び青井被災市街地復興土地区画整理事業の一環であります青井宝来排水区整備実施設計業務委託の補正です。収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を50万円増額し、支出総額を10億4,635万7,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、収入の企業債を1,040万円、補助金を1,100万円増額し、収入総額を３億1,036万3,000円とし、支出の建設改良費を2,367万2,000円増額し、支出総額を７億800万円とするものです。

議第85号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、市長、副市長及び教育長の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

議第86号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、議員の期末手当に関し、特別職の国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

議第87号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、職員の給与に関し、人事院勧告に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

議第88号人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、条例で引用している給料表の改定に伴い、条例の一部を改正するものです。

議第89号地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例案は、職員の定年引上げ等に係る地方公務員法の一部改正等に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

議第90号人吉市手数料条例の一部を改正する条例案は、熊本県から人吉市へ火薬類取締事務の権限が移譲されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第91号人吉市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例案

は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、同法に基づく固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

議第92号人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案は、この条例の規定により市が徴収する負担金に、消費税等相当額を加えて徴収できるようにするため、条例の一部を改正するものです。

議第93号公の施設の指定管理者の指定についての案件は、人吉市体育施設の指定管理期間が令和５年３月31日に満了することに伴い、令和５年４月１日から令和10年３月31日までの人吉市体育施設の指定管理者に、ＮＰＯ法人人吉市体育協会を指定することにつきまして、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決をお願いするものです。

議第94号財産の処分についての案件は、旧田野小学校及び田野テニスコートの土地、建物及び附帯工作物等を処分することについて、5,000平方メートル以上で予定価格が2,000万円以上となるため、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決をお願いするものです。

議第95号財産の取得についての案件は、下原田第一仮設団地の用地を購入することについて、5,000平方メートル以上で予定価格が2,000万円以上となるため、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決をお願いするものです。

以上、提案しております予算案、条例案及び案件議案につきまして概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時01分　休憩

午前11時21分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇）　皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第75号令和４年度人吉市一般会計補正予算案（第８号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、今回の人事院勧告についての御説明をさせていただきます。国の動向でございますが、人事院は民間給与との較差0.23％を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるとともに、職員の勤勉手当を支給月数を民間に合うよう0.1月分引き上げるなどの勧告を行っております。このような状況を踏まえ、本市の人事院勧告による給与等の取扱いにつきましては、これまで同様、国の方針に準ずることといたしております。給料月額につきましては、令和４年４月１日に遡及し、給料表の改定を行うこととし、併せま

して本年度12月期からの勤勉手当を、一般職が0.1月分、再任用職員が0.05月分の引上げ改定を行うものでございます。なお、会計年度任用職員の給与改定は、令和４年12月１日適用とするものでございます。

また、市長、副市長、教育長及び市議会議員につきましては、特別職の国家公務員に準じまして、期末手当を本年度12月期から0.05月分引き上げる改定を行うものでございます。

それでは、予算案の説明をさせていただきます。

予算書の１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明いたします。

予算書の６ページをお願いいたします。１款議会費から各款、項、目に人件費の補正額を計上しておりますが、これはただいま御説明いたしました人事院勧告に伴うものでございまして、個別に係る説明は省略させていただきます。補正額の内訳といたしまして、報酬112万6,000円、給料331万8,000円、期末勤勉手当1,164万1,000円、共済費228万円の合計1,836万5,000円の増額補正となっております。

少し飛びまして、18ページをお願いいたします。下のほうになります。14款予備費を1,836万5,000円減額いたしております。

以上で、議第75号令和４年度人吉市一般会計補正予算案（第８号）につきまして、補足説明を終わります。

続きまして、議第80号令和４年度人吉市一般会計補正予算案（第９号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第２条の繰越明許費につきましては、第２表繰越明許費により、第３条の債務負担行為の補正につきましては、第３表債務負担行為補正により、第４条の地方債の補正につきましては、第４表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

５ページをお願いいたします。第２表繰越明許費でございます。６款農林水産業費、１項農業費、団体営農業農村整備事業赤池水無地区頭首工2,131万3,000円は、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しくなりましたことから全事業費を繰り越すものでございます。８款土木費、２項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業瓦屋地内第２号線2,300万円は、改良工事に伴う補償物件の撤去及び移設等に時間を要し、工事の適正工期が確保できないため、全事業費を繰り越すものでございます。同じく、都市防災総合推進事業矢黒地内第５号線ほか３億8,163万8,000円は、避難路整備に向けた設計業務委託でございまして、関係機関との調整に時間を要するため、年度内での完了が困難となり、全事業費を繰り越すものでございます。道路メンテナンス事業羽田橋9,506万4,000円は、交通管理者及び地元関係者との協議に不測の日数を要し、年度内での竣工が困難となったため、全事業費を繰り越すものでございます。４項都市計画費、都市防災総合推進事業村山公園7,550万円

は、村山公園避難地の予備設計業務委託におきまして、避難地の位置及び面積の検討に不測の日数を要しておりますことから、事業費の全てを繰り越すものでございます。

11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、過年発生補助農業用施設災害復旧事業鹿目地区頭首工1,435万5,000円と、その下の現年発生補助農業用施設災害復旧事業七地地区水路ほか2,000万円は、いずれも関係機関との協議に不測の日数を要し、適正工期が確保できないため、事業費の全てを繰り越すものでございます。３項公共土木施設災害復旧費、現年発生補助道路橋梁災害復旧事業田野高原線ほか1,420万円と、現年発生補助河川災害復旧事業井出川2,200万円は、本年９月の台風14号に伴う災害復旧事業でございまして、いずれも関係機関との協議に不測の日数を要し、適正工期が確保できないため、全事業費を繰り越すものでございます。

その下になります。第３表債務負担行為補正の追加でございます。議会だより印刷製本費から、次のページ、６ページの学校給食配送等委託料までの26件につきましては、主に令和５年度の業務委託などにつきまして、年度内に準備行為、入札等を実施するために債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

なお、５ページの下から２件目の市庁舎別館ネットワーク構築・機器リース料は、６年間のリース契約でございまして、現在改修をしております庁舎別館の令和５年度供用開始に向け、情報機器ネットワーク構築と機器のリース料につきまして、本年度中に契約を行う必要がありますことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

また、６ページの上から14件目、学習支援ソフト使用料は、５年間の契約としてタブレット端末で使用します学習支援ソフトを導入するものでございまして、４月からの運用に向け、本年度中に契約をする必要がありますことから、債務負担行為を設定するものでございます。

その下でございます。債務負担行為補正の変更でございます。第６次電算クラウドシステム使用料につきましては、契約締結に伴う金額の確定により限度額を変更するものでございます。

７ページをお願いいたします。第４表地方債補正は、追加が５件、変更が13件、廃止が１件でございます。

まず、追加でございます。くま川鉄道災害復旧資金貸付事業債は、くま川鉄道株式会社の災害復旧事業に伴う資金繰りの支援に対する起債でございまして、充当率が100％の６億5,100万円を計上いたしております。子ども医療費助成事業債から道路新設改良事業債までの３件は、いずれも過疎地域持続的発展計画に基づき実施する事業に対する起債でございまして、その中で子ども医療費助成事業債は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条第２項に規定するソフト事業分として、起債上限額を充当するものでございます。その下の、保健センター施設整備事業債と道路新設改良事業債は、同法第14条第１項に規定する出資及び施設の整備、いわゆるハード事業分として過疎対策事業債を充当するものでご

ざいます。充当率は、いずれも100％でございます。現年発生補助災害復旧事業債は、災害査定に伴うものでございまして、農業用施設災害復旧事業債、こちらは充当率90％でございます。それから、公共土木施設災害復旧事業債、充当率こちらは100％になります。その合計の1,880万円を計上いたしております。

次に、変更でございます。臨時財政対策債は、国の普通交付税の財源不足を補完する起債でございまして、本年度の起債上限額が示されたことに伴い、限度額を変更するものでございます。市庁舎別館施設改修事業債から、８ページの過年発生単独災害復旧事業債までの12件は、事業費の増などによる限度額の変更でございます。なお、７ページの市庁舎別館施設改修事業債から道路メンテナンス事業債までの４件と、８ページ上段の公営住宅建設事業債から学校給食センター改修等事業債までの５件は、過疎対策事業債に振り替えるものでございます。

次に、廃止でございます。地方道路整備事業債は、７ページの追加の道路新設改良事業債と関連しておりまして、過疎対策事業債に振り替えましたことから廃止をするものでございます。

次に、歳入の主なものにつきまして御説明いたします。11ページをお願いいたします。上からになります。１款市税、２項、１目固定資産税１億827万4,000円の増額補正は、土地の減、家屋及び償却資産の増によるものでございます。４項、１目市たばこ税5,001万6,000円の増額補正は、昨年のたばこ税引上げに伴い減収を見込んでいましたが、見込みより税収が上回っているため増額するものでございます。６項、１目都市計画税870万6,000円の減額補正は、土地評価額の下落の影響に伴う減などでございます。

12ページをお願いいたします。中ほどになります。15款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金2,039万9,000円の増額補正は、１節社会福祉費負担金で、障害者支援に係る自立支援給付費負担金の増などでございます。３目災害復旧費国庫負担金2,407万8,000円の増額補正は、本年７月と８月の大雨に伴う道路や河川の災害復旧に係る現年災公共土木施設災害復旧費負担金の増でございます。

13ページをお願いいたします。２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金5,550万8,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの増でございます。２目民生費国庫補助金3,749万1,000円の増額補正は、１節社会福祉費補助金で、高齢者施設等の防災・減災対策基盤整備事業に係る地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の増などでございます。４目土木費国庫補助金8,239万円の増額補正は、４節都市計画費補助金で、都市防災総合推進事業に係る社会資本整備総合交付金の増などでございます。

14ページをお願いいたします。中ほどになります。16款県支出金、２項県補助金、２目民生費県補助金2,812万1,000円の増額補正は、２節児童福祉費補助金で、放課後児童健全育成事業費補助金や市内認可保育園等の支援に係る物価高騰対策事業費補助金の増などでござい

ます。３目衛生費県補助金１億8,883万5,000円の増額補正は、令和２年７月豪雨に伴う災害廃棄物処理に係る地方負担の軽減を目的とした、令和２年７月豪雨災害廃棄物処理基金補助金でございます。

15ページをお願いいたします。６目土木費県補助金4,885万円の増額補正は、建設型応急仮設住宅仮設団地の用地購入等に係る球磨川流域復興基金交付金の増でございます。３項委託金、１目総務費委託金608万4,000円の増額補正は、令和５年４月９日執行予定の熊本県議会議員一般選挙経費に係る県議会議員選挙費委託金でございます。17款財産収入、２項財産売払収入、１目不動産売払収入2,510万円の増額補正は、旧田野小学校と田野テニスコートの土地・建物を売却することに伴う土地売払収入でございます。

16ページをお願いいたします。19款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金としまして１億8,000万円を繰り入れ、計上いたしております。５目応援団基金繰入金１億1,700万円の減額補正は、充当していました建設型応急仮設住宅仮設団地の用地購入等に過疎対策事業債を充当するため減額するものでございます。７目新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金繰入金714万7,000円の増額補正は、コロナ禍における資金借入を活用した事業者に対する借入利子の補給金でございます。21款諸収入、４項、２目雑入2,856万6,000円の増額補正は、２節民生費雑入の後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金、及び７節土木費雑入の中川原公園トイレ被災に係る建物総合損害共済保険金が主なものでございます。

17ページをお願いいたします。22款市債につきましては、第４表地方債補正で御説明をいたしましたので省略させていただきます。

次に、歳出でございます。19ページをお願いいたします。最初に、各款、項、目の中の職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、人事異動等に伴うものでございまして、また、国・県支出金などの精算金は、前年度の事業精算に伴うものでございますことから説明は省略させていただきます。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費６億5,549万3,000円の増額補正は、14節工事請負費で、上新町の特定空き家につきまして、人吉市空き家等対策の推進に関する条例に基づき除却を行う経費のほか、20節貸付金でくま川鉄道災害復旧資金貸付金の増などでございます。

少し飛びまして、22ページをお願いいたします。４項選挙費、３目県議会議員選挙費608万4,000円の増額補正は、令和５年４月９日執行予定の熊本県議会議員一般選挙に係る経費を計上いたしております。

23ページをお願いいたします。３款民生費、１項社会福祉費、２目心身障害者福祉費8,779万9,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、光熱費等の高騰の影響を受けている障害福祉サービス事業所等を支援するための障がい者施設等支援給付金（物価等高騰対策）や、19節扶助費の自立支援給付費などの増でございます。３目老人福祉

費3,015万5,000円の増額補正は、高齢者施設等の防災・減災対策基盤整備事業に対する地域密着型サービス拠点等施設整備補助金や、介護施設の機能強化に対する介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、次のページの上のほうになりますけれども、光熱費等の高騰の影響を受けている介護施設等を支援するための介護施設等支援給付金（物価等高騰対策）の増でございます。２項児童福祉費、１目児童福祉総務費１億4,538万6,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、認可保育所等に対する延長保育促進事業補助金や、市単独で実施しております軽度障害児保育事業補助金、市内13か所の学童クラブへの放課後児童健全育成事業補助金、それから給付金で、光熱費等の高騰の影響を受けている認定こども園等を支援するための保育所等支援給付金（物価等高騰対策）などの増でございます。

26ページをお願いいたします。４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費2,422万3,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、光熱費等の高騰の影響を受けている医療機関等を支援するための医療機関等支援給付金（物価等高騰対策）などの増でございます。５目環境衛生費182万8,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、大野町地区の簡易水道施設の老朽化に伴う設備改修に対する飲料水供給施設等整備補助金などの増でございます。

28ページをお願いいたします。６款農林水産業費、１項農業費、５目農地費276万円の増額補正は、14節工事請負費で、団体営農業農村整備事業水路改修工事費の工事費を増額するものなどでございます。

29ページをお願いいたします。７款、１項商工費、２目商工業振興費1,914万7,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、コロナ禍における資金借入を活用した事業者に対する利子補給補助金や、給付金で、燃料等の高騰の影響を受けている貨物運送業等を支援するための貨物運送事業者等支援給付金（物価等高騰対策）の増でございます。

30ページをお願いいたします。８款土木費、２項道路橋梁費、３目道路新設改良費２億775万3,000円の増額補正は、12節委託料で、人吉市復興計画に基づく市内の避難路整備に向けた測量設計委託料や、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、井ノ口町の急傾斜地崩壊対策事業及び願成寺町における側溝整備事業に対する県営事業負担金の増などでございます。５目橋梁新設改良費1,506万5,000円の増額補正は、14節工事請負費で、橋梁補修等工事費の増などでございます。３項住宅費、２目住宅建設費8,180万1,000円の増額補正は、16節公有財産購入費で、建設型応急仮設住宅下原田第三仮設団地を市営単独住宅として利活用するための用地購入費及び次のページの21節補償、補填及び賠償金で、下原田第一仮設団地の補償費の増などでございます。３目民間住宅対策費、こちらは新しい目となります、1,350万円の増額補正は、大柿地区移転促進のため、地区外へ移転新築または移転先住宅の改修に係る費用を支援するための交付金でございます。４項都市計画費、１目都市計画総務費7,144万5,000円の減額補正は、12節委託料で、青井被災市街地復興土地区画整理事業の県施工に伴

う事業費の減などによるものでございます。３目公園整備費2,500万円の増額補正は、12節委託料で、村山公園避難地整備に係る測量設計委託料の増などでございます。

34ページをお願いいたします。下のほうになります。10款教育費、４項社会教育費、５目文化財保護費1,168万7,000円の増額補正は、14節工事請負費で、大村横穴群落石対策工事や、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、令和２年７月豪雨災害により被災しました国登録の青井阿蘇神社楔橋、県指定の楽行寺傘仏、市指定の青井阿蘇神社板絵御正体の文化財の復旧を支援する補助金などでございます。

35ページをお願いいたします。５項保健体育費、２目体育施設費780万3,000円の増額補正は、17節備品購入費で、人吉スポーツパレスの卓球台の買い替えに伴う施設用備品の増などでございます。

36ページをお願いいたします。11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、２目農業用施設災害復旧費3,723万8,000円の増額補正は、14節工事請負費で、本年９月の台風14号に伴う木地屋地区外２件の水路災害復旧事業費の増などによるものでございます。３項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋梁災害復旧費1,420万円の増額補正は、本年８月の大雨に伴う大塚桑木津留線外１線の道路災害復旧事業費の増などでございます。５目河川災害復旧費2,200万円の増額補正は、本年７月の大雨に伴う井出川の河川災害復旧事業費の増でございます。

37ページをお願いいたします。４項文教施設災害復旧費、２目社会教育施設災害復旧費700万円の増額補正は、東西コミュニティセンターの災害復旧事業に伴う公民館備品の増でございます。13款諸支出金、２項基金費、６目人吉市減債基金費１億8,883万5,000円の増額補正は、熊本県の令和２年７月豪雨災害廃棄物処理基金補助金交付要綱に基づき交付される補助金を、災害等廃棄物処理事業に係る地方債の元利償還に充てるため、人吉市減債基金へ積立てを行うものでございます。最後に、14款予備費を1,194万5,000円増額いたしております。

以上で、議第80号令和４年度人吉市一般会計補正予算案（第９号）につきまして、補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）（登壇）　皆様、こんにちは。私のほうから報第８号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について、説明をさせていただきます。

お手元の議案書43ページをお願いいたします。これは、地方自治法第180条第１項の規定により、令和４年11月11日に専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により議会に報告をするものでございます。

議案書44ページをお願いいたします。専決処分の内容について説明いたします。件名は損害の賠償についてでございます。賠償の理由でございますが、令和４年10月14日正午頃、市

道青井地内第６号線において、相手方軽自動車が対面に停車してあった車両を避けるために左に寄せて走行中、側溝の雨水排水用グレーチングにタイヤが乗った際に当該グレーチングが外れ、軽自動車の左前輪が側溝内に落下し、タイヤとホイールを損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

損害賠償の額は６万940円。賠償（和解）の相手方は、人吉市上青井町151番地３、松尾憲子様でございます。

和解事項でございますが、紛争を将来に残さないため、当事者双方は示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認するとしております。

以上で、報第８号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についての説明を終わります。

○議長（西　信八郎君）　以上で、議第75号から議第95号まで、及び報第８号の提案理由の説明は全て終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時58分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第25　議第57号及び日程第26　議第58号

○議長（西　信八郎君）　次に、議会運営委員長から報告がありましたとおり、継続審査となっておりました決算の認定等について、本日、委員長報告を受け、順次採決を行います。

まず、日程第25、議第57号令和３年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、日程第26、議第58号令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定についての２件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　皆さん、こんにちは。

令和４年９月第５回人吉市議会定例会において、厚生委員会に付託されました日程第25、議第57号令和３年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。本議案については、未曾有の大水害となった令和２年７月豪雨に伴う災害復旧・復興事業等を含む内容となっております。

委員会は３回にわたって開催し、まず水道局長、上水道課長から前年度要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は、前年度と比較して総収益が7.3％増の５億4,167万7,794円（税抜額）に対し、総費用が1.6％減の４億5,550万6,894円（税抜額）で、純利益が前年度より104.8％増の8,617万900円となっております。総収益が増額になった主な理由は、令和２年７月豪雨に伴う減免措置等が終了したことによる給水収益の増によるものです。投資された事業の主なものとしましては、原城配水池法面災害復旧工事、青井西間線道路改良工事に伴う配水管改良及び消火栓設置工事、下永野町配水管改良工事（その１）などが実施されています。

給水戸数は前年度より25戸増加、給水人口は336人減少し、給水区域内人口に対する普及率は99.78％となっております。年間総配水量は前年度より4.8％増加、年間総有収水量は10.6％増加しております。有収率は85.65％で、前年度より4.47ポイント増加しております。

審査では、各委員から、工事入札における入札率と物価上昇の影響について質疑があり、令和３年度の入札においては平均入札率が97.59％で、物価上昇の影響はなかったものと考えているとの答弁がありました。

また、給水収益が令和２年７月豪雨に伴う減免措置が終了した後も、減収分の８割程度しか確保できなかった要因についての質疑に対しては、人口減少や、災害による仮設住宅等への転居、ホテル等の大型施設の休業等が考えられるとの答弁がありました。

さらに、上水道料金不納欠損について個人・事業所の別や事由、不納欠損に至る経過、他部署との連携について質疑があり、令和３年度においては個人が27件、事業所ゼロ件で事由としては居所不明21件、死亡６件であり、いずれも様々に他部署と連携し調査を行い、収入の見込みがないものについて関係法規に基づき不納欠損としたとの答弁がありました。

水道事業においては、全国的な少子化傾向に伴う人口減少や節水意識の高揚などにより、今後も給水収益の減少が予想され、本市でも喫緊の課題となっています。また、費用の面では、施設の維持管理、給水開始から約60年を経過した老朽管の更新及び管路等の耐震化等に多額の出費が見込まれています。

本委員会としましては、以上のことを踏まえながら、水道事業の経営については、「人吉市水道事業ビジョン」及び「アセットマネジメント計画（資産管理）」に基づき、引き続き公営企業の原則である経済性と公共の福祉増進に沿って経営の効率化、健全財政及び収益性の向上を推進されることはもちろんのこと、本市の将来を見据えた計画的で確実な事業の実施、さらには大規模災害を視野に入れた危機管理能力に優れた組織・体制づくりの構築に努め、将来にわたって低廉で清浄かつ豊富な水の安定供給ができるように要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

１　水道事業の健全運営の維持及び水源地を含めた安全性の確保を図るために、引き続き職員の技術力向上・維持及びＩＴ化に伴うスキルアップといった人材育成を強化するとともに、大規模災害など、不測の事態に起因する断水等への迅速な対応、また安心・安全な市

民生活への復旧に向けた速やかな対応ができる適正な職員配置を行い、体制の強化を図ること。

２　耐用年数を経過し老朽化した水道施設及び管路の更新については、「人吉市水道事業ビジョン」及び「アセットマネジメント計画（資産管理）」に基づき計画的に行い、今後も国庫補助や起債等の有利な制度を積極的に活用し、人吉市水道局お客様センターの開設によるきめ細かな対応やスマートフォン決済・コンビニ納付などの便利な収納方法の導入により収納率の改善が図られたところではあるが、さらなる水道料金の収納率の向上に努めるなど財源の確保に努め料金の適正化を図る財源不足に起因する料金の改定等市民の急激な負担増にならないよう適正運営にも配慮すること。

３　未収金については、負担の公平性の観点から、安易に不納欠損の措置をとることがないよう、債務者に応じた適正な管理を行うとともに、関係部署との連携及び情報共有の強化を図り、早期解消に向けた努力をされること。

以上、厚生委員会に付託されました議第57号令和３年度人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果、全会一致で原案可決及び認定することに決しました。

続きまして、令和４年９月第５回人吉市議会定例会において、厚生委員会に付託されました日程第26、議第58号令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。本議案についても議第57号と同様に、未曾有の大水害となった令和２年７月豪雨に伴う災害復旧・復興事業等を含む内容となっております。

委員会は３回にわたって開催し、まず水道局長及び下水道課長から前年度要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は、前年度と比較して総収益が12.2％増の10億8,855万4,113円（税抜額）に対し、総費用が23.7％増の12億3,721万3,499円（税抜額）で、純損失が398.9％増の１億4,865万9,386円となっております。総収益が増加した主な理由は、令和２年７月豪雨に伴う下水道料金の減免措置が終了したことによるものです。また、純損失の増は、令和２年７月豪雨により施設が甚大な被害を被り、特別損失を計上したことや、災害復旧工事完了により固定資産を除却したことによるものです。投資された事業の主なものは、ストックマネジメント計画に基づく城本地区汚水準幹線築造工事や市内一円公共桝設置工事及び人孔蓋等更新工事のほか、令和２年７月豪雨により甚大な被害を被った施設の災害復旧に係る実施設計委託及び工事委託ですが、これについては総額約64億円のうち約36億円は令和４年度に繰り越されています。

下水道接続済世帯数は前年度より109戸増加、水洗化済人口は67人増加し、下水道普及率

は74.7%、水洗化率は94.0%となっております。年間汚水処理水量は前年度より4.4%増加、年間有収水量は17.5%増加しております。有収率は85.43%で、前年度より9.5ポイント増加しております。

審査の過程で、委員から工事の変更契約理由について質疑があり、掘削工事中に事前の調査とは異なる位置に水道管が埋設されており、これに対応するための設計変更また、令和２年７月豪雨に伴う公費解体及び土砂撤去の同時施工と重なったことから、作業車両通行路の変更が余儀なくされ、歩行者の安全確保を踏まえ交通誘導員を増員したこと等の理由によるものとの答弁がありました。

また、委員から工事の指名入札における辞退が多い理由について質疑があり、令和２年７月豪雨に伴う復旧工事の発注件数が多く、発注時期及び発注金額によっては指名業者が対応しきれず、辞退につながったのではないかとの答弁がありました。

その他、合併浄化槽等の設置状況や地方共同法人日本下水道事業団との業務連携の状況、受益者負担金の不納欠損の状況等について質疑がありました。

公共下水道事業については、今後、全国的な少子化傾向に伴う人口減少や節水意識の高揚などにより、下水道使用料の減少が予想されることや、本市においては令和２年７月豪雨に伴う災害復旧事業の完了にあわせて「人吉市下水道事業経営戦略」や「ストックマネジメント計画」の見直しを行い経営環境の整備を行うことが今後の重要課題として捉えておく必要があります。

本委員会としましては、以上のことを踏まえながら、今後の公共下水道事業の経営については、「人吉市下水道事業経営戦略（ストックマネジメント計画）」に基づき施設等の維持管理に努めるとともに、経営の効率化、健全化の推進、収益性の向上を図りつつ、持続可能な事業運営に努められ、さらなる市民サービスの向上を図られるよう要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行いました。

記

１　下水道使用料の徴収については、下水道区域内の非接続世帯の解消に努め、引き続き口座振替の推進やスマートフォン決済やコンビニ収納などの収納方法の周知徹底により、さらなる収納率向上に努めること。受益者負担金についても収納率の向上に努めること。未収金については負担の公平性の観点から、安易に不納欠損の措置をとることがないよう、債務者に応じた適正な管理を行うとともに、関係部署との連携及び情報共有の強化を図り、早期解消に向けた努力をされること。

２　激甚災害をはじめとする有事に際しても、市民に対し下水道サービスの機能停止を最小限に抑えられるよう適正な職員配置、技術者育成、組織体制及び人材育成の強化に平時から努めると同時に、雨水排除等の浸水対策としての下水道整備にも努めること。

３　「人吉市下水道事業経営戦略」に基づき、公営企業会計として可能な限り経費削減及び

各種業務の民間委託などによる事務効率化に努めること。

以上、厚生委員会に付託されました議第58号令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定については、慎重審査の結果、全会一致で原案可決及び認定することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第57号、議第58号について、原案のとおり可決及び認定することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第57号、議第58号、原案可決及び認定することに決しました。

日程第27　議第73号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第27、議第73号令和３年度人吉市歳入歳出決算認定についてを議題とし、決算特別委員長の報告を求めます。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）（登壇）　皆さん、こんにちは。

令和４年９月第５回定例会において、決算特別委員会に付託されました日程第27、議第73号令和３年度人吉市歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

委員会は、５回にわたって開催し、まず監査委員から審査意見書に基づく説明を受け、その後、各部・局から前年度の要望事項に対する対応及び資料の説明と各会計ごとの説明を受け、審査を行いました。

一般会計の実質単年度収支は、令和２年度においては９億2,980万8,000円の黒字でありましたが、令和３年度においては４億8,360万6,000円の赤字となっております。また、一般会計から特別会計への繰り出しは、12億4,248万1,000円となっております。

普通会計における、財政力指数は0.441で、前年度と比較すると0.008ポイント低くなっており、実質公債費比率は5.6％で、前年度に比べ0.7ポイントの増、経常収支比率は92.3％で、前年度に比べ4.6ポイントの減となっております。

令和３年度の一般会計決算は、新型コロナウイルス感染症対策及び令和２年７月豪雨に伴う災害復旧・復興経費などにより、令和２年度決算に引き続き例年の一般会計決算総額を大きく上回る結果となっております。

歳入面につきましては、令和３年度の歳入総額は約324億4,467万円で前年度より約23億5,183万円の増となっています。主なものは、地方交付税のうち普通交付税、地方消費税交付金、また市庁舎建設が最終年度となることから市庁舎建設事業債が大幅な増となっています。しかし、今後も長期的には、生産年齢人口の減少に伴う市税の減収、新型コロナウイルス感染症や豪雨災害による経済への影響も懸念され、特に歳入一般財源の安定的確保は厳しいと予想されるため、国・県の動向に対し注視が必要です。

歳出面につきましては、歳出総額が約319億8,411万円で、前年度より約32億7,612万円の増となっています。行政分野ごとに見ていくと、前年度に引き続き、令和２年７月豪雨関連の衛生費及び災害復旧費の占める割合が大きくなっています。また、性質別分野では、市庁舎建設が最終年度であることから、投資的経費のうち普通建設事業費が大幅に増となっています。長期的には高齢化による扶助費の増加や特別会計への繰出金の増加、新市庁舎建設によるランニングコストの増及び各公共施設の老朽化対策を余儀なくされる状況であり、広域的な負担も含め、今後も財政需要が増大すると予想されます。

よって、今後の財政運営に当たっては、人吉市復興まちづくり計画を核として被災者に寄り添った災害からの復旧・復興事業に努めながら、引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進するとともに、財政状況をより正確に把握・分析し、歳入の最大限の確保及び、歳出全般にわたる徹底した見直しによる歳出総額の集中と選択による抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政運営を行われるよう要望します。

なお、個別の指摘・要望事項は次のとおりです。

１　令和２年７月豪雨による災害からの復旧・復興を推進するため、国・県の財政措置の積極的な活用も含めた歳入の最大限の確保に努めること。また、行財政健全化計画については、既存事業の検証・見直しを徹底し、歳出全般にわたり抜本的な改革となるよう重点的事項として挙げられている①投資的経費の抑制、②公債費の平準化、③公共施設管理コストの縮減、④事務事業の見直し、⑤歳入の最大限確保、⑥人件費の圧縮の取組に努めること。

２　税・使用料・負担金の徴収について、収入未済額は市税等を中心に努力の成果が表れ減少している。しかし、私立保育料、市営住宅家賃、生活保護費関連の返還金等、収入未済額が累積している債権も見受けられる。新たな収入未済の発生防止と未収額の縮減に向け、成果が上がっている部署のノウハウを共有し、歳入の確保に努めること。また、負担の公平の見地から、不納欠損の判断は法令に基づき慎重に行い、かつ全庁を挙げて連携を図り、徴収業務を行うとともに適正な債権管理に努めること。

３　国民健康保険事業、介護保険、後期高齢者医療特別会計については、各種事業の周知に取り組まれた結果、市民健診及び特定健診受診率の向上や介護予防事業の推進、ジェネリック医薬品の利用促進等成果が上がっているところではあるが、将来予想される高額な保

険給付圧縮のため、引き続き効果的な予防事業の推進、サービスの質の向上や更なる医療費及び介護費の適正化を図り、健全な財政運営に努めること。

４　市の重要施策や市独自の新型コロナウイルス対策事業において、事業内容を十分に調査・分析し、その後の成果や費用対効果を検証すること。

以上、４点の指摘・要望事項を付し、本委員会に付託されました議第73号令和３年度人吉市歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、賛成多数で認定することに決しました。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

ここで、本件については討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

15番、本村令斗議員の発言を許可します。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇）　議第73号令和３年度人吉市歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

この決算には川辺川ダム建設促進協議会への負担金が含まれており、これに反対するものです。決算特別委員会に出された資料を見てみますと、促進協は、令和３年度も川辺川への流水型ダム建設に関して、熊本県知事や九州地方整備局、国土交通省本省、熊本県選出国会議員へ要望活動が行われていることが伺えます。促進協は市町村長の集まりです。市町村長には、住民の民意に沿って要求を国・県に届ける大事な役割があります。

ところが、促進協は住民の民意に全く目を向けようとしない団体であることが、さらに明らかになってきました。流水型ダム建設を含む球磨川水系河川整備計画が、本年８月９日に策定されました。子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会は、国・県が河川整備計画の原案に対して広く一般から募ったパブリックコメントを分析し、国・県が公開した455件のうち、全く同じ文書などの重複を除いた意見数が439件、そのうち「ダム賛成」は21件の4.78％、「ダム反対」は313件の71.3％であったことや、人吉市内では「ダム反対」が135件、「ダム賛成」はなかったことが報告されています。

ところが促進協は、河川整備計画策定の僅か８日後である本年８月17日に国土交通省を訪れ、川辺川流水型ダムの早期完成に関する要望書を提出しています。そこで、私は９月議会において、国交省に川辺川ダムの早期着工の要望を出す前に、公聴会やパブリックコメントに出された住民の意見をどう捉えるか協議したのか質問したところ、協議していないことが明らかになりました。私は住民の民意に全く目を向けようとしない促進協は、憲法に規定された主権在民さえも踏みにじる有害な存在になっていると思います。

以上のような見地から、私はこの決算に反対します。

○議長（西　信八郎君）　以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りをいたします。議第73号について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（西　信八郎君）　起立多数。

よって、議第73号は認定することに決しました。

○議長（西　信八郎君）　続きまして、議第75号令和４年度人吉市一般会計補正予算（第８号）、議第76号令和４年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、議第77号令和４年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）、議第78号令和４年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第２号）、議第79号令和４年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）、議第85号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第86号人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第87号人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議第88号人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての９件については、委員会付託を省略し直ちに審議、採決をいたします。

ただいまの９件について、質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りをいたします。

これら９件につきましては、委員会付託を省略し直ちに採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し直ちに採決をすることといたします。

採決は、条例案件を先に行い、続いて予算案件を行います。

それでは、採決いたします。議第85号から議第88号までの４件について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第85号、議第86号、議第87号、議第88号は、原案可決確定いたしました。

次に、議第75号から議第79号までの５件について採決いたします。これら５件について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第75号、議第76号、議第77号、議第78号、議第79号は、原案可決確定いたしました。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後１時30分　散会

令和４年12月第７回人吉市議会定例会会議録（第２号）

令和４年12月６日　火曜日

１．議事日程第２号

令和４年12月６日　午前10時　開議

日程第１　議第80号　令和４年度人吉市一般会計補正予算（第９号）

日程第２　議第81号　令和４年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

日程第３　議第82号　令和４年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第４　議第83号　令和４年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第５　議第84号　令和４年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第６　議第89号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第７　議第90号　人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議第91号　人吉市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

日程第９　議第92号　人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議第93号　公の施設の指定管理者の指定について

日程第11　議第94号　財産の処分について

日程第12　議第95号　財産の取得について

日程第13　報第８号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

日程第14　一般質問

１．大　塚　則　男　君

２．豊　永　貞　夫　君

３．牛　塚　孝　浩　君

４．平　田　清　吉　君

５．福　屋　法　晴　君

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程

議第96号　令和４年度人吉市一般会計補正予算（第10号）

議第97号　人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

議第98号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議第99号　人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

３．出席議員（17名）

１番	松村	太 君
２番	徳川 禎郁	君
３番	池田 芳隆	君
４番	牛塚 孝浩	君
５番	西	洋子 君
６番	宮原 将志	君
８番	高瀬 堅一	君
９番	宮﨑	保 君
10番	平田 清吉	君
11番	犬童 利夫	君
12番	井上 光浩	君
13番	豊永 貞夫	君
14番	福屋 法晴	君
15番	本村 令斗	君
16番	田中	哲 君
17番	大塚 則男	君
18番	西	信八郎 君

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡 隼人 君
副市長	迫田 浩二 君
教育長	志波 典明 君
総務部長	永田 勝巳 君
復興政策部長	浦本 雄介 君
復興政策部政策統括監	小林 敏郎 君
市民部長	丸本 縁 君
健康福祉部長	渕上 麻美 君
経済部長	溝口 尚也 君

復興建設部長	瀬上雅暁君
復興建設部長 （復興担当）	若杉久生君
総務部次長	立場康宏君
総務課長	森下弘章君
秘書課長	上村英明君
水道局長	秋永　敦君
教育部長	小澤洋之君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏君
次長	栗原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	税所昭彦君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

一般質問前に、議第96号令和４年度人吉市一般会計補正予算（第10号）、議第97号人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第98号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議第99号人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての４件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、これら４件を日程に追加し、直ちに議題とします。

追加日程　議第96号、議第97号、議第98号、議第99号

○議長（西　信八郎君）　執行部へ提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、おはようございます。

ただいま追加提案いたしました予算案及び条例案につきまして御説明いたします。

議第96号令和４年度人吉市一般会計補正予算案（第10号）は、物価高騰等対策に伴う追加補正を行うものです。歳入歳出にそれぞれ357万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ233億5,195万4,000円とするものです。

議第97号人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、介護休暇等の取得要件緩和のため、条例の一部を改正するものです。

議第98号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い改正するものです。

議第99号人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の医療に関する条例の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

以上、提案しております予算案及び条例案につきまして概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（永田勝巳君）（登壇）　皆様、おはようございます。私のほうから議第96号令和４年度人吉市一般会計補正予算案（第10号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

６ページをお願いいたします。歳入につきまして御説明いたします。15款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金221万円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増でございます。16款県支出金、２項県補助金、２目民生費県補助金136万円の増額補正は、物価高騰対策事業費補助金の増でございます。

次に、歳出でございます。７ページをお願いいたします。３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費272万円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、県補助金の増額に伴う保育所等支援給付金（物価等高騰対策）の増でございます。４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費85万円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、光熱費等の高騰の影響を受けている調剤薬局を支援するための調剤薬局支援給付金（物価等高騰対策）の増でございます。

以上で、議第96号令和４年度人吉市一般会計補正予算案（第10号）につきまして、補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西　信八郎君）　ただいま説明がありました議第96号、議第97号、議第98号、議第99号に対しての議案質疑は、明後日の８日の一般質問終了後に行いますのでよろしくお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、ただいまから質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）（登壇）　おはようございます。17番議員の大塚則男です。通告に従い、一般質問を行います。

その前に、皆さんも御覧になったかと思いますが、日本時間昨夜未明から行われましたワールドカップサッカー大会、強豪国クロアチアに対して日本チームは、最初の90分１対１の同点で、延長30分、さらにＰＫ戦と、全力で戦ってくれました。残念ながら敗れはしましたが、日本国民に夢と感動を与えてくれました。私は、ありがとう、そして御苦労さまと伝えたいと思います。

さて、今回、私は、高齢者支援対策の１つ、買い物支援について、その実態と今後の支援

に向けた課題等についてお尋ねしていきたいと思います。この質問は、平成30年９月議会でも行っています。４年前と現在を比較しますと、地域商店のさらなる衰退や、豪雨災害を受けた中心市街地復旧・復興に日数を要することからやむなく廃業される商店なども含め、食料品や日常必需品を購入できる、地域に根ざした身近なお店が少なくなってしまいました。高齢化もますます進み、移動手段が限られ買い物困難な方が増加傾向にあります。こうした人々の問題解決に向けた対応策を検討していくべきだと考えます。

平成30年９月議会においては、平成28年度から、人吉市社会福祉協議会と連携し、生活支援体制整備事業に取り組んでいると述べられ、当時の健康福祉部長は「各校区と市全体をまとめる人員を配置し、校区では校区社協の活動をベースとして、市全体では福祉、社会教育、農業、商工業分野などの方々の会議をもって現行の取組をつなぎ、情報を共有し、支え合い体制の再構築を図る」と述べておられます。

そこで、この４年間でどのような活動、取組が実施されているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　おはようございます。お答えをさせていただきます。

生活支援体制整備事業の平成30年度から現在までの取組につきましては、人吉市社会福祉協議会に委託しまして、連携しながら事業を進めており、現在、市全体をまとめるコーディネーター及び、大畑校区を除く５校区に生活支援コーディネーターを配置し、不足するサービス及び支援の創出、サービス提供の体制づくり、活用可能な地域資源とのマッチングを行っております。

市内全域に関する協議を、年２回定期開催し、各校区におきましては定例会を開催していただいております。その中で、２校区は毎月開催していただいているなど、それぞれの地域の実情に合わせて定例会を開催しながら、聞き取り調査及びアンケート調査を行い、地域での困りごと支援を検討し取り組んでおられます。

取組内容の主なものとしまして、西校区では、活動拠点でのカフェだけではなく、災害後は、建設型応急住宅において出張型のお出かけカフェを開催し、被災者への支援を実施していただきました。東間校区では、月２回の給食ボランティアによる高齢者へのお弁当配布を実施されております。また、「大畑・田野地区」などの移動支援の実施に向けても検討をしていただいております。中原校区では、中原生活支援応援団を整備し、有償ボランティアで高齢者の困りごとを地域で支え合う活動を行っておられるほか、毎月１回、「支え合いセンター中原だより」を発行されております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今、部長のほうから答弁をいただきましたけど、各校区でいろんな取組をしていただいていると、本当にありがたく、感謝いたします。ただ、やはり、先ほど申しましたように、高齢増加という傾向にありますので、一人一人見落とすことなく、さらに

力を入れて見守っていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、人吉市の65歳以上の人口と高齢化率、高齢化に伴う今後の課題についてはどのように受け止めておられるのか、お尋ねします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　すみません。今の回答の前に、先ほど私のほうで答弁させていただきました内容を、一部誤りがありましたので訂正をさせていただきます。

東間校区の活動の中で、「大塚・田野地区」と言うべきところを「大畑・田野地区」と申し上げました。訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

では、お答えをさせていただきます。

まず、65歳以上の人口と高齢化率ですが、令和４年10月末現在、65歳以上の人口は１万1,557人で、高齢化率は37.53％となっております。令和２年２月に、市内に居住される要介護者を除く65歳以上の1,500名を対象に、介護予防ニーズ調査を実施しておりますが、家族構成についての質問に対し、65歳以上の夫婦２人暮らしが37.1％、独り暮らしが20.4％となっており、合計すると、高齢者のみの世帯が57.5％と、半数を超えております。また、「外出を控えている理由は」の質問に対し、「足腰などの痛み」が61.2％と最も高く、次いで「交通手段がない」が23.9％、「病気」が18.8％という結果でございました。以上の結果から、今後、ますます高齢者世帯や独り暮らし高齢者の増加が予想される中、加齢や身体的理由による外出控え、お住まいの地域の状況等により買い物、通院等が困難になる方が増えることが考えられます。健康づくり・介護予防の推進、そして、生活支援の体制整備が喫緊の課題と考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今、回答をいただきましたように、高齢者のみの世帯が57.5％、これは驚く数ですね、もっと増える可能性があるんですね。さらに、以前、９月議会のときなんですけど、「地域の活動にどのくらいの頻度で参加していますか」に対して、「参加しない」、回答がないのと合わせて80％なんです。ということは、本当に関わりを持たなくなってきている。多分、今の回答と一緒で、足腰が痛いとか交通手段がないとかということで家の中にいらっしゃると思うんですね。そういった家庭が増えてきているということをしっかり把握していただきたいと思います。

また、ここにありましたように、買い物・通院など非常に困難な方、これはどうしても避けて通れません。そういうことで今回取り上げたんですけど、やはり、高齢化の現状を真剣に受け止めてもらいたい。私は、どういった対応ができるのかということに取り組んでいただければありがたいと思っております。

そこで、予約型乗合タクシーと市内周遊バス利用状況について、どのような状態なのかお尋ねいたします。これは、高齢化により長距離の移動が困難、免許証返納や自家用車の運転

が困難になることから、買い物あるいは病院などに行かれる方は移動手段の１つとして利用されていると考えています。平成30年９月議会で示しました日常生活圏域ニーズアンケートでは、タクシーと自転車利用が34.1％でした。路線バス利用は僅か４％でした。利便性として市民の意向に沿っているのか、検証していく必要があると思います。

そこで、現在、どのような課題があると思われるのかお尋ねします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　議員の皆様、おはようございます。それではお答えいたします。

まず、人吉市予約型乗合タクシーでございますが、現在、５系統で運行しておりますので、系統ごとの過去３年の利用状況についてお答えいたします。

まず、鹿目線ですが、令和元年度2,016人、令和２年度1,338人、令和３年度828人。西間経由田野線は、令和元年度2,387人、令和２年度1,283人、令和３年度1,387人。東間経由田野線は、令和元年度1,709人、令和２年度1,064人、令和３年度1,156人。下田代線は、令和元年度3,548人、令和２年度1,798人、令和３年度2,634人。最後に、山江線ですが、令和元年度1,787人、令和２年度887人、令和３年度867人となっております。なお、各年度の乗合タクシー利用者合計数は、令和元年度１万1,447人、令和２年度6,370人、令和３年度6,872人となっております。

次に、市内周遊バス、通称じゅぐりっと号の利用状況でございますが、事業年度の関係から、10月から翌年の９月までの集計数で御報告させていただきます。令和２年度、これは令和元年10月から令和２年９月までの集計となりますが、7,939人、令和３年度は6,418人、令和４年度が8,410人となっております。

利便性としての課題でございますが、利用に際して、これまでも多くの方に現状の運行ルートや運行本数、運行時間帯、料金設定、停留所の場所に関しての御意見・御要望をいただいているところでございます。

一方、これは地域公共交通全般に言えることでございますが、モータリゼーションの進展、また少子高齢化社会の進展によりまして、地域公共交通を利用される方の減少傾向が今後も進むことが予想される状況にございます。

あらゆる利用者のニーズに対して、地域公共交通で移動手段を補完することは極めて難しいことでございますが、まずは、本市における地域公共交通の現状について、様々な角度から検証し、既存の公共交通を活用しつつ、具体的な形としてどう再構築していくかが喫緊の課題であると認識しております。

また、公共交通を利用したことがない、乗り方や利用の仕方が分からないといった声を伺うこともございますことから、今後は、地域公共交通サービスに関する情報発信をさらに進めることで利用を促進し、市民が地域公共交通の維持・確保に携わる仕組みの構築、観光分野も含めました他関係機関との連携が必要であると認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今、路線ごとの人数を述べてもらいました。年度でいいますと、数字が多いか少ないかは別としまして、例えば、これを１日当たりにしていくと三、四人なんですよね、利用者が。費用対効果とか考えてはいけないということは分かりますが、果たして、この運行でいいのかどうかということは検証するべきだと思います。なおかつ、市民の方が本当に利用しやすくなっているのかということも必要でありますし、先ほど述べていただきましたように、周遊バスや予約型乗合タクシーをよく周知してもらっているのか。そういったところも再検討する必要があるんじゃないかと思うんですね。ただ、走らせているんですよじゃなくて、その地域はどうしても必要だと、もっと絞り込んでいくことも大事じゃないかと私は思います。少ないからと切ってしまえば、何で切ったんだと怒られます。じゃあ、走らせていたら増えるかといったら増えないんです。そういったことを踏まえて、本当に市民が求める運行形態、時刻、そういったものを真剣に検討していかなくては、先ほど述べていただいたように、将来、これをずっと延ばしていくのに、今のままではちょっと厳しいものがあるかと思いますので、じゃあ、ここで私がこんな方法がありますというのを出せればいいんですけど、私も正直言って、そこまでは回っておりません。これは一緒になって、今後、公共交通の在り方を考えていかなくてはいけないと受け止めておりますので、よろしくお願いいたします。

過疎化の影響などから地域商店の減少、大型商業施設の郊外化への増加、運転免許証自主返納など、買い物環境が著しく変化しています。そのことから、高齢者の外出頻度の低下、生きがい喪失、高齢者の転倒事故リスクの増大となります。さらに、商店が遠くなることから、不便さから生活必需品の購入抑制となり、衛生状態や栄養状態の悪化などにつながっていきます。低栄養化となり、医療費や介護費などの増加の可能性も考えられます。予約型乗合タクシー、地域周遊バスの現状を再度見直し、市民の皆様が利用しやすい公共交通にしていくことが、買い物難民問題、医療機関への通院などへの早急な対応策と考えますが、難しいとは思うんですけど、今後の取組についてはどのようにお考えかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

地域公共交通が果たすべき役割として、地域全体での人の交流促進を図る役割、高齢者等をはじめとする交通弱者など、市民の日常生活を支える役割、まちの活性化などにぎわいを創出し、市民全体の安全、快適な生活環境の構築を支える役割、豪雨災害からの復興に向けた観光振興を支える役割などがあるかと存じます。これらの役割を果たすには、議員おっしゃるとおり、誰もがいつでも利用しやすい地域公共交通環境の構築が重要であると考えます。

今後も進展する少子高齢化社会による、地域公共交通を取り巻く環境の変化による地域公共交通に求められるニーズの多様化は、避けて通れない問題でございます。現在策定を進め

ております人吉市地域公共交通計画において様々な施策を位置づけ、ＭａａＳ（マース）を含む新たなモビリティサービスも活用し、誰もが暮らしやすい社会の実現、希望ある復興を支える基盤として、より利便性が高く、持続的な移動サービスの提供に向けた地域公共交通の構築を、地域一丸となって目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　先ほど予約型が一桁であるということを言いましたけど、周遊バスが多いかというと、そうでもないんですね。こちらも利用されている方が大体20人前後なんですよ、これを見ますと。だから、合計で7,000人とか6,000人とか8,000人とさっき報告されたんですけど、これを月別の計算でいくと、もっとごく僅かになってしまっているんですね。確かに観光面も考えて、なくすということは無理と思うんです、私も。必要だとは思うんですが、さっき言いましたように、果たして、この人数でずっと維持していくのがどうかということは考えるべきじゃないかと思いますので、ぜひ、一緒になって、どういった公共交通をとれるか検討できればいいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

平成30年９月議会での日常生活圏域ニーズアンケート結果ですと、65歳以上の方、1,500名に対して実施されたものでした。アンケートの中では「自分で運転する」が56.5%、「徒歩」と「人に乗せてもらう自動車利用」が62.1%です。日用品などの買い物については、80.3%の方が「自分でしている」との回答でした。当時の部長答弁として「買い物に関しては、できる、しているという回答が８割を超えているが、日常生活の中で必要と思う支援の上位に「買い物」が入っている。このような支援ニーズが、今後顕著化したときに、誰がどのように支援するのかという近い将来像は、いまだ共有されていない状況です」と述べておられます。４年経過したと見るのか、まだ４年しか経っていないとするのか、判断は様々かと思いますが、ここで、買い物支援の必要性についてはどのように受け止めておられるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

年齢とともに外出が困難になったり、外出に伴う経費が膨らんだりすることから、買い物に出かけることが困難になるという方は、今後ますます増えるのではないかと思われますので、買い物支援事業の必要性がさらに高まるものと存じております。

買い物支援事業につきましては、地域福祉の重要な事業であり、今後も継続していく必要があると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今、部長の答弁にありましたように、買い物支援事業の必要性はさらに高まると、今後も継続していく必要があると述べていただきました。

そこで、人吉市の高齢化を見ますと、2040年には45.6%。これは全国でいくと35.3%なんです。さらに、2045年になりますと46.6%という予想が出ています。極端に言いますと、おおよそ10人に５人が高齢者となってしまうんですね。ですから、これだけを見ましても、買い物支援の必要性、御高齢の見守り体制の強化は欠かせないと思います。

そもそも、ことの始まりは、重化学工業を中心とする２次産業の飛躍的増大により大都市圏と第１次産業が占めている中山間地域との所得格差が増大、中山間地域の若年労働者が都市部へと流出に転じ人口減少が始まり、そして、人口構成の高齢化が進むことになりました。そのことから、高齢者数は増加していくものの、総人口の減少により小規模な事業所の経営が困難な状況になってくるわけです。

その一方で、大規模小売店舗法の規制緩和により、市街地に大型量販店が進出してまいります。大型量販店は、自家用車の使用を前提として大きな駐車場を設置して、量販店同士の競争が激化しています。小規模事業者のサービス利用者数は減少していきました。結果として、小売店、小規模事業者など廃業になってしまいます。このような変化により、特に不利益を被るのは、日常生活における活動能力が低下していく高齢者の皆さんです。買い物難民問題は、まさにその典型的な例ではないかと思います。このような背景から、買い物支援対策は必要であり、喫緊の課題として取り組んでいくべきと考えます。

次に、現在、社会福祉協議会で行っている買い物支援事業についてお尋ねします。

平成24年からスタートして、今年で10年になるかと思います。この間、登録された高齢者の皆さんに対して、買い物あるいは困りごと相談、見守りなど様々に御支援いただき、ありがたく存じます。この10年間の実績を見ますと、登録者数が増加傾向にはありますが、利用状況はほぼ横ばいであると思います。

まず、どのような周知方法を取られているのかお尋ねします。買い物困難な方、生活支援などを必要とされる方は、もっといらっしゃると考えます。

一方で、会員数を増加していくと、現体制では対応できない事態も起こり得るかと思います。また、社会福祉協議会にも、さらなる負担が増してくるのではないかとも考えます。ただ、これが市の事業と考えてみますと、10年で登録者数が150人前後、定期利用が60人前後です。ちなみに、令和２年は事業費として276万3,000円、令和３年は295万6,000円です。登録者からは、手数料として１人100円、今年の９月から200円の徴収になっているようです。確かに、大切な事業としながらも、支援事業としての評価、あるいは今後の取組として、私は課題も多くあるように感じます。官民連携での取組など、さらなる検討が必要であると考えますが、今後の方向性についてお尋ねします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

市社会福祉協議会で実施していただいております買い物支援事業は、利用者の方から「とてもありがたい」と感謝の言葉が寄せられるなど、大変喜ばれている事業でございます。市

社会福祉協議会としても、重要事業の１つとして、今後も継続していきたいと考えていると伺っております。

少子高齢化、核家族化がさらに進めば、交通面で困難に直面する独り暮らしの高齢者等は増えていくと思われますので、今後、ますます需要が増していくものと考えられます。

この買い物支援事業の登録者数及び利用状況につきましては、先ほど議員の御説明にありましたように、大きな変動はないところでございますが、おっしゃるように、潜在的なニーズはあるのではないかと推測されます。

事業の周知方法につきましては、広報ひとよしや社協だより等を通した周知・広報活動は行っておりませんが、地域包括支援センターや成年後見センター、権利擁護事業など、買い物支援事業の対象者となり得る高齢者への様々な支援事業を通して新規申込みを受け付けるよう取り組んでおります。

今後、利用者が大きく増加し、買い物支援事業に係る体制を強化する必要が生じた場合は、当然、人件費や車両購入費等の経費の問題が関わってまいりますので、そうした問題への対応が課題になってくると存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　先ほど150人と言いましたけど、これも表をいただいているんですけど、平成24年度の登録者数が77人です。月別利用者で41.1ということで、年度ごとに77、79、90と上がっていっているんですけど、確かに令和３年度は170となっています。でも、実利用者数は56.4ということです、登録者数からすると半分なんです。配達件数と言いますと、令和３年が2,439件と出ております。それは買い物だけではないかもしれません、困りごと相談だから、そこはそう受け取りますが、この際ですので、例えば、今、一生懸命買い物支援してもらっているイスミさんのうまかもん号とあるんですね。これを見ますと、毎月1,400から1,500なんです。１日平均五十何件です。それでも、採算に合うかというと、100％を超えているのは２か月ぐらいしかないんです。あとは90％で、赤字経営と言ったら失礼ですけど、なかなか到達しないんです。これが民間なんです。

ところが、社協さんの場合は、委託といえども、これでずっと来られている。私は、こんな言い方失礼ですけど、民間ベースで考えたら、とてもやれないんですよ、これで。これならばですね。でも、一概にそれだけ切ることはできませんので、さっき言いましたように、やはり民間と協力できるもの、連携できるものはしていくべきじゃないかというのが私の考えです。必要性は分かっているんですよ、これは。でも、ずっと市が社協に委託してやっていく事業としていいのかどうかということは考えていただきたいと思いますので、民間と連携をしっかり取っていただきたいと思います。ちなみに、うまかもん号の場合、全部紹介していると時間の関係でできませんけど、ほとんどが89％とか94％と少ないし、なおかつ、行

った先々の状況もちゃんと書かれているんですよ。例えばどなたが転出されたとか入院されたとか、あるいは仮設団地、あそこは購入できなかったとか、コロナウイルスで対応できなかったとか日報として細かく書いてあります。月ごとに締めてですね。こういったことを見たときに、やはり民間でも十分対応できると思います。そこは、ぜひ御検討いただきたいと思います。

次に、買い物困難地域アンケート実施についてお尋ねします。

このことに関連しているかと思いますが、今年11月に、高齢者支援課から人吉市介護予防日常生活圏域ニーズ調査があっています。この買い物困難アンケートは、商業地区から500メートル以上の地域を特化して、対象地域で実施できないかというものです。実際、他市町村においては実施されておられ、買い物困難者の実態を把握され、対策を図られているところがあります。私の考えとして、例えば、商業地区から500メートル以上の地域の町内会、あるいは老人会などに協力をお願いし、アンケート調査を行うことができないかということなんですが、どのようにお考えかお尋ねします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

アンケート調査につきましては、先ほど御答弁申し上げました生活支援体制整備事業の中でも、校区協議会が支援内容を構築するために、校区住民に困りごと等のアンケート調査を実施している状況もございます。議員がおっしゃいます、対象地域を特化したアンケート調査につきましては、アンケートの内容や対象地域、人数、実施時期等を含めまして、生活支援体制整備事業の取組の中で、今後、前向きに考えてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　確かに、商業地域から500メートル以上と言いました。中にも買い物困難な方がいらっしゃるということは当然分かります。まずは、人吉市全体の把握としてやってみませんかと、郊外を、アンケート調査をですね。実際他の市ではやっているんですよ、北海道北見市、あるいは秋田市とか買い物調査をやっていらっしゃるんです、ヒアリングとか。だから、私は人吉市としても十分取り組んで、実際、人吉市の買い物困難の状況だけを把握していくべきと思いますので、これはぜひ検討してください。よろしくお願いいたします。

次に、移動販売車支援対策についてお尋ねします。

このことも、平成30年９月議会で質問していますが、実効性のある答弁はいただけませんでした。例として高崎市の高齢者の見守りを兼ねた移動販売事業補助金交付要綱を紹介しています。運営費補助、月１万円。車両購入費などの補助に、上限100万円で２分の１の補助。車両更新費補助、設備補助についても、上限100万円です。今回新しく紹介しますが、隣の伊佐市においては、移動販売支援事業として移動販売車の導入に係る経費600万円、１件当

たり最大200万円の補助を、今年９月補正予算として計上されています。愛知県春日井市においては、市が車両を購入し、事業者に貸与。観光協会が維持管理費、宣伝広告を負担、事業開始には、初年度のみですが、最大300万円の業務委託料を設定されています。鳥取市では、中山間地域買い物支援事業補助金の移動販売車導入時、１台当たり500万円、県が２分の１、更新時は、１台当たり300万円で、県が３分の１。その他店舗の購入・改装に係る経費、車両等導入経費などをされています。移動販売車運営費補助として１台当たり、１年目が100万円、２年目が70万円、３年目が40万円、市町村負担額２分の１です。燃料費、車検費用、修理費、備品購入費などです。その他、買い物支援福祉サービス事業があります。こちらは、市から、見守りが必要な高齢者、移動販売を必要としている高齢者等に対する見守りを委託するものです。福祉部門と買い物支援部門を同時に行うもので、こちらは185万円の補助で、市は２分の１です。申請にはそれぞれに制約はありますが、高齢者支援策としてはしっかりと取り組まれていると感じました。

そこで、当市の現状を見たとき、買い物困難者に対して移動販売を実施されている事業者への補助策はないように思います。今後も継続していただく移動販売車が果たす役割、さらに、運営が厳しく移動販売の継続が難しくなった場合などを考えますが、このことについてはどのようにお考えかお尋ねします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

議員の御紹介のとおり、高齢化が進む中で市町村でも様々な取組が実施されております。既にある移動販売等の民間サービスが、買い物に行けない方にとりまして、日常生活を維持するため非常に重要なサービスであることは認識しております。

支援策につきましては、サービスを提供する側の課題、利用する側が求めているものなど、状況把握を現場の声やアンケート等によりしっかりと調査を行った上で、それぞれのニーズに合わせて、財政支援により継続するもの、また、地域の支え合いにより生活支援を行うものを、地域の実情に合わせて、先進地事例を参考に議論し、持続可能なサービスを提供できるよう、今後も引き続き協議してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　そこで、現在のうまかもん号の実態なんですけど、社長にお会いして聞いてきました、課題は何ですかと。さっき私が言いましたように、赤字により今後の運営が厳しい状況になっている。しかし、人吉地域の生活を守らなければならないということを述べていただきました。さらに、人件費、車両費、ガソリン代が非常に困っているということなんです。確かに私は支援策がないように思っているんですけど、そういったこともあります。だからといって商品に転嫁できるかと、それはやっていないと、何ででしょうかと。一番最初の入りが、買い物困難者のための販売ということで、上乗せしておりません。ただ、

生鮮食料品については10円だけ上乗せしてると、あとは店と一緒ですということなんです。さらに、働き方改革で残業ができなくなった、２人体制が１人でしなくてはいけないと。遠くに行けば行くほどかかるんですよ。実は、燃料代にしましても、これを見ますと、大体毎月３万5,000円、３万6,000円かかっているんですよ、多いときは４万円。距離を延ばせば、これくらいかかってくるんです。あと、車検代が６万円と。なかなか車が更新できないものですから、修理をして使っているということで修理代が12万円もかかっているんです。こういった現状に、一番最初の経済産業省からの補助金だけで立ち上げた、しかし、その後、全く市の補助がないと思っているんですが、これを見てもらったら、果たして、人吉市の買い物困難者は今後どう対応できるのかなという気がするんです。何回も言いますけど、これは大事なことです。ぜひ、もう一回受け止めていただいてやっていただきたい。

そこで、１点、確認のためお尋ねしますが、現在、人吉市において移動販売車に対しての補助金制度はあるのか、ないのか。また、これまでに物価高騰対策として、タクシー業界、運送業界に燃料費の補助策とかいろんな対策が示されています。こういったものは、移動販売車には該当しないのか、何とか捻出できないのか、そこのところはどうお考えかお尋ねします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

移動販売車による買い物支援を継続させなければならないということは十分認識しておりますが、今すぐに支援できる策を持ち合わせているわけではございません。今後、関係部署と検討を重ねてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　現在はないということなんですけど、これは本当に喫緊の課題ですよ。例えば、うまかもん号がさっき言いましたように赤字で続けられなくなったら、先ほど言いました買い物をされている千何百人の方たちはすごく困るんですよね。ですから、１件の店だけありますとおっしゃるかもしれませんけど、そういったことじゃなくて、今までの実績を見たときに、これだけしていただいている。だったら、市としてバックアップして、事業を応援するんじゃなくて、生活・買い物困難者の方たちを応援するという意味で、私はぜひ取り組むべきだと思います。そうしないと、これは続けられませんよ、買い物支援自体がですね。そこをもう一度考えていただきたいと思います。

そういったことから、当該事業所との協定についてです。今日まで移動販売を行っていただいた実績と、これからも継続していただくとして協定を結ぶことにより、市との情報共有、町内会との連携、見守り、災害時の拠点サービスなど幅広く活動ができるものと考えます。市民の皆様に直接サービス提供ができる協定を結ぶことについてはどのようにお考えか、お尋ねします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

買い物支援を行っている事業所と協定を結ぶことにより、買い物ができない状況の解消、住民同士の交流の場、孤立の防止、見守り支援など、高齢者への支援が期待できると考えられます。

議員がおっしゃいます、市との情報共有、町内会との連携、災害時の拠点サービスなど、幅広く活動ができるよう、他市の状況把握を行い、関係機関と調整しながら、市民にとってよりよいサービス提供につながるよう調査・研究をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今、調査・研究をしていきますということですけど、さっきから何度も言いますように喫緊の課題なんです。ですから、私は、特化したお店ですけど、協定を結ぶようにやっていただきたい。そうすることによって、市と情報共有ができて、あるいは公民館も、町内会長さんと連携ができて、できるんですよ。まず、公民館で買い物支援の手助けができる。それに来られない方は、さらに移動してできるということで、拠点としてできるんですよ。協定することによって、もちろん信頼関係も出てまいります、信用もあります。私は継続して続けていただくならば協定まで持っていってほしい。協定をして、市もバックアップしていく。そうすると買い物困難者に対して十分対応できると思います。それでできない部分があるとしたときに、先ほど言いました社協さんが取り組んでいらっしゃる買い物支援、見守りを地域に走らせると。私はそういったやり方が必ずできると思うんですよ。ですから、調査・研究と言う前に、どうしたら協定ができるか、向こうの事業者が市にお願いに来るのが先なのか。これは私はやっていただくように言いますけど、そういったときにはしっかりと取り組んでいただいて、その方向で進めていただくようにお願いしたいと思います。

今日は買い物支援、移動販売車などについて質問してきました。もう１つ、別の支援策として、健康づくりと買い物支援を一緒に行うことで高齢者の方に外出、そして買い物などを行っていただく買い物リハビリについてです。私もつい最近教えていただいたのですが、近年、地域活性化や健康づくりの一環として、買い物リハビリに注目が集まっているとのことでした。リハビリと買い物が同時にできることから、高齢者の皆様に大きなメリットがあるようです。特に、目的が買い物とはっきりしていることから、高齢者の方が買い物を行うことで日常生活動作や認知機能の低下を予防することにつながるとのことでした。

そこで、現在、介護保険制度による公的サービスとして、あるいは介護保険外サービスとして、買い物リハビリのような取組がなされているのかお尋ねします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

本市におきましては、現在、買い物リハビリのような取組はございません。しかし、新型

コロナウイルス感染症の発生前には、介護予防の取組として、試行の段階ではありましたが、老人福祉センターで実施しておりました運動を主体とするサロンと買い物支援を組み合わせ、ゆるりんサロンの買い物ツアーに取り組んだことはございます。

内容としましては、サロン終了後、送迎バスによる帰宅までの間に商業施設に立ち寄り、40分程度の買い物をしていただくというものでございました。当時の参加者の反応としては、買い物が必要な方にとっては喜ばれていたようです。

その後につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大によるサロンの中止、さらには、令和２年７月豪雨災害による施設被害のために休館となり、現在に至っております。

利用者の方の状況により支援の方法は幾つかあると思われますので、しっかりと状況を把握し、必要な支援ができますよう、関係機関と協議を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　関係機関と協議していただくということで、なかなかすぐすぐはできないかと思うんですが、例として愛知県長久手市は、３事業者に委託して、市内スーパーなどに送迎付で買い物を兼ねた運動教室などを行っておられます。いいところだけの市町村を紹介するわけではないんですけど、ここは例として聞いていただきたいと思います。１回の参加費は300円で、買い物はもちろん自費です。月約11回で、平均延べ70人から100人の参加があるとのことでした。買い物リハビリのメリットとして、歩行練習になる、バランス練習になる、支払いという行動が認知症予防になる、コミュニケーションが自然に取れる、商品を選ぶ楽しみがある、開放的な空間で過ごせる、社会参加支援になる、交通弱者支援になるとのことでした。

買い物リハビリサービスを利用するために、介護保険を申請することにもつながり、早期の段階で対象者を把握できます。高齢者が介護度を下げることで、介護保険の支出も減少するのではないかと考えました。高齢者にとっても介護保険制度にしても、非常に有意義であるとのことでした。先ほどの介護予防ニーズ調査の中で外出を控えている理由として「足腰などの痛み」や「交通手段がない」など合わせますと、90％近くになります。さらに増加傾向になっていきますので、このような買い物リハビリという取組が、介護保険制度などに今後反映できたら、利用者も増加していくのではないかと考えたところです。

別に答弁は求めませんけれども、こういったものをぜひ参考にしていただいて、今後検討していただきたいと思います。

最後に、市長にお尋ねするんですが、今回、高齢者支援対策として買い物支援、移動販売車などへの支援を質問させていただきました。執行部におかれましても、その必要性は十分に御理解していただいたものと私は受け止め、今後の取組に期待しておきたいと思います。松岡市長は、本議会当初、来期の市長選出馬を表明されました。災害後の復旧・復興への取

組ももちろんしっかり行っていただきたいと思います。それと合わせて、同じく、有権者２万6,091名の約45％――これ人吉市ですよ――１万1,649名の高齢者支援対策――私が先ほど述べてきました――について、こちらもしっかり取り組んでいただくよう強くお願いしたいんですが、市長のお考えをお願いいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

今議員がおっしゃいましたように、どちらかというと令和２年７月豪雨災害で被害に遭われた地域の方々とは、本当に復旧・復興に向けて議論を重ねてきたところです。そして、コロナ禍等々でなかなか住民の方と直接お会いをして意見を聞く機会が無かったわけですが、現在、そういう地域に出向きまして様々に意見交換をさせていただいておりますが、その中でやっぱり一番多いのが、この移動手段についての御要望です。これは、中山間地のみならず、年を重ねられて免許を返納された方等、特に共通の課題だと認識をしております。

これまで本市でも、使いやすいように改善を重ねながら移動手段取組を進めてまいったわけですが、それでもやはり、例えば、現在は電話をして利便性を高めることができていると思っておりますけど、一方では、週に１回でも２回でも定期的に出してもらったほうが使いやすいとか、その時間に合わせて病院の予約をするとか、そういう御意見もいただいておるところでございます。

移動手段の先には、病院の受診、買い物があるかと思います。その民間の企業におかれましても、そういう課題を解決するための取組をいただいておることは大変ありがたく、この場をお借りしまして感謝を申し上げます。

今後、病院とか買い物、事業者が住民の方に近づいていただくのか、それとも住民の方が病院とかお店に移動するのか、そういった組み合わせ等も考えながら課題解決に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。ただ、行政だけでは、おっしゃいますように限界がございますので、当然、地区だったり校区だったり、当然、社協、そして民間の事業者等とも連携しながら、そういった課題がある点に関して具体的に解決策をしっかりと今後も改善していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、可能な限り住み慣れた地域で自立して生活を続けていただくためには、医療・介護・福祉分野の連携強化による在宅での切れ目ない支援体制の構築、そして各種サービスを充実させていくことが、この人吉市において生きがいのある安心・安全な暮らしにつながる高齢者支援対策であると考えておりますので、その取組に向けて精いっぱい努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今、市長のほうから、将来に向けたお言葉をいただきました。私は思ったんですけど、今、民間がやっている買い物支援、あるいは公共交通、あるいは社会福祉

さん、どれも満足度がないんですよね、悪く言えば中途半端なんです。もう少し踏み込んだ形で、しっかり確立させていくのが必要じゃないかと思うんです。社協さんやっていますよ、バスも走らせていますよ、民間で動いていますよ、そうじゃないんです。やはりうまくマッチングしていかないと、それぞれがバラバラでやっている気がしてなりません。ですから、やはり、今おっしゃっていただいたように、民間でできるもの、連携してできるものを精査していただいて、ぜひ、市民の皆さんのために、御高齢の方が買い物がスムーズにできるような体制。交通のほうで行くのか、買い物支援をするのか、そういったことをもう少し詰めてもらえたらいいんじゃないかなと思います。どうか、再度協議を重ねてもらって、買い物しやすい、移動しやすい、市長がいつもおっしゃっています、住みよい人吉市、住んでよかった人吉市なればこそ、やはり考えていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

私は年末議会、一番で質問させていただきました。今年もいよいよ最後になります。少し早いかもしれませんけど、これまで３年間、本当に市民の皆さんを含め、皆さん、試練の場でした。どうか来年はすばらしい年が来るように、市民の皆さんと明るい年を期待していきたいと思います。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時01分　休憩

午前11時15分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇）　皆さん、こんにちは。13番議員の公明党の豊永貞夫でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

今回は３項目。まず、１点目が帯状疱疹予防ワクチンについて、２点目、がん検診について、３番目、これまでの要望に対してのその後の状況についてでございます。

まず、１項目め、ＳＤＧｓ目標３における日本の優先課題は、健康寿命を延ばすことで、厚生労働省は2040年までに健康寿命を３年延ばすことを目標に掲げています。健康寿命が延びることで、本人の生活の質の向上はもとより、地域の活性化につながり、結果的に医療・介護費の増加を抑えることができると期待されているからです。本市の高齢者数は、11月末日で１万1,543人、高齢化率が37.5％となっています。誰もが、健康で長生きできたらと考えているのではないでしょうか。

新型コロナワクチン接種もそうですが、病気を予防できるのであれば、誰もが予防すると思われます。今、高齢者の方の中で話題となっておりますが、帯状疱疹ワクチンのことであります。最近、テレビＣＭでも流れていましたが、予防ワクチンがあるんだとＣＭで認識さ

れた方もいるようでございます。帯状疱疹の原因となるウイルスは、ヘルペスウイルスの一種である水痘帯状疱疹ウイルス、水痘とは水ぼうそうのことであります。子供の頃、水ぼうそう、水痘にかかった記憶のある方もおられると思います。水ぼうそうは一度かかり、治った後も、実はウイルスは体の中の神経節に生涯隠れています。日本人成人の90%以上の方の体内に潜んでいて、50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代にピークを迎え、80歳までに約３人に１人が帯状疱疹になるといわれています。これは大変な確率で、その上疲労・ストレスが重なれば、高齢者に留まらず、20代から40代の発症率も増加傾向にあると言われています。

約３年に及ぶ新型コロナウイルス感染症が拡大する中、コロナに感染された方やコロナ禍で仕事や外出が制限される状況下において、ストレスによる免疫力の低下が要因で帯状疱疹を発症する人が増えている現状が報告されています。本市の帯状疱疹の罹患状況をお尋ねします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

本市の帯状疱疹の罹患状況につきましては、医療機関が保健所に報告をしております感染症法に基づく発生状況届出の対象疾患には該当しないことから、把握が困難な状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　非常に残念ですけども、罹患状況は把握できないということでございます。八代市のほうでは調査もされているようでございますので、また、改めて調査のデータは今後いただきたいと思います。また、いずれ、本市においても調査が必要じゃないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

帯状疱疹の症状についてお尋ねします。帯状疱疹に罹患した場合、どういった症状があるのでしょうか。体の左右どちらか一方にピリピリ、チクチクと刺すような痛みがあるとは聞いておりますが、ほかにはどういった症状があるのか。また、治療薬や、治るまでの期間をお尋ねします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

帯状疱疹の症状は、皮膚症状として水ぶくれを伴う赤い発疹が帯状に広がります。通常は、この皮膚症状に先行して痛みが生じ、この皮膚症状が治りますと痛みも消失しますが、神経の損傷により痛みが残ることがございます。帯状疱疹は頭部から顔面に症状が出ることがあり、目や耳に帯状疱疹があらわれるとめまいや耳鳴りといった合併症が見られることもございます。

治療につきましては、抗ウイルス薬や鎮痛剤による薬物療法、内服と外用薬と両方ございますが、重症の場合には入院し点滴治療となる場合もあります。

治癒までの期間は、痛みが出てから皮膚症状が治るまで、通常３週間から４週間でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　今、答弁で症状についてお答えいただきました。優しい症状のように聞こえてしまいましたけども、ちょっと補足しますと、痛みが残るとありましたけども、これは帯状疱疹後神経痛、ＰＨＮと呼ばれて、最も頻度の高い合併症。また、帯状疱疹があらわれる部位によって角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こすことがあります。皮膚に服が触れるだけでも痛かったり、また、夜も眠れないというような状況の人もいるようでございます。また、ドイツで行われた死亡率に関する調査では、50歳以上で年平均66人、オーストラリアでは50歳以上で129人、スウェーデンでも死亡例がかなり出ているようでございますので、簡単な病気ではないと、重篤化する病気であるというのは、この調査でも分かった次第でございます。

身近な方で帯状疱疹に罹患された方もおられると思いますけども、罹患後、また２回、３回と再発するのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

国立感染症研究所からの情報としまして、免疫機能が正常な人でも、数パーセントの割合で繰り返し発症することがあるとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　人数は少ないようでございますけども、繰り返し発症するようでございます。加齢や疲労、ストレス、そういった免疫の低下によっての発症だと思いますので、最近のコロナ禍におけるストレスというのも大きな要因だと思っております。

子供の時期に罹患する水ぼうそうウイルスは、非常に伝染力が強く、飛沫感染、空気感染すると聞いておりますが、帯状疱疹の場合はどうなのでしょうか。他人から感染するのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

帯状疱疹は水痘と同じウイルス、水痘帯状疱疹ウイルスが原因の病気でございます。

多くの方は、子供の頃、水痘に罹患し抗体を保有されています。そのため、患者の咳やくしゃみに含まれるウイルスを吸い込むことによる飛沫感染や空気感染、また、水疱や粘膜の排出物に接触することでの接触感染がございますが、水痘に罹患したことのある方には感染することはございません。

一方、これまでに水痘に罹患されていない方には、帯状疱疹としてではなく、水痘として発症する可能性がございます。帯状疱疹を発症される方の多くは、先ほど議員がおっしゃっ

ておりますが、加齢やストレス等により免疫力が低下しますと、過去の水痘感染後、潜伏していたウイルスが再び活性化することによるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　この帯状疱疹については、最初に述べましたけども、ワクチンで予防ができます。50歳以上の接種対象ですけども、帯状疱疹ワクチンには不活化ワクチンであるシングリックス、これは平成30年３月に薬事承認されております。もう１つが、生ワクチンであるビケン、これは平成28年３月に追加承認されております。このビケンについては、生後１歳から３歳までに接種が定期接種となっておりますので、大人については平成28年に承認されたということであります。

この２つのワクチンがあるようでございますけども、ワクチンの概要と接種費用をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

50歳以上の方に対する帯状疱疹ワクチンは、予防接種法に基づかない任意の予防接種でございます。ワクチンの種類としましては、今御紹介いただきましたように、生ワクチンと不活化ワクチンの２種類がございます。接種回数や接種方法は、生ワクチンは皮下注射で1回接種、不活化ワクチンは筋肉内注射で２回接種となります。

また、接種費用につきましては、ワクチンメーカーの希望価格は１回当たり、生ワクチンは4,950円、不活化ワクチンは１万8,150円でございます。接種費用は、ワクチン価格に診察料や注射実施料等が加算された金額でございます。診察料や注射実施料等は医療機関ごとに設定されることから、接種費用も医療機関で異なります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　今、ワクチンメーカーの希望価格を公表されましたけど、病院によって接種費用が異なるということですけども、ネットでも出ておりました。調べると、生ワクチンの場合が8,000円程度、シングリックスにおいては２万円から３万円の間、これこそ病院によって違いますけども、ちょっと１回当たり高額です。シングリックスにおいては２回ですので、４万円以上ということになります。帯状疱疹ワクチンは全額自費で、高額なため、いざ接種しようと思われても、なかなか接種できない現実だとも思われます。

また、生ワクチン、不活化ワクチンの接種費用が違います、先ほど言いましたけども。どちらを接種したほうがいいのかも分かりません。それぞれのワクチンの予防効果と、接種後何年ぐらいその効果が続くのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

国立感染症研究所の情報によりますと、帯状疱疹ワクチンの予防効果としまして、発症予

防効果が生ワクチンの場合は51.3%、不活化ワクチンの場合には97.2%となっております。

また、ワクチン接種後の予防効果の持続期間につきましては、現在のところ、生ワクチン、不活化ワクチンのいずれの場合におきましても、長期的な予防効果に関する正確な評価にさらなる追跡調査が必要となるために、明確な答えは出ていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　予防効果はパーセントで出ましたので分かりましたけども、持続がどれぐらいの期間続くかということは、今、ちょっと分からないように言われました。ただ、厚生労働省のホームページの中に、ワクチン評価に関する小委員会の乾燥組換え帯状疱疹ワクチンシングリックス筋注用、主要な臨床試験成績等の概要というのが出ておりました。これは2018年５月17日の報告になっておりましたけども、追跡期間別の帯状疱疹発症予防効果の中に、４年目までの追跡調査のデータが出ておりました。接種から４年目時点で、有効性は93.1%となっております。データは４年目までだったので、現在2022年、４年経過していますので、その４年間のデータは調べただけで報告されていなかったので分かりませんけども、医療関係のホームページには９年の有効効果があるとも掲載されておりました。生ワクチンのほうは５年程度の有効期間ともありました。いずれにしても、両ワクチンは国が承認しておりますので、今後、正確なデータも出ると思います。公表を待ちたいと思います。

先ほど申しました生ワクチン約8,000円、不活化ワクチンは１回で２万円、２回で４万円以上という高額なため、予防ワクチン接種の効果はよいと分かっていても、なかなか接種できないようであります。

そこで、全国的に半額助成の自治体が徐々に増えてきております。今回、内閣府から、各自治体の判断によりコロナ影響による帯状疱疹ワクチン接種に係る費用負担をするため、臨時交付金を活用することが可能との見解を示されたやに聞きました。

そこで、これを優先順位に入れて、ワクチン接種の助成の考えはできないか、市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

帯状疱疹ワクチン接種につきましては、現時点で予防接種法上の定期予防接種や臨時予防接種等には含まれておりません。県内においては、接種費用の一部を助成している自治体は、現在のところ、ない状況でございます。

本市といたしましては、予防接種法に基づき、感染症予防の観点から、まずは定期予防接種や臨時予防接種事業を着実に遂行することで、本市における感染症の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に努める取組を進めてまいります。

今後とも、国・県との連携により感染症情報の収集と市民の安心・安全に向けた保健衛生行政の推進に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　なかなか厳しいようでございますけども、厚生労働省のほうでも定期接種に向けて会議も開かれているということでございますので、定期接種が始まれば、そういった予防接種もできると思いますので、今後、国の推移も見ながら、またいろいろ提案をさせていただきたいと思います。この件については終わります。

次に、がん検診についてであります。

がん検診、ピロリ菌、胃がんリスク検査についてであります。この検査については、これまで幾度となく取り上げさせていただきました。その際も述べましたが、国際がん研究機関（ＩＡＲＣ）が、1993年に、胃がんの原因の１つはピロリ菌だと結論を出しております。日本国内で2021年にがんで死亡した人は38万1,505人、男性22万2,467人、女性15万9,038人となっております。厚生労働省と国立がん研究センターが、2022年５月に公表した2019年の全国がん登録によると、新たにがんと診断された罹患数は99万9,075人。その中で、男性の部位別の罹患数でございますけども、男性は１位が前立腺がん９万4,078人、16.7％と最も多く、次いで大腸がん８万7,872人、15.5％、胃がん８万5,325人、15.1％、肺がん８万4,325人、14.9％、肝がん２万5,339人、4.5％の順で、女性の部位別の罹患数は、乳がんが９万7,142人、22.5％で最も多く、次いで大腸がん６万7,753人、15.7％、肺がん４万2,221人、9.8％、胃がん３万8,994人、9.0％、子宮がん２万9,136人、6.7％の順となっております。胃がんの罹患数は男性が３番目、女性は４番目で、男女ともに上位を占めております。本市の胃がんの検診で、令和元年から胃がんの検診の状況をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

胃がん検診の状況につきまして、受診者数、受診率、要精密検査者数、がん発見者数を、年度ごとにお答えをいたします。

まず、受診者数と受診率でございます。令和元年度は2,966人、26.6％、令和２年度は1,510人、13.7％、令和３年度は2,164人、20.6％でございます。令和２年度の受診者が減少した要因としましては、胃内視鏡検査を１年おきの受診としたことや、７月豪雨災害及びコロナ禍の影響によるものと考えられます。

次に、要精密検査者数でございます。令和元年度は103人、令和２年度は65人、令和３年度は136人でございます。

次に、がん発見者数でございますが、令和元年度は５人、令和２年度はゼロ、令和３年度は３人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　受診者数の増減は水害やコロナの影響もあったと思われます。これま

での質問で、胃がん検診でピロリ菌検査をすることで自分にピロリ菌の有無を確認することができる検査を提案しておりました。平成30年３月の質問の中で、天草市が中学３年生を対象にピロリ菌検査を実施したことを紹介し、その後、宇城市も実施され――宇城市の場合は、中学生ではありませんけれどもピロリ菌検査を実施されております。そして、新たに、昨年度から熊本市でも実施されております、これも中学３年生ではありません。県内の実施自治体状況と、各自治体のピロリ菌検診状況をお尋ねいたします。対象者数、受診者数、陽性者数、陽性率でお願いいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

県下14市における令和３年度のピロリ菌検査の実施自治体は、熊本市、荒尾市、菊池市、宇城市、合志市、天草市の６市でございます。熊本市は、対象者数10万1,671人、受診者数729人でございます。荒尾市は、対象者数３万4,428人、受診者数698人、陽性者数219人、陽性率31.3％でございます。菊池市の対象者数は算出されておりませんが、受診者数28人、陽性者数11人、陽性率39.3％でございます。宇城市は、対象者数５万423人、受診者数137人、陽性者数43人、陽性率31.4％でございます。合志市は、対象者数３万5,000人、受診者はございませんでした。天草市は中学３年生のみを対象としておりまして、対象者数610人、受診者数447人、陽性者数26人、陽性率5.82％でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　それぞれピロリ菌検査によって陽性者というのが分かる次第でございますけども、天草市の中学３年生を対象にした検査では、これまで６年間、検査をされております。ただいま令和３年のデータを言われましたけども、６年間のデータの陽性率は平均して５％から８％となっております。陽性となった生徒が除菌までされたかは調査はされておりませんでした。私は、結局、自分にピロリ菌がいるのか、いないのかが分かるだけでも有効だと思います。中学３年生ですので、まだ成長期の段階で、除菌が体力的に非常に成長に影響が出るとかそういうこともいわれておりましたので、自分が大人になって除菌するときに、その判断材料になるんじゃないかと思っております。

2020年に厚生労働省で行われました「第30回がん検診のあり方に関する検討会」の中で、北海道医療大学の学長である浅香正博学長は参考人として発言されております。浅香学長はピロリ菌研究の第一人者で、ピロリ感染胃炎に対して除菌の保険適用を実現させた方であります。ピロリ菌除菌と、それ以後の定期的な内視鏡検査による胃がん撲滅計画を提唱されております。小委員会の中での発言は、「胃がんの最も重要なリスクというのは、日本の場合にはピロリ菌感染であります。日本人の胃がんの98％はピロリ菌由来ですので、ピロリ菌の有無を最初にチェックしないことには何を行っても意味がないのではないかということです。また、日本は世界でただ１国、ピロリ菌感染胃炎に除菌の保険が通ったものですから、それ

を生かしながら、これを除菌することによって胃がんをはじめとする多くの胃の病気の発生を予防できる可能性が高いことを知っていただきたいと思います」と述べられております。

これまでも紹介しておりますが、胃がんの検診について、胃がんリスクＡＢＣ検査を提案しておりました。胃、十二指腸潰瘍の主な原因と考えられているヘリコバクターピロリ菌の抗体化検査と胃粘膜萎縮マーカーのペプシノゲン検査と組み合わせて胃がんリスクをＡＢＣの３群に分類します。このＡＢＣ分類を用いて胃の状態に応じた検査間隔を設定し、効果的に検診を行う方法がＡＢＣ検診、胃がんリスク検診であります。

胃がんリスク検診の検査方法は幾つかありますが、採血による血液検査法であり、胃がんそのものを診断するものではなく、ピロリ菌の有無と胃の粘膜の萎縮の状態が分かるペプシノゲンの２つの血液検査をすることで、胃がんになりやすいかどうかを診断し、胃がん発症リスクの高い人に対してピロリ菌の除菌や定期的な精密検査を進めるものであります。従来のバリウムを飲むレントゲン法と比べ、食事の制限もなく、僅かな血液を採るだけで診断が可能であり、早期がんの発見率が高いことや、検査が受けやすく、検査費用が安価であることで提案しておりました。

さきの天草市の中学３年生を対象にしたものでは、各学校で実施されている尿検査の残りの尿で抗体検査をされております。中学生に限らず、いずれの年代でピロリ検査の取組を、本市においても実施すべきだと思いますけども、取組についての考えをお尋ねします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

ピロリ菌検査の導入につきましては、これまでも豊永議員から御提案をいただいてきたところでございます。

厚生労働省健康局が実施しますがん検診のあり方に関する検討会において、胃がん検診におけるヘリコバクターピロリ抗体検査につきましては、検査の擬陽性や偶発性、過剰診断等の不利益が利益を上回る可能性が否定できないものであると評価をされております。したがいまして、対策型検診としてのピロリ菌検査の導入につきましては、引き続き人吉市医師会等と御相談を重ねて、胃がん検診を実施してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　答弁も、これまでと同じ内容でございます。非常に、このピロリ菌検査については有効だと思っておりますが、最後に市長に、前回も聞きました、市長が「やります」と言えば、今の部長の答弁もひっくり返って実施できると思いますので、市長にこの検診について、中学生とは限らずピロリ検診の導入というのを考えていただきたいと思いますけども、市長の考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

ピロリ菌検診の取組の考えにつきましては、今、部長から答弁をさせていただいたとおり

でして、中学生の時期にピロリ菌検査を実施することがピロリ菌感染の有無を把握し、将来的に除菌治療を受けるきっかけとなり、胃がん発症の抑制と健康意識の醸成につながるものと存じております。

しかしながら、本市におけるピロリ菌検査の導入につきましては、審査結果を判断する医師の確保等、解決すべき課題がございますので、今後も、引き続き、県内他市の取組状況を確認し、参考にするなど検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　引き続き検討されるということでございますので、私も引き続き提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。この件については終わります。

次に、これまでの要望に対してのその後の状況についてお尋ねします。

まず、おくやみコーナーの設置であります。令和元年に、市民の声として要望しておりましたおくやみコーナーのワンストップ窓口設置について、その後の対応についてお尋ねします。

身近な人が亡くなられた後の役場に提出する手続は、個人によって異なりますが、提出書類が煩雑で、また窓口を変えての手続となり、時間がかかるので、必要事項をまとめたおくやみハンドブックとおくやみコーナーを、新庁舎供用開始に合わせて設置を要望しておりました。その後、おくやみハンドブックについてはすぐに作成していただきました。活用されているようでございます。５月に新庁舎供用が開始されましたが、おくやみコーナー窓口は設置されてないようでございます。現在、手続に来られた御遺族の方の窓口対応の状況についてお尋ねいたします。

○市民部長（丸本　縁君）　皆様、こんにちは。お答えいたします。

現在、戸籍の死亡届などが出された場合、市役所における様々な手続を案内するおくやみハンドブックをお渡しし、御遺族等が来庁された際には該当する窓口へ御案内しているところでございます。

ほとんどの場合、年金、国民健康保険または後期高齢者医療、介護保険の手続がございますので、市民課窓口と高齢者支援課窓口につきましては、連携して案内を行っているところでございます。

しかし、そのほかの窓口につきましては、ハンドブックを参考にしていただき、御遺族自身においてそれぞれの窓口で手続をお願いしている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　これまでの対応と同じ、本人が窓口を変えて手続をしているというこ

とでございます。それを改善してほしいという要望で提案させていただいたんですけども、非常に何も変わってございません。確かに、水害があってそれどころじゃなかったと言われるでしょうけども、全体的に一事が万事で、小さいことでも丁寧に対応しておかないと大変になるんじゃないかと思っております。

前回は他県の窓口設置を紹介しておりましたが、その後、県内でもおくやみコーナーを設置された自治体が増えているようであります。県内の他市の設置状況についてお尋ねいたします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

私どもが調べましたところでは、本市を除く県内13市におきまして、おくやみコーナーを設置しているところが３市、おくやみコーナーは設置していないが、遺族等は移動せず、最初に受け付けた窓口に職員が出向いて手続をしている市が３市、このうち、１市は総合窓口を民間委託しているところでございます。

これ以外で、遺族等は窓口を移動する必要があるが、いわゆる、「書かない窓口」のような対応をされているところが１市となっているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　窓口が増えているようでございます。前回の答弁で、新庁舎完成後に、大切な御家族を亡くされた御遺族に寄り添える窓口対応の充実のためにもおくやみコーナーの実現に向けて、今後、関係部署と連携を図りながら検討を進めてまいりたいとの前向きな答弁をいただいておりましたので、先ほども述べましたように、５月の開庁、新庁舎の供用が開始されましたけども、見当たらなかったと。どのような検討をされたのか、検討状況とおくやみコーナー窓口設置の考えについてお尋ねします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

議員から、令和元年に御要望をいただきました際には、新庁舎供用開始に向け検討を進めてまいりたいとお答えをしております。その後、令和２年５月には窓口検討プロジェクトチームを設置し、おくやみコーナーも含めた総合窓口、窓口業務委託などの検討を行ってまいりました。令和２年７月３日には総合支援型窓口システムの説明を受けるなど、その設置に向けた検討を進めていたところでございます。

ところが、令和２年７月豪雨災害の発生により、その後の対応といたしまして被災者支援対策課を新設し、新庁舎１階に配置することとなったことに加え、マイナンバーカード交付申請の来庁者の増加に伴う窓口の増設などにより、おくやみコーナーを含めた総合窓口の設置場所の確保が困難となるなど、状況が変わってきているところでございます。

このような状況ではございますが、現在、「書かない窓口」やオンライン申請などの手続の際の来庁者の負担軽減や行政事務の効率化を進めていくことが求められております。今後、

御遺族などの来庁者の所要時間の短縮、とりわけ申請書等の記入などの負担軽減につきまして、デジタル通信技術等を活用するなど、さらに検討を深めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　検討はされておられたということは分かりました。おくやみコーナーも含めた総合窓口、今後検討するということでございますので、ぜひ実現に向けてよろしくお願いしたいと思います。

最後でございますが、国道267号の整備についてです。

国道ですので市の管轄ではないのは承知でお尋ねいたします。ちょうど４年前の平成30年12月に質問した、国道267号の整備についてお尋ねします。

西間交差点から青果市場の区間は通学路にもなっていて、鹿児島からの車両や物資運搬のトラック、また、現在は水害後の災害工事のダンプも頻繁に通行している状況です。未整備区間は歩道もない部分もあり非常に危険で、この前も、大型車が通る際、歩行者は走って駐車場に逃げ込み、車両をやり過ごされておりました。前回の質問は、未整備区間の工事で西間上橋から西間交差点に向かって道路の拡幅及び歩道の設置をするため、茂田川にボックスカルバートを設置する工事が行われておりました。ボックスカルバートというのは、水路などに使われる箱形の管路の、四角い筒状のコンクリート構造物のことであります。その上の歩道利用について質問しておりました。県に今後の整備状況について確認してもらって、答弁いただいたわけですが、そのときの答弁の抜粋ですけども、「本区間の通学状況を踏まえ、西間上橋から北側の人吉西間簡易郵便局の手前、東側市道までの約170メートル区間を先行して整備する予定ですとのことでございます。今後は、交通管理者や人吉市と協議した上で地元説明会を開催し、歩道整備における早期の効果発現ができるよう事業を進めてまいります」という答弁でありました。最近、説明会が開かれたともお聞きしておりますが、歩道拡幅未整備区間のその後の状況、進まない要因、県は整備を予定されているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　皆さん、おはようございます。それでは、お答えいたします。

国道267号の歩道拡幅未整備区間につきましては、熊本県が事業を進めておりますので、県にお聞きしたところでお答えをさせていただきます。

この事業は、平成19年度から、通学児童をはじめ歩行者や自転車の安全確保を図り、国道219号の西間交差点から蓑野橋までの歩道拡幅整備を実施しており、平成27年度までに青果市場付近から蓑野橋までの整備が完了しているところでございます。平成28年度から、西間簡易郵便局付近から青果市場付近の約300メートルの整備に着手し、茂田川にボックスカルバートを設置する工事を進めていたところでございますが、先般の令和２年７月豪雨に伴い、

茂田川沿いの宅地で浸水被害が発生したことから、その後の整備について県と市で協議を重ね、去る令和４年11月17日に地元説明会を開催し、事業目的や整備内容について、改めて説明を行ったところです。

なお、今年度から、個別補助事業である交通安全対策、通学路緊急対策事業に移行し、事業の加速化を図ることとしております。今後のスケジュールといたしましては、令和４年度に用地測量や建物調査等に着手し、令和５年度から用地交渉を進め、用地の御協力を得られた区間から順次、工事に着手していく計画としております。

また、起点の国道219号の西間交差点から西間簡易郵便局までの区間につきましては、現在整備中である区間の進捗を踏まえ、検討してまいりますとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　県のほうも整備については前向きに検討されているようでございます。説明会もあったということでございますので、今後の推移を見ていきたいと思います。

もう１つですけれども、市民の声ですが、青果市場より南になりますけども、古仏頂側ですね、蓑野橋を渡った先にも、約50メートル歩道がない区間があります。道の路肩横には側溝があり、蓋がない状況でございます。その側溝に、これまで、通学中の中学生、高校生ですけれども自転車、あるいは歩行者が数回転落したことがあるとのことでございました。蓋の設置など早急な対応をお願いしたいと要望されました。この件についても、県の対応はどうなのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　こちらも、県にお聞きしたところでのお答えをさせていただきます。

当該箇所につきましては、歩道整備による歩行者の安全が確保される状況に至っていないため、水路への転落防止を図る対策について検討してまいりますとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　検討していただくということで、今後、その辺もまた見ていかなければならないと思っております。

いろいろ提案もさせていただきましたけども、先ほど大塚議員も言われました、今年も終わりでございます。来年こそいい年でありますように私も思っております。来年は勝負の年でございますので、体調管理をしながら過ごしていきたいと思っております。

これで、一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時02分　休憩

○３番（池田芳隆君）　（議長の許可を得て途中退席）

午後１時13分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）（登壇）　皆さん、こんにちは。４番議員、牛塚孝浩でございます。

時間も過ぎておりますので、早速、通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日は、まず、１点目に、復興まちづくり進捗状況の説明会から、防災ステーション、大柿地区遊水地計画、水災補償加入促進助成金についてを、２点目に、第６次人吉市総合計画の中から、第３章地方創生施策に係る個別施策の、若者の地元修学・就業の促進について、短期大学または専門学校設置へ向けた取組ができないかを、３点目に、市民の声から、プレミアム付き商品券、植樹帯の樹種管理、新型コロナ感染症対策についてを、それぞれ伺ってまいります。

まず、１点目は、薩摩瀬地区に計画されている防災ステーションについてでありますが、計画が浮上した時期と、発端と言いますかきっかけ、それから建設することで得られる地域のメリット・デメリットについてお伺いいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

河川防災ステーションの計画が浮上した経緯でございますが、本年１月、令和２年７月豪雨災害により農地を被災され、災害復旧事業による復旧を申請された林・温泉・薩摩瀬地区の地権者及び耕作者の方々を対象とした農地災害復旧事業説明会を開催しました。その際に、薩摩瀬地区の方々から「農地以外の活用」との要望があり、これを受け、市としましては治水安全上、必要であると考え、河川防災ステーションについて要望を行い、国土交通省において薩摩瀬地区の農地の地権者を対象とした説明会を、令和４年２月に行っております。

この説明会の後、薩摩瀬地区の農地の地権者の方を対象とした災害復旧事業に対する意向調査を実施し、災害復旧による農地復旧と河川防災ステーションのそれぞれについて御意向をお尋ねしたところ、全体の約８割の方が河川防災ステーションの整備を希望されると回答されたことから、河川防災ステーションの計画を進めているところでございます。

防災ステーションは、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておく機能のほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものとして活用でき、また、洪水が発生した際には、本市が行う水防活動の支援や緊急復旧などを迅速に行う基地となります。また、平時には、地域の人々のレクリエーションの場としての活用もできるなど、様々なメリットがございます。

防災ステーションは万が一の事態に備えるという点から、十分に機能が発揮できるだけの規模に見合った広さ、土地が必要となるため、農地の減少や地権者の方々に土地を御提供い

ただく必要がある点が課題であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　きっかけは、薩摩瀬地区の方から農地以外の活用法を相談されたことであったということでございました。また、メリットと課題についてもお答えをいただきました。

では、現在、全国に整備をされている防災ステーションの数とその規模、そして得られている効果についてを伺います。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

国土交通省のホームページによりますと、令和４年４月現在で、直轄河川については、令和３年度までに承認を受けた107か所のうち86か所が完成、都道府県が管理している補助河川では、令和３年度までに承認を受けた39か所の全てが完成しているところでございます。承認を受けて完成に至っていない21か所に関しましては、それぞれ完成に向けて事業を進めているとのことでございますが、これまでの事例を見ますと、同年度内に承認から完成まで至っている事例もあれば、承認から完成まで16年かかった事例もあるなど、それぞれの防災ステーションの整備状況により完成までの期間は異なるようでございます。九州内では、令和４年４月現在、直轄河川において承認を受けた13か所のうち、８か所が完成しているところでございます。一例として、久留米西部河川防災ステーションにおいては平成13年度に完成しており、災害時には水防活動及び災害復旧の拠点として、平常時には水防センターを体育館として活用したスポーツ大会や水防合同訓練が行われるなど、地域交流拠点としても活用されています。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　都道府県管理の補助河川につきましても、このような建設があっているということ、さらには建設期間についても、結構、差があるということですね。そして、数、規模、効果について確認ができたところであります。

全国の事例を伺いましたが、先祖代々の土地、財産を手放すわけでありますから、地権者の方は決断されるまでは相当葛藤があったと思うわけでございます。現在、薩摩瀬地区では、地権者のうち、約８割の方が賛同をされていると説明をされておりますが、未来を見据えたとき、自分たちの子供や孫たちにとって、今、何が最善なのかと、相当悩まれた上での決断であったろうと察します。そのような心情故に、全ての地権者の方が合意するにはかなりの時間を要するものだと想像できるわけです。この合意形成は、よそではどれぐらいの時間がかかったのか。先ほど答弁で、建設に16年もかかったという事例も紹介いただいておりますので、最長、最短、中には中止計画もあったのか、原因なども併せて、参考のためにお願い

したいと思います。

また、当該農地は、令和２年の水害による被災農地であります。当然、農地の復旧申請も出されているわけでありますけれども、この復旧に関しての期限がいつまでなのか。期限が過ぎた後に、仮に防災ステーションができなくなったという場合、被災した農地はどうなってしまうのかということで不安もございます。どちらにも期限があると思いますので、この辺りの兼ね合いも併せてお答えをお願いいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

防災ステーションの整備における申請までの手順について、河川管理者が設置位置、規模等を記載した河川防災ステーション整備計画を作成し、国土交通省水管理国土保全局長の承認を受ける必要がございます。

整備計画の申請に当たっては、地域との合意形成が整った後に行われることとなります。国土交通省からは、地域との合意形成にかかった期間などは様々であり、一概にはお答えできないとのことでございます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　議員の皆様、こんにちは。それでは、農地災害復旧に関する御質問につきまして、経済部からお答えをいたします。

議員おっしゃいましたように、当該農地の地権者におかれましては、農地災害復旧の御申請をされているところでございまして、まず、薩摩瀬地区の農地災害復旧事業の期限についての御質問でございますが、国の補助を受けて行う農地災害復旧事業は、事業の性格上、原則として、発生年を含めて３か年という短い期間で復旧工事を完了する必要がございます。したがいまして、令和２年７月豪雨により被災をしました農地災害復旧事業の復旧期限は令和４年度までとなっており、現在、残りの期間を考慮いたしますと、令和４年度中の工事完了は大変厳しいと考えておるところでございます。

一方で、先ほど議員からもお話がありましたとおり、薩摩瀬地区の被災した農地の地権者の約８割の方が、農地として復旧するのではなく、河川防災ステーションの整備を望まれているということを踏まえまして、市としましては本事業の検討を進めておるところでございます。

つきましては、あくまでも仮定の話となりますが、国補助による農地災害復旧期限を過ぎ、さらに河川防災ステーション整備事業ができなくなった場合におきまして、地権者の皆様から、やはり災害復旧したいという意向が表明されました際には、市単独事業による復旧も、今後検討させていただくことになろうかと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　合意形成の時間については様々であって、答えられないと確認をしま

した。また、もし、計画が見直された場合、市の単独事業での復旧になる可能性もあるということで確認をいたしたところでございます。防災ステーションが叶わなかったときの責任というものは、相当重大でないかなと感じるところであります。

であれば、当地において防災ステーションの計画の説明があってから約１年になりますが、田畑や宅地など、ほかの地域に整備された事例をもとに、補償額などについて目安となる数字を先に示していただいていたほうが、地権者にとっては判断しやすいのではないかなと思うわけであります。そのような声もございますが、市長に伺います、どう思われるかお答えいただきたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

土地価格の算定に当たっては、周辺の土地の正常な取引価格や公示価格、基準地価格などを調べ、必要に応じて不動産鑑定士による鑑定評価額を参考に、正常な価格を算定いたします。また、建物等の算定に当たっては、事業地内の物件の数量、構造など詳細な調査を行い、所有者ごとに補償額の算定を行います。このことにより、土地の所有者や建物等の所有者ごとに補償金額を算定することになりますので、現段階で補償金額をお示しすることは難しい状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　詳細な調査をしないと難しいということであります。確かに、地価にも地域差というものがございますので仕方がないのかなというふうにも思うわけですけれども。

防災ステーションの計画地についてなんですが、農地面積が４万7,903平米、宅地が2,363.9平米、その他が716.99平米の、合計で約５万1,000平米あると聞いております。相当な広範囲です。

また、農地と宅地とでは価値も価格も当然違います。そこも理解はできておりますが、用地買収後の生活再建に対しても、目安となるようなおおよその数字を提示いただくことは、今後もできないのか伺いたいと思います。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

先ほど市長が答弁しましたとおりでございまして、土地の所有者や建物等の所有者ごとに補償金額を算定することになりますので、補償金額の目安をお示しすることはできないとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　個別の測量をしないことには、目安さえお示しできないというふうにお答えをいただきました。

なぜ、数字の提示が必要かといえば、先ほども申し上げましたように、再建後に税金もしくは保険料などの負担増が考えられるわけであります。全国でも、災害後、このような経緯から、新たに手にした財産を、後に課金される税負担によって失ってしまったという事例も聞いているからなんですね。事実、身近なところでいえば、皆さんも御存じの五木村の方がいらっしゃいます。そして、これは青井地区や中心市街地でも同様に、懸念をされることであります。この辺も含めて、しっかりと示す必要があると思うからであります。

再度伺います。前例をもとにした答弁ができないようであれば、仮の数字でもいいので、参考になるようにお答えをいただけないか伺います。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

公共事業のために資産等を譲渡した場合や、再建後の税負担等についての御質問でございますけれども、まず、新たに取得した資産等に対する固定資産税でございますけれども、土地については特例等の減額措置はございませんが、家屋につきましては令和２年７月豪雨災害に伴う被災代替家屋の特例により、要件を満たされた場合には、取得の翌年から４年間、２分の１の減額措置がございまして、該当される方につきましては、毎年、市のほうから案内を行い、申告していただくように対応を図っているところでございます。

なお、不動産取得税は県税でございますので、詳細な内容は控えさえていただきますけれども、通常、課税標準額に一定の税率を掛けた税額になるものと存じます。なお、固定資産税の具体的な税額の算出例につきましては、土地におきましては所在地や形状等で評価額が大きく違い、また、家屋におきましては、取得額でなく固定資産評価基準での調査により税額が算出されますことから、一般例として上げるのは難しいものと考えているところでございます。

次に、所得税及び住民税でございますが、公共事業に御協力いただいた方の税負担を軽減するため、２つの特例がございます。１つ目は、土地の売買代金などの資産の譲渡により受ける補償金について譲渡所得税を算出する際に、最高5,000万円を控除できる特別控除がございます。２つ目は、公共事業のため資産等を譲渡し、２年以内に、土地なら土地、土地家屋なら土地家屋のように同種の資産を取得した場合には、代替資産の取得価格に相当する金額につきましては、譲渡がなかったものと見なされる税法上の特例が設けられておりまして、どちらか一方を選択することができるものでございます。

また、自宅の新築または増築の際に住宅ローン等を利用されている場合には、一定の要件のもと、その取得に係る住宅ローン等の年末残高の合計額等をもととして計算した額を、居住用に供した年分以後の各年分の所得税額から差し引く、住宅借入金等特別控除がございます。令和４年１月１日から令和５年12月31日までに新築・増築された方については、一般の新築住宅の場合、ローンの年末残高等――ただし年末残高等の上限は3,000万円となりますが、年末残高等に対し0.7％の控除があり、控除期間は13年でございます。所得税から控除

しきれなかった分については、最高９万7,500円を限度に、住民税から控除できるものでございます。

次に、公共事業のために土地等を売買した場合に、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料はどうなるのかということでございますが、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料につきましては、先ほど御説明いたしました特別控除の適用がございますが、低所得者の方を対象とした軽減措置の判定には特別控除前の所得で判定するため、売買された翌年度の１年間だけ高くなることがございます。介護保険料につきましては特別控除の適用がございますが、住民税が課税世帯となった場合には、保険料の段階が上がり、翌年度の１年間だけ高くなることがございます。

いずれにいたしましても、所得税、住民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料につきましては、個別または個別の世帯収入等の状況によりますので、固定資産税と同様に、一般例として上げるのは難しいと考えているところでございます。

御不明な点がございましたら税務課に個別に御相談をいただければ、相談者の状況に応じた丁寧な説明を心掛けてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　仮の数字をもとに答弁いただけないかと伺ったわけでありますが、評価によって異なるために一般例としての表現は難しいということでした。

ちょっと整理してみますと、固定資産税については、４年間２分の１の減額、５年目からは通常になると。それから、所得税とか住民税は、補償金のうち、最高で5,000万円の控除、または同種同額の財産取得について税負担はないと、このどちらかを選択するということですね。それから、健康保険や介護保険、後期高齢者医療保険については、売買後１年間は高くなりますということですね。そのほかに、住宅ローンを組んでいる場合は、3,000万円まで0.7％が控除されて、そのほかにも、最高で９万7,500円を住民税から控除できるということであったと思います。いずれにしても、個別にそれぞれ違うので税務課で聞いてくださいということだったと思います。ざっくりまとめると、そういうことで間違いないですね。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

議員がおっしゃるとおりでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　では、次に、遊水地計画があります中神・大柿地区ですけれども、防災ステーションと同じように、国営の事業になると思います。ここも同様に伺っておきたいと思います。

○市民部長（丸本　縁君）　すみません。先ほど牛塚議員からの御質問で、おっしゃるとおり

と御答弁をさせていただいたんですが、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料につきましては、場合によっては、翌年度、影響が出て高くなる場合もあるということで御理解いただければと存じます。

今の御質問にお答えいたします。公共事業のため資産等を譲渡した場合における税等の取扱いについてでございますが、先ほど答弁させていただいた内容と同様となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　分かりました。薩摩瀬地区と同じだという答弁でございました。

先ほど詳しく答弁をいただき、ありがたいんですけれども、非常に分かりづらいなと感じました。当該地区の方たちに対しましては、根気よく、丁寧に説明責任を果たしていただきますようにお願いをしておきます。

次です。本市は、国から示されている遊水地計画について、市としても同様に取り組んでいくと説明をされています。しかし、大柿地区の住民の方からは、遊水地の形状変更などを望む意見も出てきています。また、実際に再建に向けた建設も進んでいるのも事実であります。今後、この範囲について変更はないのか。大変重要なことだと思いますので、伺っておきたいと思います。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

11月23日に、大柿地区の皆様を対象に開催いたしました今後の住まい及び治水対策、遊水地に関する説明会において、国土交通省から説明がございましたが、流域のあらゆる関係者が協働し、人吉市の区間などでは越水による氾濫防止、中流部では家屋の浸水防止など、流域における浸水被害の軽減を図るために流域治水に取り組んでおり、球磨川中流部に効果を発揮させられる場所という観点や、河床勾配の比較的緩やかで遊水地としてまとまった面積が見込まれる場所などの理由から、大柿地区や中神地区を候補地としております。

また、これまでの地下水位調査の結果などを踏まえますと、市が住民を対象とした意向調査により、営農継続や住まいの再建等の希望があることは承知しておりますが、現在お示ししている範囲で事業を進めるべく調整しているとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　変更はないというふうに受け止めました。そして、その理由についてもお答えをいただいたところでございますが、未来の安心・安全な暮らしと、そこに暮らす人々の生命・財産を守るためには、今、何が大切なのか、市長として十分に理解をされた上での決断であると思います。

本定例会初日の所信表明でも発言をされましたように、同じ被災者でもある松岡市長にしかできないことがあると私も思っています。そのためには、しっかりと細部に至るまでの丁

寧な説明、何度も申しますが、併せて相当な覚悟をもって取り組んでいただかなければなりません。このことについて、市長の決意を伺っておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

施政方針でも述べさせていただきましたが、被災地の市長として、自らの責任、使命を考えたとき、私たちが背負い、苦しんでいる被災地としての今日を、このまま、次期の市政や次の世代に委ねてよいものか、少しでも未来ある希望を描き示すべきではないかと自問自答してまいりました。特に、流水型ダムや本市に計画されている遊水地をはじめ、流域治水の推進は、本地域にとって最大の課題であり、令和２年７月豪雨のような大災害を二度と繰り返さないことが、今を生きる我々の責務であり、貴い犠牲への誓いでもあるという信念は揺るぎなきものです。

先祖代々受け継いできた土地、生まれ育った土地、豊かな恵みを与えてくれた土地を失うこととなる遊水地整備区域内の皆様のつらいお気持ちは察して余りあるものであり、私としても苦渋の決断でございましたが、球磨川流域の一員としての責務を果たす覚悟をもって、引き続き、遊水地事業に協力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　決意を聞かせていただきました。

全国の復興経過を見聞きしたところでは、結構、時間はかかって当然のようです。将来に、より良い未来への選択であったと誇れるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、水災補償加入促進助成金について伺いたいと思います。

説明では、令和４年10月１日から令和８年３月31日までに水災補償を附帯した火災保険などに加入した方を対象に、最大で１万円を助成するというものでありますが、お隣の球磨村におかれましては、昨年から、令和３年４月から取り組まれているようでございます。今回、本市でも取り組むこととしたその目的と、助成の対象者について伺いたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

水災補償を附帯する保険につきましては、万が一、大雨等で住宅が浸水被害を受けた場合に、早期に住まいの再建を図る上で非常に有効な手段であると考えているところでございます。

しかしながら、近年、全国的に頻発する自然災害、特に風水害による保険金の支払いが想像以上に膨らんだことにより、本年10月１日から保険料が大幅に値上げされているところでございます。そのため、水災補償を附帯する保険の加入への影響も予想されますことから、保険料の一部、上昇分に相当する金額を助成することにより、保険に加入しやすい環境を整備し災害の備えを充実するため、保険料の改定時期に合わせ、人吉市水災補償加入促進助成

金を創設したものでございます。

助成金の対象者につきましては、次に申し上げる全ての条件を満たす方でございまして、助成対象となる保険等に加入している方、本市の住民基本台帳に記載されている方、住居を所有し居住していること、転勤・療養等やむを得ない事情により交付対象者が住宅に居住していない場合は、交付対象者と生計を一にする者が居住していること、市税等の滞納がないこと、これまでに本助成金の交付を受けていないことでございます。

次に、助成対象でございますが、人吉市内の自己の居住の用に供する建築物で、保険等の契約日が令和４年10月１日から令和８年３月31日までのものございます。

助成金額につきましては、保険等の掛金の５分の１の額で、上限１万円の１回限りでございます。上限額を１万円に設定した根拠としましては、火災保険等に係る保険料上昇分につきまして、全国平均で10%以上引き上げや保険会社のプランの内容によりましては50%超の値上げがされるという情報がありまして、影響額が様々でございますことから確たる助成額を導くことも難しく、最終的には、今次水害により同様の制度を実施しております流域自治体の上限額を参考にして設定したものでございます。

なお、この本制度は、令和２年７月豪雨で被災された方だけではなく、期間中に水災補償を附帯した保険に加入した全市民を対象にするものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　水災時の補償加入を促進することが目的であると、そして、保険料改定に伴い上昇した保険料を補填するためであるということ、対象者は全人吉市民であるということで、また、助成額の根拠についても確認をいたしました。

この取組については大変ありがたいと思っております。思ってはおりますが、今年の９月30日までに、契約あるいは継続をされた方は対象とならない。支援の対象であるべき全市民の方に対して公平に行き渡らないわけです。せめて、発災後に保険契約をされた方には、遡及して助成をいただけないかと思いますが、この辺について改善いただけないか伺います。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

当該助成金の趣旨としまして、水災補償を附帯した保険に加入する方に対して、令和４年10月１日以降の契約におきまして値上がりした保険料の一部を助成することで、新規加入者または契約更新される方を増やす、災害の備えを促進することを目的としております。

９月までに保険に加入された方は値上げをする前の保険料と伺っておりますので、契約の期日を10月１日からと設定をさせていただいております。対象期間より前に加入された方につきましては、大変申し訳ございませんが、助成金の趣旨に御理解をいただければと存じます。

なお、既に保険に加入されている方につきましても、対象期間であります令和８年３月31

日までに契約更新をされた場合には助成の対象となりますので、その際には申請をいただけたらと思っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　趣旨は理解できますが、被災者支援という観点からも、例えば罹災証明書を持っていらっしゃる方については遡及して助成できるよう、できたら検討をいただきたいとお願いしておきます。

次の質問ですが、助成金の申請時に添付する書類として、１つ目に、住宅の所有を証明するもの、２つ目に、保険関係書類として補償内容及び保険料の支払いが確認できる書類の写し、３つ目に、その他市長が必要と認める書類と記載されていますが、説明会場で、今は現金での授受をしないために、そもそも支払いを確認するための領収書が発行されませんと、その場合、引き落としが記帳された通帳の一部をコピーして提出すればいいのかという質問があっておりまして、それでよいという執行部の回答でありました。中には、通帳をコピーして提出することについてちゅうちょをされる方もいらっしゃると思います。

そこで、この部分について改善は検討されているのか伺いたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

申請時の添付書類についての御質問でございます。住宅所有を証明するものにつきましては、固定資産税課税台帳の写しや登記簿謄本など、住宅の所有者が確認できる書類となります。また、振込や口座引き落としなどにより領収書が発行されない場合の支払いを証明する書類につきましては、保険料の支払いが確認できる書類の写し、例えば保険証書などによりまして受付のほうを進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　対応いただいていると確認をしました。

人吉市民の多くの方が、この制度を利用して水災補償保険に加入をしていただき、目的であります災害への備えが達成されますように、周知徹底のほうも併せてよろしくお願いをしておきたいと思います。この項目での質問を終わります。

次の質問です。非常に項目が多い第６次人吉市総合計画は、前期が令和２年度から令和５年度の４年間、後期が令和６年度から令和９年度の４年間で策定をされています。その中の第３章地方創生施策に係る個別施策のうち、若者の地元修学・就業の促進について、伺ってまいります。

まず、基本構想実現のための令和５年度に終了する前期基本計画は、コロナ禍や令和２年７月豪雨によりグランドデザインも大きく変更を余儀なくされたと思います。さらに、人口の減少や少子高齢化は一層進み、集落機能の弱体化も著しく進行しています。よって、これ

から地域の担い手となる若者の流出は、大変深刻な問題であります。発災後に大きく変更があった部分について伺いたいと思います。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨により、第６次人吉市総合計画の内容をそのまま継続することが難しくなってまいりました。そこで、令和３年３月に、本市をさらに発展させ、将来の希望につながる未来型の復興に取り組むため、人吉市復興計画を策定いたしました。著しい人口減少、特に若い子供たちが進学や就職で地元を離れていく状況は、災害前からの大きな課題であり、子供たちが残りたいまちづくりを進めていくことは、市としても重要であると認識しております。

若者の地元修学・就業の促進につきまして、人吉市復興計画の中に、未来につながるまちづくりの項目を設け、地域全体で人を呼び込む仕事づくりとして位置づけております。

また、交流人口といった点では、地域特性を活用した「知の集積拠点づくり」を計画化しております。主な内容としましては、河川工学、伝統建築、スマート林業、焼酎や加工商品といった醸造発酵技術などの地域特性を活用した研究及び教育の集積を進めるため、大学の関連学部といったサテライトキャンパスの誘致や短期留学プログラムやインターンシップ、フィールドワークの受入れといった交流人口創出施策を位置づけているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　人吉市復興計画の中に、地域全体で人を呼び込む仕事づくりとして位置づけたと、また、サテライトキャンパスの誘致なども考えているということでございました。

そこで、最近、特に若者の行動力や発想力がすばらしいなと感じることが多くなってきました。熊本市中央区にあるルーテル学院高校・中学校には「ルーテル区役所」と銘打って、地域課題を解決するための課外活動をしていると、過日の新聞報道で掲載をしてありました。どんな活動で、どんな効果を見込んでいるのか、行政との関係性はどんな連携なのか、関連性があるので調べておられましたら伺っておきたいと思います。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

ルーテル区役所とは、ルーテル学院高校と同中学校の生徒有志が、防災を学べる運動会や地域活性化イベントの企画などを通して地域課題の解決に挑戦している課外活動の名称でございます。区役所のように観光課や教育課、交通課など10の担当課に分かれ、30人が所属されております。同校は、様々な視点での課題の解決策を図るため、一般社団法人と連携して取り組まれているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　一般社団法人と連携してという答弁でございましたので、直接行政との関わりはないということで確認をしました。でも、本当にすばらしいと思います。子供たち自らが地域の課題を見つけて、改善して、よりよいまちを目指して積極的に活動をしているという、すばらしいことだと本当に思います。

そこで、市長は、今年10月20日に開催された子ども議会について、所信の中で触れられた折、「子供たちは本市の希望の光であり、地域の宝物である」と発言をされています。私も、昨年ですけれども、子ども議会を拝聴し、同様に感じたことでした。

また、去る11月19日開催のひとよし球磨青年会議所11月の例会において、「災害後の人吉市を創るのは私たちだ！」～青年が語るまちの未来～と題して、高校生たちによる提言発表がございました。ここでも、将来を見据えた提言は大変すばらしく、人吉球磨を俯瞰的に見て考案された要望・提案は、地域の未来はきっとよくなると思える内容のものでありました。審査員として聞いておられた市長、どう思われたか伺っておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

10月に開かれた子ども議会は、中学生を対象に、市民と行政の関わりや地方自治の仕組みを学習し、郷土を誇りに思う心を育むことを目的として、毎年開催しております。また、11月には、一般社団法人ひとよし球磨青年会議所の主催により、人吉高校、南稜高校、球磨中央高校の３校の高校生から「災害後の人吉市を創るのは私たちだ！」と題して、人吉市のまちづくりに対する提言書を提出いただきました。

子ども議会では、ペットが一緒でも安心できる避難所設置やたばこポイ捨て防止のアイデア、学習意欲を高めるための検定・資格取得試験の補助拡大、または風水町をつくるなど、また、高校生による提言書では、食をテーマにしたフェスで被災した飲食店や生産者の再活性化するアイデアや、転入者数を増やすため、大学や専門学校をつくるアイデアや、観光客を増やすアイデアとしてレンタサイクルの活用など、様々な分野にわたる御提案をいただきました。改めて、子供の視点を通しても解決しなければならない多くの課題・問題が本市にはあると実感したと同時に、子供たち自身が本市における磨けば光るダイヤの原石を見つけていて、それらを磨けば人吉市がさらにすばらしく、安心して住み続けられるまちになると、誇りと愛情を持っていることをうれしく、そして頼もしく思いました。さらに、何より、提案するのみだけではなく、自らが行動を起こして一緒にまちをつくっていきたいという言葉が、私としては一番うれしく思ったところです。

皆様からいただいた御提案も参考にしながら、市役所でできること、また、皆様と一緒になってできることなど、少しずつ取組を進め、未来につながるまちづくりにつなげていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　そこで、提言の中で、ある高校から、今おっしゃいましたが、専門学校や大学をつくってほしいとの声が上がっておりました。地元で進学ができれば、よそに出なくてもよいので転出を抑えることもできて、他県からの人流も増え、卒業後、地元に残る人たちの人材育成にもつながるんだと熱く語っていたのが印象的でした。

そこで、過去に大学など高等教育機関の設置について協議がなかったか、その経緯を調べてみました。御存じの方も多いと思いますが、平成10年、11年、当時の市長、福永浩介氏と先輩議員たちとのやり取りでは、平成９年３月に作成された人吉球磨地域高等教育機関設置構想を、14市町村――まだあさぎり町が誕生する前です――で構成された協議会で協議され、具体的な学校名――熊本学園大学の人吉キャンパスだったそうですが――まで挙がったそうであります。しかし、結論としては、できておりません。詳細は長くなるので割愛しますが、当時、学生や住民の間では相当大きな期待であったということであります。令和の時代となった今、少子高齢化や人口減少という背景は、当時よりもずっと深刻です。深刻ではありますが、環境は全く違うと私は思っているところです。デジタル田園都市国家構想に伴う政策、あるいは急速に整備発展した通信インフラ、教育機関でいえばＧＩＧＡスクール構想の普及など、今ではどこにいても仕事や勉強ができる、そんな環境になりました。

また、さらには、学生たちから、「ボランティア活動や地域活動にもどんどん参加したい」という力強い声も聞かれました。事実、２年前の発災当時にも、たくさんの学生たちが被災したまちで汗を流してくれました。本当にありがたかったです。心から御礼を申し上げたいと思います。さらに、皆さんも御存じの、菊陽町に建設されるＴＳＭＣは、2024年の開業に向け建設が始まっており、当初の1,500人ほどの雇用見込みから、製造能力の拡充により1,700人に増員されております。こちらについても長くなるので詳しくは触れませんが、先日、溝口県議会議長の話では、その効果を今後、九州全域に広げるという計画もあるようでございます。また、ネットからの情報ではありますが、台湾から赴任するＴＳＭＣ従業員の家族の子供たちのために、中学部を新設し、新校舎の建設も実施されるようです。

そのような背景と将来を見込み、それらの人材育成の上でも、高等教育機関の誘致に向けた市または圏域での取組は検討に値することだと思うわけでございます。未来をつくるのは子供たちです。その未来を開く学生たちの要望を実現させてやることは、非常に大切ではないでしょうか。このことも踏まえた上で、短大や専門学校の新設による人材育成、若者の地元修学・就業による転出の抑制と人流増加への効果について、市長の考えを伺っておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

現在、災害を機に大学のフィールドワークの場など、本市を学びの場や復興拠点とする取組が、大学をはじめ様々に展開されています。その拠点の１つとして、くまりばもサテライトオフィス環境の充実も強化しており、本市に関わっていただいている関係者の方々が仕事

や研究に取り組みやすい環境づくりが整いつつあります。また、熱中小学校による人材研修会の実施などを行っております。

本市の特性や、議員御指摘のマンガ等が積み上げられるのであれば、それを生かしながら、今後とも大学のサテライトキャンパスの誘致や短期留学プログラムやインターンシップ、フィールドワークの受入れなどを行い、人吉市に残りたい、人吉市に来たいという方が増えるような交流人口創出や大学等との関係創出に努めてまいりたいと思います。

また、高等教育ということでは、以前は人吉看護専門学校があり、現在、本市の専門教育機関として九州技術教育専門学校と球磨工業高校伝統建築専攻科の２校が、若者の修学機会の創出や専門技術の獲得等に大きく寄与いただいております。また、県立大学によるＫＵＭＡＪＥＣＴ（クマジェクト）や、包括協定を結んでいる崇城大学や熊本学園大学のお力も随所でお借りしていることも申し述べたいと存じます。

高校生たちが望んでいるように、大学等が存在することによる産学官連携の可能性の拡大、アカデミックな地域イメージの向上をはじめ、若者の移住・定住により経済波及効果や市の活気等につながるものと思われます。また、最近では、修学のための学び直しやリカレント教育等の面で有利であるとも考えます。

しかしながら、一方で、特に地方全般において、大学の定員割れ等による経営の難しさが論じられ、2022春の入学者が定員割れした私立大学の比率は47.5％を占めたことが、日本私立学校振興・共済事業団の調査等で発表されているようであり、特に三大都市圏の大学とそれ以外の地方の大学では、大学格差とも言える時代に入っているという厳しい指摘があるようです。

議員御紹介のとおり、本市も随分以前ですが、大学設置を政策として掲げたことがありますが、誘致ということになると競争原理が働き、設置に対する相当な支援等が必要になるなど、解決すべき課題も膨大であったと聞き及んでおります。

いずれにいたしましても、議員御提案の、ＴＳＭＣの相乗効果を本市がどう受け入れるのかといった課題や、産官学等の連携による様々な分野での研究機関や大学等高等教育機関の存在は重要視をしておりまして、特に大学等との関係については、研究テーマの共有や交流の延長に様々な可能性があるのではないかと考えております。新設は難しいとしても、これまでも本市の特性を生かした既存大学のキャンパスや研究機関などの進出が話題に上るなど、実現すれば本当に多くの波及効果を生み、市の発展につながるものと認識しておりますので、市の姿勢としては、少し受け身にはなりますが、そのような可能性を探っていくことも、夢を描く地域振興の振興策の１つであろうかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　私は、地域の担い手というものは地域で育むことが大切であると思っ

ております。このことはずっと前から思っていたことでもあり、学生は学業を最優先すべきであるということはいうまでもありませんが、しかし、先ほども申しましたように、学生たちも本音では、ボランティア活動など社会との関わり方を欲しているのではないでしょうか。この社会との関わり方にこそ、私が常々課題としている、高齢者や若手不足に困り、弱体化傾向にある集落とをつなぐ仕組みができるのではないかと考えております。問題や課題は当然あると思いますが、教育長は、このことについてどう思われますか伺いたいと思います。

○教育長（志波典明君）　こんにちは。では、お答えいたします。

議員が言われるように、ボランティア精神のもと、社会との関わりに対する意識が高い学生が多いということは大変喜ばしいことだと思っております。学生や児童・生徒が教室等で学ぶ学問や教科の学習は、社会や、そこに生活する自分を含めた人を豊かにするものとして生かされて、初めて意味があるものだと考えております。

学校教育法では、小・中・高等学校などにおいて、ボランティア活動など社会奉仕体験活動の充実に努めることとされています。市内小中学校におきましては、児童会・生徒会活動や総合的な学習の時間などで、ボランティア活動など地域社会と関わる活動に取り組んでおります。

また、児童・生徒の自主的な活動といたしまして、校舎内外の清掃活動、花いっぱい運動などの環境美化活動や朝のあいさつ運動などに取り組んでおります。さらに、総合的な学習の時間などで福祉施設や保育園などを訪問し、福祉体験、保育体験などにも取り組んでおります。このほかにも、相良三十三観音巡りのおもてなしボランティアやおくんち祭りのお手伝いなどの取組をしている学校もございます。このように、ボランティア活動などで地域と関わることは、地域やそこに暮らす人を知り、人とつながり、教科等での学びをさらに広げ、深めることとなりまして、知識は知恵として様々な場面で生きて働く力になると考えます。

また、自分が誰かの役に立ったという実感は、自己肯定感を高めることとなり、さらに自信や意欲を持った学びや具体的な活動につながっていくものと考えております。こういうことは、今、議員が言われました高齢者や若手不足で困っている集落とをつなぐ仕組み、いわゆる地域社会への貢献にもつながっていくものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　ありがとうございました。ここ数年は、コロナ禍によって制限され、より多くの関わりが断たれてしまっておりました。今後も、状況次第ではどうなるか分かりませんが、様々な活動を通して地元愛を育んでいただきたいと思います。

視点を変えた質問をしますと、熊本県は漫画を生かした地域づくりとして、産官学による「マンガ県くまもと」構想を推進されております。県庁をはじめ県下に設置されたワンピースのキャラクター像は、新たな観光需要を生み出し、経済的効果も上がっているように思い

ます。また、阿蘇の高森高校には、来年４月、全国初となるマンガ学科が新設されるなど、その構想は活発化しているように思います。本市には、夏目友人帳の聖地巡礼として観光客も多く来ていただいておりますし、近隣には湯前まんが美術館もあります。このような環境の中で「漫画」という視点での取組もいいのではないのかなと思うわけであります。高森高校に倣い、まずはできるところから、専門学校や短大設置につながる仕組みづくりを行ってはどうかと思いますが、どうでしょうか。執行部の考えを伺います。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

現在、災害を機に、大学のフィールドワークの場など本市を学びの場とする取組が、大学をはじめ様々に展開されております。くまりばもサテライトオフィス環境の充実を強化しており、本市に関わっていただいている関係者の方々が仕事や研究に取り組みやすい環境づくりが整いつつあります。本市の特性や、議員御指摘の、漫画等の強みなどを生かしながら、今後とも、大学のサテライトキャンパスの誘致やインターンシップ、フィールドワークの受入れなど、人吉市に残りたい、人吉市に来たいという方が増えるような交流人口創出、大学との関係創出に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　漫画が強みだという話ではなくて、いろんな種があるということであります。同じ種でも、時期や土壌、それから気温や環境次第では、芽さえ出ないこともあります。出た芽についても、育て方次第では変わっていきます。ですから、きっかけづくりの可能性の話をさせていただきました。

では、もう１つ、違った視点から質問します。

総合計画の中には、本市でも起業より廃業が多いという記載がございました。どのような要因から廃業が増えているのか、また、廃業される主な業種はどのような業種なのか伺いたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

起業より廃業が多い理由でございますが、まず、現状についてお伝えをいたします。廃業の件数でございますが、人吉商工会議所が令和２年７月豪雨以降に廃業した事業所の件数を調査しておりまして、それによると廃業件数は149件となっております。

一方、創業でございますが、令和２年以降、人吉商工会議所と人吉しごとサポートセンターの支援によりサポートをした創業件数が、令和２年度は６件、令和３年度が10件となっております。その他、商工会議所や人吉しごとサポートセンターで把握できていない創業もあろうかと思いますが、それらを含めましても、恐らく廃業件数には大きく及ばないという状況にございます。

次に、起業より廃業が多い理由でございますが、本市の場合、令和２年７月豪雨による被

災という特殊な要因がございますため、第一の要因は豪雨被災による廃業となろうかと思っております。その他の要因としましては、事業不振及び後継者不在による廃業が続くと推測をしているところでございます。

続きまして、廃業が多い業種でございますが、これも人吉商工会議所の調査結果によりますと、廃業件数149件のうち、飲食業が58件、約４割と一番多く、続いて小売業18件、サービス業16件と続いておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　廃業された業種と要因について答弁をいただきました。

令和２年の豪雨災害という原因が原因ですから仕方がないとは思いますが、注視すべきなのは後継者不足による廃業が続くだろうという見解であります。

そこで、事業承継マッチングへの支援体制についてはどのような取組をされているのか伺っておきます。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

事業承継の支援体制でございますが、現在、本市では、国策として全国各都道府県に設置をされております熊本県事業承継支援センターと人吉商工会議所の協力のもと、２か月に１回のペースで、くまりばを会場に事業承継相談会を開催しておるところでございます。

また、人吉しごとサポートセンターにも事業承継支援の知見があられるビジネスコーディネーターが月１回来られておりまして、人吉商工会議所においても週１回、専門家による相談対応が実施されておるところでございます。

次に、事業承継の課題解決の１つの手法でございますマッチングでございますが、現体制におきましては、熊本県事業承継支援センターが持つ、事業を引き継ぎたい事業者の情報をもとに、個別にマッチングを検討するといった手法を取らせていただいているところでございます。

今後につきましては、現在の取組を引き続き継続しながらも、ＩＴを活用した事業承継のマッチングプラットフォームを展開している事業者などもございますので、このような手法も新たな取組として、今後検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　なぜ、この質問をしたかというと、本題であります高等教育機関である短大、専門学校をつくることによって、その学びの間に、黒字なのに、先ほど答弁をいただいたように跡取りの問題で悩まれている企業とか商店と、まず、情報としてつなげないかと考えるわけです。情報をつなぐことで興味を持っていただけたら、一旦は卒業後、そこで社員として働いてもらい、働きながら経営を学んでいくと、そんな環境のもとで親子のよう

な人間関係の創出ができれば、将来は事業を承継し、地元でもやっていけるんだという自信にもつながっていくと思うわけであります。若さと知識を持った新しい感性で地元を活性化してくれる人材が残る、そういう取組になると思うんです。少なくとも可能性はゼロではないと思います。

また、事業承継が叶わなくても、若者の視点で見る、これまでは気付かなかった地元の魅力を発見し、ブランディング・ブラッシングして新たなイノベーションをつくりだしてくれるかもしれません。数十年前のラフティングがそうでした。今、ラフティングが本市に与える影響と役割がどんなに大きいものになったか、皆さんも御承知のとおりであります。

実は、そのような取組こそが、マッチングによってよそから移住や定住に躍起になるより近道ではないのかなと思うわけであります。長い時間軸で見たとき、これこそが雇用を増やし、人口流出を緩やかにする仕組みではないかと思います。このことについて、松岡市長、同じ答弁になるかもしれませんが、どう思われるかお答えいただきたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

今、御指摘のとおり、後継者がいない、事業を続けたいけれども続けることができないという事業者さんがいる一方で、起業をしたいという若者もいるかと思います。現在、そういったことをマッチングするための取組を様々に本市としても行ってきたところでございますが、なかなか結びつかないというのも、また事実です。ただ、やはり、事業を成功するためにはゼロ、１よりも、１からのスタートのほうが成功する確率というのは相当高いものと認識をしておりますので、引き続き、そういったマッチングに努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　先ほど市長も言っておられましたけど、夢を描くということは非常に大切であると思います。「行く先を照らすのはまだ咲かぬ見果てぬ夢、遙か後ろを照らすのはあどけない夢」とは中島みゆきさんの曲の歌詞でありますけれども、未来をつくるのは今の子供たちであります。以前、十年一昔といっておりましたが、民間調査によると、若者の一昔という感覚は、今、５年だそうです。道路などのインフラ整備や更新にも10年から数十年かかります。しかし、一朝一夕に、こういった短期大学あるいは専門学校みたいなものもできるとは思っておりません。しかし、その方向を見ることで道は拓けていくと思います。有名なユーグレナという会社では、2019年から、18歳以下限定のＣＦＯ、最高未来責任者というポストを設置しております。「大学や専門学校をつくってほしい」というその声に対して、その先を照らすヘッドライトとして取り組んでいただき、その後に続くテールライトを輝かせることができるよう、可能な限り具現化をしていただきたいとお願いをして、この質問を終わります。

最後に、市民の声からですが、端的に伺ってまいります。

まず、本市のプレミアム付き商品券についてであります。近隣の自治体では、物価高騰対策、新型コロナによって影響を受けた経済効果対策として、商品券という形で配布をされています。なぜ、本市では一旦購入をしなければならないのかという声がございますので、伺っておきたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

本市におきましては、昨年度、今年度ともに、食べ飲み応援券やきじうまコインによるプレミアムポイント事業などを実施してまいりました。これら事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としており、当該交付金は新型コロナの影響により疲弊した事業者支援や地域の経済活性化が目的の１つとして掲げられておるところでございます。その目的達成のための手法としては全国様々な取組が行われておりまして、その中には消費者生活支援に重きを置き、全住民に給付金や給付金の代わりに商品券を配布する自治体もございまして、人吉球磨の周辺自治体でも実施されておることは承知をしております。それぞれに当該自治体内での経済効果もあるものと理解しておるところでございます。

一方では、本市としましては、消費者及び生活支援に関しましては別途、上下水道料金に対する支援、あるいは低所得者対策等を幅広く行っておるところでございます。それらを踏まえまして、地域経済活性化対策としましては、総事業経費が抑えられ、かつ消費喚起効果が高く、コロナ禍により特に疲弊が著しい観光業、飲食店等の活性化効果も期待できることから、現行のプレミアム付き食べ飲み応援券やきじうまコインのプレミアムポイント事業を実施してきたところでございます。

当該事業につきまして、市民の皆様から様々な御意見がありますことは承知をしておりますが、何とぞ、そのような目的で実施をしております事業として御理解をいただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　住民の方は、経済対策なのかコロナ対策なのか、とにかくよく分からないなというところだと思います。経済効果はどっちにしても上がると思うんですけれども、総事業費が抑えられるからとの答弁もございました。しかし、全市民に行き渡らないということで、不公平感が出ないのかなとも思われます。高森町ばかり言いますけれども、こちらでは財政調整基金を財源にして全町民に対して現金を給付するということが、先日、新聞に掲載されていました。ばらまきという批判も受けかねませんが、町民にとっては大変ありがたいんじゃないのかなというふうに思ったところです。実際のところ、「商品券であれば、現金の前払いをしなくて済むので非常に助かる」という声、それから「１冊2,000円の支出は負担に感じるんだよね」という声がございます。

本年度実施いただいている水道料金などの減免措置など、物価高騰対策には感謝をしておりますが、今後はこういう配布型の商品券として取り組むことができないのか、いま一度伺っておきたいと思います。

○総務部長（永田勝巳君）　私のほうから、予算の観点も含めましてお答えをさせていただきます。また、一部、先ほどの経済部長の答弁と重なる部分もあるかと思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

現在、他の市町村で実施されております配布型の商品券事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施されているようでございます。繰り返しになりますけれども、この交付金は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じるとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援することを目的としたものでございまして、これを受けまして、各自治体における課題や実情に応じた対策を推進しているところでございます。

本市では、この交付金の趣旨によりまして、これまで優先度の高い施策から順次取り組んでおりまして、市が所有します公共施設、学校施設等における感染防止対策はもちろんのこと、町内会活動における感染防止対策の支援やコロナ禍で疲弊しております小規模事業者に対する持続化給付金をはじめ、様々な御意見を伺いながら各種支援策を経済対策として実施してきたところでございます。

また、本年度になりまして、物価高騰等に対する事業も目的に含まれましたことから、市民の皆様に対しましては水道料金と下水道使用料の減免措置、こちらは区域外の方につきましてもし尿処理や浄化槽管理に係る補助を実施し、そのほか低所得者対策なども幅広く、きめ細やかに展開しているところでございます。特に上下水道料金の減免につきましては、減免そのものの効果だけではなく、その減免相当額をそれぞれの御家庭で別の需要に御自由にお使いすることができるものと思っておりまして、使用先が制限される商品券事業に比べますと、本市の独自の施策としての効果もあるのではと思っているところでございます。

今後の取組についてでございますけれども、国からの同交付金の交付状況にもよるところでございますけれども、それぞれの所管部におきまして、地域のニーズの把握に努め、より効果的な対策に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　地域のニーズの把握に努め、効果的な対策に努めるということでありますので、先ほど申しましたこともちょっと含みいただきまして、今後の政策に反映いただきたいとお願いします。この質問は終わります。

次に、沿道の植樹帯にある樹種変更計画や景観についてでありますが、国道、県道、市道などによって、また、その他の要因によっても植樹の種類が違っています。過去の先輩議員

の質問でも、交通事故の発生の原因や倒木などの危険回避対策などに対して、樹種の見直しや伐採などによる改善が指摘をされ、対応いただいていると認識はしております。

そこで、本市の街路樹について、樹種の変更計画はどのようになっているのか伺っておきたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

本市の街路樹は高木が多く、植栽されてから数十年が経過しており、一部の区間において根の張り出しによる段差の発生、枝折れや大量の落ち葉に対する周辺住民からの苦情など、道路管理上の問題が生じ、歩行者の安全な通行が阻害されております。そのような中、第６次人吉市総合計画では、施策の方向といたしまして、街路樹については全路線において高木から中木・低木化へ樹種転換を進め、安全・安心な歩道を整備し、歩道空間の確保を図ることとしております。

これまでも、剪定計画に基づき、ほうらい茶屋前の市道下林南願成寺線において樹種転換を実施してきたところではございますが、現在は令和２年７月豪雨災害の影響により事業を休止しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　樹種変更については、現在休止しているということで確認しました。発災前には一部で樹種転換をしているということでございますが、そこは私も地元ですのでよく知っておりますし、樹種の変更には莫大な費用がかかるということも認識しているところであります。

また、剪定計画に基づき管理をしているという答弁でありました。この剪定計画については、平成16年９月に先輩議員の田中議員がずっと剪定だけしていくのかと、かえって経費がかかるんじゃないかという指摘があっておりました。18年前です。豪雨災害によって樹種の転換事業は休止しているという答弁でございますが、であれば、なおさらきちんとしたデータに基づいた将来管理、剪定計画が必要になってまいります。

そこで、街路樹診断が重要になってきますが、本市において実施計画はあるのか伺っておきたいと思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

街路樹診断の実施計画は定めておりませんが、道路及び公園に植栽している樹木の倒木は、人身事故や道路機能の停止などの原因となるリスクとなりますので、維持管理の中で根の腐食など樹木の状態を目視等により点検し、倒木の危険性がある樹木につきましては伐採を行うなど、安全確保に努めております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　計画はないと答弁をいただきました。街路樹診断は、先ほど維持管理の部分で答弁いただいたように、外観の診断だけではなくて、専用の機械による診断も実施をすることによって、樹木の診断カルテを作成した上で管理するというものだということです。今後の安心・安全な暮らしを守るためにも、本市でも取り組まれたらどうだろうかと思っております。

次ですが、歩道と道路の間の植え込みにもいろんな形態があると認識をしております。以前、同僚議員からも指摘があっておりましたように、雑草が伸び放題で見た目がよくないという声を、悲しきかな、よく耳にします。

そこで、低木や草花を植えてある部分についてだけでも、公的経費の削減と環境美化の観点から、沿線の住民、民間の方、お店、個人の方に対して、もちろん希望があった場合ですけれども、花や種などの提供をして管理していただく、そんな手法を提案されたらどうかなと思いますが、執行部の考えを伺います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

街路樹などの管理につきましては、これまでも他の議員からも御指摘をいただいておりますが、令和２年７月豪雨発生前に比べ、草刈りなどの範囲、回数を縮小しておりますので、環境衛生や景観上からも課題があると認識をしております。

そのような状況でございますので、議員御提案いただきましたように、自分が住んでいる身近な街路樹の空間に、市民や事業所の方々が自主的に思い思いに草花を育て、管理する場所をつくり出すことができましたら、その空間が親しみのある愛される通りとなり、行政といたしましても持続可能な維持管理の実現が期待できるものと存じます。その実現のためには、住民の皆様との合意形成も必要となりますが、他の自治体において、民間活力を導入し、街路樹の維持管理を行っている事例もあるようでございますので、今後の街路樹の維持管理の方法の１つとして調査・検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　ぜひ具現化をしていただきますようお願いをしておきます。

最後に、今年９月26日から、全数把握でありました新型コロナウイルス感染者数の集計や発表方法について、国の方針が変更されました。変わってからは、各市町村別の感染者数、年代別の数が把握できなくなったわけでございます。第８波に入ったとニュースで聞かれる割には、どうでしょうか、皆さん、以前よりも感染に対する意識が少し薄れているような気がしないでしょうか。今日はちょっとぴりっとしておりますが。さらにはＰＣＲ検査も有料化されるとか、ワクチン接種も有料化されるとか、そういった情報も出ている中で、いつ、どこで、どのように感染したのか分からない事例も多いわけでございます。ですから、ますます個人での感染防止対策は重要になってくるものと考えられます。

そこで、新型コロナ感染症の簡易検査キット、抗原検査キットですけれども、これを各家庭に事前に給付できないかと思っております。できるかどうかを伺いたいと思います。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

議員御質問の中にありましたように、新型コロナウイルス感染者数の把握につきましては、令和４年９月26日から、全数届出の見直しによりまして地区別感染者数の把握ができなくなっており、毎週金曜日に発表されます熊本県のリスクレベルによる保健所管内ごとの10万人当たりの推定値を注視し、市ホームページ等を通しまして注意喚起に努めております。

議員の御質問の、市販品で抗原検査キット各家庭配布無料給付ができないかということでございますが、本市としましては、まずは各個人による基本的な感染防止対策を徹底していただき感染防止に努めていただきたいと考えております。

現在におきましても、症状はないものの新型コロナ感染に不安を感じる方に対しては、県の登録を受けた検査機関等において無料で検査を受けることができる仕組みとなっております。この制度を御活用いただければと存じます。

したがいまして、このような制度もあることから、全戸を対象とした各家庭への配布は考えていないところでございます。万が一、発熱などの症状があった場合に備え、抗原検査キット、薬、食料品など必要なものを事前に御準備いただくことをお願いをいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　実際、配布している自治体もあるようなんですね。万が一に備えて自分で準備してほしいという答弁でございましたが、御承知のとおり、物価の上昇で皆さん大変だと思います。市販では、安価なもので1,000円しないものもありました。何らかの初期症状があったときに、ただの風邪かどうかを自身で検査するということは、医療機関や医療費の負担減にもつながると私は思うんですね。そのような観点から質問をしたわけでございますけれども、配布が無理であるならば、購入者の負担軽減のために補助金として取り組むことができないのか伺っておきたいと思います。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

無料給付と同じような考え方で、抗原検査キットの費用の一部助成につきましては、現時点では考えていないところでございます。今後におきましては、県において実施されております無料検査の状況も踏まえながら、県内各自治体の取組状況も確認し、検討をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　現時点では考えていないということでございました。

無料で県のほうで受ける仕組みがあるということで、先ほど御紹介いただきましたけれど

も、その委託費のほうが、実際は抗原検査キットを配るよりもかかるんじゃないのかなと考えているところであります。医療現場の負担軽減と医療費の抑制につながると思って質問をいたしました。感染が非常に拡大をしています。何を優先すべきか、国や県ともしっかりと検討をいただきますようにお願いをしておきます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時44分　休憩

午後３時01分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）（登壇）　皆さん、こんにちは。10番議員、平田清吉でございます。

これから、しばらくの間、私の一般質問にお付き合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問項目は、市民の声からの１項目です。質問要旨は２項目、１つは人吉市復興まちづくり計画について、１つは令和２年７月豪雨により被災された方々の課税対象についてを通告しております。

では、第１項目め、人吉市復興まちづくり計画について質問していきます。

第１回目。皆さんもよく御存じのとおり、日本人の平均寿命は、ひところ、男性、女性とも７年連続世界一といわれておりましたが、2020年の厚生労働省の集計では、男性は世界第２位の81.64歳、女性は世界第１位の87.74歳といわれております。しかし、まだまだ、最近の新聞やテレビ、雑誌等の紙面報道では、多くの学識経験者から、現代は人生100年の時代にあり、この100年時代をいかに生きるか、また、この人生100年を有効的かつ有意義に、かつ楽しく送るためにはどのように生きればよいかとか、諸説助言されておられますが、10代や20代の方にとっては、今後の人生が90年から80年も続きますので、それら諸説は人生の糧となるのかもしれませんが、60代や70代、しかも80代以上の人々にとって、令和２年７月豪雨災害からのこの２年５か月という時間の経過は、地域の歴史と文化と地域のコミュニケーションを継続維持していく上において、かつ残りの人生生活を考える上において、しかも生活の再建がままならないこの２年５か月の期間を、どのような思いで過ごし、考えて来られたのでしょうか。

市長は常々、地域別懇談会や人吉まちづくり説明会の折、「人吉型の復旧・復興計画を目指します」とか、「スピード感を持って復興を進めてまいります」との言葉を使っておられますが、市長の言葉どおり、早く生活の場の再建の道筋を示していただきたいと思います。

そこで、令和４年11月末現在、応急仮設住宅に入居されている世帯の方々が、今後の生活再建計画をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

令和４年12月２日現在、応急仮設住宅へ入居されている409世帯の皆様に対し、再建に関する御意向を調査しておりますので、その結果に基づきお答えさせていただきます。

再建方法として、自宅を修理し、あるいは元地や別の場所において新築等、自己所有の建物で自宅再建の意向を示されている世帯が95世帯、災害公営住宅入居希望世帯が159世帯、木造仮設の利活用住宅入居希望世帯が131世帯、市営住宅入居希望世帯が６世帯、民間賃貸住宅入居希望世帯が17世帯、介護保険施設入所予定が１世帯でございます。なお、把握できている方の意向調査となりますので、この調査で戸数が確定したわけではございません。仮申込みをされず自宅再建などに向けて努力されましたが、資金面などの面で再建に至っていない方の相談もあっておりますことから、慎重に住まいの再建支援を進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　被災地における自宅再建は、自宅修理により自宅を再建するにしても、新築により自宅再建するにしても、現状、堤防高を高くするわけでもなく、川幅を広くするわけでもなく、球磨川や県河川等の堆積土砂を除去するだけの治水対策が主であり、被災現地での自宅再建は、安全が担保されたと実感できるわけではありません。令和２年７月の水害の再現が引き続き懸念されるため、また、自宅再建の資金の面からも、そして現在の年齢の面からも、自宅再建には二の足を踏まざるを得ない状況にあるものと推察します。

続きまして、第２回目。長期的な住まいとして活用予定の木造仮設利活用住宅、建設型応急住宅６団地の入居予定戸数はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

建設型応急住宅に関しましては、市内に13団地380戸整備されており、このうち、村山あやめ広場仮設団地、下原田第一仮設団地、下原田第三仮設団地、西間第一仮設団地、西間第二仮設団地、西間第三仮設団地の計６団地167戸の譲与を計画しておりまして、現在は民有地に建設されている団地の用地交渉を行っております。

また、譲与後は、球磨川流域復興基金や社会資本整備総合交付金を活用し、木造仮設利活用住宅として整備しながら、被災者の再建先の住居として提供をいたします。この木造仮設利活用住宅につきましては、現時点で131世帯が再建先として希望をされております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、復興まちづくりの８つの重点地区、中心市街地地区、青井地区、麓・老神地区、球磨川左岸地区、薩摩瀬地区、温泉下林地区、中神地区、大柿地区の住民のうち、応急仮設住宅に入居をされている世帯数と、被災地で再建済みまたは今後被災地で再建予定の世帯数を、地区別に分かればお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

重点８地区の住民の状況とのことでございますが、８地区ごとの集計が取れておりませんので、市全体の状況でお答えさせていただきます。

復興まちづくり計画策定に当たって、被災者罹災証明交付者の皆様に対して実施したアンケート調査によりますと、1,836件の回答があり、その中で「応急仮設住宅に入居中」と回答された方は531世帯でございました。また、「元地で再建済み、元地で再建予定」と回答された方は1,109世帯で約60％となっております。別の場所での再建を希望されている世帯は133世帯で約７％、災害公営住宅を希望されている世帯が161世帯で約９％、「未定」と回答された世帯が203世帯で約11％でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　何か安全が担保されていない被災地で生活の再建を目指される方は少ないように思われますが、大柿地区におかれましては多くの方が生活再建の場を求められ、再建されております。

続きまして、４回目。市営住宅三日原団地の入居状況と今後の方針についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

三日原団地の入居状況でございますが、現在16世帯、32名が入居されております。

三日原団地につきましては、人吉市公営住宅等長寿命化計画第２期において用途廃止団地として位置づけられており、今後の方針につきましては、令和５年度に入居者への説明や移転交渉を予定しております。入居者の御理解を得ながら用途廃止を実施し、令和６年度の解体撤去を目指しております。

また、入居者への対応に関しましては、移転補償費や既設の市営住宅や単独住宅の空き住戸をあっせんしていくこととしております。なお、三日原団地以外に、東間米山団地、麓団地、荒毛団地、相良団地の４団地も用途廃止団地として位置づけております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　用途廃止を計画されている団地の入居者については、今普及しているウォシュレット化された市営住宅へのスムーズな移転ができるようにお取り計らいをお願いしたいと思います。

続きまして、５回目。防災体制強化に向けた本市の取組において、実績浸水深標識の価格と設置状況、設置場所、設置数等、並びに設置方法、標識の種類、電柱へのマークの付け方等についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨で浸水しました区域における洪水標識についてでございますけれども、現在、市内の13か所の電柱に標識が設置されております。種類は２種類ございまして、国土交通省による標識が12か所、熊本県の標識が１か所でございます。国土交通省の12か所の内訳は、上青井町が６か所、温泉町が３か所、九日町、紺屋町、下青井町がそれぞれ１か所でございます。

この標識は２枚１セットとなっておりまして、１枚は人の目線の高さに、もう１枚は実際の浸水深の高さにそれぞれ設置されておりまして、視覚的にどこまで水が来たかというものが分かりやすいものになっております。価格は、１枚当たり１万円程度と伺っております。設置につきましては、高所となりますことから高所作業車を使うなど専門業者により設置をされております。

次に、熊本県による標識でございます。下林町に１か所設置されております。こちらは、人の目線の高さのみに設置する標識でございまして、くまモンのデザインが特徴的な、子供も親しみやすいものでございます。設置につきましては、熊本県から支給いただきましたものを本市職員にて行っているところでございます。価格は１万円程度と伺っております。

今年度におきましては、国土交通省より約20か所に洪水標識を設置いただく予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　実績浸水深標識の設置に当たっては、国土交通省による設置方法と熊本県による設置方法の２種類があるようですが、熊本県による設置方法では、目線の高さに実績浸水深の表示板が設置されているだけで、国土交通省による設置方法である実績浸水位置表示板が設置されていないため、実績浸水位置が分かりづらくなっているようです。よって、国土交通省による設置方法と同じように、実績浸水深表示板と実績浸水位置表示板の２枚１組の設置をお願いしておきたいと思います。

また、どこに表示板があるか探さなくてもいいように、令和２年７月豪雨災害の爪痕がいつでも確認できるように、また、教訓を忘れないように、表示板の設置箇所の増設、これから20か所ぐらい増設していただけるということですので、それ以上の増設をお願いしたいと思います。

続きまして、６回目。現在、水ノ手橋においてのみライティング防災アラートシステムの点灯表示がなされていますが、本市の防災体制強化に向けた取組としてのライティング防災アラートシステムの設置については、水ノ手橋のみならず、西瀬橋と紅取橋にも設置されたほうが、本市全域で水害の防災体制の強化が図られるものと考えますが、この防災アラートシステムの設備・設置価格と設置場所の選定理由、並びに停電時の対応策についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

まず、ライティング防災アラートシステムの設備・設置に要した費用でございますけれども、2,797万5,497円となっております。設置・設備の概要としましては、水ノ手橋の手すりに設置したＬＥＤ照明、橋脚を照らすための投光器、水位データを取得するための水位センサーなどの設備に加え、パソコンなどからクラウド経由で照明機器を制御するシステムの構築などでございます。

また、これらの費用につきましては、総務省の情報通信技術利活用事業補助金と令和３年度分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することで、本市の財政負担をすることなく実装することができたところでございます。

次に、設置場所の選定でございますけれども、水ノ手橋を選定した理由として３点ございます。１点目は、球磨川の上流域で、中心市街地に位置する橋梁であったこと、２点目は、中心市街地に架かる３つの橋梁のうち、大橋、人吉橋は水ノ手橋に比べ総延長が長く、事業費がさらに高額になることが懸念されたこと、３点目は、国土交通省の河川カメラからＬＥＤ照明の変色を確認できる橋梁であったことでございます。まだ、停電時の対応につきましては、今後の課題として捉えているところでございまして、その代わりとなります情報伝達手段の多重化と併せ、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　本市民は、常に球磨川と共に生きております。洪水が発生するたびに、まずは川の水位を見て命の危険性の判断をしております。何も高いお金と維持費をかけて橋全体を表示、ライティングアップする必要はないかと思います。しかも、夜間における水害でしたらライトアップで確認できるでしょうが、昼間のライトアップで危険を表示できるのでしょうか。いま一度、昼夜間におけるライトアップの効果を再確認してみたいものです。

続きまして、第７回目。大柿及び中神地区の遊水地計画において、大柿地区の移転先宅地の整備状況、スケジュールはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

大柿地区の移転先宅地の整備につきましては、９月に候補地の測量を行い、土地価格の鑑定をお願いし、その後、地権者との協議を行っているところでございます。

また、併せて、９月議会でお認めいただきました実施設計関係の委託契約を10月に締結し、開発許可申請についての調整を行っているところでございます。それらのめどが立ちましたら、用地を取得し造成工事に着手する予定でございます。

造成工事の工期は約10か月程度、また、開発許可、農地転用許可に３か月程度の期間を要しますことから、再建希望者への引渡しは早くても令和６年度になる見込みでございます。

再建希望者につきましては、引渡し後に家屋の建設となりますことから、必要となるであ

ろう融資や設計などについては、事前に御相談いただけるような体制づくりに取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　このたびの大柿地区の移転先宅地の整備状況はとの質問は、以前は大柿地区の集団移転先宅地の整備状況はとして質問しておりましたが、現在、被災した大柿地区において、これまでの大柿地区の歴史と文化と農業を後世に継承すべく、遊水地計画区域内外に自宅を再建された方たちが既におられます。この方々の真剣な願いに、真摯に回答をいただくようお願いいたします。

続きまして、８回目。大柿地区における遊水地計画区域内（下流部）及び区域外（上流部）での生活再建状況についてお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

大柿地区内での再建状況につきましては、遊水地計画区域内の下流部で自宅を修繕されている世帯は９世帯でございます。そのうち５世帯が、現地で既に生活されているところでございます。遊水地計画区域外の上流部につきましては、自宅を修繕されている世帯は４世帯、新築済みの世帯が１世帯、新築中が３世帯でございます。その８世帯のうち、５世帯が現地で既に生活されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、大柿及び中神地区の遊水地計画の全容説明がなかなかされていない中、今後の遊水地整備計画の流れについてお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

大柿地区遊水地につきましては、11月23日に今後の住まい及び治水対策、遊水地に関する説明会を開催いたしまして、国のほうから、可能であれば年明けの令和５年１月から測量調査に入る予定との説明がございました。補償金額につきましては、調査が全て完了してからの提示となるとのことで、令和５年度末から補償内容の説明、契約締結といった流れになるとのことでございます。

これから用地取得を行っていくとのことでございますので、工事の着手時期については未定となっております。

中神地区遊水地につきましては、既に測量調査に着手しており、地権者の立会いによる用地調査も本年度に実施済みであり、令和５年度から用地協議、契約を進めていく予定とのことでございます。なお、中神地区につきましても、現時点では工事の着手時期については未定とのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　中神地区遊水地整備計画につきましては、既に用地測量の会社と地盤調査の会社から測量調査の立会いを依頼され、確認済みのところでありますが、遊水地整備計画のその後の流れがあくまでも漠然としているため、堀込式となる遊水地事業の着手時期はいつから始まるのか。田んぼの耕作がいつまで可能なのか。また、生活再建につながる用地交渉はいつから始まるのか、交渉開始の時期を早く示してもらいたいものです。

続きまして、２項目め。令和２年７月豪雨により被災された方々の課税対象についてお尋ねしていきます。

第１回目。被災前後の土地・宅地の価格動向や公費解体後の土地の課税状況は土地の評価額が大きく影響するものと思われますが、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

まず、被災前後の土地の価格動向につきましては、国土交通省が毎年１月１日現在で公表している宅地の地価公示価格における標準地のうち２か所についてお答えをさせていただきます。

まず、九日町の標準地におきましては、被災前の令和２年１月１日現在で１平方メートル当たり３万8,500円であった地価が、２年後の令和４年１月１日現在で３万3,700円となっておりまして、２年で4,800円の減額となり、12.5％の下落となったところでございます。

また、相良町の標準地におきましては、被災前の令和２年１月１日現在で１平方メートル当たり１万9,200円であった地価が、２年後の令和４年１月１日現在で１万5,500円となっておりまして、２年で3,700円の減額となり19.3％の下落となったところでございます。

次に、公費解体後の土地の課税状況でございますけれども、住宅の用に供されていた土地で、被災により公費解体等で更地になった土地につきましては、地方税法の規定により被災住宅用地とみなし、引き続き２年間、これまでと同様、住宅用地に対する課税標準の特例措置が適用されることとなっておりまして、本市におきましても、この規定により令和４年度までの特例措置をこれまで実施してまいったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、被災地での住宅再建後の特例にはどういうものがあるのか、これらについては、先ほど牛塚議員の質問にあったかと思うんですが、地方税の規定により土地や家屋の課税評価額の算定に影響し、固定資産税と都市計画税に影響すると思われますが、お尋ねいたします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害により滅失または損壊した家屋に代わるものとして取得または改築された場合には、地方税法の規定により、固定資産税、都市計画税の税額のうち、被災家屋

の床面積相当分を減額する特例措置を実施しているところでございます。取得または改築の期間は令和７年３月31日までとなっておりまして、取得の翌年から４年間、２分の１を減額しているところでございます。なお、特例措置を受けるには、令和２年７月豪雨により滅失または損壊した家屋の所有者であること、また、取り壊しや売却等の処分がなされていることなどの各種要件がございますけれども、要件を満たされる方につきましては、毎年、市のほうから案内を行い、申告していただくよう対応を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、義援金・支援金等を受けた場合の課税はどうなるのか、所得には該当しないのかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害義援金、被災者生活再建支援金を受けられた場合の課税はどうなるのかということでございますが、被災者の方が受け取られた義援金、被災者生活再建支援金につきましては、課税の対象とはならないものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、公共事業のために土地の売買をした場合に、税金の特例措置はあるのかお尋ねいたします。これも牛塚議員が質問された項目と同じような項目ですが、よろしくお願いします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

公共事業に御協力いただいた方の税負担を軽減するため、２つの特例がございます。１つ目は、土地の売買代金などの資産の譲渡により受ける補償金について譲渡所得税を算定する際に、最高5,000万円を控除できる特別控除がございます。２つ目は、公共事業のため、資産等を譲渡し、２年以内に土地なら土地、土地家屋なら土地家屋のように同種の資産を取得した場合には、代替資産の取得価格に相当する金額については譲渡がなかったものとみなされる税法上の特例が設けられておりまして、どちらか一方を選択することができるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、公共事業のために土地等の売買をした場合に、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料はどのようになるのかという質問に対しては、牛塚議員が質問されておりますので割愛しますが、確認としまして、固定資産税相当額は、課税された固定課税評価額掛ける100分の1.4ということで固定資産税は課税されるのでしょうか。また、都市計画税相当額は、今年度の都市課税評価額掛ける100分の0.2という課税方

法になるのでしょうか。また、国民健康保険税は、医療給付費分は前年度中の総所得額引く基礎控除額43万円掛ける100分の9.4、後期高齢者支援金分は、前年度中の総所得額引く基礎控除額43万円掛ける100分の2.9というように、前年度中の総所得額ということで表示されておりますので、義援金や助成金はこういう所得の中には入らないのでしょうか。

○総務部長（永田勝巳君）　暫時休憩をお願いします。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時37分　休憩

午後３時44分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、会議時間を延長します。

○市民部長（丸本　縁君）　お時間を取らせまして、大変申し訳ございません。御質問にお答えいたします。

まず、固定資産税、それから都市計画税の税率等のお尋ねでございますけれども、固定資産税は、議員おっしゃいましたとおり、課税標準額の1.4％、都市計画税が課税標準額の0.2％でございます。

次のお尋ねでございますけれども、国民健康保険税の税を算定する際に使用します総所得金額、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分でそれぞれに前年度の総所得金額を使いますけれども、それには義援金、支援金が算定に入るのかという御質問につきましては、義援金、支援金は算定には入りません。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時46分　休憩

午後４時00分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇）　皆様、お疲れさまでございます。本日、最後の質問者となりました、14番議員の福屋法晴です。

通告に従い、一般質問を行います。通告は、１点目、観光施策から、人吉観光の今後について、２点目、スポーツ振興策から、運動施設の運用について、一般質問を行ってまいります。

まず、初めに、観光施策から、人吉観光の今後について質問をしていきたいと思います。

これまでに多くの観光客誘致のための施策が展開されていますが、すぐに思いつくことは、球磨焼酎、球磨川下り、国宝青井阿蘇神社、相良三十三観音などがありますが、最近ではラフティングや明かりを使ったランタンフェスタなど、多くの観光に関する事業が展開されていますが、人吉市を語る上で人吉観光とはどのような形態で施策が行われているのか、日本国内をはじめ海外に対しての観光客誘致を行っておられるのか、人吉市の最大の売りは何か、現況は、豪雨災害からの復旧・復興が一番大切なことですが、人吉市が現在取り組んでおられる事業について、まずはお尋ねしておきます。

○経済部長（溝口尚也君）　それでは、お答えいたします。

現在行っている事業ということでございますが、令和２年の発災以来２年半、我々が取り組んできております取組につきまして御紹介をさせていただこうと思っております。若干長くなりますけれども、御容赦をいただければと思います。

これまで人吉市の観光を代表するものとしましては、議員が述べられましたように、球磨焼酎やアユ等の食を楽しむ観光、温泉や球磨川くだり、ラフティング等の自然を活用した観光、国宝青井阿蘇神社をはじめとする歴史・文化を生かした観光、鉄道ではＳＬ人吉やいさぶろう・しんぺい号等の観光列車など、数多くの観光資源がございまして、これらを総合しまして人吉球磨の観光として認知をされてきたものと考えておるところでございます。

しかしながら、長引くコロナ禍及び令和２年７月豪雨により人吉市の観光は甚大なダメージを受けておりまして、人吉市の年間観光客入り込み数を見ましても、被災前の令和元年で約145万7,000人でありましたものが、令和２年では約34万4,000人と、被災前の約２割まで落ち込んでおります。令和３年におきましては約62万1,000人と増加傾向にあるものの、令和元年には遠く及ばず、以前のにぎわいを取り戻すため、現在、観光人吉の復旧・復興に向け官民一体となって様々な観光事業に取り組んでいるところでございます。

現在、ハード面の復旧としましては、観光客の受け皿である宿泊施設におきましては、被災された施設はなりわい再建補助金をフル活用され復旧をされておりまして、順次、再開をされておるところでございます。

また、被災の有無にかかわらず、国の高付加価値化事業がございまして、これらを活用されまして施設のグレードアップを図るなど、反転攻勢に向けて準備をされている施設もございます。そのような御努力の結果、年内または年明け早々にはほぼ主要な宿泊施設につきましては全て営業再開ができる見込みとなっているところでございます。

その他、球磨川くだりＨＡＳＳＥＮＢＡや青井阿蘇神社等の観光施設も復旧しておりますが、残念ながら観光の大きな柱の１つでもあります鉄道の復旧、観光列車の運行のめどは立ちませず、その復活が待ち望まれているという状況にございます。

次に、ソフト面でございますが、国・県からの補助金等を活用しまして新たな取組としま

しては、災害学習ツアー、あるいは夏目友人帳のタクシープランなどの観光拠点のルート化を実施しております。また、回遊性を高め、観光客の滞在時間をできるだけ延ばす事業につきましては、観光庁の看板商品の創出事業としまして、光の実証実験も３年目を迎え、夏目友人帳のアニメツーリズム、あるいは日本遺産のウエディングフォトツアー、シェアサイクル事業等の実証事業を実施しているところでございます。

また、お尋ねのありましたインバウンドあるいは誘致等の事業につきましては、空港からのアクセス向上の実証事業や、本年度におきましては台湾向けのオンラインツアー実証事業を行っておるところでございます。

最後に、情報発信やプロモーション等におきましては、民間団体との連携をしましてＪＲ博多駅でのお笑いタレントを活用したＰＲイベント、あるいはＪＲ九州やくま川鉄道と連携をしました熊本市での観光ＰＲ、ラフティング協会と酒造組合と連携をしまして鹿児島空港での観光ＰＲ等を実施をしまして、さらに熊本県、球磨郡町村と連携をいたしまして、本年８月の内村光良監督復興短編映画作成支援も行ってきたところでございます。

このように、災害復旧事業と並行しまして、本市単独だけはなかなかできかねますので、国・県あるいは圏域自治体及び観光関係事業者の皆様と様々に連携・協力をしまして既存の観光コンテンツに加えて、被災からの復興事業としましても将来を見据えた新たな切り口での旅行商品等の開発など、人吉観光の振興策に取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　今、溝口部長から答弁をいただきましたが、これまで観光に対してはいろんなツールの中で、人吉市のために頑張ってこられているということは十分知っております。私たちも、これまでにいろんな提案をしてきました、相良三十三観音の階段だったりのぼりだったり、いろんなことを提案してきたんですけど、今回、ちょっと市長の所信表明の中で気になったことがありましたので、今後のためになるのではないかなということで質問をしたいと思います。

令和４年12月定例会所信表明において、松岡市長は冒頭、ＳＬ人吉に関連する発言がありましたので、このことについて質問をしてまいりたいと思います。観光列車ＳＬ人吉が、老朽化や部品調達の難しさを理由に令和６年３月をもって引退することがＪＲ九州から発表されました。現在営業運転している国内最古の蒸気機関車で、ＪＲ九州の観光列車ＳＬ人吉を牽引する58654号機が100歳を迎え、来年度での運転終了が決まっているとのことでありましたが、1922年、大正11年完成し、九州各地を走ってきたとのことですが、ＳＬ人吉として走るに至った経緯についてお尋ねをしておきます。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

議員御紹介のとおり、ＳＬ人吉は国内で初めて量産された蒸気機関車8620型、通称86の

435番目として1922年、大正11年11月18日に、日立製作所にて製造された58654号機でございます。

現役当時は長崎県の浦上、福岡県の若松、鹿児島県の吉松など九州各地の機関区を渡り、昭和43年から人吉機関区に所属し、湯前線で活躍いたしました。昭和50年に廃車となりましたが、教育的価値から矢岳駅の人吉市ＳＬ展示館に保管し、地元の元国鉄機関士で矢岳駅名誉会長であった故得田徹様による丁寧な管理がなされておりました。懸命な手入れのおかげで状態がよかったこともあり、昭和63年８月に、観光列車ＳＬあそＢＯＹとして、豊肥本線熊本－宮地間で１回目の復活を成し遂げましたが、阿蘇の急勾配による負荷が大きく、もともと古い車体であったため、背骨に当たる台枠がひずみボイラーが破損したため、平成17年には再び引退に至りました。そのような中、新幹線全線開業に向け観光列車の投入に力を入れておりましたＪＲ九州によりまして、根強い人気があります86、現在のＳＬ人吉でありますが、平成20年に復活運行の発表がなされました。

熊本－人吉間が選定された理由としましては、緩やかな勾配、球磨川沿いの美しい眺め、終点人吉市の観光地としての魅力、そして何より終点の駅に必要な転車台が残っているからでございまして、ＳＬ人吉というネーミングは、行き先の分かりやすさと漢字が持つ縁起のよさから決められたと伺っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　非常に丁寧に分かりやすく、いかに大切なものかということを篤実に答弁をいただいたのかなということを踏まえまして、次に移っていきます。

今後について、少しお尋ねしたいと思います。八代－人吉間は年間約９億円の赤字路線であるといわれ、市長はこのことをいかに圧縮することができるか、国・県、沿線自治体と知恵を絞っておられるということでしたが、これまでにどのような協議が行われてきたのかお尋ねをしておきます。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

本年４月18日に設立いたしましたＪＲ肥薩線再生協議会でのこれまでの協議内容でございますが、まず、この協議会は肥薩線の復旧に関する事項等につきまして、熊本県及び地元市町村の連携を強化し、復旧に向けた方策の検討や持続可能な公共交通の確保に向けた今後の利活用促進策等について協議を行うことを目的として設立したところでございます。

これまで３回開催し、第１回協議会では鉄道での復旧に向けた課題の整理を行い、鉄道での復旧を目指した復旧支援や持続可能な公共交通の確保に関して、今後も引き続き協議・検討していくことを確認いたしました。

第２回協議会では、第２回ＪＲ肥薩線検討会議の結果を共有し、鉄道復旧に向けて地元として取り組むべきことを確認したところであり、地元負担の軽減につながる国による支援拡

充等について、協議会として要望活動を行っていくことを確認いたしました。

これを受けまして、６月20日に、当時の金子総務大臣、国土交通省政務官、鉄道局長に対しまして、ＪＲ肥薩線の鉄道での復旧に向け、地元自治体の負担を最小化するための財政支援措置について要望したところです。

第３回協議会では、被災前に八代－吉松間の線区別収支が９億円の赤字となっていたことを踏まえ、復旧後の持続可能な運行についてもセットで議論することが今後の課題であること、また、非沿線町村を含めた地域全体でＪＲ肥薩線を軸とした地域活性化に取り組むという方向性を確認したところでございます。

このように、現状では被災前の八代－吉松間で生じていた年間９億円の赤字に対して、圧縮策や費用負担などについての具体的な協議を行ってはおりませんが、引き続き、早期の鉄道での復旧を目指し、熊本県沿線自治体また地域の皆様と一体となって取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　この質問を考えたときに、私は八代－吉松間ということであったんですけど、多分八代－人吉間が９億円かなという認識だったんですね。後ほど聞いたところによると、八代－人吉間が大体６億円、人吉－吉松間が３億円ということで、合わせて９億円ということで確認ができました。私は１つだけ間違って、人吉－八代間で９億円かかるから大変だなと、ちょっと間違った発言をこれまでしていたようです。これはしっかりと確認できました。

それでは、これまでに人吉市の観光協会の方々と多くの意見交換会を行っておられるようですが、人吉市の担当者の話では、間違っているかもしれませんが、ここで復旧するには相当な年月がかかると発言されておられるのを紙面で見ました。どれくらいの年月が必要なのか、そのことについてどのような考えを持っておられるのかお尋ねをしておきます。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

先ほどＪＲ肥薩線再生協議会での協議経緯を答弁いたしましたが、第３回の協議会におきまして、今後、観光関係団体の方とも意見交換の場が必要であるといった意見が出たことから、当市においては人吉鉄道観光案内人の方や人吉温泉女将の会さくら会の皆様と意見交換会を行ったところでございます。意見交換会での意見としまして、復旧するにしても相当な年月がかかると見込まれるので、その間は観光業も、今実施されているような旅行支援等だけでは厳しいものがある。ＳＬ人吉を人吉の機関庫で展示し活用するなど、新たな魅力ある観光施策が必要などといった御意見を様々にいただいたところでございますが、市側から想定される復旧期間の目安をお伝えしたものではございません。

過去において、災害による鉄道施設被災からの復旧の例としましては、平成23年に新潟福

島豪雨で被災した福島県若松市と新潟県魚沼市を結ぶＪＲ只見線では、約11年の年月が経過しました今年の10月に全線の運転再開となっております。また、平成28年熊本地震により被災しました南阿蘇鉄道でございますが、来年夏頃の全線運転再開を目指しており、こちらも被災後７年の期間がかかっているようでございます。

ＪＲ肥薩線の被害でございますが、御存じのとおり、橋梁２本が流失するなど、計450か所で被害が発生し、過去に例を見ない甚大な被害となっております。今回、ＪＲ肥薩線の復旧に際して、国が河川道路事業との事業間連携による負担軽減の考え方が示されておりますが、鉄道での復旧となった場合には河川道路事業との調整も必要でございますので、現時点において具体的な期間については想像がつかないわけでございますが、過去の例から見ましても、復旧には相当の年月がかかることが予想されるのではないかと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　ただいま、部長のほうからもＳＬ人吉を人吉市の機関庫で転用するというお話がありました。松岡市長は、所信表明において蒸気機関車はかつての保存場所でありホームタウンとも言える都市であり、現役復帰を望まれておられるようですが、引退が決まり、走っても走らなくても、最後は人吉を終着駅にしていただきたいと発言をされておられます。発言されておられるとおり、全国の駅前広場には多くのＳＬ蒸気機関車が展示されております。人吉駅周辺には、幸いにしてＭＯＺＯＣＡステーション868が隣接、営業をしておりますので、現在の人吉駅の転車台などを活用しての展示について、移転運用はできないのかお尋ねをしておきます。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

施政方針でも市長が触れてございますが、本市はＳＬ人吉のかつての保存場所でありホームタウンとも言える都市でございます。走っても走らなくても、最後は人吉を終着駅にしてもらいたいと強く願っているところでございます。

さきの観光関係団体の方との意見交換会の際にも、皆さん同様の気持ちを強くお持ちであり、本市にございます石造りの機関庫での保存展示といった、観光資源としての利活用策を強く望まれておられました。また、そのほか、様々な場で同様の御意見を多くの皆様からいただいているところでございます。

11月28日に、ＪＲ八代駅にてＳＬ人吉58654号機100歳記念イベントが開催されましたが、鉄道愛好家をはじめ多くの人が駆けつけるなど、今もなお根強い人気がございますので、引退後は新たな第四の活動の拠点として、ふるさと本市での展示ができますよう関係機関に御相談し、実現に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　今、うれしいことに、新たな第四の活動拠点として本市で展示ができればということで活動されておられるようですので、もし、人吉市に移設展示が可能であるとすれば、移設展示費用はどれぐらい必要なのか。また、展示できるとしたら、年間の管理費について、幾らぐらい必要なのかお尋ねをしておきます。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

１回目の御質問の際に、昭和63年８月に観光列車ＳＬあそＢＯＹとして復活したと御答弁させていただきましたが、矢岳駅の人吉市ＳＬ展示館から解体して陸路により運搬した際の費用に関しては知り得ないところでございます。

過去に同様の事例がないか確認しましたところ、南阿蘇鉄道高森線の高森駅前で静態保存、展示されておりましたＣ12型蒸気機関車の241号機を、令和２年に、ＮＰＯ法人汽車倶楽部によって、福岡県直方市にございます同団体の敷地に運搬されたそうでございますが、４か月の事前準備の後、二日がかりで大型トレーラーなど計３台で運び出され、移設費だけでも数百万から1,000万円程度の費用がかかり、今後２年かけて修復し、組み立て直すという記事がございました。

ＳＬ人吉の8620型とＣ12型では構造も規格も全く違いますので、解体から運搬、組立ての一連の費用を考えますと相当の費用がかかることが予想されるところでございます。

また、仮に展示した際の年間の管理費でございますが、参考までに実績を申し上げますと、現在、矢岳駅の人吉市ＳＬ展示館で静態保存展示しておりますＤ51170号機にかかる維持費につきましては、年間約42万6,000円の費用が生じているところでございます。ただ、人吉機関庫につきましては、建物自体の耐震性の問題があるようでございまして、見学への安全性を担保するためには新たな費用が発生するのではないかと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　ただいま、移設展示費用で、移設に対しては1,000万円程度、年間の管理費が42万円ということで、移設展示するための費用については、今はやりのクラウドファンディングなどを活用して全国に発信をしたら、鉄道ファンは非常におりますね、ＢＳの中でも毎日のようにしていますので、これはどうにかクリアできるのではないかなと。管理費の42万円も僅かなものだと思います。何か、どこかを辛抱したらできるのではないかなと考えております。

そこで、先ほど、４回目の部長答弁で御紹介をいただきましたが、私も今回、コロナがなければ研修に行きたいなと考えていたところなんですが、復旧した只見線について説明をしていただいておりますので、福島県と新潟県を結ぶ路線は、人吉市と同じく豪雨災害で３か所の鉄橋が流失しております。ＪＲ東日本は、このとき、バスへの転換を地域自治体に対し

打診をしておりますが、地元17市町村は復旧費90億円の３分の１を支払っても路線を維持するという道を選んだということなのです。やはり、私たち地元の熱意が存続につながるのではないかなということをつくづく考えて、ここに研修に行きたいということでおったんですけどコロナで行けなかったものですから、ぜひ、今度、市議会の皆さんと一緒に行きたいと考えております。

そこで、ＳＬ蒸気機関車は全国どこでも最大限の観光列車になると私は思いますが、人吉市の最大の観光はＳＬ人吉蒸気機関車を人吉球磨地域の本当の観光の目玉としてくま川鉄道での運行を考えることができないか考えております。先ほどもくま川鉄道、旧肥薩線で走っていたというお話をされておりましたので、聞きましたところによりますと、以前は湯前まで運行をしていたとのことで、もし実現したら、すばらしいことだと考えますが、人吉球磨地域の観光列車として運用できたら本当の意味での目玉になり得るのではないかと考えます。観光事業での再生を考えるのであれば、私は思いきった施策をしなければいけないと思います。

人吉球磨地域は豪雨災害やコロナ禍の中、観光客誘致は早急な対応が必要であり、生き残るための施策をしないと、今後、大変難しいと思います。長くなればなるほど難しくなると考えます。今後、ますます少子高齢化が進んでいくと思われますので、日本中の鉄道関係者をはじめ、世界中から注目をしていただくための起爆剤が、今、本当に必要なときと考えますが、このことについてお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

地域観光施策の目玉としてＳＬ人吉をくま川鉄道に乗り入れて運行してはどうかというアイデアでございますが、昭和43年から引退する昭和50年まで、実際に湯前線、現くま川鉄道を走行しておりましたので、構造的な部分では走行は可能なようでございます。

しかしながら、相当の重量があるＳＬ人吉58654号機の車体を、現状の線路や鉄橋等が耐えうるのか、検査修繕施設の整備、湯前駅には転車台がないことなど、詳細に検証が必要であり、何より安全面を最優先に考慮しなければなりません。

また、今回、ＳＬ人吉が引退に至った経緯としまして、100歳を迎えた車体は老朽化が著しく、部品の調達やメンテナンスを担う技術者の確保が難しくなっている現状からのことでございますので、ＳＬ人吉を引き続き人吉球磨の地で走らせることは、機関士の確保等々も含めまして、かなり高いハードルであると考えます。

しかしながら、議員がおっしゃいますとおり、今後、この人吉球磨の地が生き残るためには、国内のみならず世界から注目を集める起爆剤となり得る思いきった施策も必要であると認識をしておりますので、あらゆる場面で様々に御意見をいただきながら、地域一丸となって今後のくま川鉄道の利用促進策として、復興からのまちづくりとともに検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　市長の思いも少しは分かります。今、市長の答弁でハードルが高いという言葉が出てきたんですけど、私はこういう言葉が大嫌いです。ハードルが高ければ高いほどチャレンジしなければ、何も生まれないと思うんですよね。やはり、ハードルを越えるだけの地域のまとまりが、人吉市長である松岡市長に課せられた使命ではないかなと。湯前駅には転車台がないという発言もありました。昔はバックしてきたという話を聞いております。そして、もしなければ、転車台をつくることも１つの観光じゃないですか。あそこに転車台をつくる工程を、１年、２年かけてテレビで放送してもらっても人吉球磨の観光になり得ると考えます。だから、ハードルが高いからやめようじゃなくて、高かったらチャレンジしようという精神を、人吉というところは持つところでないといけないんじゃないかなと思うんですよね。あれは駄目、これは駄目じゃなくて、何で駄目なのか、駄目だったら次にいこうよとか、チャレンジしようよと。本日の１番で大塚議員もワールドカップの話をしておられましたが、やはり、何事もチャレンジですよ。それをしない限りは発展はないと私は思っております。

そこで、人吉市が観光で生き抜くためには、何度も申し上げますが、観光地として、観光客誘致についてはこれまでにない発想が絶対に必要と考えます。これまでにある観光地めぐりに加え、新たなまちづくりを、今後、早急に協議する必要があると思います。くま川鉄道をはじめＳＬ蒸気機関車の運用について、どのような考えを持っておられるのか。市長は来年４月、被災地の市長として審判を受け、市長の付託が再度いただけるなら、私の天命として本市の復旧、未来型復興、新たなまちづくりをしたいと決意表明をされておられます。観光に関しても、しっかりと人吉観光について説明が必要であると考えますが、今後、いろいろなところで執行部の方におかれましても聞かれる機会が多くあると思います。以前はマニフェストが大変もてはやされ、よく耳にしましたが、松岡市長の考えておられるこれからの人吉市の観光について、お尋ねをしておきます。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

これまで、国・県をはじめ様々な御支援のもと、観光の受け皿である宿泊施設及び球磨川の魅力を生かしたアクティビティや日本遺産など、観光資源、観光拠点の復旧・復興に官民一体となって取り組んできました。

また、人吉球磨地域が一体となった観光では、一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会が地域連携型のＤＭＯを目指し、地域全体で観光振興策を企画し実践しております。

本市では、これまで、被災からの復旧・復興をアピールする地域活性化イベントの支援や災害の経験を生かした防災・減災を学ぶ教育旅行の誘致や、地域資源の積極的な活用など、新たな観光戦略も展開し、情報発信等でもインフルエンサーの活用や、市外での物産展等の

参加や、イベント時に物販とともに人吉観光ＰＲを行うなど、人吉球磨地域への誘客を発信してきたところです。

御質問の、今後の人吉観光についての思いですが、人吉市復興計画においてお示しをしておりますとおり、本市の未来型復興は、豊かな自然の恩恵と歴史・文化の継承に基づくものであり、人口減少社会の中でも市民サービスや豊かな暮らしを向上する最先端技術の活用であり、土地利用や都市計画も含めて未来を見据えたまちづくりを目指すものでございます。観光は地域の外から人と財をもたらすものであり、人吉市にとってなくてはならないものであると認識をしております。

当市におきましても、他の地域と同様に、観光客の形態は団体旅行から小さなグループや個人での旅行に変化をしております。また、観光地は観光客が楽しむだけではなく、地域に暮らす人も豊かになれるような持続可能な観光を目指すことも重要でございます。

このように、観光に求められていることは、時代の流れにより変化をしております。その変化を確実に捉え、住んでよし、訪れてよしの持続可能な観光地域づくりを実現するために、引き続き、国・県、周辺自治体や地域企業、支援団体等と復興への連携を高め、人吉球磨を一体的に捉えた観光ブランディングに取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　市長の思いが分かりました。市民サービスが第一ということを念頭に、観光も推し進めていただいて、これは人吉市の本当の観光だという目玉をつくっていかないと、今後は生き残れないんじゃないのかなという思いでおります。

そこで、私の考えなんですけど、観光列車ＳＬ人吉に関連した報道記事によれば、服部さんが1965年に国鉄に入社され、これまで88年にあそＢＯＹとして復活が決まってからＪＲの元国鉄の整備チームに参加されてこられた職員の服部さんですが、ＳＬ人吉について、まだまだ、今後10年は走れると言われています。人吉市にて保管することで再度整備を行って、今後10年間以上、くま川鉄道の勇姿が見られるかもしれません。これもテレビなんですけど、ＢＳ放送の中で、古い名車を解体し必要な部品がなければ自分たちでつくり、動くために必要な部品を作製しよみがえらせるというテレビ番組があります。100年前にできたことは、現代の技術を集結したら絶対に修理はできると私は確信します。八代－人吉間の肥薩線改修がいつ完了するか分からない状況ですので、ただ見守っていたら、その後、引退し、解体となるかもしれませんので、ＳＬ蒸気機関車の引退をただただ人吉市が見守るのではなく、国内最古の蒸気機関車を人吉市が観光列車ＳＬ人吉を牽引する58654号機をどう人吉市が生かすことができるかについては、松岡市長の今後の決断次第だと私は思います。ぜひ、次回立候補されるということですから、今後のためにも覚悟をもって取り組んでいただきたいと申し添え、この質問は終わります。

次に入ります。スポーツ振興策から、運動施設の運用についてお尋ねをしていきます。

市民の方々から、令和２年７月豪雨災害から始まり、その後、コロナが猛威を振るい、市民生活が機能しなくなり、外出するにも気をつけなければならなくなり、人と会うことも少なくなり、毎日ストレスを感じながらの生活をしているとのことでした。社会生活においては、外食などもなかなかできない状況であり、みんなで集まる機会もなくなり、友人たちとの懇親会もできないことが数年続き、ストレスの発散もできない状況だと思います。スポーツを行う場所もなく、みんなで集まることもできない環境が長く続いていますが、今年11月最後の日曜日に、３年振りに開催された熊本県少林寺拳法スポーツ少年団交流大会が開催され、この大会に参加する機会がありました。閉会式において大会の講評の中で「声が出ていない」と指摘されていましたが、コロナの影響もあり、練習中、声を出しての練習がこれまでできていないことが原因ではないかと指導者の先生方が話をされておられました。なるほどと感じ、いろいろなところに影響が出てきているのだと感じた大会でした。後でいろいろな方々と話をしてきましたが、練習場所も、豪雨災害をはじめ、コロナの影響などにより練習もできず、チームメイトとも会うこともできないとのことで、このような状況が続き、大会も開催できないのが現状のようです。

このような状況の中、スポーツができないことによるストレスは生まれないのか。人吉市の小中学校の学校生活の中で十分なスポーツ活動ができないと思われる中において、ストレスを感じている生徒はいないのでしょうか、お尋ねをします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして学校教育活動は様々な変更を迫られ、児童・生徒を取り巻く環境の変化によりましてストレスを感じている児童・生徒は、少なからずいるものと考えております。

先月実施しました新型コロナウイルス感染症等に係る児童・生徒の心のケアの調査の結果によりますと、新型コロナウイルス感染症に関連して「心配なこと、不安なこと、悩みはありますか」との問いに、小学校で25％、中学校で13％の児童・生徒が「ある」と回答しております。

また、「ある」と答えた児童・生徒の内訳を見てみますと、小学校では、感染のおそれや不安を感じている児童が64％と最も多く、次いで体力のことが20％、３番目に学校行事のことが17％となっております。中学校でも、感染のおそれや不安を感じている生徒が54％と最も多く、次いで学校行事のことが30％、３番目が部活動、習い事で29％となっております。

健康被害につきましては、全国的に児童・生徒の体力レベルの低下傾向が進んでいる状況について、９月の議会でも答弁させていただいたところではございますけれども、現在のところ、健康被害に該当する事例の報告はあっておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　教育長から答弁をいただきまして、小学校では64％、中学校では54％と、過半数以上の方が不安を感じておられるようですが、最大の健康被害に該当する事例の報告がないということをお聞きしまして、安心しました。これは教育長をはじめ学校の先生たちが非常に、真剣に子供たちと向き合っていただいているおかげだなと感じております。

これよりは、主に運動施設の運用について、少し質問していきたいと思います。今回、旧田野小学校跡地等の財産の処分について説明がありましたので、田野地区農村公園にありましたテニス場についてお尋ねをしていきたいと思います。

まず、初めに、財産の処分については問題ないと考えますが、テニスコート運用についてお尋ねしたいと思います。まず、初めに、これまでにどのような団体の方々が利用をされておられたのか。また、大会等について、使用回数などについてお尋ねをしておきます。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

田野テニスコートの主な利用団体といたしましては、人吉球磨ソフトテニス協会、人吉市テニス協会、それから一般のソフトテニスクラブや高校、中学校などのソフトテニス部などがございました。

また、田野テニスコートにおける大会数でございますが、令和２年度、令和３年度がそれぞれ１大会、令和４年度に３大会が開催されておりまして、全て人吉市テニス協会主催の大会でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　今後、田野テニスコートに関しては、関連して民間企業に売買が締結されましたので、これまで使用していただいた方々への周知についてはどのように行われてきたのかお尋ねをします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

田野テニスコートの売却に関する説明会でございますけれども、令和４年８月29日に、先ほど申しました人吉球磨ソフトテニス協会、それから人吉市テニス協会の役員の方たちを対象に、くまりばにて開催をしております。

また、９月５日に、人吉球磨ソフトテニス協会に加盟しておられますクラブ理事の方々を対象に、同様の説明会を、同じくくまりばにて実施をいたしております。

それ以外の周知につきましては、市のホームページ、フェイスブック、ＬＩＮＥのほか、人吉市体育協会のホームページなどでお知らせをいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　こういうところの売却に関するときには、ぜひ行っていただきたいの

は、地元町内に対しましてどのような周知をしたのか。でないと、私はここによくお邪魔をするんですけど、そこでいろんな話のときに、売却が決まる前なんですけど、テニス大会と地域の活動が一緒になったことがあるんですよね。それで学校を使用したときに、学校の駐車場を地元で草木山川で子供たちをいっぱい集めてしていたんですけど、その日にテニスの大会があったということで、ここはうちが駐車場で借りているということで、そこでトラブルがあって、半分半分でどうしょうかということで、急遽、そのとき半分に分けて開催したということがありますので、今後、こういうことがあるときには事前にしっかりと周知をしていただきたいということをお願いしておきます。

これまで使用していただいていた方々の今後について、使用場所について、どのような対応を計画されておられるのかお尋ねします。また、村山公園テニス場では大会の運用が違うとのことですが、村山テニス場での使用についてお尋ねをしておきます。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

市のテニス協会におかれましては、球磨郡の施設活用などを検討されているようでございます。それから、ソフトテニス協会におかれましては、球磨郡の施設であるとかスポーツパレスの大アリーナの活用を検討されているようでございます。

また、大会運営についての御質問でございますが、テニス協会やソフトテニス協会に確認いたしましたところ、村山公園テニスコートのみでは対応しきれない大規模な大会であった場合に、田野テニスコートも同時に占用して大会を開催されていたということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　それでは、次に、令和２年７月豪雨災害において、人吉市が管理する運動施設が、建設型応急住宅として建設使用されているところについてお尋ねをしていきます。

また、運動施設ではないかと思いますが、多くの市民の方々が健康維持管理のためなどに利用いただいている村山公園多目的広場一帯や石野公園運動広場についてお尋ねをいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

社会体育施設におきましては、梢山地区多目的グラウンドや川上哲治記念球場のサブグラウンドが使用されております。

また、本市が管理しております公園におきましても、議員おっしゃいましたように、これまで運動できる場所として利用されておりました村山公園の多目的広場一帯や石野公園の運動広場が、建設型応急住宅として利用されている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　仮設住宅が整備されたことにより、これまで使用されておられた方が、現在どこで使用されておられるのか分かりましたら、このことについてお尋ねをしておきます。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

建設型応急住宅が整備されたことで使用できなくなっている社会体育施設でございますけれども、梢山地区の多目的グラウンドでございます。本施設は大会専用利用施設で、利用されておりましたのは、主に人吉市グラウンドゴルフ協会と人吉市サッカー協会、それから人吉市子ども会育成連絡協議会のサッカー大会などでございます。グラウンドゴルフにつきましては、第一市民運動広場を利用されております。

また、サッカーにつきましては、第一市民運動広場で練習をされて、試合は球磨郡内の体育施設を利用されているということでございます。なお、人吉市子ども会育成連絡協議会のサッカー大会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、豪雨災害後は開催をされておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　それでは、社会人の方々のスポーツを楽しむことをこれまで我慢していただいているようですが、社会人の方々もストレスがたまっているとのことで、早く競技を行いたいとのことでした。このような方々への対応について、どのようにお考えなのかお尋ねをしておきます。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

豪雨災害被災後に競技場所がなくなっているということにつきましては、市民の皆様に大変御不便をおかけし、大変申し訳なく思っているところでございますが、被災者支援、復旧・復興というところでぜひ御理解をいただきたいと存じます。

被災者の生活再建が進んでまいりますれば、当然、建設型応急住宅の用地として使用しております施設も、元の競技場所として供用が再開できると存じます。これからも、競技場所の復旧などに鋭意取り組んでまいりたいと存じますので御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　仮設団地の用地の使用についても、供用が再開できると考えておられるようで、競技場所の復旧なども考えて取り組んでおられるようですので、ぜひ、鋭意取り組んでいただきたいと強くお願いをしておきます。

最後になりますが、松岡市長にお尋ねしますが、９月定例会において多目的運動公園広場建設を早急に造っていただきたいとお願いをしましたが、社会人をはじめ子供から高齢者ま

で楽しむことができ、運動後の爽快感が味わえることが人吉市民には最高の健康管理と健康増進が見込まれると思います。先ほども何度も申し上げましたが、新たなまちづくりを市長として成し遂げたいと決意されておりますので、ぜひ、災害からの復旧・復興は大切な施策で、これに関しては国・県の協力を最大限にお願いして取り組む必要があることは十分理解しております。そのほかにも、これからは人吉市民が楽しく、健康に暮らせる社会の形成も同じくらい大切なことと私は考えますので、ぜひ、多目的運動公園広場建設について、松岡市長の今後の政策公約に掲げることができるのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

前回の市長選挙マニフェストの「市民の幸せを実現する108つの施策事業」においては、スポーツ施設の充実について掲げさせていただいておりました。スポーツ環境の整備については、非常に重要な政策課題の１つと捉えております。特に、さきの９月議会でお答えいたしましたとおり、多目的運動広場の建設は、本市にとって長年の悲願でございますので、様々な機会を捉えて、関係の皆様の御意見や市民の皆様の御要望等もお伺いしながら、実現の方策などについて検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　最後に、松岡市長の決断を理解したということにしておきたいと思いますが、ぜひ、人吉市に、健康管理を第一に考えて、また、市民の広場として多目的運動広場を造っていただきたいと思います。なぜかというと、中核工業用地が広場としてありましたが、あそこには市長をはじめ執行部の皆さんの努力によって企業誘致ができました。もし令和２年の災害と同じような状況になったときに、どこでどうするんだということを考えていただきたいと思います。あそこがなくなったわけですから、それに代わる場所は、今現在ありません。そのためには、被災しないような場所にそのような施設を造っておくことが、災害から避難する場所でもあり、そういう対応もできる場所になると私は考えます。ぜひ、市長の決断があれば、市民は誰も反対しないと思うんです。そのことを、ぜひ実現をしていただくようにお願いをして私の質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時58分　散会

令和４年12月第７回人吉市議会定例会会議録（第３号）

令和４年12月７日　水曜日

１．議事日程第３号

令和４年12月７日　午前10時　開議

日程第１　議第80号　令和４年度人吉市一般会計補正予算（第９号）

日程第２　議第81号　令和４年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

日程第３　議第82号　令和４年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第４　議第83号　令和４年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第５　議第84号　令和４年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第６　議第89号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第７　議第90号　人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議第91号　人吉市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

日程第９　議第92号　人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議第93号　公の施設の指定管理者の指定について

日程第11　議第94号　財産の処分について

日程第12　議第95号　財産の取得について

日程第13　報第８号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

日程第14　一般質問

１．徳　川　禎　郁　君

２．宮　原　将　志　君

３．田　中　　哲　君

４．本　村　令　斗　君

５．宮　﨑　　保　君

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（16名）

１番　　松　村　　太　君

2番	徳川禎郁	君
4番	牛塚孝浩	君
5番	西　洋子	君
6番	宮原将志	君
8番	高瀬堅一	君
9番	宮﨑　保	君
10番	平田清吉	君
11番	犬童利夫	君
12番	井上光浩	君
13番	豊永貞夫	君
14番	福屋法晴	君
15番	本村令斗	君
16番	田中　哲	君
17番	大塚則男	君
18番	西　信八郎	君

欠席議員（１名）

3番	池田芳隆	君

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人	君
副市長	迫田浩二	君
教育長	志波典明	君
総務部長	永田勝巳	君
復興政策部長	浦本雄介	君
復興政策部政策統括監	小林敏郎	君
市民部長	丸本　縁	君
健康福祉部長	渕上麻美	君
経済部長	溝口尚也	君
復興建設部長	瀬上雅暁	君
復興建設部長	若杉久生	君
（復興担当）		
総務部次長	立場康宏	君
総務課長	森下弘章	君
秘書課長	上村英明	君

水道局長	秋永	敦君
教育部長	小澤洋之	君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏	君
次長	栗原	亨君
庶務係長	平山真理子	君
書記	税所昭彦	君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

なお、３番池田芳隆議員より欠席届が提出されております。

それでは、議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、これより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）（登壇）　皆様、おはようございます。２番議員の徳川禎郁でございます。それでは、早速、通告に従いまして、一般質問を行います。

今回の質問は３項目です。１項目めは、人吉市復興まちづくり計画について、２項目めは、視覚障がい者への合理的配慮について、３項目めは、小学校、中学校のトイレへの生理用品の設置についての質問をしてまいります。

さて、12月に入り、令和４年もあっという間に残り少なくなってまいりました。紺屋小町ももうすぐオープンと聞きますし、コンテナマルシェやモゾカタウンから御自分の店舗へと戻られたり、新しく店舗を構えられたりと街中にも少しずつ明かりが戻ってきているように感じます。

また、ＨＩＴＯＮＯＷＡマーケットなどの昼間のイベントも増えており、待ってましたとばかりに人々が集う様子に心が弾みます。やはり人々は人との触れ合いなくしては生活は成り立たないのではないかと実感するところです。

復興まちづくり計画もいよいよ具体的なフェーズに入ってきました。市民の皆さんの期待を肌で感じます。

そこで、復興まちづくり計画の具現化に向け、青井地区と中心市街地地区において復興まちづくり推進協議会が設置されておりますが、その開催状況について、また、協議会のメンバー選定方法についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（復興担当）（若杉久生君）　皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

復興まちづくり推進協議会は、令和３年10月に策定しました、人吉市復興まちづくり計画の具現化、並びに復興事業の推進を図るための組織として、被災市街地復興推進地域である青井地区、中心市街地地区の２地区において設立いたしました。この協議会は、被災市街地

復興推進地域だけでなく、その周辺を含めた地域について復興まちづくり計画に掲げる将来像の具現化に向け、土地所有者をはじめとする地域住民の方々や事業者等の方々が意見を交わし、提言をまとめることにより、令和２年７月豪雨からの早期復興を実現することを目的とするものでございます。

協議会の開催状況でございますが、青井地区については令和４年５月、中心市街地地区については令和４年８月からおおむね月１回の頻度で開催いたしており、これまでに青井地区は５回、中心市街地地区は３回の協議会を実施し、主に公共施設の配置案について御検討いただいております。

また、それぞれの地区において広く地域住民の方々から意見を聞く住民意見交換会も開催し、この交換会でいただいた御意見も協議会で共有することで議論を進めているところでございます。

次に、協議会メンバーの選定についてでございますが、選定方法については、両地区とも同様の考え方に立っておりまして、学識等経験者、地区ごとの町内会役員、地区内の事業者及び権利者、旅館等組合や商工会から御推薦いただいた方などで構成いたしております。委員はおおむね10名程度を基本としておりまして、青井地区は10名、中心市街地地区は13名の委員構成となっております。中心市街地地区におきましては、地元からの要望で増員を行っていることもあり、青井地区に比べやや人員が多い状況となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　その中心市街地の復興まちづくり推進協議会の中には、専門部会として賑わい部門、安全・安心部門が設立されておると聞いております。先日は第１回の賑わい部門の会議を傍聴させていただきました。夕方の会議の開催だったにもかかわらず、大変活発に御意見が出ており、皆様の本当に人吉の未来を真剣に考えていただいていることが伺え、頭の下がる思いでした。その中で、とても印象的だったのが、遠いゴールと近いゴールが欲しいというお言葉でした。10年後の人吉市が想像できないと前へ進めない。が、しかし、今すぐにでもできることをやることにより、未来へ進んでいく実感がもてるのではないかということだと思います。その第１回賑わい部門の会議は、次のような言葉で閉会いたしました。「小さな図書館から始めてはどうか。自分たちでできることからやろう」とおっしゃられていました。最後はわっと盛り上がり、にぎやかな中に閉会いたしました。これこそが復興への未来へ向けての協働ではないかと思ったところです。

一方で、増える空き地への不安をもたれているのも確かです。近いゴールとして、可視化できる手段の一つとして統一した景観の中で街並みと一体感のある公園づくりが有効ではないかと考えます。

そこで、都市公園法上の公園の位置づけと、市内にある公園の総数、並びに復興に伴い新

設される公園の数についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　皆さん、おはようございます。それでは、お答えをいたします。

まず、都市公園法における公園の位置づけでございますが、都市公園法第１条には、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とするとされております。本市におきましても、人吉市都市公園条例に基づき、例えば、街区公園の場合は、0.25ヘクタールを標準として定めるなど、公園種別ごとの設置基準が設けられているところでございます。

次に、市内にある公園の総数でございますが、都市公園法第２条第１項に基づき、本市が管理している都市公園数につきましては、公園18か所、緑地３か所の合計21か所でございます。

また、今後のまちづくりで新設を予定している公園数でございますが、土地区画整理事業区域内において、青井地区で２か所、中心市街地地区で１か所を予定しております。

以上、お答えをいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　青井地区に２か所、中心市街地地区に１か所が新設される予定とのことですが、市民が憩える、かつ災害時には避難所となる公園を中心に街が広がる。こんな公園ができるのなら近くに出店しようか。ここで子育てがしたい。ここに住みたい。そのような声が出てくるのではないかと思うのです。移住ランキングなどを見てみますと、子育てのしやすさの中に公園の充実が必須条件となっています。先日の賑わい部門でも観光客は特別なものではなく、そこに住んでいる方の日常を体験したいのだというお話がありました。住民が毎日楽しそうで、幸せそうなまち、そんな日常に観光客がなぜ行きたくなるのでしょうか。それはストーリー性があるからです。そのためにも、人吉市全体がランドマークのような統一感のある公園、また、街路樹、街灯が必須であり、50年先、100年先の将来を見据えた公園や街並みの整備が必要と考えます。

調べましたところ、長崎市には平成25年度より景観専門監を導入されております。本市でも景観を専門とするアドバイザーを導入する考えはないかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えをいたします。

熊本県では、県民や事業者、市町村が実施する景観づくり等を支援するため、建築やデザイン、色彩、緑化等の景観に関する専門家をアドバイザーとして派遣する事業を行っております。現在、総勢13名がアドバイザーとして登録されており、シンポジウムや景観アドバイス、自治体職員研修などの開催などが実施されております。その内、お二人の景観アドバイザーにおかれましては、本市の景観形成に関する調査、審議を行う機関である人吉市景観審議会、並びに復興まちづくり推進協議会の学識等経験者として就任いただき、市政及び復興

に御尽力いただいているところでございます。

今後、将来を見据え、土地区画整理事業区域内で整備する公園につきましても市民の皆様の御理解・御協力を得るためにも担当する職員の知識向上も重要でございますので、今後、このアドバイザー事業を含め、様々な制度を活用しながら取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　熊本県にも景観づくりなどを支援するアドバイザーの派遣事業というのがあるということがわかりました。では、その中の自治体職員研修の実績――本市の参加実績です――及び研修への参加状況、さらに、本市の景観形成に関する審議を行う機関である人吉市景観審議会の構成メンバーと審議会の開催状況についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えをいたします。

先ほど申し上げました、景観アドバイザー事業を利用しての自治体職員研修は、本市においては実績はございません。景観法の普及・啓発及び景観行政の推進を目的として熊本県が開催しております景観行政担当者研修会に毎年参加し、景観担当職員の知識向上に努めているところでございます。

また、人吉市景観審議会でございますが、人吉市景観条例第18条に基づき、景観計画策定及び変更、その他景観形成に関する重要事項の調査審議を行う機関として設置してございます。

審議会の構成につきましては、人吉市景観条例第19条に基づき15人以内と定められており、現在、学識経験者６名、関係行政機関３名の計９名で組織されております。

開催状況につきましては、令和元年度の人吉市景観計画策定までに２回開催しておりますが、その後、審議案件等がございませんでしたので、令和２年度以降の開催は行っていないところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　景観行政の担当研修会には、本市からも毎年行かれているということですが、それを持ち帰って市全体として研修会なども行っていただけたら皆さんの共通意識としてこれが市のほうに反映できるのではないかなというふうに思います。また、そういう研修を受けられる方はぜひ異動することなく、引き続き景観担当という位置づけで長くそこで活躍していただきたいなという願いもあります。

なぜそういうことを申しますかと言いますと、長崎市では常駐で約10年間、景観専門監がおられるということで、何と羨ましいことかというふうに思いました。今後、我が国でも増加していくだろうと言われているインハウススーパーバイザーという職能のモデル的存在でおられるそうです。その景観専門監に与えられたミッションの一つには、長崎市が行う公共

事業のデザインの指導と監理、もう一つは、長崎市職員の育成だそうです。この２つのミッションのバランスが何とフィフティフィフティ、半々で、職員の育成に半分の力を注いでいらっしゃるということです。市職員１人が長崎市の未来をつくっていく重要な人材であるからという市長のお話でした。

景観専門監は、地域の未来に貢献するよい公共空間だけではなく、よい人材も残していくということをミッションとされているということです。100年後の長崎をつくる10年、この言葉には、この10年をどう過ごすかによって100年後の長崎の街の運命が変わると書かれておりました。今まさに、人吉市がこの10年のスタートに立っているのではないかと思います。今なんですよ、今が100年後の人吉市をつくるといっても過言ではないと思います。

そして、私が着目しているのは、この人材育成の部分です。本市も先ほど申し上げましたように、県の研修を年１回受講されているとのことでしたが、日々の業務を共にできる景観専門監がいるのとでは比べものにはなりません。人材こそが地域の未来をつくることができると思います。担当が変われば、また計画が変わってしまったり、30年前にはよかれと思って植えた木を切り倒すことは、そういうことにはならないと思います。

そこで、もちろん３か所の公園も景観形成、地域の中に新設されるわけですが、景観計画における公園づくりについての本市の考えをお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えをいたします。

本市においては、良好な景観の形成に関する市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等に関し、必要な事項、並びに景観形成のための活動の促進に関する事項を定めることにより、球磨川をはじめとする豊かな自然と歴史に育まれた市の良好な景観を将来に引き継ぐことを目的として、人吉市景観条例を制定しております。公共事業または公共施設の建築等で市の景観形成に著しい影響を及ぼすものについて、同条例第11条の規定に基づき策定しました、人吉市公共事業等景観形成指針により、市の良好な景観形成となるよう取り組んでいるところでございます。

公園、緑地は、地域住民の憩いの場であるとともに、地域の景観形成上、重要な要素を有する公共空間であると認識をしております。

今後の整備にあたりましては、人吉市グランドデザインを基調として、周辺との調和に配慮するなど、人吉市公共事業等景観形成指針にある配慮事項を遵守し、地域の皆様の御意見を取り入れながら進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　担当の職員の皆様が本当に丁寧に市民の皆様のお声を聞かれているということは、何度も何度も目にしております。地区懇談会や説明会などに参加いたしますと本当に頭が下がる思いであります。丁寧にいつも本当に我慢強く心を砕いて対応してくださ

っている姿は何度も目にしております。引き続き、住民の皆さんと共に、部長の答弁にもありましたように、人吉市グランドデザインを基調とした人吉全体が統一感があり、統一感がある公園とともに、子育てがしやすく、住みやすく、それが100年と、1000年と続く街並みとなるように切に要望いたしまして、この質問を終わります。

それでは、次に、視覚障がい者への合理的配慮について質問いたします。

今年の６月の私の一般質問にて、なぜ点字ブロックが１階エレベーターまでしかないのか。なぜ、ほかの部門やほかの階には全く点字ブロックがないのでしょうかとの質問に対し、１階市民課の窓口まで点字ブロックによる誘導を行うようにしており、そこで必要とされる部署へ御案内を行うようにしていますとの御答弁をいただいております。もし、視覚障がい者の方が点字ブロックに沿って進まれ、その窓口の端に立っておられることを職員が気が付かなかったら、声を掛けてもたまたま職員さんが対応中なのでそこの席にいらっしゃらなかったらと、悪いことばかり想像してしまいました。

それから、２か月後の８月に聴覚に障害のある聾者の方々と手話サークルとで新市庁舎の見学会へ参加いたしました。その際の説明の中で、新市庁舎の玄関に入るときに、エコーカードというものを持って、自動ドアの前に立つと、アナウンスが流れ、１階市民課の窓口の端のところ――ちょうど点字ブロックが切れているところです。そこまでアナウンスで誘導していただくということの御説明がありました、私は、そこでエコーカードという存在を始めて知りました。点字ブロックが１階の窓口までしかないことに少し理解ができました。なるほど、ここまでアナウンスが誘導してくれるから、だから点字ブロックがここまでということの合理的配慮がされているんだなっていうことが理解することができました。だからといって、点字ブロックが必要ではないということとはまた話は別でございます。エコーカードというのは、名刺サイズのカード型端末を持った利用者が受信圏内に入ると――自動ドアの入口の手前です――施設側の受信機から自動的に音声案内を流すというものだそうです。

そこで、新市庁舎においてエコーカードを導入された経緯をお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　皆様、おはようございます。お答えいたします。

導入の経緯でございますけれども、新市庁舎整備基本方針の５つの柱の一つとしまして、来庁者や地球にやさしい庁舎を掲げておりまして、障害をお持ちの方に対しましてもユニバーサルデザインやバリアフリー化を進める方策としまして、点字ブロックによる案内を補助する機能としてエコーカードを、障害者向けの音声案内を導入したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○２番（徳川禎郁君）　それでは、新市庁舎以外の公共施設でエコーカードのような、例えば、視覚障害者の方のための音声案内というようなものが導入されてある施設があるのか。それも重ねてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

新市庁舎以外の公共施設でエコーカードを導入している施設は、人吉市カルチャーパレスの１施設でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　エコーカード、最新式と勝手に思っておりましたエコーカードがカルチャーパレスにも設置されているということに正直驚きました。その利用状況をお尋ねいたしましたところ、今設置してからの利用状況は把握できていないという担当課のお話でした。新市庁舎が開庁して半年以上が経っておりますが、エコーカードの管理状況及び利用状況、また、新市庁舎のエコーカードの運用として、今後どのように周知・啓発されていくのか、本市の考えをお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

現在、エコーカードは、10枚所有をしておりまして、管理につきましては、施設管理を行います行財政改革課で行っております。

今後の活用につきましては、エコーカードを必要とされる障害をお持ちの方の需要や利用意向等も確認できていない状況にありますことから、今後、関係各課との協議を進めながら周知・啓発だけではなく、どのような運用がよいのかということも含めまして判断してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　10枚しかないカードをどう運用するのかというところが疑問が残りますが、本来ならば、新市庁舎開庁と同時に運用するべきだったのではないかと考えます。カルチャーパレスのように設備があるのに使えないとは何ともったいないことでしょうか。視覚障害者の方にお話いたしましたところ、そんなシステムがあるんだったら早く教えて欲しかったというお声を聞きました。担当が変わればまた分からなくなってしまうというようなことは起きたりしないのでしょうか。先の景観専門監のお話ではないですが、継続した人材の育成の大切さがここにも見えてまいるのではないかと思います。これは６月にも申し上げましたが、障害は環境が整えば障害でなくなるんです。エコーカードを含めた点字ブロックや点字表記がきちんと整備されていれば、お一人でも来庁できるのです。これは視覚障害者の方御本人にもお尋ねいたしました。もしそういう整備が整っていればお一人で行動されるということはありますかというふうにお尋ねしましたら、もちろんですと、私たちは本来ならば１人で行動したいんです。でも環境が整っていないのでどうしても人の手を借りないと自分たちは行動ができないんですというふうなことをじかにお話くださいました。１日でも早く、すぐに福祉課と連携を取り、視覚障害者の方が使えるようにしていただきたいと思います。

では、次に、このエコーカードが使えるということを前提に質問いたします。

新しいこの新市庁舎は、防災拠点としての機能を有しております。１階フロアは、避難所としても使うことができるとの説明を受けました。そして、１階の多機能トイレは、音声ガイド付です。これも視覚障害者の方にお話しましたら、本当にありがたいと喜んでおられました。熊本地震の際に、視覚障害者の方の一番のお困りごとはトイレだったそうです。１人で行くことができないために、遠慮に遠慮を重ね、ついには体調を崩されたとのお話を直接伺っております。だから、令和２年７月の豪雨の際には、浸水しながらも避難所へ行くことは考えなかったとおっしゃられておりました。この音声ガイド付トイレの話をしましたら、とてもうれしいと、安心して使えると喜んでおられました。

そこで、避難指示が出た際、視覚障害者の方に限っては、校区の隔たりなく、この新市庁舎１階のホールを避難所として活用するという考えはないのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

新市庁舎の１階市民ホールにつきましては、音声案内によるトイレの利点はありますものの、現在、災害からの復旧・復興の取組の一つとしましても、被災者支援対策課を配置しておりまして、平日、昼間であれば多くの市民の方々が来庁される場所でもあり、夜間や休日におきましては、セキュリティー等安全面で容易に出入りもできないところでございまして、指定避難所とした場合に、避難者への配慮という点でも課題が多いものと思っております。

また、一時的な避難場所とした場合に、常時職員を配置することも難しく、サポート支援をいただく協力者が必要となるものなど、課題もあるものと思っております。

１階市民ホールの避難所としての活用がどの程度まで可能かということにつきましては、少し検討が必要であると感じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　私は、これまでの一般質問においても、障害の特性に応じた避難所の開設ができないかということを質問してまいりました。なぜそういうふうに考えるかと申しますと、それは障害をお持ちの方の安心が一番であり、また、支援がしやすいという考えからです。何もかも市の職員が対応しなければならないということではありません。また、そうしてほしいということでもありません。特に、障害の支援についてはそれぞれの障害の特性に合わせた支援が必要ですので、平時からひと・くま災害応援隊のように、私たちもその中に所属しておりますが、有事の際には全力で市をサポートしますという方もたくさんおられるんです。そのように、平時から協定を結んでおくなどの検討もする必要があると思います。これは大至急です。市庁舎整備の基本方針に、１、市民を守るための安心・安全な庁舎というのを一番に掲げてあります。エコーカードの活用とともに、避難所としての活用も視野に入れていただき、御検討いただきたいと要望いたしまして、最後の質問に移ります。

小学校、中学校のトイレへの生理用品の設置についての質問です。

今年の３月に一般質問いたしましたが、その後すぐに小学校、中学校のトイレへの試験的運用を始めていただきましたこと、とてもありがたく、どんなにか子供たちの安心に繋がっただろうと思い、うれしく思いました。

では、６月から９月まで実施されました試験的運用の小学校、中学校別の利用状況についてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えをいたします。

生理用品の設置につきましては、今後どのような取組を進めるべきか検討していく資料とするために、児童・生徒のニーズや現状、健康指導に与える影響を把握することを目的として試験的に市内全小中学校の女子トイレに生理用品の設置を行いました。実施期間は６月１日から９月末日までとし、実施場所は小学校では、高学年用女子トイレ、中学校では全学年の女子トイレでございます。月ごとの小中別使用状況につきましては、小学校では、６月129個、７月125個、８月24個、９月153個でございます。中学校では、６月504個、７月189個、８月65個、９月242個でございました。

今回の試験的設置につきまして、市内校長会や学校保健担当者会における情報交換で出てきた意見といたしましては、「生理用品を設置していると今まで生理周期を意識して自己管理できていた児童・生徒も使っており、子供たちの健康管理の意識が低下していると感じた。」また、「必要な子供は保健室に取りに来るほうがいろいろな相談もできるのではないか。」「生理用品の補充や清潔に保つなど、管理面にかなりの業務が増えた。」「試行前も試行後も困った場合は保健室にもらいに来ることができている。」などがございました。

先日の市内校長会議におきまして生理用品の試験的設置の状況をもとに情報交換を行いました。現在、各学校に持ち帰って検討していただいているところでございまして、次回の校長会議におきまして取組の方向性について協議することとしております。

以上、お答えをいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　まずもって、生理用品の補充等など、養護の先生方や先生方には大変御苦労をいただいたということ、御協力をいただいたことに深く感謝を申し上げます。

数を具体的に聞きますと、必要としている子供たちがいることもまた一目瞭然です。試行期間中にトイレの設置状況を拝見に伺いましたところ、小学校のトイレには、かわいいプリントの優しい文字で、「この生理用品は急に始まってしまって使う必要がある。何らかの理由で持ってくることができないときなど、困ったときに使ってよいものです。」と書かれ、「何かあれば保健室へお知らせください。」と書かれておりました。中学校になると、少々大人っぽい貼り紙になっておりましたが、「生理用品は、自分で用意して持ってくるのが基本です。でも、急なとき、持ってくるのを忘れた。何かの理由で事前に準備をしておくこと

ができないなど、困ったことはありませんか。保健室にいつでも使えるように生理用品を準備しています。」というような文章が各個室に貼り出されておりました。「皆さんが安心して学校生活を送ることができるよう９月末までの期間中、全女子トイレに生理用品を設置します。どうしても困ったときには使ってください。悩んだら必ず保健室へ」というのも手洗い場の方に貼り出してありました。この貼り紙を見てみますと、このことを機会に保健室との距離が縮んだ子供さんがいらっしゃるのではないかなというのも感じました。しかしながら、このようなお声もあります。弟、妹が使っているおむつを生理のときには使えと言われた。それでは交換用を持っていけるはずもなく、学校が終わって家に帰るまでもその１枚で過ごしていたということです。家に帰るまで母子家庭の子供さんは、「ごめん、ママ生理がまた始まってしまった。」と、毎月申し訳なさそうに言っていたという若いママさんのお声もありました。また、保護者に連絡がいくのではないかという不安で保健室に生理用品をもらいに行くことをためらうという子供さんがいるのも事実です。

人吉市内校長会や学校保健担当者会では、保健室に取りに来るほうが相談しやすいのでは、試行前後にも困った場合には保健室に来ることができているというふうに今教育長からのお話がありました。様々なそういった御意見があることも十分理解しております。実際に保健の先生方とお話をしましたときにもそういうお声を聞いております。しかし、生理周期などの自己管理ができていた生徒が生理用品の設置により自己管理ができなくなったとのことですが、同じ女性としては少し疑問です。成長期は周期も不安定です。些細な心の動きでも周期が変わります。それを生理用品を設置したから意識が低下したと言われるのは、少々認識に違いがあるのではないでしょうか。義務教育の間だけでも学校へ行きさえすれば給食が食べられて生理用品の心配が要らない。子供が困っていたら助けるというのが教育福祉ではないでしょうか。

令和４年９月１日に私が所属しております熊本女性議員の会で、熊本県教育長に要望活動をいたしました。熊本県の小・中、高校のトイレの個室に生理用品を設置することの要望書というのを提出してまいりました。そこには、保健養護の先生との連携、情報交換を行い、児童・生徒の実態を把握することというのも付記しております。また、養護の先生方だけに負担がかからないようにという一文も入れております。

そういった点を踏まえると、予算だけの問題ではないということは理解しておりますが、今年の４月から設置が始まった熊本市においては、予算が65万円だそうです。年間です。今回の本市での試験運用分を単純計算ですが、一般的な料金で試算をしてみますと、年間大体５万5,000円ぐらいになるでしょうか。

そこで、例えば、防災備蓄品を学校で利用するという考えがないのかということと、企業が支援をしているという自治体があると聞きます。そのような支援を利用できないかということもお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えをいたします。

防災備蓄品における生理用品の備蓄状況につきましては、今年の３月議会におきまして議員からの御質問に対して総務部長から答弁をしておりますが、令和２年７月豪雨災害に伴い、たくさんの支援物資をいただき、その支援物資の中に生理用品も含まれております。ただ、その生理用品には様々な仕様、タイプがございまして、小中学生の使用に適したものとは言えない生理用品もあると聞いております。

また、全国的には各企業から生理用品寄附のサポートを募り、各自治体等への支援を行っている団体が幾つかあると伺っております。

今後の市内校長会等における協議を経まして、各小中学校に生理用品をトイレに設置していくことになった場合には、関係各課との連携を図りまして準備していく方法の一つとして検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　防災備蓄品については、画一的なものではないということも把握しております。福祉課に確認いたしましたところ、枚数にしておよそ1,500枚程度が備蓄があるということでした。様々に形が違うので一概には言えないと思いますが、メーカーのホームページによりますと、生理用品の消費期限は大体３年から５年と言われているそうです。保存状態によっては３年持たないという場合もあるそうです。現在、本市の備蓄品については、災害支援でいただいているものですので、３年経過している物があるというのは優に考えられることだと思います。先般は自治体の備蓄品が長期保存により全廃棄になったという報道もございました。確認の必要があると思います。

そして、ぜひ学校への支援品としての利用をお願いします。1,500枚あればひとまず来年の春までは足りそうです。自治体によっては生理用品の大きさ別、タイプ別に分け、トイレに引き出しを用意されているというところもあります。支援しようと思えば配慮はいくらでもできそうです。

厚生労働省が2022年３月に公表した生理の貧困が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査によりますと、コロナ禍以降、生理用品の購入、入手に苦労したことがあると回答した女性は8.1％、その割合は、若い世代ほど多く、18歳と19歳で合わせて12.9％、20代では12.7％です。生理用品の入手に苦労したときは、生理用品の交換頻度を減らす、トイレットペーパーやティッシュペーパーで代用するなどして対処しているものの、学業に集中できない。学校を遅刻、早退、欠席したというお話も聞きます。３月にもお話をいたしましたが、トイレットペーパーは生徒たちが掃除時間に補充しているのではないですか。私が子供の頃には、トイレットペーパーの設置さえありませんでした。毎日自分で用意するのが当たり前でした。今はどうですか、トイレットペーパーがないトイレがありますか。用を足してペー

パーがなかったらどうしましょう。困るなんてもんではありませんよね。それでも身だしなみとしてティッシュペーパー、ハンカチは皆さんお持ちじゃないですか。生理用品もそれと同じではなぜいけないのですか。３月でも質問のときに話しましたが、子供食堂では、10人のうち１人、いや、50人のうち１人でも本当に困っている子供さんが助かるということの大切さを知っています。災害後の物資の支援も同じでした。被災されて支援物資を取りに来られます。その中に経済的にお困りの方が来られてもいいじゃないですかと、私は考えていました。たくさんの方が来られるから私ももらいやすい。本来ならそういうのいただけなかったんだけど、今日は助かったって、その日１日が助かればいいじゃないですかというふうに考えておりました。誰でももらうことができるからためらわずに利用できる子供さんがいらっしゃるというのは考えが及びませんか。その子供さんが保健室に行くことができない子供さんだったら支援からこぼれてしまうんです。行ける子はいいですよ、保健室に。「先生、忘れたけんちょうだい」って言える子はいいです。言えない子はずっとそのままです。そのまま教室に座っていることを想像してみてください。ナプキン１枚でその子の居場所を守ってあげることができるかもしれないのです。

では、最後に、再度教育長へ、生理用品のトイレへの設置の必要について、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えをいたします。

今回の試行を通しまして、様々な実態も見えてまいりました。試行が終了いたしました10月に小学校高学年女子児童と中学校女子生徒に実施したアンケートの結果によりますと、回答者589人のうち、生理用品を使用した児童・生徒は184人、約31％でありまして、その中で入手に困っているからと回答した児童・生徒は22人、3.7％でございました。その中で、値段が高いからという経済的理由を挙げた児童・生徒は８人、1.3％だったことから、使用した多くの児童・生徒は入手に困っているわけではないが、手元になかったため使用していたという状況でございました。

また、経済的理由を挙げた８人の児童・生徒の使用回数は１回から２回程度と３回から５回程度がそれぞれ約半数でございました。このことから、経済的な理由から必要としている児童・生徒が自分で用意したものの不足分を補うように使用している一方で、手元にないという理由で安易に理由している児童・生徒も多く、本当に必要としている児童・生徒に届かない可能性があることも見えてきました。

また、今回、すぐに手に入れることができる環境の中で、児童・生徒の健康管理意識の低下が心配される状況も見えてきたところでございます。教育委員会といたしましては、児童・生徒が第二次性徴を迎え、これから長い期間、自分の生理周期を知り、事前に準備するという女性としての大切な習慣自己管理能力を義務教育期に習得できるよう適切な環境づくりを進めることであるとか、保健指導を充実させていくこととかが重要であると考えており

ます。

また、経済的理由だけでなく、自身の健康に関して心配や悩みを持つそれぞれの児童・生徒に対してきめ細やかに関わり、支援していく保健室の本来あるべき機能の充実を図っていかなければなりません。

今後は、単に生理用品を設置するか否かだけでなくて、児童・生徒の生きる力の育成と健やかな成長に向け、どのような保健指導や環境づくりが望ましいのか、生理用品のトイレ設置も含めまして、市内校長会等でもしっかりと受け止め、協議を重ね、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えをいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　トイレットペーパーはすぐに使うことが許されて、なぜ生理用品だけがすぐ手に入る環境だと健康意識の低下になるのでしょうか。生理用品が保健室と子供を結ぶきっかけになるかもしれません。生理用品をもらいに行くことによって様々な悩み相談ができたりとか、その保健室が本来持っている機能が果たせるという教育長のお話もとても理解ができます。でも、子供とつながる手段はそれだけですか。生理用品をもらいに行くきっかけがなければ保健室と子供はつながれないんですか。子供にとっての今は今しかないんです。来年度から始めますとか、再来年度から始めますとか、それでは遅いんです。今学校に義務教育にいる子供たちには今しかないんです。特に水害での被災やいつまで続くか先が見えないコロナ禍、また、経済の高騰、子供たちにとっての今は今しかないのです。人吉で子育てがしたい、人吉で育ってよかったという人吉になりますように、今一度子供たちを真ん中に置いて御検討いただけないかと切にお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分　休憩

午前11時14分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　こんにちは。６番議員の宮原将志です。それでは、早速、通告に従い、一般質問を行います。

今回は、行財政健全化計画、文化財行政、アーバンスポーツの３項目について質問をいたします。

それでは初めに、行財政健全化計画ですが、本市の行財政健全化計画は、皆様も御存じのとおり、予算編成において基金に頼らない行財政健全化に向けた取組を推進していくための計画であり、計画期間は令和２年度から４年度までの３か年で、本年度が最終年度となって

おります。そこで、今回は、行財政健全化を達成するために重点的に取り組む事項の中から公共施設管理コストの縮減、歳入の最大限確保からふるさと納税について質問をいたします。

まず、公共施設管理コストの縮減についてですが、今回、旧田野小学校に関しては、売り払いの仮契約が締結されたものの、その他の施設を見てみると管理コスト削減についての取組はなかなか進んでいないように感じています。

そこで、公共施設管理コスト縮減に向けた取組について、現在の進捗状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

人吉市行財政健全化計画の取組の一つとしまして、遊休資産の売却や公共施設管理運営の在り方など、公共施設管理コストの縮減を掲げております。これまでの取組につきましては、令和２年７月以降、未曽有の豪雨災害により公共施設も被災しましたことから、その機能回復を図るため、復旧作業が目下の課題となり、管理コストの縮減への議論が深まらず、この項目での取組達成率は現時点で14件のうち２件の実施、14.3％となる見込みでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　達成率が14.3％ということで、やはり進んでないように感じていますが、私はですね、特に施設の管理運営の在り方について検討が進んでいないというふうに感じています。計画の中では、人吉鉄道ミュージアム、まち・ひと・しごと総合交流館（くまりば）、石野公園、カルチャーパレスの運営について民間活力を活用した運営の在り方を検討するというふうになっていますが、各施設の運営方法について今後の方向性が見えていません。

そこで質問ですが、この４施設については、民間活力を活用した運営の在り方を検討するというふうになっていますが、指定管理者制度の導入など、民間活力を活用した場合、財政面も含めてどのようなメリットがあると考えているのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

公共施設管理につきまして、指定管理などの官民連携を導入した場合のメリットとしましては、民間のノウハウを生かした施設管理運営業務の効率化、合理化を図ることができ、管理経費の縮減が見込まれることが上げられます。

また、管理を委託することにより、職員の事務負担軽減となり、人員の削減、または、必要となる部署への配置転換などを検討することができるというメリットもございます。

さらに、民間企業の持つアイデアを生かすことで、多様化する住民ニーズに応えやすくなることや、魅力的な自主事業の実施により、安定的に収入が確保できること。そして、何より利用者の満足度の向上につながるものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　民間活力を活用した場合、様々なメリットがあるというふうに考えていらっしゃるみたいですので、早く、指定管理等が導入できる施設については、早く導入したほうがいいかなというふうにも感じております。

そこで、もう既に、運営を民間に委託している人吉鉄道ミュージアムと人吉市まち・ひと・しごと総合交流館「くまりば」は、もう指定管理を導入しやすい施設だというふうに思いますので、この２つの施設の運営の在り方について、方向性について質問していきます。

まず、人吉鉄道ミュージアムですが、これは私も過去の一般質問で取り上げましたが、地方創生の交付金の問題やミニトレイン、レイルバイクの使用料などについて、これ幾度となく議会で取り上げられ、多くの方々が鉄道ミュージアムの運営に対して心配をしてこられました。特にこの２年間は、新型コロナウイルスの影響や令和２年７月豪雨で被災した肥薩線の運休の影響などでさらに厳しい運営状況になっているのではないかと心配しております。

そこで、まずは鉄道ミュージアムの現在の運営状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響は、鉄道ミュージアムにおいても顕著でございまして、全国的に感染拡大傾向となりました令和２年２月頃から現在に至るまで、約３か月間の休館を余儀なくされたことが２回ほどございます。

また、令和２年７月豪雨において大きな被害を受け、エレベーター機器の新設などもあり、約８か月間の休館を余儀なくされました。コロナ禍により全国的に様々な施設の入館者や利用者の減という現状がある中、当施設は豪雨災害による肥薩線運休の影響もあり、二重苦の状況が今もなお続いているところでございます。その影響は、入館者の数にも表れておりまして、過去最高を記録いたしました、平成29年度は年間11万人を超える方々に入館いただきました。翌年の平成30年10月のミニトレイン、レイルバイク料金の改定の影響もあってか、減少傾向に入ったところに新型コロナウイルス感染症の影響、さらには、豪雨災害による長期休館があったことから、比較検証ができないほど減少したところでございます。

現在は、一部制限しての開館ではございますが、入館者も増えつつあり、今年度このままの推移で入館者があったとした場合、約３万6,000人を見込んでおります。しかし、平成29年度の約11万人と比較しますとまだ約33％の水準に留まっているところでございます。

一方、ミニトレイン、レイルバイクの施設利用で比較してみますと、令和元年度が過去最高額約800万円の利用収入がございましたが、今年度は約460万円と見込んでおり、こちらは約57.5％にまで持ち直しているところでございます。

平日の施設入館者はまだまだ厳しいものがございますが、土日や休日には多くの来館者でにぎわっており、ミニトレイン、レイルバイクについても、多くのお客様に御利用いただい

ておりますことから、引き続き、毎月実施しております各種イベントをはじめ、積極的な情報発信により、利用料収入の安定化を図り、さらなる魅力ある施設になるよう取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今の答弁を聞くと、大変厳しい運営状況にあるということで、このままの状態で指定管理が導入できるのかなというような不安もありますが、鉄道ミュージアムの指定管理者制度の導入については、令和元年12月議会で田中議員の鉄道ミュージアムの質問の中で当時の企画政策部長が「行財政健全化計画の３年間という時間の制約の中で、一般社団法人観光協会と指定管理をはじめ、民間委託等について協議を行っている」と答弁をされており、市長におかれても国からの交付金が終了した現在、施設の運営そのものを抜本的に改善していかなければならないと言われています。

そこで、今年度が行財政健全化計画の最終年度となりますが、鉄道ミュージアムの運営についてはどのように協議が進められているのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えします。

鉄道ミュージアムの運営に関しましては、これまで多くの議員から御質問いただいており、令和元年12月議会の田中議員の御質問に対し、「行財政健全化計画において、指定管理者制度、民間委託等の導入の検討施設の一つとして位置づけており、委託先とも協議を行っている。」と御答弁させていただきました。その後、令和２年３月定例会に指定管理者制度の導入に必要な規定を整備するため、条例の一部を改正する条例を議決いただき、令和３年４月からの指定管理者制度の導入に向け、指定管理委託費の積算やスケジュール管理など、指定管理候補者選定委員会での準備を進めていた矢先、令和２年７月豪雨により被災したことによりまして、指定管理者制度導入につきましては、一旦休止せざるを得ない状況となりました。

そこで、現在の状況でございますが、昨年８月の指定管理候補者選定委員会におきまして、制度導入による管理コストの縮減や民間事業者のノウハウを活用してきめ細かな質の高いサービス提供を目指すことを報告し、運営の推移を見極める期間も考慮した上でその時期を令和６年４月と設定したところでございます。つまり、移行するに当たりまして、重要な課題の一つに運営の安定化がございまして、豪雨災害やコロナ禍により施設利用料収入の落ち込みが著しく、持ち直す前に積算した場合、市の負担が増加することが容易に判断されたことから、Ｖ字回復までとはいきませんが、様々なイベントや企画での利用者増を図り、運営の安定化を見定める期間が必要でございました。

また、国の令和４年度地方創生に向けて頑張る地域応援事業の地域経済循環分析事業の採択を受けまして、現在、経済循環の各主体の参加によるワークショップを開催し、ＭＯＺＯ

ＣＡステーションが経済循環の核として果たすべき施設のミッションを定義し、戦略を策定しているところでございます。現在、策定中の戦略につきましては、指定管理者へ引き継ぎ、将来に渡っての運営の安定化を目指すこととしております。

当初予定しておりました移行時期から遅れることになりましたが、鉄道ミュージアムが持つ拠点としての３つのコンセプト、１、肥薩線の歴史的・文化的価値等について情報を発信する文化振興拠点、２、人吉球磨地域の出発地点としての観光振興拠点、３、鉄道案内ガイドや子供の教育に係る地域、団体などとの民間連携を図る拠点というこの基本コンセプトは変えることなく、行財政健全化計画の方針に沿って指定管理者制度の導入を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　令和６年４月から指定管理者制度を導入するという方向性が決まっていましたが、今の運営状況では、経費削減どころか、負担が増えるのではないかと本当に心配しております。現在策定している戦略をもとに、これは運営だけでなく、もう施設自体の在り方を検討していただいて、運営の安定化を図っていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館「くまりば」について質問をいたします。

くまりばのコワーキングスペースやサテライトオフィス、またシェアオフィスについては、民間に運営管理を委託され、その他の簡易宿泊施設やレンタルキッチンなどについては、人吉市が直営で運営をしています。行財政健全化計画の中でくまりばについては、施設改修後の施設運営の在り方を検討するとされており、令和２年７月豪雨で被災したものの、温泉施設以外は復旧していますので、今後の運営方針を決める必要があると思っています。

そこで、現在のくまりばの運営状況について確認したいのですが、くまりばに設置しているサテライトオフィスやコワーキングスペース、簡易宿泊施設等の利用状況について。また、くまりばは、関係人口の創出拠点でもありますので、関係人口の創出にどのように寄与しているのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　議員の皆さん、こんにちは。それでは、お答えをいたします。

まず、くまりばの利用状況でございますが、12月１日現在、２階のサテライトオフィスについては、現在、４室全て入居をされております。同じく２階のシェアオフィスエリアにつきましては、６社入居している状況でございます。

また、１階のコワーキングスペース「ｏｓｏｔｏ　Ｈｉｔｏｙｏｓｈｉ」につきましては、現在、月約300名から350名の利用があっており、その内毎月約10名から30名弱が新規利用者となっておるところでございます。

その他、昨年度末に完成しました宿泊施設につきましては、４月から11月末までに延べ

244名の宿泊があっており、稼働率としては平均17％となっておるところでございます。宿泊施設の利用促進に関しましては、くまりばの利用者、来館者の方々やイベントの際に周知を行っており、問合せも増えてきておりまして、コワーキングスペースを利用してそのままくまりばの宿泊施設を利用されるという方や、２階の入居企業の取引先の方が宿泊施設を利用されるなどの相乗効果が見受けられているところでございますが、今後も引き続き周知に努めまして、利用者の増加に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、お尋ねがありました、くまりばが関係人口の創出にどのように寄与しているかとの御質問でございますが、関係人口の創出に必要な要素としまして、場の提供、それと人の育成、それと仕組みの創出の３要素が重要と言われておるところでございまして、それらに照らし合わせて御説明をいたします。

まず、場の提供としましては、くまりばにある機能、コワーキングスペースや貸し会議室、あるいは企業等が入居されておりますサテライトオフィス、シェアオフィスなどがその機能を果たしており、地域の住民や企業と、いわゆる関係人口の方々がつながる場となっておると考えております。

次に、人の育成でございますが、宮原議員も受講されておりますが、令和３年10月に開校しました、ひとよしくま熱中小学校がその機能を今後果たしていくものと考えております。「もういちど７歳の目で世界を…」をコンセプトに、老若男女が集い、講義で学ぶことはもちろんのこと、運営ボランティアや部活動、講師のアテンドなど、地域内外の人材が交流しますことで、講義以外においても学びの機会がございまして、人材育成に大いに貢献していくものと考えておるところでございます。

最後に、仕組みの創出でございますが、ひとよしくま熱中小学校というスキームを通じて地域外の生徒が関係人口として関わる機会を設けたり、くまりばでのワーケーション実証や企業合宿を実施しておりますが、それら業務を委託しております一般社団法人ドットリバーが人や企業をつなぐ役割をしっかり果たされ、企業が企業を呼ぶ、あるいは人が人を呼ぶコミュニティーが形成されていると認識をしております。このようなことを踏まえますと、くまりばがオープンをしまして７月に４年を迎え、関係人口の創出の拠点として機能しているものと考えておるところでございます。

また、最近では、くまりば温泉施設の復旧に関するガバメントクラウドファンディングを実施する形でファンベースの関係人口の創出も試みているところでございます。つい先日、普段熊本市内で開催されておりますスタートアップウィークエンドという企業体験イベントをくまりばで開催できないかと、人吉球磨ではくまりばで開催できないかという御提案をいただくなど、くまりばにある機能を活用した取組を域外からアプローチをされる機会が増えてきておりますことから、そのような利用から見ても関係人口の創出に寄与しているものと考えておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　サテライトオフィスやコワーキングスペースについては順調ですね、コワーキングスペースについては、生活ガイド.comのサテライトオフィスランキングでも１位に選ばれているということもあって、利用者の方にとって魅力的な施設になっているというふうに思います。あと市が運営している簡易宿泊施設については、稼働率が50％というのが目標だったと思いますが、これちょっと少ないですね。また、答弁ではなかったレンタルキッチンについても利用が少ないというふうに聞いていますので、やはりこの市で運営している部分に関しても、民間のノウハウを活用したほうがいいというふうに思います。

また、関係人口の創出という点ですが、先日、ワーケーションでくまりばに来られている企業の方とお話をさせていただく機会があったのですが、その中で、人吉市のために力になりたいというようなありがたいお言葉もいただきましたので、本当に関係人口の創出に寄与しているなというふうに実感したところでもあります。

くまりばは、民間のノウハウを活用すればさらに魅力ある施設になると考えます。そこで、今後、くまりばの運営についてはどのような方向性で検討が進められているのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えをいたします。

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館「くまりば」につきましては、コワーキングスペースやサテライトオフィス、シェアオフィスの本格運用を始めました令和２年４月から指定管理者への委託が可能となるよう所要の条例改正を行い、全ての施設整備完了後の指定管理制度導入を想定しておったところでございますが、令和２年７月豪雨災害からの復旧等により当初の想定よりも遅れておるところでございます。しかしながら、令和３年度には予定しておりました地方創生拠点整備交付金事業による施設整備、先ほど御質問にありましたレンタルキッチンとか宿泊施設の施設整備も完了しまして、現時点では、温泉施設の災害復旧を残すのみとなっておるところでございます。「今後は、温泉施設復旧の時期と調整を図りながら、令和５年度までとなっております行財政健全化計画に基づき」、令和５年度中の指定管理者の募集選定、令和６年度からの指定管理制度への移行を念頭に鋭意準備を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　くまりばについては、現在、一つの施設の中に行政が管理する部分と民間が管理する部分があって、情報共有がうまくいかないケースもあるというふうに聞いてますので、もっと早く、指定管理者制度が導入できないかなというふうにも感じております。今後は、民間の方々ともしっかり連携を取りながら、さらに地域活性化につながる施設にし

ていただきたいというふうに思います。

今回、既存の公共施設管理コストの縮減について質問してきましたが、今後、復興事業が進められていく中で、先ほどの徳川議員の質問でありましたように、土地区画整理区域に公園が整備され、中心市街地には複合施設の建設を望む声などがあります。このように、復興事業で整備された施設が増えると、公共施設の維持管理に係る費用は増えることが予想されます。ですので、既存の公共施設については、行財政健全化計画に基づき、もっとスピード感を持って管理コストの縮減に取り組んでいかなければならないというふうに考えますが、市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

公共施設に限らず、日本全国で昭和の高度成長期、また、バブル期に整備されたインフラが経年劣化などにより老朽化し、今後どう更新、また統廃合していくのかが課題となっております。本市におきましても、全国的な潮流と同様で大きな課題であるとの認識をしております。

また、本市における公共施設等総合管理計画では、公共施設の総量を増やさないという基本方針を定めております。令和２年７月豪雨災害を受けまして、今後、復旧・復興事業が進む中でインフラ整備も進んでいくわけでございまして、いかに既存公共施設の整理、合理化を図り、新たな施設も含め、どうイニシャルコストを抑えていくのかということが一番重要なことでございます。

これまで既存の公共施設等につきましては、令和２年７月の未曽有の豪雨災害からの復旧への対応などによりなかなか議論が深まりきれてなかったところですが、できるだけ早い検討を行い、遊休資産については、可能な限り売却などを進め、また、運営を継続すべき施設については、指定管理などの官民連携の検討、導入を目指し、運営経費の削減をはじめ、行政の基本となる最小の経費で最大の効果ということで、将来に渡る過度な負担が生じないよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　運営管理のコスト削減については、できるだけ早い検討をしていきたいということでしたので、今回、質問した施設以外についても今後機会を見て質問をしていきたいというふうに思います。

また、今後の復興事業で整備をしていく新規施設についても、やはり維持管理をどのようにしていくのかというのが課題だというふうに思いますので、こういったものも民間の方々や地域の方々と連携をし、管理をしていくというような取組も検討していくようによろしくお願いいたします。

それでは、次に、ふるさと納税について質問してまいります。

行財政健全化計画では、歳入の最大限の確保を目指すため、ふるさと納税を積極的に取り組むとされています。ふるさと納税は貴重な財源になるだけでなく、都市や都市特産品の効果的なＰＲによる交流人口や関係人口の増加、返礼品の調達を通じた地域経済の振興などにもつながる重要な取組でもあります。

また、本市においては、復興を進める上でも大切な財源となるので、今後も寄附額を増やすための取組を様々に検討していかなければならないというふうに思っております。

そこで、まず初めに、今年度の現時点でのふるさと納税の寄附額と今年度の寄附の総額はどのくらいになると見込んでいるのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えをいたします。

本年度の寄附額に関しましては、令和４年11月末現在で２億652万9,000円となっております。令和５年３月末までの見通しとしましては、月別の前年同期比率の平均値から割り出した、あくまでも推測値でございますが、約３億7,000万円程度と推測をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　被災した令和２年度寄附額が約12億円、昨年度が約５億7,000万円、そして今年度が３億7,000万円程度というふうに見込んでいるということで、これ減ってはいますが、これ災害前の令和元年度の寄附額と大体同じぐらいになってきているのかなというふうに感じています。令和元年度や今年度の寄附額が本市の基本となる寄附額になるのかなというふうにも思っていますが、全国的に見てみると、コロナの巣籠り需要の増加の影響もあり、ふるさと納税の利用が増えております。ですので、やり方によっては寄附額が増えると思っておりますので、いろいろな取組も検討していただきたいというふうに考えるのですが、今後の取組を進めていく上でちょっと心配な点がございます。それは総務省が示しているふるさと納税に係る経費５割の問題であります。ふるさと納税にかかる経費としては、返礼品、これは寄附額の３割以下の地場産品と送料、ポータルサイトの手数料、委託料などでありますが、これらの経費について、総務省は１年間の費用総額が寄附総額の５割以内とするようにと定めました。何年も連続して超えたり、守る意思が見られなかったりする場合は、指定が取り消される場合もあるそうです。返礼品の寄附額の３割については問題はないというふうに思いますが、この配送料が高騰している中で、経費を５割以内に収められるのか心配しております。

そこで、現在、本市はふるさと納税に係る経費について５割を超えているのか。

また、仮に５割を超えている場合、これは総務省から適切な運用を求める通知があっているというふうに聞きますが、人吉市にもそのような通知が来ているのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えをいたします。

本市におきましては、令和３年度の寄附金の募集に要した経費が国に定める寄附金受領額の５割、実績値で約55％でございますが、超えているため、いわゆる５割以下基準の適正な運用を行うよう令和４年９月26日付けで国及び県から通知がなされているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　経費が５割超えていて通知も来ているということでありましたが、これは、送料が高騰してますので、これ多くの自治体が抱える問題だというふうに思っております。現に、あさぎり町は、通知が来たことから経費を５割以内に収めるために、今まで、例えば、寄附額が１万円だった返礼品を１万1,000円にするなど、寄附額の改定をされたそうです。

そこで、本市はこの件に対しどのように対応していくつもりなのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えをいたします。

本市で寄附金の募集に要した経費を５割以下に抑えるための寄附額の改定は、現在のところは実施をしておりません。

本市の現在の取組としましては、まずは寄附単価を上げるための対策として、寄附単価の高い商品を抽出し、各種ふるさと納税サイトの会員に対し、毎週メルマガを配信させていただいております。また、返礼品の特性に応じ、低価格で配送できるよう効率的な配送にも取り組んでいるところでございます。

国・県からの通知を受けまして、これらの対策は講じておりますが、取組による効果等を検証し、結果によりましては、議員がおっしゃいましたように、必要に応じて寄附額の改定なども含めた検討を行っていく必要があると認識をしております。

以上、お答えをいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　寄附額の改定も含めた検討が必要であるということでありましたが、これ本当難しい問題だというふうに思っております。寄附額を改定すると経費は５割以内に収められるかもしれませんが、寄附額がほかの自治体と比べて高いとやはり寄附の件数は減ってくるというふうに思っております。私は経費を５割以内に収める努力はしていく必要があるというふうに思いますが、高騰している送料の分で経費が５割を超えた分については、国に対して、もう警告は出さないで欲しいと、そもそもの制度を見直していただきたいというような声を、地方から上げていかなければならないというふうに思っております。ふるさと納税を利用される方の大多数は都市圏の方々であり、都市圏から遠くなればなるほど配送料も高くなるので、九州や北海道の自治体は不利になってきます。ですので、ほかの市町村や熊本県などと一緒になって制度の見直しについて国に要望していく必要があると思います

が、市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたように、本市のふるさと納税における実情としまして、寄附をされる方の大半は関東、東海、関西の大都市圏にお住まいの方々でございますので、遠方への配送が主であることから、配送料が経費を圧迫している実情がございます。このような状況を踏まえますと、本市を含めた大都市圏から離れた自治体であるほど配送料の面で経費負担が重くなり、結果として、寄附金受領額に占める寄附金の募集に要した経費にかかる割合が高止まりすることとなります。大都市圏から離れた自治体においては、同じ課題認識を持つところも多数あると想定されますので、県や全国市長会等を通じて、また、私自身機会を捉え、積極的に国に対し、制度の見直しに係る要望活動を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　積極的に要望していくということでしたので、ぜひよろしくお願いいたします。

ふるさと納税は、貴重な財源でもありますし、本市にとっては本当に災害復興を進めていくためにも重要な財源であります。今年度は平年並みに戻ってきているということでありましたが、まだまだやりようによっては寄附額は増やせるというふうに思っております。

そこで、寄附額を増やしていくためにどのような取組を考えているのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えをいたします。

現在行っている寄附額を増やすための取組といたしましては、これは従来から実施しているものでございますが、前年度一定金額以上寄附をいただいた方に対し、寄附の御礼としてシティプロモーションを兼ねたパンフレット型のカレンダーを寄附件数が大幅に伸びる年末に向けて11月に発送をしております。その他、本年度新たにＡＮＡさん、あるいはふるなびさんといった新たなふるさと納税ポータルサイトに参入をいたしまして、寄附の受入先の拡大に取り組んでおり、さらに効果的で費用対効果の高いウェブ広告、あるいはＳＮＳ等を活用した情報拡散に努めておるところでございます。

また、本年度新規の取組としましては、ガバメントクラウドファンディングにより資金調達を行っており、ふるさと納税制度を活用し、政策そのものに寄附者の共感をよんでいただくとともに、新たな財源確保の手法として期待しているところでございます。

一方で、ふるさと納税がネットショッピング化している傾向にある現状を踏まえますと、やはり魅力的な返礼品を増やしていくことは、寄附額を増やすために特に重要なポイントでございます。そのためには、様々な業種の返礼品登録事業者と一緒になって商品のブラッシュアップや新商品の開発に力を入れることは必要不可欠であると認識をしております。

さらに、企業版ふるさと納税につきましては、積極的な営業活動を行うことで寄附額を増

やせる余地が十分にある分野でございますので、営業力強化のため、肥後銀行と委託契約を締結し、新規寄附企業の開拓も現在行っておるところでございます。今後さらに力を入れてまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　寄附額を増やす取組については、様々に取り組まれているところもありますが、これから返礼品の充実にあわせて寄附の使い道にも工夫をしていく必要があると思います。例えば、答弁にもありましたように、くまりばの温泉施設について、災害からの復活を目的にガバメントクラウドファンディングをされました。この取組については、寄附の募集期間の締切前に目標額の300万円を達成されています。このように、寄附者が選べる寄附の使い道に令和２年７月豪雨からの復興事業についても追加をしていただくと、寄附された方が、自分もこの復興事業に参加したんだというような意識になるというふうにも思いますし、それが次のふるさと納税の利用や関係人口の創出にもつながってくるというふうに思います。

また、役所内においてもふるさと納税を推進する体制を充実していただいて、引き続き、ふるさと納税による財源の確保に力を入れていただきたいというふうに思います。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時53分　休憩

午後１時10分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

ここで執行部から発言の申出があっておりますので、これを許可します。

○経済部長（溝口尚也君）（登壇）　答弁の訂正をお願いいたします。

先ほどの宮原議員の１項目め、行財政健全化計画の公共施設管理コストの縮減についての中のくまりばの今後の運営の方向性の御質問に対する答弁の中で、「今後は、温泉施設復旧の時期と調整を図りながら、令和５年度までとなっております行財政健全化計画に基づき」と申し上げましたけれども、正しくは、「今後は、温泉施設復旧の時期と調整を図りながら、令和４年度までとなっております行財政健全化計画に基づき」でございます。訂正をお願いできればと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの発言訂正につきましては、許可することといたします。

それでは、一般質問を続けます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　それでは次に、文化財の保存と活用について質問をいたします。

人吉市には、国宝青井阿蘇神社をはじめ、重要文化財などの多くの文化財が存在しており

ます。これらの文化財は、長い歴史の中で文化財所有者や地域の方々の御支援によって守られ、今日まで受け継がれてきました。しかしながら、文化財を取り巻く環境は大きく変わり、人口減少や経済情勢の変化に伴い、文化財の維持が非常に難しくなってきています。私が住んでいる地域には、国指定重要文化財の岩屋熊野座神社がございますが、岩屋熊野座神社は、平成23年に全解体修理が行われ、享保12年当時のかやぶき屋根の姿に蘇りました。大規模な改修工事が行われ、当時の姿が蘇ったことは大変喜ばしいことでありますが、改修した際、防火設備が設置されました。この防火設備は設置するだけなく、毎年専門の業者にお願いし、保守点検をしなくてはなりません。ちなみに、この保守点検の費用は、年間約10万円かかるそうです。ほかにも改修後は火災が発生した場合、自動で消防署に連絡が行く受信料や火災保険料など費用が発生し、以前からの運営費用も含めると多額の費用が必要だということでありました。もちろん、その費用を参拝者のお賽銭だけで賄えるわけではないので、地域の方々の御支援により運営が行われているわけですが、人口が年々減ってきていることもあり、管理運営が厳しくなってきております。このような状況は、岩屋熊野座神社だけでなく、防火設備を設置している文化財の管理者も同様の悩みがあると思っております。

そこで、指定文化財に指定されると防火設備を設置しなくてはならないという話を聞きますが、指定文化財の防火設備の設置や保守点検についてはどのような義務づけがあるのかお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

指定文化財のうち、文化財保護法に定められる重要文化財等のいわゆる国指定文化財につきましては、消防法第17条及び消防法施行令第６条に定められた防火対象物に規定をされまして、消防用設備等の設置及びその維持が義務づけられております。こうした防災施設の整備に係る費用に対しましては、文化庁におきましても、重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要綱等を定め、国指定文化財における防災施設整備のための工事費であるとか、耐震対策等文化財防災のための一連の事業に対し、補助金を交付しております。

なお、これについては、県及び市からも随伴して補助金を交付しております。

それから、市指定及び県指定文化財については、防災施設設置の義務はございませんけれども、同じく、文化財保護の観点から、市においては、国の規定に準拠し、指定文化財建造物の防災施設設置に係る整備費を補助の対象としております。

なお、防災設備は定期的な保守点検が求められておりまして、消防法第17条においてもその維持が義務づけられております。しかしながら、防災施設整備後の機器の保守点検をはじめとした民間所有者における指定文化財の日常的な維持管理費に対しましては、残念ながら現行の制度では直接の補助対象としておらず、運用可能な補助制度はない状況でございます。

このような中、本市におきましては、例年１月から２月にかけて指定文化財建造物を対象とした防火査察を実施しております。当該査察におきましては、人吉下球磨消防組合の協力

を得て、防災設備の状態や保守点検の実施状況を確認の上、各管理者に直接指導いただいております。

これを踏まえまして、各管理者の皆様には保守点検の定期的実施についてお願いするなど、働きかけを行っている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今、答弁でありましたように、設置する場合は補助があるけれども、保守点検などの維持管理については補助がないということなんですね。これについては、何度か文化課にも御相談をさせていただきましたが、やはり制度がないということで難しいというふうに言われてきました。しかしですね、何かないかなと思って私もいろいろ調べてみると、文化庁の文化財補助金関係要項の中に、指定文化財管理費国庫補助取扱要領というものがあり、補助対象事業には、防火設備の保守点検等への維持管理費に対する補助制度がありました。せっかくこのような補助制度があるのであれば活用できないかと考えるのですが、どのようにしたらこの補助事業が活用できるのかお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

指定文化財の管理費に対する補助でございますが、まず、市指定および県指定文化財につきましては、それぞれ現行の人吉市文化財保存整備補助金交付要項及び熊本県教育・文化等振興補助金交付要項にそれぞれ維持管理費に対する補助の規定を設けておらず、補助の対象としていない状況でございます。

また、国指定文化財につきましては、議員がおっしゃいましたとおり、文化庁によりまして指定文化財管理費国庫補助要項が定められておりまして、国指定文化財の防災設備保守点検や薫蒸等の防蟻防虫に対する補助のほか、小規模差しがや等の小修理といった、いわゆる維持管理に係る経費に対し補助できるものと規定がしてございます。

しかしながら、当該補助要項におきましては、補助の事業者を地方公共団体と定めておりまして、当該地方公共団体が所管する地域の文化財管理者が行う維持管理へ補助することを前提としているものでございまして、民間の所有管理者を直接補助の対象としておりません。したがいまして、本市が制定している現行の要項上では、実質的に当該補助要項を運用できない状況になっております。この補助制度を活用するためには、現行の人吉市文化財保存整備補助金交付要項に文化財の維持管理費補助に対する条項を設けまして、制度の運用に向けて要項を改正する必要がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　文化庁の補助制度を活用するには、人吉市の文化財保存整備補助金交付要項に維持管理費についての条項を設ければ国指定文化財にはなるが、活用できるという

ことでありましたので、ぜひ、補助要項を定め、防災設備の保守点検や日常の維持管理費に対して補助をしていただきたいというふうに思いますし、市指定、県指定等の文化財の維持管理費についても補助ができるように検討していただきたいというふうに考えますが本市の考えをお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

まずもって、指定文化財の所有者や管理者の方々は、古くから受け継がれてきた文化財への愛着と文化財保護行政に貢献するという誇りと使命感を持ってこれらの文化財を後世に継承しようと並々ならぬ御努力をされていることに対しまして、心から感謝申し上げます。

また、議員御指摘の指定文化財の維持管理費に対する補助につきましては、年々所有者及び管理者の方々からの要望も高まっている状況でございます。こうした状況を鑑みまして、また、特に国指定文化財の維持管理費補助につきましては、文化庁によって要綱が既に制定されている状況であることから、熊本県に相談の上、その助言を踏まえながら当該補助の運用に向けて、人吉市文化財保存整備補助金交付要項の改正等について検討してまいりたいと存じます。

あわせまして、市指定及び県指定文化財等の維持管理費補助につきましても国指定文化財補助と並行しながら整理し、条項の整備等について検討する必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　補助の運用について大変前向きな答弁をいただいたというふうに思っております。管理をされている方々からの要望も高まっているということでしたので、早く補助ができるよう補助要項の改正を進めていただくようよろしくお願いいたします。

それでは、次に、文化財の活用について質問をいたします。

先ほどから述べているように、人口減少や少子高齢化の影響で文化財の維持管理や継承が大変厳しい状況にあります。そのような状況から文化財の保存に力を入れていた文化財保護法が改正され、文化財の保存と活用という新たな視点が盛り込まれました。改正された文化財保護法は、平成31年４月から施行されておりますが、端的に言えば、文化財を守るだけでなく、今まで以上に活用できるようにし、そこで得た利益を維持管理に回していこうというものであります。

本市においても文化財を活用し、その成果が文化財にも、地域にも還元されるような好循環の実現を目指していかなければなりません。

そこで、文化財の活用を観光という角度で見たときに、青井阿蘇神社は国宝ですので、観光客が訪れますが、平成27年に認定された日本遺産が観光に生かされていないように、本市の文化財は観光になかなか活用されていないような気がしております。

そこで、文化財を活用した観光の取組についての考えをお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えをいたします。

文化財、特に神社仏閣等を活用した観光につきましては、当市と球磨郡９町村等で組織をする人吉球磨観光地域づくり協議会において取組を行っておるところでございます。特に、旧暦４月８日の前後に昨年から実施されております、花フェスでは、人吉球磨地域のそれぞれの寺において参加費を徴収して体験イベントを実施されております。これには実施の時間帯をずらすことで複数の体験イベントに参加され、地域を周遊された方もいらっしゃったと伺っておるところでございます。

また、春と秋の彼岸に行う三十三観音巡りも地域の皆様の御協力のもと、観光に活用させていただいておるところでございます。

さらに、市単独の取組としましては、日本遺産人吉球磨構成文化財活用事業補助金としておくんちまつりの開催にあわせ、地域の活性化と観光の振興を図っているところでございます。人吉球磨の文化財の多くは神社仏閣でございまして、信仰の場である神社仏閣を観光に活用するためには、関係の皆様及び地域の皆様に御理解・御協力をいただきながらも持続可能な取組とするためには、先ほど申し上げました花フェスのように、収益を上げながら地域全体に経済効果が波及する取組も必要であると認識をしているところでございます。

また、国宝青井阿蘇神社では、現在、（仮称）国宝記念館の建設が進んでおり、完成後にはさらなる観光資源として注目を集めることと存じます。文化財を活用しつつ、にぎわいを創出することで、青井地区の復興まちづくりにも大いに寄与されるものと期待しておるところでございまして、市としましても文化財を活用した観光振興の観点から、今後連携協力してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　答弁にありました、花フェスや相良三十三観音巡りですね、こちらどちらかというと日程が決まっているイベント的な感じでありますので、やはり継続して取り組む事業も必要ではないかというふうに思っております。今、答弁にありませんでしたが、現在、人吉ひかりの復興プロジェクトで文化財を観光に活用しようという取組があります。このひかりの復興プロジェクトとは、令和２年７月豪雨で被災したまちに明かりを再びともし、まちの魅力を磨き上げていこうというプロジェクトで、今回が第３弾となっております。今回は、今までの青井阿蘇神社や人吉城址の石垣へのライトアップに加え、実証実験ではありますが、老神神社や岩屋熊野座神社もライトアップされ、観光資源として有効活用されています。

このように文化財を活用したライトアップの取組が継続的に行われることで、夜間の観光振興の目玉の一つとなり、そこでお金が落ちると文化財の保存にもつながると思っております。

電気料金等の課題もありますが、このひかりの復興プロジェクトにより、それぞれの文化財が財源的に潤う仕組みづくりを官民一体で取り組んではどうかと考えますが、本市の考えをお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えをいたします。

人吉ひかりの復興プロジェクト協議会において、令和２年度から青井阿蘇神社をはじめとした市内の観光施設等にライトアップを実施していただいております。年度を追うごとにライトアップの箇所が増えたことで、そこを周遊観光することが可能になりましたが、同協議会におかれましても、今年度ライトアップをつなぐタクシープランを造成されると伺っております。これは観光庁の地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業補助金を活用したもので、市も同事業に補助をするとともに、市商工観光課も伴走しながら事業を実施しております。この事業におきまして、ライトアップを活用したウェディングフォトの商品造成や焼酎とライトアップを組み合わせた商品造成などにも取り組んでおるところでございます。

また、議員もおっしゃいましたように、ライトアップの取組を継続するためには、照明器具の保守及び電気料の支払いなども課題でございます。

議員御指摘のとおり、このような費用に充てることのできる収入を官民で共同して確保しながら持続可能な取組となるよう、仕組みづくりの検討が必要と強く認識をしているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　ぜひ官民一体となってですね、持続可能な取組となるようよろしくお願いいたします。

今回、文化財の保存と活用について質問いたしましたが、人吉球磨地域の文化は日本遺産で認定された相良700年が生んだ保守と進取の文化でございます。先人たちが守るべきものを守りながらも積極的に新しい物事に取り組んできたからこそこの地域があります。文化財をしっかり守りながらも新しい取組にも挑戦し、地域の活性化につなげていただくようお願いいたします。

それでは、最後に、アーバンスポーツについて質問をいたします。

アーバンスポーツとは、ストリートスポーツとも呼ばれ、広い場所を必要としない個人が気軽に始められるなどの理由で都市住民が参加しやすいスポーツのことであり、代表的な協議として、スケートボード、自転車ＢＭＸ、バスケットボールの３×３――これは３人制バスケットですね――やスポーツクライミングなどがあります。今回はその競技の中でスケートボードについて質問をしてまいります。

スケートボードというとちょっと不良の遊びといったイメージや深夜の滑走による迷惑な

存在など、長い間よい印象ではなかったと思います。しかし、東京オリンピック2020からスケートボードが正式種目となり、出場した日本人選手が４種目で金メダル３個、銀メダル１個、銅メダル１個と大活躍したことで一躍社会の脚光を浴びるようになりました。

また、競技人口についても東京オリンピックでのメダル獲得の追い風を受け、急増していると言われております。そのような状況もあり、若者を呼び込み、地域の活性化につなげようと施設の整備や公共スペースを開放し、スケートボードの練習場所の確保に乗り出す自治体が相次いでおります。

熊本市では、熊本県スケートボード協会の要望を受け、昨年12月、アクアドーム駐車場の一部を開放したほか、熊本県においても、今年10月に熊本県民総合運動公園でアーバンスポーツのモニターイベントを開催され、今後はアーバンスポーツを観光の新たな柱としたスポーツツーリズムに力を入れていくと言われております。

そこで、本市においても需要が高まっているスケートボードを安全に滑れるための環境整備をしていく必要があると思っております。環境を整備することで、地域活性化にもつながり、子供たちにとってもルールやマナーを守りながら何度転んでも諦めずに技にチャレンジするということができる青少年の健全育成の場にもなると思います。

そこで、本市のスケートボードのスポーツ競技としての認識や青少年健全育成の可能性についてどのように思われているのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　私のほうからお答えをさせていただきます。

議員言われるように、東京2020オリンピックのスケートボード競技におきまして、日本人選手は男女合わせて５つのメダルを獲得し、目覚ましい活躍を見せてくれました。また、大会に参加したスケートボード選手同士の思いやりや絆、仲間意識の強さに多くの方々が心を打たれたことが大きく報道をされました。このような関心の高まりを受けて、多くの人々がスケートボードを改めてスポーツとして認識し、これまでとは違ったイメージや競技として捉えられるようになったのではないかと感じております。

スケートボードは、遊びから派生し、誰もが参加できるスポーツ、運動であり、楽しさを基本といたしまして若者や子供のスポーツ離れを防ぐ手段としても有効であると言われております。

若者を中心に今後裾野拡大が期待される分野でありまして、若者のスポーツ離れが危惧される中、従来のスポーツや体育の枠組みに縛られない、遊び感覚のアクティビティスポーツであるとの認識をしております。

スケートボードを含むアーバンスポーツには、対戦形式というよりも自己との闘いというスポーツの意義を再認識させて、仲間と一緒に楽しめるなど、青少年の健全育成にもつながるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　スケートボードは、遊び感覚のアクティビティスポーツであるというような認識をお持ちでしたので、そのような視点も含めて質問を続けてまいります。

今年の７月30日から８月28日までの約１か月間、くまりばの敷地内にスケートボードパークくまびばが設置されました。このスケートボードパークは、ボランティア団体の復興支援の一環で、令和２年７月豪雨で遊び場がなくなった子供たちに遊び場を提供したいというような思いで造られ、様々な団体や企業からも御支援をいただいております。私も少しだけ関わらせていただきましたが、夏休みということもあり、毎日のように子供たちが遊びに来てくれて、県内外からも多くの方々が遊びに来てくれました。８月28日がファイナルイベントだったのですが、そのイベントには、東京オリンピック銅メダリストの中山楓奈選手も駆けつけてくれて、スケートボードの魅力を伝えるなど、大人から子供まで多くの笑顔があふれる施設となりました。

そこで、約１か月間くまりばにスケートボードパークが設置され、平日の利用については、くまりばにて受付をしていただいておりましたが、スケートボードパークの利用状況はどうだったのか。また、このスケートボードパークが地域にもたらした効果はどのようなものがあったと考えられるかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えをいたします。

夏休み限定で設置されましたスケボーパークくまびばでございますが、議員がおっしゃいましたとおり、くまりばの遊び場からネーミングされたものでございまして、豪雨災害やコロナ禍で遊ぶ場所が少なくなっていたことから、夏休みだけでも遊び場を提供してあげようと、ロックバンド、マン・ウィズ・ア・ミッションの被災地プロジェクト、サポウィズや県内企業の御支援のもと、木造のスケートボード体験施設がくまりば敷地に設置されたものでございます。

くまりばの４周年、それとコワーキングスペース「ｏｓｏｔｏ　Ｈｉｔｏｙｏｓｈｉ」３周年イベントと共催をされました、支援団体によるスケボーパークのオープニングイベントにおきましては、地域内外の子供たち、あるいは老若男女を問わず、体験や見学を目的にくまびばにお越しいただきまして、最後のファイナルイベントの際には、東京オリンピックのメダリストも来場され、オリンピアンと一緒に記念写真を撮る長蛇の列ができるなど、大変盛り上がっておりまして、東京オリンピック後のアーバンスポーツの人気の高さを改めて感じた次第でございます。

まず、利用状況についてでございますが、くまびばの設置期間は、７月30日から８月28日の朝９時から夕方６時までででございましたが、平日はくまりばで受付をしており、期間中延べ316人の方が受付をしていただきまして、その利用があっておるところでございます。

また、熊本県スケートボード協会にお尋ねしたところ、オープニングイベント時や休日に

開催されましたスケボー教室、あるいはファイナルイベントには、約250人の参加者があり、それ以外にも受付をせずに利用されていた方もいらっしゃいましたことから、期間中はそれ以上の利用があっていたものと推測をしているところでございます。

次に、効果についてでございますが、テレビ・ラジオ・新聞等で報道されたことで注目をされまして、市内外からの来訪のきっかけとなったものと考えております。

また、モゾカタウンくまりばの入居店舗においても、来訪者の増加にあわせて営業形態や商品等も工夫されたことにより、期間中の売上げが増加したと伺っておるところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　本市への波及効果については、本市を訪れるきっかけになったという答弁もありましたように、地域外の方からですね、来られた方とお話をさせていただくと、青井阿蘇神社に行ってきましたとかですね、今からうなぎを食べてきますとか、温泉に入って帰りますというような話もされておられましたので、少なからず観光振興や地域経済への効果はあったというふうに思っております。

そして、今回、一番多かった声が、やはり期間限定はもったいないと、人吉市にも公設のスケートボードパークを造って欲しいというような声でありました。お盆で名古屋から人吉に帰省していた――これ学生なのか社会人なのかちょっと分からないんですけども――スケートボードをしている青年とちょっと話をしたんですが、その青年が言うには、本当に羨ましいと、自分たちが学生の時にこんな場所があったら毎日来てたのにというような話をしてくれました。それくらい、人吉市には公認でスケートボードをするところがありません。もしあるのであれば教えていただきたいのですが、本市の公共施設でスケートボードができる場所があるのかお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

スケートボードを物理的にできるところは駐車場であるとか、広場などございますけれども、騒音であるとか、安全性の問題から許可をしていないのが現状でございます。そのため、先ほどのくまりばを除きますと、現在のところ市の公共施設においてスケートボードの利用を許可した事例はないようでございます。

また、公共施設以外においてスケートボードができるところにつきましては、承知をいたしておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今の答弁のように、スケートボードをする場所が本当にありません。人吉は遊ぶところがないというふうによく言われますが、特に中高生が遊ぶ場所がありませ

ん。先ほど教育長は、若者や子供たちのスポーツ離れを防ぐ手段としても有効であり、遊び感覚のアクティビティスポーツであると認識されていましたが、人吉市では思いっきりスケートボードが滑れる場所がないのが現状です。ぜひ、スケートボードが滑れる環境を整備していただきたいというふうに思いますが、今回、くまりばに設置されたスケートボードパークは、今後の公園の在り方のイメージの一つになったというふうに思っております。くまりばのスケートボードパークで、子供たちがスケボーをしている姿を保護者の方が木陰で読書をしながらとか、ほかの保護者と会話をしながら眺めている光景を多く見かけました。そんな光景を見て、大会を開けるような大きなスケートパークもいいけれども、公園の中にみんなが気軽に遊ぶことができるスケートボードパークというのもいいなというふうに感じた次第であります。これから復興まちづくりで公園等が整備されますが、人が集まる場所、特に若者が集まる場所を創出する取組を積極的に仕掛けていくことがこれからの人吉の発展にも寄与するものと考えますし、人吉市の復興にもつながると思っております。

そこで、最後の質問ですが、子供から大人まで気兼ねなく楽しめる公設のスケートボードパークを既存の公共施設や今後整備される公園等に設置できないか。また、仮に公設のスケートボードパークの設置まで時間がかかるようでしたら、公共施設の一部をスケートボードの練習場所として開放できないかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

東京2020オリンピックの正式種目となったスケートボードでは、日本人選手がメダルを獲得するなど、目覚ましい活躍があり、若い世代を中心に競技への関心も高まっていると認識しております。スケートボードやＢＭＸなどのアーバンスポーツは、若者のスポーツ離れが危惧される中、従来のスポーツや体育の枠組みに縛られない遊び感覚のスポーツアクティビティとして若者や子供を中心に広がりを見せており、様々な地域活性効果があると考えております。また、手軽にできるスポーツとして、スポーツ離れの改善や住民の健康増進が期待できることから、スケートボートパークの整備も市民のスポーツ振興や新たなツーリズムを生み出すものとして効果があると認識をしております。

私個人としても、スケートボードとバスケットができる場所は、子供や若い人たちを集めることができる魅力あるアメニティーであると以前から考えておりました。一昨日、本市小中学校のＰＴＡ役員の皆様と意見交換をさせていただいた際にも、子供たちのスポーツ環境を取り巻く格差や運動不足の問題、そして、スケートボードの話題が出されました。スケートボードパークの整備に当たりましては、議員もおっしゃいますように、必ずしも新たに施設を整備する必要はなく、使用されていない施設の活用、低利用頻度施設の活用や施設の一部開放などをもっても対応可能ではないかと考えております。

また、可能であれば中川原の利活用を検討する段階にあって、子供から高齢者まで集える街中の場所として候補地の一つではないかとイメージしたところです。いずれにしましても、

現在、本市の置かれている状況に鑑み、どのような手法で、また規模でなど、しっかり調査研究を行い、また、利用時における安全性や近隣への騒音などの影響について総合的に検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　中川原の利活用など、具体的な候補地も出てきて大変前向きに検討していただいているというふうに理解しております。

本市は、今年、過疎地域に指定され、人吉市過疎地域持続的発展計画が策定されました。これは過疎地域から脱却するための計画だというふうに思っております。仮に、既存の公園や中川原や石野公園、体育施設にスケートボードパークが設置されるとした場合、この計画にある公園施設改築事業や石野公園再活性化事業、スポーツ施設の整備・改修事業に該当するというふうに私は思っております。ですので、過疎地域から脱却するには、やはり子供や若者の視点になって取り組むということが大変重要だというふうに思っております。今回、アーバンスポーツの中でスケートボードを取り上げさせていただきましたが、ほかにもボルダリングや、今市長の答弁にもありましたように、バスケットができる場所が欲しいというような声を多くいただいております。こういった子供たちや若者の声にしっかりと耳を傾け、ニーズに応えていただき、今はやりではございませんが、新しい景色を、みんなでつくってまいりましょう。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後１時47分　休憩

午後２時04分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　皆さん、こんにちは。16番議員の田中哲でございます。

今回２項目を通告しています。１項目めがまめバスについて、２項目めが松岡市長の出馬表明を受けてであります。

では、早速、１項目めのまめバスについて質問を行います。

通称、まめバス、私の地元ではゴーストバス、いわゆる幽霊バス、あるいは透明人間バスと言われております。何のことかわかりますか。乗客が１人もいないまめバスのことであります。

一方では、常にこの経費削減、予算削減を口すっぱく言いながら、一方でこういう無駄な予算の使われ方がまかり通っています。本末転倒であります。まめバスは、市内を４路線走

っているものと思います。その内、少なくとも私の近くを走っているまめバスは、もう何年も乗客なしで走っておりますが、御存じでしょうか。まあ御存じないからこのようにゴーストバスとして透明人間を乗せて堂々と走っているのだろうと思います。早急に是正する必要がございます。

そこで、まず公共交通体系の中で、循環バスじゅぐりっと号、また、まめバスの位置づけはどうなっているのかを最初お尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えします。

市内周遊バス、通称「じゅぐりっと号」は、人吉球磨地域の交通結節点であります人吉インターチェンジと人吉駅を結ぶ重要な交通手段として、また、まめバスにつきましては、人吉市内の公共交通網の再編として交通空白地帯に導入した小型バスで運行するコミュニティバスという位置づけでございます。なお、まめバスにつきましては、人吉産交バスから涼水戸温泉前までの大柿線、小柿公民館前までの小柿線、上原田町尾曲までの上原田尾曲線、七地町を経由します七地線の４路線で運行しております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ではですね、いつごろからこの循環バスじゅぐりっと号、そしてまめバスは走り、どのような市民の要望を受けて走り始めたのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えします。

じゅぐりっと号につきましては、平成24年度に廃止されました、人吉市内を巡回するタウンバス、通称「さるく人吉」と観光スポットを周遊するバス、通称「じゅぐりっとバス」に変わる市内周遊バスとして平成25年度に人吉インターチェンジと人吉駅前を結ぶ路線として運行が始まっております。

また、まめバスにつきましては、平成22年10月から運行を開始しておりますが、運行に至った経緯としましては、路線バスが走っていない地域公共交通空白地帯において、校区町内会や老人会定例会での御意見等を考慮に入れながら、通院、買い物等の手段として既存のバス路線を拡充するために運行が開始されたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ではですね、循環バスじゅぐりっと号とこのまめバス、運行会社とはどういう契約状態になっているのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えします。

まめバスとじゅぐっりと号を運行しております産交バスとは、業務契約を結んでいるものではございませんで、運行経費から料金収入を差し引いた欠損額に対しまして、人吉市地方バス運行等特別対策補助金を交付しております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ではですね、この循環バスじゅぐりっと号と、まめバスの年間経費は幾らなのかをお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えします。

それぞれの年間経費につきましては、人吉市地方バス運行等特別対策補助金に係る令和元年度から令和３年度までの運行経費及び交付補助金額の実績をお答えいたします。なお、運行経費の集計の期間につきましては、各年度とも10月から翌年９月までとなっております。

まめバスでございますが、令和元年度の運行経費が579万円、令和２年度が556万円、令和３年度が578万円となっております。その費用に対しまして、市から交付した補助金の額は、令和元年度が554万円、令和２年度が520万円、令和３年度が548万円となっております。

続いて、じゅぐりっと号でございますが、令和元年度の運行経費が932万円、令和２年度が1,017万円、令和３年度が1,092万円となっておりまして、その費用に対し、市から交付した補助金の額は、令和元年度が767万円、令和２年度が853万円、令和３年度が965万円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ただいまの答弁にありましたように、まめバスでは、運行経費から料金収入を差し引いた欠損額を人吉市地方バス運行等特別対策補助金として交付しているとの答弁でございます。まめバスの運行経費が繰り返しになりますが、令和元年度で579万円、令和２年度が556万円、令和３年度が578万円で、その費用に対し、市から補助した金額が令和元年度で554万円、令和２年度が520万円、令和３年度が548万円、また、循環バスじゅぐりっと号では、運行経費が令和元年度で932万円、令和２年度が1,017万円、令和３年度が1,092万円で、その費用に対し、市から補助した金額が令和元年度で767万円、令和２年度が853万円、令和３年度が965万円という答弁でございます。令和２年の豪雨災害でまめバスのほうは走らない期間があって、運行経費が横ばい、循環バスじゅぐりっと号では、乗客数の減少により、収入減になり、運行経費が高くなっている状況のようでございます。令和４年度以降もですね、この世界的インフレの影響と燃料等の高騰を受けて、また、人件費高騰が予想され、運行経費の増は避けられないものと予想されます。

ではですね、次に、循環バスじゅぐりっと号とまめバスの路線ごとの乗客数と運行形態はどのようになっているのかということでお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

初めに、まめバスの乗客数について、先ほどの年間経費と同じく、令和元年度から令和３年度までの実績をお答えいたします。

まず、大柿線ですが、令和元年度526人、令和２年度293人、令和３年度188人。次に、小柿線ですが、令和元年度115人、令和２年度42人、令和３年度48人。上原田線が、令和元年度348人、令和２年度263人、令和３年度241人。七地線が、令和元年度106人、令和２年度56人、令和３年度40人となっております。運行形態につきましては、各路線とも週に２日、１日当たり３往復で運行しております。

続きまして、じゅぐりっと号の乗客数ですが、令和元年度１万805人、令和２年度7,939人、令和３年度6,418人となっております。運行形態につきましては、平日、土日祝日ともに１日当たり11往復で運行しております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ただいまの答弁で、まめバスの乗客数、大柿線が令和元年度が526人、令和２年度は抜きますが、令和３年度は188人、小柿線が令和元年度が115人、令和３年度は48人、上原田線が令和元年度が348人、令和３年度は241人、七地線が令和元年度が106人、令和３年度は40人との答弁でございます。答弁にありましたように、令和３年度を例にとり、１年間の乗客数を見てみますと、運行回数はどの路線も週２回、１日当たり３往復という答弁でございます。

また、１年間に52週で312回運行するようでございますので、乗客数を運行回数で除してみますと、大柿線が何と0.6人、小柿線が0.2人、上原田線が0.8人、七地線が0.1人でございます。全線とも１人にも満たない、こういう状態でございます。まさしく乗客なしで運行しているのが一目瞭然でございます。しかも、この乗客数は、往路復路のある１区間を乗車しても全区間を乗ったと同じようにカウントされておりますので、乗っていない空で走っている区間のほうが多いのではないでしょうか。これではですね、住民からゴーストバス、幽霊バス、あるいは透明人間バス、もしくはですね、空気を運ぶバスと揶揄されても仕方ないと思っております。ちなみに、乗客数に対する補助金は令和３年度ベースで見てみますと、まめバスの補助金が548万円で、乗客数は４路線合わせて517人でありますので、１人当たり１万6,000円の補助金となります。循環バスじゅぐりっと号は965万円で、乗客数が6,418人、１人当たり1,504円になるようです。こういう状態を、一時も早く是正する必要があると私は思っております。

ではですね、次に、乗客数が少ない理由を分析しておられるのかお尋ねします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えします。

まめバス及びじゅぐりっと号の乗客数につきましては、平成28年度から平成30年度までは増加傾向でありましたが、令和元年以降は減少に転じており、新型コロナウイルス感染症による移動制限や豪雨災害の影響もあろうかとは思われますが、市内の商業施設の立地場所が点在することや生活環境の変化、そして、様々な利用者のニーズに対応できていないことが

主な要因かと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　私はですね、住民の見立ては全く相入れないところでございます。私が聞いているところでは、新型コロナの影響、あるいは豪雨災害での影響もありますが、まめバスの乗客数が運行以来少なかったのは、もうまさしく使い勝手が悪いと。その理由の主なものが、まめバス運行以前に走っていた路線バスみたいに、市街地に直行しないわけですね。用事もないところを時間をかけて回らなければならんと。また、それに併せて便数も少ないということを聞いております。

そこで、まめバス、循環バス運行以来、今までこの住民の意見を集約したことがあるのかお尋ねいたします。また、なぜ路線の変更、時間帯の変更、あるいは便数等の変更ができないのかということでお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えします。

近年では、令和４年度中に地域公共交通のマスタープランとなります人吉市地域公共交通計画を策定予定でありますが、計画策定に当たり、実際に利用されている方への乗り込み調査や無作為に抽出しました市民1,000人を対象とした地域公共交通全般に関するアンケート調査を実施し、利用者及び市民の意見を聴取したところでございます。

また、他の部署で実施されたアンケート調査においても、まめバス、循環バスに限らず、地域公共交通に対する御意見もいただいているところでございます。

次に、路線等の変更や廃止でございますが、各種手続に一定の時間を要することにはなりますが、利用者への周知や御理解のもと、運行しておられます産交バスと協議を行い、会社と市が合意に至れば可能でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ただいまの答弁で路線の変更やまめバスの廃止も市と運行会社の合意の上に可能との答弁でございました。

では、次にですね、特にまめバスは早急にこの実態を把握して、見直しても乗客数が見込めない路線は住民理解のもとに廃止し、また、遠隔地での要望の多い予約タクシー等の路線増と便数の増に回すべきと考えますが、考えをお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えします。

現在、本市では、地域公共交通のマスタープランであります、人吉市地域公共交通計画を策定中でございます。この計画は、平成29年７月に策定しました、人吉市地域公共交通網形成計画の後継となる計画ですが、前計画の策定時から本市を取り巻く環境は大きく様変わりをしております。策定中の計画では、将来を見据えて持続可能な地域公共交通を構築してい

くことなどの目標を定め、それらを実現していく上での施策等を計画に盛り込んでいくことになります。

豪雨災害からの復旧・復興が進み、街の構造も変化していく中、そうした状況も踏まえた上で、本市の地域公共交通を見直していくことになろうかと思っております。

現段階では計画の策定中でございますが、議員がおっしゃいました、市民ニーズや、また長期的な財政負担などを鑑み、広域路線バスの維持も考慮しながら、市にとって有用な地域公共交通システムを検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ただいま、まめバスから乗合タクシーへの転換、利用者ニーズや財政面からも考慮した上で、新たなこの輸送サービスを活用した地域公共交通の再構築により、利便性の向上に努めるというような答弁でございましたので、今後を注視していきたいと、このように思っております。

次に、永野地区、田代地区で以前実証実験を行った乗合タクシーがうまくいかなかった理由の総括はできているのかお尋ねいたします。

このことは12月１日の永野地区のタウンミーティングでも住民の声として利用したいが使い勝手が悪いと声があります。こういう声と今後の遠隔地の利用者の足をどう確保するのかということでお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えします。

平成29年12月から翌年３月までの４か月間、永野地区と大畑地区で実施しました実証運行でございますが、運行形態としましては、事前登録予約制で、永野地区では週４日４便、大畑地区では、週３日３便を運行したところでございます。利用状況としましては、永野地区で延べ71人、実質14人、大畑地区で延べ284人、実質32人でございました。

また、利用者へのアンケート結果では、運行日数や時間、便数を増やしてほしいといった御意見がございました。

実証実験では、それぞれの区域内であれば乗降はどこでも可能といたしましたので、その点については利用者から高評価をいただいたところでございます。ただ、前計画を策定する際の平成28年度に実施した実証運行でも想定したほどの利用がなかったことや、大畑地区においては、既存の乗合タクシーと試験運行の形態での利用希望が拮抗していたこと。また、試験運行の形態では、乗合予約の状況によって出発時刻がはっきりしないため、病院利用者には到着時刻が不確定である点が敬遠されたことなどが実証運行の総括でございます。

地域公共交通として考える上で時間や利用場所の制約が生じてしまうことは否めませんが、市民ニーズや長期的な財政負担などを鑑み、市にとって有用な地域公共交通システムの構築を目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ただいまですね、まめバス、あるいは循環バスじゅぐりっと号についていろいろお尋ねしましたが、乗客数が少ない原因は、運行開始以来、この見直し、検討を行わず、運行会社に任せっぱなしになっていたことが一番の原因であろうと思います。是正するところは是正し、予算を必要なところに振り向け、予約した人が必ず乗車できるシステム、予約タクシー、あるいは乗合タクシーを含め、そういう合理的、住民の利便性にかなった交通網計画を早急に立案していただきますようにお願いしておきます。

この項目はこれで終了します。

次に、松岡市長の出馬表明を受けてということでお尋ねいたします。

来年の統一地方選挙の日程を決める特例法が11月11日に参議院本会議で可決成立し、市町村長選挙が４月23日に行われることが決定しました。松岡市長は、11月29日の定例会冒頭の所信表明で、私の天命として、本市の復旧、未来型復興、そして新たなまちづくりを市長として成し遂げたいと決意を固めたところですと、心強く来期の市長選に向け出馬の表明をされました。また、11月22日には、１人の市民の方が、出馬の表明の記者会見を行い、2020年７月豪雨からの市の復興に国政や地方行政の経験を生かしたいと説明され、中心市街地で土地区画整理などの復興事業が進められているが、市民への説明が足りない。説明を尽くして意見を反映させると述べられております。また、豪雨で氾濫した球磨川の治水を巡っては、国が支流の川辺川に計画する流水型ダムについては、１人でも多くの命を守るために必要なので容認するとも述べられております。これからも市長選に出馬の名乗りを上げられる人が出てこられるかもしれません。松岡市長には、約８年間、新市庁舎建設問題、それに伴う庁舎移転問題、未曽有の豪雨災害、また、コロナ禍と本当に寝食を忘れた日々ではなかったろうかと推察いたします。そんな松岡市政の２期８年間の実績を高く評価していただく市民も多いのではなかろうかなと思っております。その松岡市政の評価を受ける市長選まで残すところ僅かであります。

そこでまず、松岡市長に２期８年の市政をどう総括されているのかということでお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

平成27年の春、市長として本市の市政を預からせていただきましたが、我がふるさと人吉のため、私なりに精一杯努力を重ね、２期８年間市政運営に邁進してまいりました。特に２期目となる令和元年以降においては、念願だった人吉中核工業用地への企業進出や人吉球磨スマートインターチェンジの開通と石野公園の道の駅への登録、そして、本市の総合防災拠点であり、熊本地震以降、分散業務を行ってきた市役所機能の一元化を図った新市庁舎の完成など、様々に施策を推進してきたところでございます。

このように、２期目の４年間、様々な事業に取り組ませていただいたところですが、やはり令和２年７月に発生した豪雨災害が私にとって一番の衝撃的な出来事でございました。私は、１期目、２期目ともに108の施策を掲げ、また、これを本市の総合計画に溶け込ませることで、政治家としての私が考える施策と市政運営の方向性を一致させ、本市が取り組んでいくべき施策の確立とその具現化を図ってまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延、さらに、令和２年７月の豪雨災害の発災により、平時における市政の目標そのものが揺らぎ、特に豪雨災害からの早期の復旧・復興を果たすことが令和２年以降の私、そして本市にとっての最大の使命となりました。本市の将来を考える上で待ったなしの状態である豪雨災害からの復旧・復興をスピード感を持って進めていくためには、国や県、関係機関の皆様をはじめ、何よりも市民の皆様の深い御理解と御協力がなければなしえないものであり、私自身もこのことに全力を傾注してきた２年半でもありました。

このような中、現在も本市の復興計画、復興まちづくり計画に基づく施策を中心に進めているところですが、同時に、被災された地域以外の地域につきましても、それぞれの地域に応じた課題解決、地域活性化を図っていく必要があることを深く受け止めております。今後も市民の皆様が安心して暮らすことのできるまちを作り上げるため、災害の重点８地区を含む市全体が発展していくための施策について、市民をはじめ、関係の皆様と協働し、今後も市政運営に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　次に、１期目、２期目に掲げられた自身のマニフェストの達成度はどのように採点されておられるのか。また、市民の皆さんよりどのような評価をいただいておるのか。

それと達成できなかったマニフェストは何か。また、その原因と今後についてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

市長のマニフェストにつきましては、第６次人吉市総合計画前期基本計画の中に反映させ、事業を行っております。

マニフェストの進捗管理につきましては、毎年１月に各課へ照会を行い、実施、検討中、代替、凍結の項目で達成状況を確認しております。

市民からの評価につきましては、様々な分野における関係者、産官学金労等で構成される人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会において検証を行い、事業の進捗、達成状況などにあわせ、それぞれの立場からの視点を踏まえた多角的な検証を行っております。

また、本市のホームページにも掲載し、市民の皆様にもお知らせをしているところです。

マニフェストの達成状況につきましては、令和３年12月末現在で77.8％となっております。

なお、達成できていない主な項目としましては、外国人に優しいまちづくりの推進、石野公園の活性化、空き店舗等対策の実施、中心市街地の再生など、新型コロナウイルス感染症の蔓延や令和２年７月豪雨災害の影響で実施することができなかったものでございます。

新型コロナウイルス感染症との共生、いわゆるウィズコロナを想定した新たな生活様式も定着してきており、復旧・復興も進んでいく中で、達成できないものについては方向性を変更しながら事業を実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　次に、市民の皆さんの中には、松岡市長の姿が見えない。リーダーシップが足りない。説明が足りないなどの意見があります。これらの声は、ある意味で市長の立場としての責任、あるいは期待との表裏一体をなすものと私は思っております。今回、出馬の表明をされた方も、松岡市長との政策の違いはあまりないようでございますが、ただ市民に対しての説明が足りないと批判をされております。

そこで、こういう批判、意見に対して、今までどう市民の皆さんと向き合ってこられたのかということでお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

私は政治の世界を志したときから、政治は独善的であってはならない。チーム人吉として市民の皆様をはじめ、あらゆる関係の皆様としっかりと対話していくべきだと考えております。このようなことから、皆様の困りごとや悩み、要望などを真摯に受け止め、その解決方法などあらゆる手段を見いだしながら、それを市政に反映させ、市民みんなが幸せを感じるまちを創り上げるということを私の政治家としての第一の信条としてまいりました。

そして令和元年５月、市民の皆様から市長として２期目の付託を受け、本市の価値を向上させる取組や将来の人吉市のため、次世代につなげるための持続可能なまちづくりに取り組んできたところでございます。

その中で私の公約でもあります、市民や団体の皆様との座談会である人吉未来カフェなどを通じ、多くの皆様との意見交換などを行っていく予定でございましたが、令和２年の１月頃から急速に広がりを見せた新型コロナウイルス感染症の影響により、座談会や意見交換会などを自粛せざるを得なくなったことは、私自身心の中に多くの葛藤がありましたし、また、公私ともに焦りやもどかしさに悶々とする日々が続いてまいりました。このような中、令和２年７月、多くの人命や財産など、本市に甚大な被害をもたらした豪雨災害が発生をいたしました。私は市長として大きく傷ついたこの人吉市をどのようにして立て直していくべきなのか。今、市や市民のためにすべきことは何なのか。常にこのことを考え、本市の復旧・復興に全力で傾注してまいりました。

このような状況もあり、私自身、復興や市政発展のため、粉骨砕身努力してきたつもりではありますが、議員がおっしゃいますように、市民の皆様からの御批判があることもしっかりと受け止めております。

私としましては、市民の皆様と直接お会いして言葉を交わす、このことが何よりも大事であるということを、この数年間の様々な出来事を通し、改めて痛感をしております。

コロナ禍も落ち着きを見せ始め、社会活動も徐々に元に戻る動きを見せておりますことから、今年10月から再開した人吉未来カフェ、そして復興まちづくりの取組など、市民の皆様との対話の機会をさらに設けてまいると同時に、市の施策等について、市民の皆様に御理解・御支援をいただけるよう今後も努力してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　次に、近隣市町村でも首長と職員との関係でいろいろ報道がなされております。市職員の中にも長期の休暇を取っている職員もいるようでございますが、市政を実行するに当たって、職員との信頼関係は最も重要であろうと思います。

そこで、職員とどう向き合ってきたのか。職員との信頼関係の構築はどうであったのかということでお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

豪雨災害以降、確実に市職員に係る負担は大きく増えております。本人や御家族が被災した職員の苦しみもございます。そういう中で、現在もそうですが、特に豪雨災害の発災から一、二年間は、次々と降りかかる問題、課題を解決するため、市職員全員が平日、週末、昼夜を問わず業務に当たってくれました。それは豪雨災害からの早期の復旧・復興を果たすというある意味市職員としての使命感というものを職員みんなが共有し、頑張ってくれたものでもあります。しかしながら、災害からの復旧・復興事業に携わるということは、本市の職員にとってもほとんどの職員が初めて経験することであり、心身ともに疲れていく職員が多かったことも事実でございます。

私自身このことは非常に心配しており、発災直後はままならないことも多くございましたが、各課の朝礼に参加するなど、なるべく時間を見つけ、市役所の各課を直接周り、職員と直に話をすることでこの職員はちょっと元気がないな、この職員は大分顔色がよくなったなど、職員の状態の把握に努めてきたところでございます。特に今年の５月から新庁舎に移り、各部各課の職場が一つの建物に集約されたことから、朝登庁するときも各階のフロアを回り、いろんな職員に声を掛け、また、日中もなるべく時間を見つけて各課を訪れ、直接職員と話をしているところでございます。

私が職員を信頼しているように、職員のほうからも私を信頼してもらえなければ市の業務を円滑に遂行することはできませんので、職員との信頼関係がさらに深まるよう日頃からの

コミュニケーションをこれからも大事にしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　人吉市は、今、令和２年７月豪雨災害から復旧・復興の一番大切な時期であります。豪雨災害直後の数か月間、松岡市長の寝食を忘れた激務には私たちも感謝しているところでございます。そして、これからが本当の復旧・復興は始まるわけでございます。ここ数年が頑張り時、踏ん張り時、人吉市の未来をかけた戦いだろうと思っております。人吉の将来を担う子供たちの未来がかかった時期であります。私は、豪雨災害からの復旧・復興後の人吉に明るい未来の道筋をつけることが市長の責務と思っております。

そこで、松岡市長の目指す人吉像とはどのようなものかお尋ねいたします。

また、目指す人吉像の中で観光人吉も具現化すべき目玉の一つだろうと思います。そこで、市民からの要望も大きい観光列車ＳＬ人吉の人吉での保存について、松岡市長も所信表明の中で、走っても走らなくても人吉を終着駅にしてもらいたいと、その願望を述べられております。昨日も同僚議員の福屋議員から具体的に人吉に展示する場合の輸送コスト、あるいは予算面での具体的な提案があり、また、答弁されました浦本復興政策部長も人吉市を第４の活動の場としてほしいと希望を述べられております。

松岡市長、観光列車ＳＬ人吉の保存に向けた願望ではなく、本気度、そしてどう主体的に行動されるのかということでお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

現在、豪雨災害からの復旧・復興に市政においても、そして私自身も全力を持って取り組んでおります。この復旧・復興に関しましては、道路、河川、市街地などのインフラ整備に加え、農林業、商工業、観光業などのいわゆるなりわいの再建についてもまだまだ課題は山積しておりますが、一方、被災された方々の生活の再建は徐々に進んでおり、地域支え合いセンターの支援済み割合も10月末現在で約82％となっており、今後も生活再建は進んでいくものと存じます。このような中、本市の将来を見据えた施策を復旧・復興を進めている今だからこそ遅れることなく取り組んでいかなければならないと強く感じています。特に本市の主要産業の一つである観光面においては、一日でも早く発災前の状態に戻すこと。そして、甚大な被害を被った経験を踏まえた観光施策の在り方などを検討していく必要があります。10年前東日本大震災で同じく甚大な被害を受けた東北地方の観光関係者から、復旧・復興を進めている今だからこそ観光面や商業面において復活の種まきをしておかなければ復興を成し遂げた後では手遅れになると、発災直後に助言をいただきました。復興の最中にあっても観光立市をうたう本市にとって、観光施策の充実、そこからの地域経済の立て直しはなくてはならないものであり、民間の皆様の御協力を賜りながら観光都市人吉の復活を果たすための取組をさらに進めてまいりたいと考えております。

また、施政方針でも述べましたが、将来の人吉市を担う人材として、地域の次世代を担う子供たちは、本市の希望の光でありますことから、この子供たちが人吉市に残ってくれるよう、帰ってきてくれるよう、そして、今以上に人吉をよりよいまちにしてくれるよう、その土台となるまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

このように、産業、教育、福祉、医療など取り組んでいくべき目標は多々ございますが、市長就任後から一貫して申しておりますのは、市民の皆様が健やかに暮らせる住みやすいまちを創ることが、私が目指す人吉像であるということです。発災以降は、それに安全・安心という大前提が人吉像に求められてきたと考えております。

その上で、このことを実現するための手段として、例えば、２期目においては、人吉市スマートシティ構想などにチャレンジしてきたところであります。作家の司馬遼太郎氏に、「日本で最も豊かな隠れ里」と言わしめたこの地域は、悠久の歴史によって独自の文化を育んでまいりました。豪雨災害から約２年半が経過した現在も、本市は復旧・復興の途上にありますが、本市の先人たちから脈々と受け継がれてきた清流球磨川をはじめとする自然環境の豊かさ、人情味あふれる土地柄、懐かしいかいわいなど、人吉らしさを失わない、心の温まりを感じることのできるまちを創っていくことが私たちの子や孫など、次世代を生きる人々へとしっかりと時代をつなぐことであり、本市の未来を見据えたまちづくりにつながっていくものと考えております。このことがどの時代にあってもまちづくりの究極の目的であり、人々が求める人吉らしさそのものだと考えております。

ＳＬ人吉につきましては、先般、ＪＲ九州から令和６年３月をもって引退するとの発表があり、私自身、非常に残念で寂しい思いを抱きました。本地域の皆様にとりましても思い入れが深いこの蒸気機関車は、もともと矢岳町の機関倉庫に静態保管されており、その間、故得田名誉駅長をはじめ、地元の皆様に車体のメンテナンスなど親身にお世話をいただいておりました。その後、保存状態のよさからＳＬあそＢＯＹとして復活を遂げ、平成21年からはＳＬ人吉として球磨川の自然豊かな風景とともに、多くの観光客を人吉に運んできてくれました。

このように、本市にとって切っても切れない、ある意味人吉市の市民でもあったＳＬ人吉に再び本市に戻ってきてもらいたいという思いは、引退発表の直後から私の胸にありました。

現在の動向としては、ＳＬ会やさくら会など、観光関係の皆様と意見交換を重ねながら、情報等を共有しているところでございます。被災後、不通となっている肥薩線の復旧問題もあり、まだ公的に動いているわけではありませんが、先般、ＪＲ九州の幹部の方にお会いした際には、ＳＬ人吉の人吉への帰還についてお話をしたところです。

このように、様々な状況がございますが、ＳＬ人吉は、人吉の宝ともいうべき存在だと個人的には考えておりますので、関係の皆様のお力も賜りながら、最後は人吉への里帰りを果たしてもらいたいと強く願っているところでございます。

今後は人吉市長として先頭に立って肥薩線沿線の皆様のお力もお借りしながら実現に向けて走り始めたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ぜひ、松岡市長には先頭に立って観光列車ＳＬ人吉の保存のために精一杯努力していただきたいと、このようにお願いをしておきます。

本当にこの市長の立場は重い決断と葛藤の連続であろうと察します。再度市長へ立候補を表明されたからには、常に市民の先頭に立ち、顔の見えるリーダーシップを持った市長。私は、今年３月議会でも述べましたが、ロシアの軍事侵攻に対し、先頭に立ち、国民をロシアの犯行に鼓舞しているウクライナの大統領のゼレンスキーに倣い、松岡市長に人吉のゼレンスキーたれと再度申し上げ、この質問を終了します。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時55分　休憩

午後３時12分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇）　皆さん、こんにちは。15番議員の本村令斗です。それでは、通告に従いまして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

項目といたしまして、１点目は、流水型ダム問題で、環境影響評価方法レポートについてです。２点目に、子どもの医療費無料化で、高校生までの無料化について。３点目に、学校給食費で無償化について。４点目に、福祉タクシー券について、水害被災者や障がい者への交付について質問してまいります。

それでは、まず１項目めの流水型ダム問題についてです。

国土交通省九州地方整備局は、11月15日に川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価方法レポートの公告縦覧を始めました。11月26日からは流域自治体ごとにこの方法レポートの説明会が開催され、人吉市においても30日の19時よりカルチャーパレス小ホールにおいて開催されています。ところが市民の中から、この方法レポートには流域住民に対する説明責任を果たそうとする意志が全く感じられないと批判の声が上がっています。

まず、環境影響評価の流れに照らし合わせて、今回の方法レポートにおいては、十分な情報公開が必要であることを明らかにしたいと思います。

30日の説明会で配付された川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価方法レポートのあらましの環境影響評価の流れを見てみると、環境影響評価について、市長や市民が意見を言えるのは、あと２回あることがわかります。１回目が今回の方法レポートの後で、このレポー

トには、環境影響評価の項目、調査、予測、評価の手法などが書かれています。２回目が今後出される準備レポートの後ですが、このレポートには、環境影響評価の調査の結果、予測及び評価の結果、環境保全措置等が書かれています。このような結果が出された準備レポートに意見を言っても意見が取り入れられることはかなり困難になってくると思います。市長や市民にとっては今回の方法レポート後に出す意見が重要であると思いますが、市長はこのことを認識していますか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

川辺川の流水型ダムについては、平成11年の環境影響評価法施行前から関連工事を進めているため、環境影響評価法の対象外となることについて、令和３年５月21日付で国土交通省より報道発表されております。その上で、同報道発表において、熊本県知事からの法に基づく環境アセスメント、あるいはそれと同等の環境アセスメントという御要望なども踏まえ、これまで実施してきたダム関連の工事等による現地の状況も考慮しつつ、環境影響評価法に基づくものと同等の環境影響評価を実施することとされています。環境影響評価法と同等の環境影響評価を実施されますので、前回の川辺川の流水型ダムに関する環境配慮レポートも含めまして、市や市民の皆様の意見を出すことができる機会を設けていただいたことに対しまして、国や県に感謝をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　どちらがですね、この２回のうちの、そのことについては重要かというのは明言されませんでしたが、これは後々の質問に多分関わってくるからだろうとはちょっと思ったところですが、しかしですね、やっぱり、皆さんはやっぱそう思うと思うんですよね。今回は非常に、次回はですね、やっぱりいろんな結果等が出た後ですので、こないだの説明会の後でもそのような意見が出とったんですけど、今回が非常に重要というのは、やっぱり皆さんが思うということで、ぜひそれは明言しなかったのは、ちょっと残念なというふうに思いまして、とにかく後のほう質問しながらまたその点触れていきたいと思います。

方法レポートに対して、市長や市民が的確な意見を述べるためには十分な情報公開がなされる必要があります。しかし、このレポートは、そのようになっていません。今回、計画されているダムが流水型となったのは、蒲島知事が地域の宝である清流をも守る、新たな流水型のダムを国に求めるということによるものです。本当に清流が守れるのか。市民が検証するためには、ダムの構造をもとに考える必要があります。しかし、それがどうかということで、資料を配付お願いしときましたけど、この資料がありますので、資料の①のほうを見ていただきたいんですけど、これが方法レポートに載っている唯一の構造に関わる資料です。ダムの構造をきちんと示した図はなく、電柱のようなダム概要図が載っているだけです。とりわけ清流を守るためには、放流施設がどのようになっているかが大事だと思います。放流

設備には、河床部放流設備、常用洪水吐き、非常用洪水吐き、減勢工が設けられることが書いてありますが、それらの配置、大きさ、長さ、付随設備がどうなるのか全く書かれていません。これでは本当に清流が守られるか考える材料を示していないと思います。

資料②にあるように、この先ほどの資料の裏に載せてありますけど、これは、九頭竜川水系足羽川ダム建設事業環境影響評価の方法書ですけども、これにはダム堤体の平面図、標準断面図、上下流面図など、ダムの構造がわかる仕様が含まれていますが、これとは大違いのものになっています。

今回の方法レポートに見られる不十分な情報開示は、あまりにひどいと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

方法書に記載しなければならない事項は、主務省令第17条第１項において、対象ダムの種類、事業実施区域、規模、堤体の形式のほか、対象ダム事業の内容に関する事項で、既に決定されている内容に係るものに限るとされております。

また、先日行われました方法レポート説明会では、県知事や市町村長、市民の方の意見も踏まえ、次回の川辺川の流水型ダムに関する環境評価準備レポートにおいて放流口の位置や規模等の具体的な構造を予測結果と合わせて示されるという説明があっております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　今後示される準備レポートで説明されるとですね、構造がということなんですけども、やはり今の段階でですね、これをやっぱり紙面に示されるということが重要だと私は思うんですよね。家も設計段階で最初に、やはりこの設計が出来上がった段階で家の方に見せられてもなかなかこう大きな点で、ああしたい、こうしたいというのがもう決められていけないわけで、大きな間取りとか、窓の位置とか示した段階で、やはり示していく。その辺が大事だと思って、最後ら辺で設計見せられても、細かいところしか変えられていけないということも考えられるわけですね。今回のダムのものに関してもですね、方法レポートでも、とりわけ、ほかのダムではちゃんとそれをつけているんですよね、構造がわかるように。そういった面では、今回の説明会に出した資料、本当に公表したレポートですけど、これはちょっとあまりにも情報公開がなされてないんじゃないかと私は思うということを述べておきます。

３回目ですけど、説明会の会場の問題でも、説明責任を果たす気があるのかと疑問の声が上がっています。11月29日には、八代市で説明会が行われました。その説明会場は、市内中心部から車で約３時間かかる泉町となっています。泉町は、仮に川辺川ダムができたとしてもダム湖のさらに上流となるところであり、ダムの影響は全く受けません。一方、八代市中心部を流れる球磨川は、ダムによる影響を及ぼすと考えられます。このような八代中心部で

説明会を行わないのは、環境影響評価の手続を適正に行い、説明責任を果たしたとは絶対言えません。また、芦北町で説明会が開催されないことも重要です。

このように、八代市中心部や芦北町で説明会を開かないのは、住民への説明責任を果たそうとしないひどいものだと思われないかお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

国土交通省にお尋ねしましたところ、「環境影響評価法では、方法レポートの縦覧期間内に環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において方法書の記載事項をお知らせするための説明会を開催しなければならないことが規定されております。方法レポート段階では、他ダムの事例も参考に環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定しており、支川からの流入水による希釈や河川の自浄作用等により、ダム下流域ではおおむねダム集水域の３倍程度の流域面積に相当する地域までと考えられ、その範囲をダムの集水域を含む川辺川流域及び川辺川合流点から球磨村渡地点までの球磨川の自治体としています。このことから、方法レポート段階においては、八代市に関しては、旧泉町での開催が妥当と考え、今回の開催場所として選定しております。」との回答をいただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　というふうに国交省が言ったということなんですけど、ところがですよ、やはりその国交省のレポートでも、環境に影響があるというのは認めているわけですよね。どんだけというのはないんですけど。それがですね、下流に行って、全くなくなるというはずはないんですよ。水質とかは特にそうですよね。八代まで、その今までの状態よりも水質に影響を及ぼさないというのは考えにくいわけですよ。そういった面でですね、国交省がそれを言ったとしてもですよ、やはりそことしては、やはり自治体の首長としては、その辺はどうなのかなとやっぱり考えるべきであると思うし、私はですね。そういった面では、そこをもう一遍考える必要があるんじゃないかということを申しておきたいと思います。

それで説明会は、レポートの内容においても、会場においても、あまりにも問題があると思います。説明会は、ダムの構造がわかるものへとレポートを作成し直し、八代中心部や芦北町にも説明会場を増やして、再度やり直すように市長からも求めるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたが、環境影響評価法と同等の環境影響評価を実施している川辺川の流水型ダムにおいても、関係法令と同等の手続を進めているところであり、手続につきましては問題ないものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　私やっぱり言いたいのはですね、人吉にとって本当に環境に影響を及ぼさないのか。特に清流の問題ですよね。水の汚濁が起こらないのかというのは、非常に大きな問題だと思います。そういった面では、ほかのダムでもこの構造がわかるものを示しているものだし、当然、このレポートですね、今回のレポートでもそれは表されてあるべきものだと思います。特に、このレポートに対しては、市長も意見を言えるわけですけど、それであるならば、やはり私は市長としてもこれはちゃんとしたレポートを出すように言ってしかるべきだと私は思います。今のような市長の答弁ではですね、市民がですね、市長が本当にダムによる影響をないように、球磨川の清流が保てるように思っているのかというふうに皆さんが疑われても仕方ないなというふうに私は感じましたということを述べておきます。

次の質問に移ります。

子供の医療費無料化についてです。

新型コロナの影響によって、ひとり親世帯をはじめ、多くの子育て世代の生活困窮や子供の貧困の深刻さが懸念されています。コロナ以前から問題となっていた少子化にもさらに拍車がかかっています。子育ての大きな不安の一つに子供の病気があります。そもそも子供は病気にかかりやすく、抵抗力が弱いため重症化することも多くあります。子供の病気の早期発見、早期治療を支え、全ての子供の健やかな成長を保障するために医療費の心配をなくすことはますます重要になっています。

そのような状況の中、ここ10年間で高校生まで医療費助成の対象とする自治体が大幅に増加しています。子ども医療費無料制度を国に求める全国ネットワークが厚生労働省の乳幼児等に係る医療費の助成についての調査より、子供医療費助成制度の対象年齢の自治体比率を作成しています。それによると、通院では、2010年４月には１％の自治体で行われていたものが、2020年４月には42％の自治体で行われるようになり、入院では、2010年４月には１％の自治体で行われていたものが、2020年４月には46％の自治体で行われるようになっています。私たちの身近な自治体でも高校生まで医療費を無料化している自治体が増えているのではないでしょうか。

そこで、人吉球磨で医療費を高校生まで無料化しているのはどこかお伺いします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　議員の皆様、こんにちは。お答えさせていただきます。

令和４年９月からあさぎり町が高校生まで医療費の無償化を実施したことで、球磨郡の全ての町村が高校生まで医療費を無償化しております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　今答弁あったようにですね、先ほどのように、医療費無料化が非常に広がっている。高校生まで広がっているというのは、聞いてはおったんですけど、球磨郡では全て、高校まで医療費を無料化しているということで、非常に私も聞いてびっくりするよ

うに広がっているなと感じたところです。

そこで、それであるならば、熊本県内の市のレベルでも進んできていると思います。熊本県内の14市で医療費を高校生まで無料化しているのはどこがあるかお伺いします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

熊本県下の14市において医療費を高校生まで無償化しているところは、八代市、水俣市、山鹿市、上天草市、阿蘇市、天草市の６市でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　やはり市レベルでもですね、全部とはまだいきませんが、かなり６市ですので県内の半分近くですね、あと１市増えれば半分ですけど、そこまできているんだなというのを感じました。

そこで、人吉市も中学校までの医療費無料化を行っており、また、高校生になってくると、病気に対する抵抗力もかなり出てくるので、高校生までの医療費無料化を行っても、人吉市が支出する予算の積み増しはあまり大きくはないと思います。医療費を高校生まで無料化するためにはあと幾ら必要となるのかお伺いします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

医療費につきましては、経費の見込みが難しいところでございますので、あくまで概算ではございますが、国民健康保険の令和３年の高校生の世代にかかった費用や受診率等から算出した額でお答えをさせていただきます。

費用としましては、およそ750万円ほどになります。しかしながら、無償化した場合、受診率は増える傾向にございますので、実際にはもう少し増えるのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　どれだけ必要かというのがわかってまいりました。人吉市の周りでは全ての町村が高校までの医療費無料化を行っていることが明らかになりました。また、県内の14市においても、高校生までの医療費無料化が広がっていることが明らかになりました。人吉市においても医療費を高校生まで無料化すべきではないかということをお伺いします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

少子化対策の一つとして、子育てに係るサービスを充実させていくことは大変重要な課題と認識しておりますが、本市の財政は非常に厳しい状況下にございますので、ほかの予算との兼ね合いや県からの補助の拡充など、充当できる財源の状況を見ながら検討していく必要があると存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　県からの補助の拡充など言われましたけど、何か県でも動きがあるようなことも聞いておりますが、ぜひそれは県の助成の拡大などありましたら、ぜひ実現していただきたいと思いますし、そうならなくても人吉でもぜひともこの医療費を高校生まで無料化、ぜひとも実現していただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

それから、３つ目は学校給食費についてです。

2018年における17歳以下の子供の貧困率は13.5％であることが、2020年７月17日に厚生労働省が発表した、2019年国民生活基礎調査の結果から明らかになりました。2017年の前回調査よりも0.4％改善していますが、約７人に１人の子供が貧困状態にあるという深刻な状況が続いています。

インターネットのＮＨＫ解説委員室の中の「学校給食から考える子どもの貧困」（視点・論点）2019年４月３日を見てみると、跡見学園女子大学の鳶　咲子教授はこのように述べています。「給食費のうち、保護者が負担しているのは材料費だけで、既に人件費や設備費は税金で賄われています。経済的に困っている保護者の申請によって給食費を支援する就学援助という制度もありますが、必要な人が知らないという周知の問題や、特別の支援を受けることには躊躇、恥ずかしさなどが伴うという制度上の欠陥があります。経済的な困難を抱える子供だけでなく、小中学生全員の給食費を無償にしたり、一部補助したりする自治体が最近増えてきました。

全国の約30％の自治体で、所得制限のない給食費支援が既に行われています。親が給食費を払ってくれるかどうか心配することなく、全員が安心して給食が食べられるよう給食の無償化を、国の制度として検討すべき段階に来ています。」というものです。学校給食の無償化は、子供の貧困に対する対策として重要であることを認識しているかお伺いします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

学校給食は、学校給食法第１条に、食育の推進がその役割として位置づけられておりまして、教育活動の一環とされております。

学校給食の経費負担につきましては、実施に必要な施設及び設備に要する経費と、その運営に要する経費は設置者、いわゆる市の負担と位置づけられておりますけれども、それ以外の食材費等の経費につきましては、保護者負担となっているところでございます。

この保護者負担である学校給食費は、人吉市の場合、助成前の額といたしまして、小学校で年額約４万4,000円、中学校で約５万円と、保護者が学校に納める校納金の中でも高額であることから、子供支援や少子化対策として、小中学校の給食費を全額補助する自治体も増えてきているようでございます。

学校給食の持つ教育的効果に加えまして、栄養バランスの摂れた温かくおいしい給食を家

庭の経済状況にかかわらず提供することが子供の健やかな成長のためには非常に重要であると捉えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　この点は争うことなくですね、同様な認識をされてることがわかりました。

それでは、人吉市は既に学校給食に対して1,000円の補助を行っているので、学校給食の無料化を行うためには、ある程度の予算支出で収まるのではないかと思います。学校給食を無償化するためには、あと幾らの予算支出が必要なのかお伺いします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

令和４年10月１日現在の児童・生徒数をもとに計算しましたところ、食材費全体で約１億1,000万円必要でございまして、その内、従来の助成額約2,000万円を差し引きますと、残りが9,000万円となりますので、約9,000万円が新たに必要と考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　ある程度はかなり額が必要ですけども、また、今の状況を考えたときですね、どういうことかということなんですけど、赤旗新聞の調査により、小学校、中学校とも給食費を無償化している自治体が256自治体に広がっていることがわかりました。青森市や山口県岩国市など、大きな自治体でも無償となっており、東京都葛飾区や千葉県市川市などでは、来年度から無償です。熊本県内でも既に山江村と水上村、期間限定で玉東町が学校給食の無償化を行っています。さらに、宇城市が子育て支援や定住の促進につなげようと、小中学校の給食を再来年４月から無償化することが報じられています。子供の貧困に対する対策として、また、子育て支援や定住の促進につなげるため、人吉市においても学校給食の無償化を実現すべきではないかということをお伺いします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

学校給食費の無償化が出費の多い子育て世帯の支援に直結することは十分に認識しておりますが、高騰する食材費及び燃料費、施設や設備の老朽化に伴う修繕料、調理業務及び配送業務委託に係る人件費など、学校給食を取り巻く費用が年々増加している状況の中で、給食費の無償化を実施するということになりますと、さらに市財政を圧迫する可能性がございます。

また、復興を優先する市の現状を鑑みますと、現在の助成金を今後も継続していけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　私としましてはですね、無償化をぜひとも実現してもらいたいんですけど、少なくともですね、確かに、食材費や燃料費の今物価高騰が今起こっております。そういう面では、今答弁されたように、今後も助成は継続していただきたいと思います。私としては、先ほど申したように、市で無償化実現したいとは思うんですけど、今大きな流れとしてはですね、国で学校給食の無償化を実現すべきだと、先ほどの大学教授も言われてましたけど、それは起こっていると思います、大きな声としてですね。そういった面じゃ、そういうことが実現できるようにですね、市長もこの無償化には思いがあられると思いますので、市としても、市長としてもその辺国にも求めていただきたいと思うことを述べておきたいと思います。

では、次に、４番目に福祉タクシー券について質問してまいります。

この約２年間の間、私はボランティア連絡協議会のメンバーとして傾聴ボランティアやレクリエーションで建設型応急住宅に何度も訪れる機会をいただきました。そこで、高齢者の方々からよく聞かれた願いの一つがタクシー料金の補助です。仮設住宅は、多くの場合、商店や病院から離れたところに建てられています。高齢者となり免許を返納した方や車を持たない方はどうしても病院通いや買い物にタクシーを使わなければならないことが何回も出てきます。そこで出費がかさんでしまうということが起こっています。令和２年度と令和３年度の決算特別委員会において、地域支え合いセンターの巡回によって把握した被災者の困りごとがわかる資料を出してもらいましたが、その中には、不便とわかって入居したが、タクシー代の負担が大きいということや移動手段がなくバス停が遠いため、タクシーを使っている。タクシー券があれば助かるということが書かれています。仮設住宅に住まわれている高齢者の方からタクシー料金の補助を求める声が出ていることを認識しているかお伺いします。

○議長（西　信八郎君）　ここで会議時間を延長いたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

令和３年２月に実施いたしました、住まいのアンケートや今、議員から御紹介いただきました、地域支え合いセンターの生活支援相談員へ寄せられている応急仮設住宅入居者の困りごとといたしまして、移動手段がなく、バス停までの距離が遠いなどの理由から通院や買い物へ行くのに不便を感じ、タクシー券があれば助かるというお声が上がっていることは承知しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　今の要求は把握されているということでした。それでは、本年度になるとですね、さらに物価高騰が市民生活を苦しめています。そのような状況の中、既に人吉市は令和４年度より重度心身障害者の福祉の増進に寄与するよう、人吉市福祉タクシー料金助成事業を行っており、実績を積んでいます。水害に被災された方は、物価高騰の中でさら

に生活が苦しい状況になっていると思います。免許を持たない高齢な被災者に福祉タクシー券の交付を行うべきではないかということをお伺いします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　お答えいたします。

移動手段のない方に対する支援は、令和２年７月豪雨災害の復旧・復興に向けた取組に係る懸案事項の一つといたしまして、これまで県に対しましても御相談をさせていただいてきたところでございますが、現時点ですぐに活用できる支援メニューがないところでございます。本市が単独で被災者支援タクシー券交付事業を実施することは、限られた財源の中で非常に困難な状況にありますことから、今後も国や県の補助金などを含め、有効な支援策の検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　今の答弁で、やっぱり県に対していろいろ相談されることはわかりました。私としては、市単独ででもですね、実現したいというふうに思いますが、やっぱり国や県の補助金など含めて、支援策で実現するというのは、それはもうあって当然いいことだと思いますし、いろんな全国で災害が起こった後にですね、要求によっていろんな制度が前進が起こったりもしています。今回の福祉タクシーにしても、ぜひですね、実現して、全国で災害被災者に対する施策が進むように頑張っていただきたいということを申しまして、私の質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時50分　休憩

午後４時05分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　こんにちは。９番議員の宮﨑保です。本日、私が最後でありますので、速やかに終わらせていきたいと思いますので、御協力をよろしくお願いします。

今回は、公共交通の現状と今後について、学校施設等の現状と管理対応について、市民の声より今月12月22日に行われます西瀬橋架け替えに伴う安全路確保についての３項目を通告しておりますので、よろしくお願いいたします。

では、早速質問に入ります。

１項目めの公共交通の現状と今後について、まめバスと予約型乗合タクシーの利用状況と補助金について通告をしておりましたが、まめバスの利用状況と補助金については、本日の田中議員が質問されましたが、私も通告をしておりましたので、打合せ等で資料をもらっておりますので、私なりに考えたことを申し上げたいというふうに思います。

言われましたように、災害前の令和元年度は利用者が1,095人、令和２年度は前年に比べて約40％減のマイナス441人の減であります。また、令和３年度につきましては、令和２年に比べて21％減のマイナスの137人とのことです。

また、補助金につきましては、人口が減らないということにかかわらず520万円から554万円で乗車人員がですね、令和元年度の1,095人から令和３年度517人と約半減したにもかかわらず、補助金についてはあまり変化がないということがわかりました。

また、それと昨日、大塚議員が質問されておりますが、補助金についてはあっておりませんので重複するところもありますけれども、予約型乗り合いタクシーについて、利用状況と補助金についてお尋ねをしたいと思います。

これで１問目を終わります。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えします。

人吉市予約型乗合タクシーの利用状況と交付補助金額の実績でございますが、令和元年度が１万1,447人で補助金額が1,857万円、令和２年度が6,370人、補助金額が1,169万円、令和３年度が6,872人、補助金額が1,518万円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　やはり、予約型の乗合タクシーについてもですね、まめバスと同様に令和元年度の１万1,447人から利用者が減っているようであります。もう約6,370人とかなりの数が減っているようでありますし、まめバスにつきましては、１便に対する乗客が少なく、乗っていない日も目にすることがよくありました。また、これについても田中議員のほうから報告があっていると思います。そのようなですね、やはり利用客が少なくなっていると、そのような中で、乗客のニーズ等もかなり変化をしているというところがあるのではないかというふうに考えますが、コース、運行日数、運行時間等について、今後はどのように行っていきたいというふうに考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えします。

現在、人吉市地域公共交通計画を策定しておりますが、その計画策定に当たり、地域公共交通の利用実態や改善要望、ニーズ等を把握するため、まめバス等への乗り込み調査や乗合タクシー利用者へのアンケート調査を行いました。

また、校区ごとの座談会も実施する予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大傾向にあったため、やむを得ず無作為抽出いたしました市内18歳以上の1,000人の方を対象としたアンケート調査により、実態やニーズ等の把握を行ったところです。その中の御意見としましては、運行時間帯や乗降場所などに対しても様々に御要望があったところです。

今後、まめバスのみならず、公共交通全体として様々な利用者ニーズに対応でき、かつ、財政的負担が軽減されるような地域公共交通システムを確立していく必要があると考えてお

ります。地域公共交通に関しましては、様々な形態、システムがございますが、本市の地域特性にあったものを見極め、運用につなげていければと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今の答弁でですね、今後は地域公共交通のマスタープランである人吉市地域公共交通計画の策定中の中で、持続可能な地域公共交通システムの構築ができるように施策を検討していきたい。また、地域にあったものを見極め、運用につなげればと考えているとのことであります。また、校区ごとの座談会も計画されておりましたが、やはり新型コロナの影響等でそれが実施できなかったということになり、アンケート等の調査を実施されているということで、それを活用するとのことでありました。

それでは、高齢者の方ですね、65歳超えた方は本市も例外になく、高齢化率が昨日も言われたように37.5％と上がっているということが報告をされております。その中において、高齢者の人吉管内での事故の発生数、また、免許証返納はどのようになっているのか。また、その免許証返納を促していくような施策、交通対策についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えします。

人吉警察署管内における交通事故発生状況でございますが、令和４年１月から11月までの人身交通事故の発生件数は44件で、その内、65歳以上が半数を占めているところでございます。

次に、免許証返納者数につきまして、人吉警察署に確認したところ、現在は地域別などの集計は行っておらず、受理した件数のみがわかるということでございましたので、本市以外の地域に居住されている方や高齢者以外の方も含まれておりますが、人吉警察署で受け付けた返納者数は、令和２年度が245人、令和３年度が203人とのことでございます。免許証返納についてでございますが、一律に免許証返納を促すことは考えておりませんが、交通安全対策として、免許証返納に関係する部署や機関などと連携を取りながら、返納された方にとっての地域公共交通の在り方などについて今後検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今、言われましたですね、人吉警察署管内で人身事故につきましても発生率として約半分を高齢者の方が占めていると。また、免許証返納者数も受理した件数は毎年200人以上に上っていると。またこれにですね、免許証を更新されなかった方々も含めてかなりの方が返納という形になっているのではないかというふうに推測されます。しかし、一方では、買い物や医療機関へ通うのに田舎のほうに住んでいると公共交通の利用が不便、また、公共交通がないためにどうしても車が必要である。また、年金暮らしの方につきまし

ては、タクシー等で使うと生活が厳しいなどの理由により手放せない方もおられるのではないでしょうか。そういう中においてですね、総務文教委員会で行政視察を行った京丹後市について若干述べたいと思います。

京丹後市では上限200円バスの取組では逆な考えで、700円で２人に乗ってもらうよりも、逆に200円で７人に乗ってもらうという乗せ方の発想の転換とでもいいますか、方針のもと、区間最大で1,150円かかるところを市内を一律200円にすることにより、導入前に比べ乗車人員は約2.6倍に増加したということです。また、そのことによって補助金の抑制にもつながったということの報告があっておりました。

また、ささえ合い交通では、道路運送法に基づき、車を持たない方や特に高齢者の通院や買い物の自由な移動手段として、交通空白地有償運送を2016年５月より地元の住民ドライバーがマイカーを使って運行しているとのことであります。このやり方について、私がちょっと調べてみたところによりますと、これは道路運送法第78条の自家用自動車による有償運送で、その一つとして、災害のため緊急を要するとき、２つ目に、自家用有償旅客運送、３つ目に、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合という３項目があるようです。ここにつきましてはですね、京丹後市につきましては、２項目めの自家用有償旅客運送であり、その内容については３つほどあるようです。１つとしては、市町村運営有償運送、２つ目として、公共交通空白地有償運送、３つ目として、福祉有償運送があるようです。ここについて、この中の２つ目の特定非営利活動法人が過疎地域その他これに類する地域において行う当該地域内の住民等がその地域内で日常生活に必要な用務を反復継続として行う者であって、名簿に記載されている者及び同伴者の輸送で公共交通空白地有償運送で運営協議会の承認を受けて国土交通省へ登録する仕組みで、これは許可制ではないということでした。ここについてはですね、公共交通とのすみ分けも行いながら、公共交通施策について、様々な取組をされているとのことでした。また、ここにつきましては、人吉市とは地形的にも若干違うところはありますが、人口につきましては、京丹後市のほうが約２万人ほど多いわけですが、高齢化率は38％と人吉とほとんど変わりませんし、また、人口の減少などの問題でも似ているところがあっております。そういうですね、京丹後市なんかのこういう取組等も含めた中で、今後の公共交通に対する本市の具体的な方向性についてどのように考えておられるのか、また、先進地に担当職員を研修に行かせるなどすべきではないかというふうに考えますが、このことについてお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

地域公共交通の効率化や維持等につきましては、地方部のみならず、都市部でも課題となっており、その対応は様々でございます。本市に関しましては、地域間を結ぶ幹線系統の路線バスが本市を起点に運行しており、そのほかにもくま川鉄道や市内完結の路線バスなど、複数の形態で運行がなされております。

先進自治体の研修につきましては、本市と同様の交通体系や再編を行った自治体、地理的に山間部を有し、対応する地域が広いなどの条件がある中で、新たな地域公共交通システムを構築した自治体などについては、先進事例として参考にさせていただきたいと考えております。

国や県を通じて入手する全国の先進自治体の取組に関する情報や民間企業からの地域公共交通に関する情報、各種研修会や独自での情報収集などから本市にとって大いに参考となるであろう取組をされております自治体において、受入れが可能であれば担当職員が現地へ出向いての視察研修、もしくはオンラインを利用した研修なども行ってまいりたいと考えております。

また、地域公共交通に対する方向性につきましては、計画策定に係るアンケート調査や未来カフェなどの地域座談会での御意見でも地域公共交通に対するニーズが多種多様となっていると感じております。それら全てに応えられるようなシステムの構築が最善ではございますが、今後の人吉市のまちづくりの在り方などを考慮した上で、誰もが暮らしやすい社会の実現、希望ある復興を支える基盤として、より利便性が高く、持続的な移動サービスの提供に向けた地域公共交通の構築を地域一丸となって目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　やはり本市においても自家用有償旅客運送などですね、市町村特定非営利活動法人なども含めて、タクシー等とのすみ分けなどを行いながら公共交通の在り方について積極的に取り組むべきというふうに考えます。また、そういうことに対して、市長として公共交通に対する考えについてお伺いしたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

現在、町内会や各種団体において未来カフェを開催させていただいておりますが、現在、運休となっておりますＪＲ肥薩線やくま川鉄道も含め、地域公共交通に関しましては、様々な御意見をいただいております。特に、高齢者の方々のお困りの声は年々高まりを感じております。部長が先ほど答弁いたしましたとおり、現在、人吉市における地域公共交通計画を策定しているところでございますが、総務文教委員会の視察研修でも公共交通の先進地として京丹後市を訪問された際の取組を今議員から御紹介をいただいておりますし、地域の困りごとに対するスマートシティへの取組の中でも交通というテーマは、一つのキーワードではないかと考えております。

今後、地域公共交通に関しましては、豪雨災害からの復旧、新たなまちづくりの中での復興により、人吉市のまちの構造は大きく変容していくことが考えられます。

また、免許証返納により、交通手段を持たない人の増加、復旧が進むことにより観光客の増加など、地域公共交通に関しましては、様々な要因と財政面での長期的な視点を考慮しな

がら検討していくべきものと考えております。

また、新たな利用者の創出につながるような施策も含め、持続可能なよりよい地域公共交通システムを構築してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　先ほども言われましたように、未来カフェなどで様々な意見が出ているとのことのようですし、やはり免許証返納者にも気を配っていただきたいというふうに思います。また、財政面も伴うということでありますけれども、やはり持続可能な公共交通については、国の法律等の中で、できるものについては自家用自動車による有償運送など、過疎地域など交通空白地帯において、乗合バス事業によって住民の生活の足を守ることが困難となっている場合において、住民の足の確保を行う交通空白輸送などに、そういったものもあるようでありますので、この法律等を活用されながら、検討され、地域公共交通の議論を深められることをお願いしまして、次の質問に入ります。

現在、学校施設における現状と今後についてですけれども、現在の各学校で使用されなくなった、不用なＯＡ器具など、そういうものはどのくらいあるのか。

また、管理場所についてはどのようになっているのかお尋ねしたいというふうに思います。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

各学校には会議用、事務用、児童・生徒用の机や椅子、テント、消火器などの一般管理備品、各教科で使用いたします教材用備品、授業用のタブレットパソコンや電子黒板などのＩＣＴ関係備品など数千点に上る備品が配備されております。その内、使用不能物品の残置状況でございますけれども、各学校から上げられた物品の主なものについて申し上げます。

まず、小学校でございますが、校内ホールにオルガン、電子黒板、印刷室に拡大印刷機、音楽室に大太鼓やオルガン等の楽器類、家庭科室にミシンや洗濯機、美術室に電動糸のこぎり機、理科室に冷蔵庫、マルチルームに裁断機、図書室にソファー、体育館に跳び箱等の運動用具、機械室にシュレッダーやキャビネット、放送室にテレビや電子黒板、グラウンドやピロティーにサッカーゴール、倉庫にテレビやタブレット充電保管庫などが残置されているようでございます。

また、中学校におきましては、音楽室にスピーカー、技術室にタブレット充電保管庫、体育倉庫にテントや卓球台、平均台等の運動用具、屋外に洗濯機や電子黒板、こういった部品が校内に残置されていると報告を受けております。

次に、各校から報告がありました残置数について申し上げます。

人吉東小学校32台、人吉西小学校30台、東間小学校51台、大畑小学校21台、西瀬小学校23台、中原小学校14台、第一中学校43台、第二中学校２台、第三中学校95台、市内の小中学校全体で合計311台の報告があっております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今述べられたように、各学校にはタブレット充電保管庫、これはかなり大きいというふうに聞いております。それと洗濯機、大太鼓、ミシン、アイロンなど大きいものから小さいものまで数多くの使用不能な備品が多いということであり、また、それについても、多いところでは95台、また、少ないところにおいても14台と、合計で311台もあるとのことであります。

では、その使用不能になった備品等への対応はどのようにされているのか。また、廃棄についてはどのようにされているのかお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

小中学校における物品会計事務の処理につきましては、人吉市立小・中学校物品取扱基準を定める中で、保管する備品が不用になったとき、または使用に耐えないときは、物品取扱者がその旨を学校長へ報告し、備品の調査確認を行った上で、学校教育課長へ報告することとなっております。

それを受けまして、学校教育課長が人吉市物品会計規則第22条の規定に基づき、不用決定を行うこととなります。廃棄すべき物品につきましては、原則として学校長が学校配分予算の範囲内で処分を行うことになっておりますが、毎年新たな備品を備え、不用となる物品も多いことから、学校配分予算では処理できない場合もございますので、その際には、教育委員会事務局により処分委託を行っている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　廃棄する物品については、原則、学校の配分予算の範囲内で処分を行うことになっているということでありますけど、また、それでですね、予算内で処分できないものが積み重なっているということでありました。また、そのかなりの分が、毎年毎年残っているというふうに思います。私が各学校からの一覧表をもらっていますが、いつからのものかの調査も今後その残っている分についてですね、例えば、タブレット充電保管庫とか、ソファーとか、ワイヤレスアンプとか上がっていますので、こういうものについていつぐらいから不用になってから残っているのかということの調査もお願いをしておきたというふうに思います。

それでは、不用なものについてはわかりましたけれども、燃えるごみとか資源ごみについては回収を行われているということで聞いておりますが、その不燃物のごみの取扱いについてはどのようにされているのかお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えします。

学校から出るごみにつきましては、事業所ごみとしての取扱いとなりますので、地区指定

場所での回収ではなく、有料で処分するということになっております。

不燃ごみにつきましては、各学校による対応となりますが、予算の範囲内で対応できない場合もございますので、事務局において年数回、不燃ごみ等の回収を行い、処分をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　すみません、私はちょっと勉強不足もあったわけなんですけど、このごみについては、回収業者のほうが回収するものだというふうに思っておりましたので、これについては私の事業ごみとしての片付けということが不勉強でありましたので、その点は御了承お願いしたいと思います。

この不燃ごみも、先ほど言われましたように、学校の配分予算の範囲内の対応で、予算内で行うということであります。そして、また予算内でできないときには、事務局のほうで対応しているとのことでありますが、その予算が足らないという分があると思いますので、予算について検討する必要があるのではないかというふうに考えます。この点について、やはり検討をきちんとしてもらって、やはり片付けについては早くしていかないと、次から次に残っていくというふうになると思いますので、この点はよろしくお願いをしておきたいと思います。

では、次に、遊具等の経年劣化によるさび、溶接部の傷みなどによる児童に危害を与えている箇所の現状について把握をされているのか。また、遊具に不具合があるものについての修理はどのように行っておられるのかお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

市内の小学校の全ての遊具につきましては、２年に一度、劣化診断を専門業者に委託し、実施いたしております。直近では令和３年度に実施しておりまして、一つ一つの遊具について健全であり、修繕の必要がない。これをＡ判定。軽微な異常があり、経過観察が必要である。これをＢ判定。異常があり、修繕または対策が必要である。これをＣ判定。危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要。または、破棄し、更新の検討が必要である。これをＤ判定といたしまして、４区分による機能判定を行っております。この劣化診断において、何らかの異常があると報告があった、Ｂ判定以上の案件数について学校別に申し上げたいと思います。

人吉東小学校が13の遊具のうち、Ｂ判定が10か所、Ｃ判定が２か所。人吉西小学校が14の遊具のうち、Ｂ判定が３か所、Ｃ判定が９か所。東間小学校が14の遊具のうち、Ｂ判定が11か所、Ｃ判定が３か所。大畑小学校が13の遊具のうち、Ｂ判定が４か所、Ｃ判定が７か所。西瀬小学校が11の遊具のうち、Ｂ判定が４か所、Ｃ判定が５か所。中原小学校が12の遊具のうち、Ｂ判定が４か所、Ｃ判定が６か所となっております。市内全体では、77の遊具のうち、

Ａ判定が９か所、Ｂ判定が36か所、Ｃ判定が32か所、Ｄ判定がゼロとの報告があっております。

劣化診断におきまして、Ｄ判定はございませんけれども、何らかの異常があるとする案件がほとんどでございまして、緊急性の高いものから順に修理を行っているところでございます。

また、早急な対応が困難な案件につきましては、学校と情報を共有し、重大な事故につながることがないよう、使用禁止といたしまして、バリケード等で安全対策を講じております。

また、専門業者による劣化診断に加えまして、各学校では毎月全職員による安全点検を行っておりまして、随時、不具合箇所の報告を受けておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　やはりかなり不具合のある遊具が多いということでですね、77のうちに68ということであります。私は、この修理について、専門のきちんとした業者があるということを知りませんでしたので、ちょっとお伺いしたときに、やはり民間の安いところに頼んだらどうかというふうにお聞きしたんですけど、そのときには、そういうところではやっぱり資格がないとできないということでありましたので、この点についても一つ、資格の有無についてを誤って思っていたところであります。しかし、その遊具について、早いうちに修繕をされると経費の節減にもつながるのではないかというふうに思います。そういうこともありますので、やはり早いうちにＢ、Ｃとかなった時点で修理をされるよう予算計上をお願いをしておきたいと思います。学校にある、児童も使用する遊具でありますので、安心して使用できるようにお願いしておきたいというふうに思います。

次に、８月９日に鹿児島県内の小学校で草刈りをしていた女性校長が折れたいちょうの枝の下敷きになり、死亡した事故を受けて公園樹木に関する国の指針に基づいて、各学校に緊急点検の実施を行った結果、８月末までに霧島、これは鹿児島県ですけども、８月までに霧島市と南九州市を除く755の小中学校、高校から枝が落ちているなどの注意を要する樹木が194校からあり、内訳は高校が37校、小学校が157校あり、伐採や立入禁止の対応を行っているとのことであります。

また、この人吉におきまして、確か歴史の広場、城内ですか、確かそこでも枯れ枝が落ちてけがをされたというような話もあったというふうに記憶しておりますが、その枯れ木とですね、学校の樹木等について、本市も調査されているのか。されていれば、調査結果はどうだったのか。

また、熊本県からどのような調査方法を指導されているのかについてお尋ねをしたいと思います。

また、それに伴う、危険木が確認されている樹木についてはどのように対処をされている

のかよろしくお願いいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

議員から御紹介がありました、鹿児島県の事故を踏まえまして、熊本県教育長から学校環境における樹木の安全点検を行うように通知があっております。

本市におきましては、市内小中学校内の全ての樹木について樹種、樹形、葉の色、破損や腐朽の状況、病害虫やきのこが発生していないかなど、樹木チェックシートに基づき調査を実施しております。

その調査によりますと、人吉東小学校７本、人吉西小学校13本、東間小学校８本、大畑小学校12本、西瀬小学校11本、中原小学校３本、第一中学校15本、第二中学校１本、第三中学校８本の合計78本について、何らかの問題があると報告を受けておりまして、この案件につきましては、現状を確認し、専門業者の判断を仰ぎながら緊急性の高いものから順に伐採、または枝切り等を行っております。

また、高所作業車やクレーン車が必要であり、早急な対応ができない場合には、注意を喚起する看板やバリケード等を設置し、安全対策を講じております。

なお、こうした学校における樹木の中には、市指定の天然記念物であるとか、記念事業として植樹されたものも含まれてございますので、その対応には慎重かつ適正に判断してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　やはり、人吉市も少なからずですね、何らかの問題のある木、樹木ですね、それが約78本もあるということであります。やはりこれについて、バリケード等を張ってもですね、児童でありますので、その中に入ることもあると思いますので、児童に危害が及ばないように早急な対応等についてもお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、次に、学校用務員の方がやはり炎天下等で環境の整備などの作業をされることが多いというふうに思います。特にこの夏場であります。その関係で学校用務員の方のほうからですね、ほかの職員に対してやはり不快感や迷惑をかけていることがあるのではないかということで心配をしたということであっておりました。そういうことがありますので、暑い時期、やはり夏場だけでも空いているところを事務所として使用できないかについてお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

学校用務員の方には、子供を取り巻く学校施設の環境整備を通しまして、暑い中ですね、学校の安全管理に日々御尽力いただいておりますことに感謝申し上げたいと思います。

議員からおっしゃられた状況でございますけれども、学校用務員の方に限らず、児童・生徒や教職員も同様の環境にあるというふうに考えておりますので、教職員が更衣室として使

われている場所を共有していただくなど、学校内で検討いただくようお願いしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　やはりですね、机等は事務室に同じ並べてあるということは聞いておりますけれども、学校用務員の方たちが、自分たちとしても思っておられるということでありますので、難しいと思いますが、それについては先ほど述べられたように、学校内で検討してもらいたいとのことだったというふうに理解をしておきたいというふうに思います。

それから、そういう方たちとか作業用具についてですけれども、草刈り機とかチェーンソー、管理機などの配備はどうなっているのか。そういうものについて学校ごとに作業工具を配備できないのか。また、できないのであれば、使用頻度の低い高額な物、先ほど言いましたように、管理機などですね、一括して管理し、レンタル方式のようなものができないのかお尋ねします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

刈り払い機、チェーンソー、インパクトドライバーなど、施設や設備の整備に必要となる一般管理備品につきましては、各学校でとりまとめて、事務局へ要望していただき、一括して購入をいたしております。老朽化により使用に耐えない物品につきましては、学校の事務担当者へ要望いただくように各学校にはお願いをしております。

次に、使用頻度の低い一般管理備品でございますけれども、導入されている学校に相談するなど、それぞれ学校で御対応いただければと考えております。

なお、大型重機や高所作業車を必要とする場合や危険を伴う作業につきましては、工事であるとか、委託が必要となってまいりますので、学校を通じて御要望いただくようにお願いをいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今のですね、要望があれば一括で購入をしているということですが、聞いたところによりますと、やはり前の先生のときにはできなかったけど、先生が替わったらできたとか、そういうことも聞いております。ということは、やはり各学校にかなりの温度差があるように考えておりますので、その中には、やはり壊れている作業工具もあると思いますので、一定の用工具については揃えてもらうようにお願いをしておきたいというふうに思います。

そうした中で、学校用務員とか作業をされるということでありますので、学校用務員に対して作業服等の支給はできないのかお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

市職員には、人吉市職員防災服等貸与規程を定めて、防災服が貸与されております。それ以外では、市の施設や組織において統一したユニフォームを必要とする部署で、被服貸与規程を設けて貸与しているところはございますけれども、職員に作業服や事務服を支給しているのはございません。御理解をいただければというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今ですね、やはり規程により防災服等の貸与はされていると。また、部署によっては、その被服の貸与規程を設けているところがあるが、学校の用務員に対しては難しいところがあるということでありますけども、これにつきましても、やはり検討をお願いをしておきたいと思います。ほかのところをちょっと調べてみましたが、そういうことを対応されているところもあるようであります。年に１着ですけども、これ町だったんですけども、ということでよろしくお願いをしておきます。

また、次に、議会の中でもペーパーレス化を進めようとしている中において、学校用務員の方が教育委員会などに文書を持って来られていることをよく目にします。この文書等のやり取りについて、メールなどによるやり取りができないのかお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

現在、各学校と教育委員会の間における文書等のやり取りでございますが、電子メールやシステムを活用し、送受している場合が多々ございます。

なお、教育委員会に持ってきていただく文書でございますけれども、こういった文書の多くは学校で購入された消耗品等の会計処理に伴う見積書や請求書等でございますので、この部分におけるペーパーレス化については、現在のところ困難な状況にあるということで御理解いただきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　文書等多くは教育部のほうでは、メール等で行われているということであり、その文書のほうがですね、持って来られる文書とかについては、会計処理なのでやはり要求に伴うということなので困難な状況にあるということでありますけれども、何かですね、工夫ができる部分があるのではないかというふうに考えますので、さらなる簡素化に向けたものを活用した取組をお願いしておきたいというふうに思います。

そうした中において、学校の用務員の方からいろいろな意見が出ているというふうに思います。学校用務員の方々と意見交換などは行っておられるのか。また、要望について把握をされているのかお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

学校用務員の業務につきましては、人吉市立小中学校用務員の業務に関する規程の中で定

めてございます。まず１つ目に、学校の施設及び設備の点検及び営繕に関すること。２つ目に、文書、物品及び金銭の送受等に関すること。３つ目に、その他緊急を要する業務に関することとなっております。これらの業務を遂行するに当たり、困りごとを拝聴する機会として、個人面談を実施しておりまして、学校用務員の皆様から様々な御意見があることは伺っており、承知をいたしております。

しかしながら、学校施設整備に関する御要望につきましては、個人というよりも学校の総意として、学校長から御要望をいただきたいというふうに考えておりまして、その内容が全校共通の課題であるとすれば、市内校長会で協議をいただき、事務局へ御意見等をいただければと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今述べられましたけどですね、学校用務員の方も学校がよくなればと進んでいろんなことを行っておられると思いますし、また、いろんなことを提案されていると思います。やはり学校に言っても、なかなか意見が通らない場合があるというふうに聞いております。そういうことで、今まで使用不能の備品とか遊具、学校の作業服、事務服の問題などを質問してまいりましたが、学校環境整備についてですね、これについてはちょっと場所が違うとは思うんですけど、学校の長として実務をされてきておりましたので、教育長としてどう思われているのかお尋ねしたいというふうに思います。

○教育長（志波典明君）　お答えをいたします。

学校の環境は、児童・生徒の成長に大きな影響を与えるものでありまして、安全・安心な環境整備が基盤となるものでございます。整った環境が児童・生徒の心の安定や生活の落ち着きのためには大切であって、児童・生徒が一日の大半を過ごす教室はもちろんのこと、学校敷地内全てに関わることでございます。

現状として、遊具があるのに遊べない、危険な木があるため近くに行けないなど、児童・生徒の活動に支障が出ている状況は大変申し訳ないことと捉えておりますので、危険性、緊急性の高いものから順に引き続き対応してまいりたいと存じます。

学校は、児童・生徒の教育の場であるだけでなくて、勤務する教職員の労働の場、社会体育や地域学校協働本部事業等の地域コミュニティーの場、そして災害時の避難所など大きな役割を持っております。学校利用者に安心して利用していただけるよう今後も学校の環境整備に努めてまいりたいと存じます。

また、学校用務員の方々には、施設等の修理、営繕や環境美化など学校の環境整備だけでなく、教育の場である学校の特性を御理解いただき、子供たちに対しても積極的に関わっていただいております。よりよい執務環境がよりよい職務遂行につながります。振り返ってみますと、私自身学校に管理職として勤務していたとき、学校用務員の方の御意見や御要望を

十分把握して対応できていなかったのではないかと思う部分もございます。今後は、学校の管理職を含め、積極的にコミュニケーションを図るなどして、要望や御意見等を把握できる体制や効果的・効率的な仕事につながる組織づくりなどについて検討し、新たな方向性を探りながら可能な限り対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　教育長の、現場での思いとか何とかも含めた形でありましたので、何卒ですね、検討のほうとか、いろいろやれることについてはお願いをしておきたいと思います。

では、次に、市民の声より、西瀬橋の架け替え工事に伴う安全確保についてですが、本年12月24日より歩道部につきましては冬休み期間中、また、車道部については２月の中旬の予定で架け替えが計画されているようであります。そうした中において、中学校、高校生等につきましては、永野のほうからも来てもですね、曲がって戸越のほうからその橋を通って今自転車等は通学をされております。その中高生の通学に伴う自転車について、どのようになっていくのか。また、この峠のほうから来ますと自転車可の標識もないように見受けられますので、この点についてどのように考えておられるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

西瀬橋は、県道人吉水俣線の県道橋でございまして、権限代行により国が復旧工事を行うということになっております。自転車につきましては、現在も歩道部を通行可能でございます。車道部工事期間中におきましても、現在と同じように、自転車は歩行部を通行可能ということでございました。

以上、お答えをいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今言われたように、歩道橋のほうを通行できるということで安心をしているところであります。

では、次に、西瀬橋の架け替え工事中は市道矢黒下戸越線が迂回路というふうになると思います。このことで朝夕等は多くの交通量が発生すると思います。また、そこにつきましては、カーブとか勾配もありますので、危険な箇所があります。カーブのところなどに、民有地から砂利等が流れている箇所をよく見かけます。これについては、車等がブレーキを架けて滑ったりする状況にもあります。また、同じく民有地から倒木や倒竹等が通行上、大変危険であるというふうに考えます。それを、先ほども述べましたように、架け替え期間中、通行量が増えることが予想されますが、安全対策についてはどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

西瀬橋架け替え工事の迂回路であります矢黒下戸越線において、一部民有地から市道部へ砂利が流れている箇所があることについては、認識をしているところでございます。民有地側が道路よりも高い位置にあり、出入口付近も舗装などがなされていないため、市道部へ砂利が流れているものと推察されます。

以前は雨により大量の土砂が市道に流れ出し、地権者の方と現地立合いなどを行った経緯もございますが、近年は全く流出が見られないというところではございませんが、若干落ち着いてきているという状況であると認識しております。

しかしながら、若干の流出がまだ見られますことから、市道の中でも重要路線の一つでもありますので、市道パトロールの重点路線としてパトロールを行う中で、通行に支障が生じるような場合は、速やかに職員による道路清掃を行ってまいります。

本路線は、西瀬橋架け替え工事の際の迂回路でありますことから、先日も職員において、路面の補修作業を行っており、利用者の皆様が安心して通行できるよう早め早めの対策を講じているところでございます。

次に、民有地から市道への倒竹についてでございますが、こちらにつきましては、この市道矢黒下戸越線に限らず、多くの市道において発生している状況でございます。倒竹がございましたら、速やかに撤去するとともに、市道の通行に支障が生じる恐れがある支障木等については、所有者の方に撤去のお願いを行っているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今、高齢化等に伴い、なかなかその倒竹などについて管理が難しい人もおられるというふうには思います。また、その中において、この路線については市道の中でも重点路線として位置づけられて道路パトロールを確実に行う中で、安全の確保をしていきたいということで、この点についてはお願いをしておきたいと思います。

また、道路について、矢黒下戸越線については、避難路としての計画があるというふうに聞いております。その中において、何年か前に三叉路のところに速度を落とせという道路にしないと公安関係がかかってくるということでありましたので、そういうのを書いてもらって、ある程度、注意喚起があるというふうに思います。しかし、まだまだ十分とは言われない部分でもあります。そういうところにですね、路面に標識、速度落とせとか、そういう形ができないのか。この点についてお伺いいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

まずは法定速度を守って安全に運転をするということが運転者の義務であるかと思っております。この点につきましては、交通管理者と連携して交通安全に取り組んでまいります。

しかしながら、この矢黒下戸越線につきましては、一部見通しが悪い箇所がございますことから、この点につきましては、避難路整備の中で視認性の確保や走行しやすい道路整備に

努めてまいります。

路面標示につきましても、避難路整備の計画と一体的に検討を行っていく必要があると認識をしているところでございます。

なお、西瀬橋架け替え工事期間中の安全対策につきましては、工事を行っていただいております、国土交通省八代復興事務所から徐行看板による注意喚起、迂回路で迷うことによる注意散漫事故を防止するため、国道方面、西瀬小学校方面を誘導する看板を設置されると説明をいただいているところでございます。

また、迂回路の交通状況によっては、交通誘導員の配置等についても検討されているということでございました。

以上、お答えをいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　私がお願いしたかったのは、避難路としてなるまでの間のこの架け替えの間の２か月間、かなりスピードを出して、今日も朝の来るときだったんですけど、向こうのほうから来たときに三叉路のところでもうかなりスピードを出して行かれた方もおられましたので、そういうことについて、何か所かそういう形の注意喚起を行ってもらいたいということでのことでありました。

やはり、無理とか、前例がないでなくですね、何事もできないという理由を考えるのではなく、やれる理由を考え、スピード感を持ち、行動してもらうことを切にお願いしまして、これで私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時01分　散会

令和４年12月第７回人吉市議会定例会会議録（第４号）

令和４年12月８日　木曜日

１．議事日程第４号

令和４年12月８日　午前10時　開議

日程第１　議第80号　令和４年度人吉市一般会計補正予算（第９号）

日程第２　議第81号　令和４年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

日程第３　議第82号　令和４年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）

日程第４　議第83号　令和４年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第５　議第84号　令和４年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第６　議第89号　地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第７　議第90号　人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議第91号　人吉市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

日程第９　議第92号　人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議第93号　公の施設の指定管理者の指定について

日程第11　議第94号　財産の処分について

日程第12　議第95号　財産の取得について

日程第13　報第８号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

日程第14　一般質問

１．西　　洋　子　君

２．犬　童　利　夫　君

３．松　村　　太　君

日程第15　議第96号　令和４年度人吉市一般会計補正予算（第10号）

日程第16　議第97号　人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17　議第98号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18　議第99号　人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19　議員派遣について

日程第20　委員会付託

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（15名）

１番	松村　太君
２番	徳川禎郁君
４番	牛塚孝浩君
５番	西　洋子君
６番	宮原将志君
８番	高瀬堅一君
９番	宮﨑　保君
10番	平田清吉君
11番	犬童利夫君
12番	井上光浩君
13番	豊永貞夫君
14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中　哲君
18番	西　信八郎君

欠席議員（２名）

３番	池田芳隆君
17番	大塚則男君

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	迫田浩二君
教育長	志波典明君
総務部長	永田勝巳君
復興政策部長	浦本雄介君
復興政策部政策統括監	小林敏郎君
市民部長	丸本　縁君
健康福祉部長	渕上麻美君

経済部長	溝口尚也君
復興建設部長	瀬上雅暁君
復興建設部長 （復興担当）	若杉久生君
総務部次長	立場康宏君
総務課長	森下弘章君
秘書課長	上村英明君
水道局長	秋永　敦君
教育部長	小澤洋之君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏君
次長	栗原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	税所昭彦君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

なお、３番、池田芳隆議員より欠席届が提出されております。池田議員の一般質問は、本日、最後の４番目でございましたので順番に変更なく、本日の一般質問は３人で終了となります。

また、４番、牛塚孝浩議員及び17番、大塚則男議員から、遅参の連絡がありましたのでお知らせいたします。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行い、終了後、議第96号、議第97号、議第98号、議第99号に対する議案質疑を行います。その後、委員会付託をいたします。

また、議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、これより質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）（登壇）　皆さん、おはようございます。５番議員、西洋子です。通告に従い、早速、質問を始めます。

今回の通告は、市営住宅について、復興まちづくりについて、Ｄ51とＳＬ人吉の保存についての３項目です。

最初の質問、市営住宅について、始めます。

市営住宅の利用料未納額は年々増加しています。所得や年金は減るのに、物価は上がっていくという社会情勢が続く今、今後も増え続けることが懸念されます。また、現年度納付額と累積未納額が３対１という数字は看過できるものではありません。

市営住宅は、市営住宅条例及び条例施行規則に従い管理・運営されているものと思いますが、疑問に思う点があることと、条例そのものが現状にそぐわなくなっているのではないかという視点から質問するものです。

それでは、まず、現在の状況からお尋ねします。市が管理している戸数、入居が可能な戸数、入居待ちの状況、それに入居受付をしていない住戸の今後の計画、以上、４点についてお答えをお願いいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　皆さん、おはようございます。それではお答えいたします。

令和２年７月豪雨時に被災者向けに整備した単独住宅160戸を除いた数字で申し上げます。

まず、管理戸数は967戸、入居可能戸数は85戸、入居待機状況は８世帯となっております。

また、入居待ちの８世帯に関しましては、比較的新しい団地や特定の団地で、１階や低層階、単身用住戸など、なかなか空きが出ない住戸を希望されている方々となっております。

また、入居を受け付けていない住戸につきましては、用途廃止や除却を予定している三日原団地44戸、東間米山団地23戸、麓団地１戸、荒毛団地１戸、相良団地12戸、その他、著しく劣化している住戸などでございます。今後は、その他の団地でも建て替えや用途廃止を進め、市営住宅の集約を進めてまいりますが、移転をお願いする入居者につきましては、移転先として既設市営住宅をあっせんしていく予定としておりますので、一般の入居を受け付けない空き住戸、いわゆる政策空家の準備をしていく必要がございます。この政策空家に関しましては、今後、どの団地、どの住戸を設定していくか、改めて検討するということとしております。

以上、お答えをいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　空いている部屋があるのはなぜなんでしょうかというお尋ねをいただくことがありますが、入居の希望と空き部屋がかみ合わないということだということを理解いたしました。

それでは、次に、入居世帯の状況についてのお尋ねです。

１点目、高齢者率と最高齢の入居者、そして最長入居期間。２点目は、入居実態のない世帯の把握とその対処。３点目に、高額所得者に対する明渡し請求の実績はあるのか。以上、３点についてお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

高齢者率は36.17％、最高齢は103歳、最長入居期間は70年となっております。入居実態のない世帯に関しましては、把握している世帯は５世帯で、そのうち連絡がつく世帯３世帯につきましては、速やかな退去をお願いしているところでございます。また、連絡がつかない世帯に関しましては、現在、対応方針を検討しております。

また、15日以上留守にする場合は、住宅管理人への報告と併せて市へ届け出ていただいておりますが、一部の世帯は報告や届出の提出がなされていないというのが実情でございます。

高額所得者に関しましては、入居者からの収入報告書に基づき家賃を計算し、審査の結果、高額所得者に認定された世帯に関しましては、文書による明渡し請求までは行っておりませんが、個別相談やヒアリングを行い、自主的な明渡しをお願いしております。直近の実績としましては、令和３年度、高額所得者６世帯に対し、令和４年度までに明渡しに応じていただきました世帯は２世帯となっております。

以上、お答えをいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　高齢者率は昨年度から３％も増えています。５年前とすると10％近く増えていることになります。今後、災害公営住宅等の入居者の数字が加わると、もっと上がるのではないかと思います。

入居実態のない世帯は何世帯かは把握されているようですが、そのほかにも聞いているところがあります。市営住宅は住居に困っていらっしゃる方のセーフティーネットです。ほかに住む場所があるのならば、必要ないはずです。何年も、その状態が続いているとも伺っております。いま一度、入念な調査をお願いいたします。

それでは、高額所得者で明渡しに応じていない世帯が４世帯あるということですが、どのような対応を行われているのかお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

明渡しに応じていただけていない４世帯につきましては、引き続き、個別相談やヒアリングを実施し、市営住宅は住宅に困窮している低所得者向けのセーフティーネット住宅という趣旨を御理解いただき、自主的な明渡しに応じていただけるようお願いをしているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　自主的な明渡しをお願いしているということですが、条例には厳しい文言が並んでおります。やはり、そのとおりの実行は難しいというところと理解をいたしました。

次に、修繕について伺っていきたいと思います。災害後に市営住宅に入居された方々の中から、「畳や床がぼこぼこだった」、「壁や押し入れがカビだらけだった」などの声が挙がっていました。住民退去後に修繕を行うと思いますが、どのタイミングで行っているのでしょうか。

また、５年前と比較して、修繕費の予算が半分近くになっています。行財政健全化計画での圧縮と聞いていますが、建物の老朽化と長期入居世帯の増加が見込まれる中で、今後、修繕費は増えていくのではないでしょうか。お尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

まず、退去後の修繕のタイミングでございますが、団地ごとの立地条件や高層階の住戸など、人気がなく入居申込みがない団地、また住戸もございますので、修繕後に空き住戸になることがないよう、原則、入戸申込みがあった後に修繕を行っております。

また、人気のある低層階であれば、予算の範囲内で、退去後に適宜修繕を行っております。

次に、修繕に係る経費の推移でございますが、議員の御指摘のとおり、修繕費は今後増えていくことが予想されます。対応策といたしましては、短期的には前述いたしましたように、修繕のタイミングを工夫することで修繕費の効率化を図り、長期的には団地の建て替えや用

途廃止により市営住宅の集約・管理戸数の削減を図りながら、持続可能な市営住宅の運営を目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。(「議長、５番」と呼ぶ者あり)

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　人気のある部屋以外は、入居申込みがあった時点で修繕に入るということですが、最初にお尋ねした、入居可能な85戸のうち、傷んだままの部屋もあるということですね。放っておくと、場合によっては傷みがひどくなることもあります。何より、空気の入れ換えがないと、住居の傷みは早いです。今も様々な対応をされているとは思いますが、修繕費の抑制、有事の際、スムーズな住居の提供が行えるよう、今後も適切な対応をお願いしたいと思います。

それでは、次に、連帯保証人のことについてお伺いいたします。入居の際に連帯保証人が必要ですが、連帯保証人の条件と見直しについてお伺いします。

また、連帯保証人については、国土交通省から通知があっていると思います。本市の対応はどうなっているでしょうか、お尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

条例に定めております連帯保証人に関しましては、市に裁量がございますので、内規にてその条件を設定しております。この条件につきましては、市営住宅への入居を希望される方が窓口にお越しの際、入居申込みの内容をまとめた説明文をお渡ししており、その中に明記をしております。

次に、３か月以上、家賃を滞納している方の連帯保証人の５年ごとの更新につきましては、これまでの市営住宅管理システムでは対象世帯の抽出ができず、対応が困難でしたが、令和３年に導入した新たなシステムでは、機能を拡張することにより対応が可能となりましたので、今後は、適宜、更新手続を実施してまいります。

また、国土交通省からの技術的助言としての通知では、住宅に困窮する低所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないように格段の配慮を求められておりますが、本市では、家賃の問題や緊急時の責任がある対応、福祉的な対応など、現実的な課題も山積しております。しかしながら、令和２年７月豪雨後に単独住宅160戸を整備した際、この単独住宅につきましては、請書締結時に連帯保証人が見つからない場合、以後も連帯保証人を探すことを誓約していただき、身元引受人または緊急連絡先を報告していただくことで条件を緩和しております。今後、災害公営住宅に関しましても、同様の対応を検討しているところでございます。

今後も、入居を希望される方が、連帯保証人が見つからないことで入居の妨げとならないよう、民間の家賃債務保証会社や社会福祉法人等の活用も検討しながら、連帯保証人に関する実効性のある見直しを、条例の改正を含め検討してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　連帯保証人の条件、窓口での書類とおっしゃいましたが、どういう条件があるのか、具体的に教えてください。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

連帯保証人の条件につきましては、人吉市、球磨郡に在住で、年齢が65歳未満、所得額100万円超で、公営住宅に入居されていない方が対象ということになります。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　人吉球磨在住、これは恐らく昭和時代の名残だと思うんですが。郡市への流出がさほどなかった頃、市営住宅の条例は多分昭和36年から始まっていると思います、改正はその都度行われてきているとは思うんですけれども、今、老人の単身家庭は多いですよね、ということは、子供さんたちが郡市にはいらっしゃらないということなんですね。その中で、郡市に住んでなければ保証人になれないということで、例えば球磨村に子供がいればなってもらえるけど、隣の八代市、川向かいの芦北町ではできないということなんですよね。こういうことが、保証人を探すときの妨げになっているのではないかと思います。改正ができるものであれば、この付近も改正していただければと思います。

また、年齢が65歳未満ということですが、これはなったときの年齢なのか、なっている間中の年齢なのか、ちょっと疑問に思うところでございます。

施行規則第10条第１項に連帯保証人の変更について定められていますが、どのように対処されているのかをお尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

人吉市営住宅条例施行規則第10条第１項に規定されております連帯保証人の変更につきましては、入居者は連帯保証人が死亡し、もしくは他市町村に住所を変更したとき、または市長がその連帯保証人を不適当と認めたときは、理由発生の日から10日以内に新たに連帯保証人を定め、連帯保証人変更申請書及び請書等を提出するものとなっております。この連帯保証人の変更につきましては、入居者からの申出により対応しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　入居者からの申出ということで理解いたしました。

私の知り合いは、このお話をしましたら「知らなかった。気にしたこともなかった」と言っていました。正確には忘れてしまったということだとは思うんですけれども、その後、自分の保証人はもう85歳は優に超えているともつぶやいておりました。何十年も前の契約だと、内容の記憶も薄れて当たり前だと思います。保証人の中には、かなりの御高齢であったり、

施設に入所されていたり、もしくは鬼籍に入られた方もいらっしゃるかもしれません。そういうところは、市は追い切れていないというふうな回答だったと思います。

そういう状況での未納への対応は、納めるほうも徴収するほうも、双方大変厳しいと思いますが、最長の未納期間はどの程度あるんでしょうか。保証人の責任範囲を超える15か月以上の対応には、どのような対応をしていらっしゃるのか。また、未納のある入居者が死亡した場合、未納額はどういうふうになるのでしょうか。そして、不能欠損額への振替なんですけれども、平成30年度に１件振替があっております。不能欠損額への振替の基準はあるのでしょうか。以上、お尋ねいたします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

まず、最長の未納期間につきましては、14年でございます。また、令和２年４月以降の請書においては、連帯保証人の責任限度額を15か月分としております。それ以上の滞納につきましては本人へ請求することとしておりますが、支払い能力に問題があるケースが多く、対応に苦慮しております。

また、滞納のある入居者が死亡した場合も、相続人や連帯保証人に責任の範囲で請求をさせていただいておりますが、同じく、対応に苦慮しているところでございます。

このような課題に関しまして、現状では、相手方から民法による消滅時効の援用の申出などで不納欠損へ切り替えるなど、対応が限られているところでございます。そのため、滞納分の徴収が困難な事例において不納欠損が適正に処理できるよう、条例、施行規則の改正及び不納欠損基準の策定を検討しており、整い次第、議会に議案を上程し御審議いただけるよう、準備を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　条例、施行規則の改正、不納欠損基準の策定などを検討されていらっしゃるということです。不能欠損額に振り替えるとしても、結局、いただいていないという現実は変わらないわけです。そのためには、やはり、条例を優しくしろとは申しませんが、条例に従って管理運営ができるような条例、絵に描いた餅のような条例ではなくて現状に沿っていけるような条例の改正を検討していっていただきたいと思います。これで、市営住宅についての質問は終わります。

次に、復興まちづくりについての質問をさせていただきます。

地区懇談会では、回を重ねるごとに多くの意見や要望が出されました。コンサルの方が非常にうまく意見を引き出していただいたと私は思っております。ただ、熱く語られた思いの丈も、ちょっと冷めてきているというか、あの話をしたのはいつだったのかなというような声が聞かれます。どのくらいの時間が流れたんでしょうか。最後の開催はいつだったのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

人吉市復興まちづくり計画の策定における地区別懇談会は、令和３年４月から９月まで開催させていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　１年以上、音沙汰なしだったということですね。分かるんです、行政側はいろんな調査、測量、委託発注、いろいろなことをして、行政側としては時間は流れています。だけど、市民のほうは止まっているんですよ、何も流れていないんです。その辺が、やはり住民と行政の間に流れる思いの違いなのかなと思います。

施政方針で、避難路整備について、市長は、「球磨川左岸地区、温泉下林地区、中神地区においては、一部の計画路線の測量を完了し、現在、設計の段階に入っておりますが、地形的な問題による整備内容の検討や関係機関との協議等に時間を要しており、当該地区の皆様への御説明までには至っていない」と言っておられます。避難路について、測量前に、選定前に、町内会長さんへの意見徴収、説明はあったのでしょうか、お伺いいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えします。

避難路につきましては、人吉市復興まちづくり計画を策定する上で実施しました地区別懇談会の中で、住民の皆様から多くの御意見や御指摘・御要望をいただき、計画の中へ反映させているところでございます。

先月26日から29日の期間で開催しました復興まちづくり進捗説明会におきまして、いただいた要望路線についてお示しをさせていただいたところでございますが、来年１月から、今後の具体的な避難路整備についての説明会を、地区別に実施させていただく予定でございますので、地域住民の御意見等を踏まえながら避難路整備を進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　順番がおかしくないですか。計画された場所に問題があるとかではないんですが、選定決定の前に、少なくとも地元の町内会長さんへの意見徴収があってしかるべきだったのではないかと私は思います。

最初に、最後の開催がいつだったのですかという質問をさせていただきましたが、「あれ何だったんだろう、言わせるだけ言わせて、聞くだけ聞いて、単なるガス抜きだったのか」と、「あの辺を測量していたから、あそこをするんじゃないの」と、そういう声が多く聞かれたからああいうふうに聞いたわけですけれども。場所を決める前に地元への、全員集めてはこのコロナ禍でもありますし、時間の問題もあります、少なくても町内会長さんに一声もあってよかったんではないかと思っております。地元でしか分からないこともあります。そして、地元の声を大事にすることが、そういうことをきめ細やかにやっていくことではない

かと思っておりますので、今後、地域住民の意見を踏まえながら整備を進めていくということでございますので、本当の意味で住民の意見をきちっと聞いて、聞くだけではなく、その後の返事までして取り組んでいっていただきたいと思います。

次に、高台避難の場所です。村山公園周辺に避難場所の整備計画がありますが、村山公園に集中すると、３つの道路のいずれも道幅が狭いことから、混乱を招くと思われます。実際、7.4豪雨のときには上れない、下れない、そういう光景が見られました。水害となると、高いところへ避難したいというのは人間の心理です。村山以外、例えば梢山といった別の高台に避難の整備をする計画はないのでしょうか、お伺いいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

村山公園周辺の避難場所の整備計画でございますけれども、これは人吉市復興まちづくり計画におきまして避難路、避難場所等の方針案として示されている整備計画でございます。

議員御質問の、梢山の整備計画でございますけれども、人吉市地域防災計画書では、梢山一帯としまして、中小企業大学校と梢山多目的グラウンドを指定緊急避難場所に指定しています。しかしながら、梢山多目的グラウンドは、現在、応急仮設住宅が建設されておりますことから、この場所を使用することは難しい状況でございます。今後、応急仮設住宅が集約され、もとの機能に回復した際には、地域防災計画書に沿った指定緊急避難場所としての活用を検討してまいりたいと存じます。

また、市では、民間企業が所有します施設等を活用した対策も進めておりまして、先般、民間企業の御厚意により、緊急時に、立体駐車場等を一時避難場所として使わせていただく旨の協定を締結したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　以前の一般質問でも、避難場所についてはなかなか市が新しく整備するということは難しいと、ですから、民間の協力を仰いでください、頭を下げてそれで済むものなら頭を下げて回ってくださいとお願いをしたことがございます。

梢山は特に、高台に事業所の広い駐車場を有している企業さんがたくさんいらっしゃいますので、ぜひとも協定を結んでいただきたいと思いますし、また、協定をした内容を、ここはこういうことで使いますよということは、市民の皆様への周知も忘れずにやっていただきたいと思います。

それでは、避難路、そして高台への避難場所の整備を聞いてまいりましたが、避難所の整備にも目を向けていただきたいと思います。避難所の開設イコール高齢者等避難が発令されるということです。高齢者等避難の有効性を高めるためには、避難しやすい避難所にする必要があります。これは中原小学校の体育館での話ですが、台風14号では、換気ガラリの音と雨漏りでいられなかったという声もありました。また、避難できない、その場所には不便で

行けないという方のために、自分がその人のところに行って一晩を明かしたという声も聞きました。学校体育館が指定避難場所になっている場合、段差の解消や大人も使えるトイレへの改修をはじめ、高齢者にとって課題しかないといっても過言ではありません。安心して避難できるためには、全面改修が必須だと思いますが、いかがお考えでしょうか

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

指定避難場所につきましては、それぞれの地域の避難場所として、コミュニティセンターや小中学校体育館などを活用しているところでございます。これらの施設は、もともとコミュニティーや学校施設としての機能を果たすものでございまして、老朽化の問題や、議員御指摘の、段差解消などにつきまして、それぞれの施設をバリアフリー化することができればよいのですが、構造上、対応できないなどの課題もございまして、大変心苦しく感じているところでございます。

しかしながら、改善対応できる部分もあるものと思っておりまして、トイレなどにつきましては検討をしてまいりたいと考えております。

また、どうしても、その施設の利用が困難な方につきましては、支部職員と連携して、ほかに開設している避難場所、例えばスポーツパレスなどを御案内させていただくことも可能でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　ほかの場所、校区外の避難所への案内をされているということでしたが、それでは御案内いただくスポーツパレスの使用場所についての状況をお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

人吉スポーツパレスは、本市の指定避難所の中では受入れ人数が最も多く、また、これまで避難所を開設した際には、避難される方が最も多い施設でございます。

また、利用者の視点でのバリアフリーにも対応しておりまして、トイレも多目的トイレとなっております。

避難される場所としましては、最初に、畳のあります第１武道場に避難をしていただいているところでございます。また、高齢者等避難を発令しますと、近隣の介護事業者の入所者と施設の職員の方が避難される場合などもございまして、その際には、事務所横の会議室を開放いたしております。この会議室は、付き添いのある方、介助が必要とされる方が避難されてきたときにも使用しておりますので、その際にはお声かけいただければと存じます。

また、車椅子が必要な方が避難された場合は、車椅子等をお貸しし、第１武道場の中の入口近くのスペースを確保するなど、状況に応じた配慮に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　避難所の中ではスポーツパレスが一番負担が少ないのかなとは思いますけれども、それでも多目的トイレは数が少ないです。普通のトイレを使うということになると、また、ここは問題を抱えている避難所でもあると思います。私は、武道場は高齢者専用といいましょうか、介添えを必要とされる方専用にしていただけないかと思っております。御検討していただければと思います。

また、福祉避難所への避難が理想なんですけれども、市の福祉避難所の数、また、そこへ入る際、自分の意思で行っていいのかどうか、そういうところの流れを教えていただきますようにお願いいたします。

○健康福祉部長（渕上麻美君）　議員の皆様、おはようございます。お答えをさせていただきます。

現在、本市が指定しております福祉避難所は、高齢者施設５か所と障害者施設２か所の合計７か所でございます。

次に、これらの福祉避難所に避難される際の流れでございますが、大雨や台風接近などにより警戒レベル３の高齢者等避難が発令されることが予想される段階で、災害対策本部の救護部から各福祉避難所に電話を入れ、受入れの可否について確認をいたします。これは、新型コロナウイルス感染症の状況によっては避難者の受入れが困難な場合があるためでございます。そして、開設を正式に依頼するファクスを送信します。その後、災害対策本部あるいは支部から、指定避難所での避難生活は困難だと思われる方がいると救護部に連絡があった場合は、受入れ可能な施設をお知らせし、同時に、対象施設に避難者情報を連絡するといった流れで進みます。

福祉避難所への避難につきましては、必ずしも学校等の指定避難所に行ってからでないと移れないというわけではございません。初めから福祉避難所への避難が適していると思われる方につきましては、救護部である福祉課または高齢者支援課に御相談いただければ、受入施設との調整を行うよう配慮しているところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、福祉避難所の数は７か所と、まだまだ少なく、加えてコロナ禍においては多くの要配慮者を受け入れるだけの十分な収容能力がございませんので、そのあたりが課題となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　７か所の福祉避難所ということで、ここは当然、利用されている方がいらっしゃいますし、また、通所等で利用されている方がどうしても優先になるのではないかなということで、現実としては行くということは難しいことになってくるのではないかなと推察いたします。キャパシティーが足りないということです。そうなると、やはり体育館ということになりますが、乳幼児のオムツ交換や授乳スペースもそうなんですけれども、問

題は大人なんです。大人のオムツ交換という問題があります。子供のオムツ交換は、「ちょっとすみません」と言いながら、お互いさまでそのへんはできることもあるんですが、大人のオムツ交換はそういうわけにはいきません。みんなで取り囲んで、布で隠してやりましたということも聞いております。広い空間だと、プライバシーを守るということが容易ではありません。プライバシーを守るための空間整備はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

指定避難所におけるプライバシーを守る空間整備の状況でございますけれども、オムツ交換や授乳可能空間の整備としまして、避難所内に簡易テントを配置したところでございまして、まずはこのテントを活用して、プライバシーを守るための空間整備に努めてまいりたいと存じます。

しかしながら、育児をされている方で、このテントではどうしても不安を感じる方がおられることも想定されますので、その際には支部職員と連携しまして、現在、人吉第一中学校に設けております乳幼児避難所を御案内させていただきたいと考えております。

また、人吉市役所の別館の改修が終了した以降は、同施設を指定避難所及び乳幼児避難所として活用する予定といたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　乳幼児の避難所がほかにあるということで、安心いたしました。子供さんが走り回ると、とても肩身の狭い思いをされる。一度、避難して嫌な思いをされると、もう二度と避難をされないという状況に陥る可能性はとても高いんですね。それと、先ほども言いましたが、大人のオムツ交換。私は先ほどから福祉避難所のことを言っていますが、皆さん、多分、避難が普通の避難所では難しい方は、介護の認定を受けていらっしゃる方とか障害者手帳をお持ちの方だとかそういう方を想定されていると思うんですが、うちのお隣の95歳のおばあちゃんは元気です。朝からラジオ体操をして近所をお散歩するぐらい元気ですが、じゃあ避難所に行けるかというと、それはまた違うんですね。ですから、ものすごい超高齢社会になってきますよね、もうなっているといってもいいかもしれません。高齢者の避難はどういうものか。職員の皆さん、一度、妊婦体験とかやったことございますか、おなかに重りを入れて一日動いてみる。どうでしょう、足を片方、膝を添え木して動けない状態で一日過ごしてみると。皆さん現役で若いので、なかなか分かっていただきづらいのかなと。実際、私も、ずっと高齢者の避難で高齢者が避難しやすい避難所にしてくださいと言ってまいりましたが、実際、今年の台風のときにぎっくり腰をしました。行けない。避難できない。行ってどうするのと、座ったら動けない。本当に、それが頭の中に一番に浮かんだことでした。ずっと言葉で言ってきたことと自分がそういう立場になったときは本当に身につまされるというか、経験は何より、余り体験したくないことではあるんですけれども。現役の若い

皆様が運営されている、考えていらっしゃる避難所と、高齢者が考える、希望する避難所は、隔たりがまだあるかと思いますので、どうぞ、その辺のことを熟慮していただきたいと思います。先ほども申しましたが、避難所開設がされるということは高齢者等の避難が発令されるということです。命を守る一番の方法は避難です。また、避難されていらっしゃらない方を助けに行ったがための二次災害の防止にもなります。でも、何度も申しております、避難したくてもできない方が大勢いらっしゃるのが現状なんです。超高齢社会において、避難所整備の考え方は根本的な部分から考え直す必要があるのではないかと考えますので、どうぞ、執行部の皆様、その辺のところをいま一度、実行していただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後の、D51とＳＬ人吉の保存について質問を始めさせていただきます。

６月の一般質問で、矢岳駅構内に展示中のD51のアスベスト調査のことについて質問しました。調査の結果とアスベスト飛散防止の対応状況についてお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　皆様、おはようございます。お答えいたします。

矢岳町に保存展示しておりますD51のアスベスト調査でございますけれども、ＪＲ九州エンジニアリング株式会社に依頼をしまして、本年６月16日に調査が完了しております。

調査結果でございますけれども、車両先頭の煙室扉、それから複式空気圧縮機、それから運転室ボイラーにおいて、アスベストらしきものが露出し、飛散するおそれがあるとのことでございました。

このことを受けまして、ＪＲ九州エンジニアリング株式会社に指示を仰ぎ、シール材、ポリエチレン発泡体によるバックアップ材を用いまして、アスベストの封じ込め措置を完了いたしております。

なお、この調査結果及びアスベスト飛散防止の対応につきましては、本年10月28日にＪＲ九州に報告書を提出しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　理解いたしました。

その頃、ボランティアによる塗装計画があったんですけれども、アスベスト調査で中断した経緯がございます。県の補助メニューの提出期限などの問題もあるようですので、再開されるかどうかは分からないところではございますが、もし始めるとしたら、始めることに関して問題はないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

市としましては、アスベスト飛散防止の対応は完了しているという認識でおりますので、対応は可能な状況でございます。しかしながら、今、申し上げましたように、10月28日にＪＲ九州へ報告書を提出しております。まだ、その報告の内容についての確認が取れておりま

せんので、ＪＲの報告を確認次第、対応は可能ということになろうかと思います。

また、塗装する前の、いわゆるケレン作業などを行う場合、作業箇所によりましては予期せぬアスベストの飛散につながる可能性も考えられますので、事前に作業内容、それから作業箇所に関しまして、担当課であります社会教育課と協議をお願いできればと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　ＪＲからの返事待ちをされている状態だと理解いたしました。

これは、ボランティアさんたちが企画を市に持ち込んだという形になっているわけですが、やっちゃいけませんと言った後、全く向こうに何の説明もあっていないと。企画を持ち込んだんだから、持ち込んだほうから聞きなさいということなんでしょうが、市ももてあましていますよね、D51の塗装。市の予算でできますか。せっかくボランティアの人たちがやろうという声を上げてくださったんですから、そういうときには企画を持ち込んだほうがどうのこうのじゃなくて、こういう状態ですからというふうに話を続けていけば、向こうの士気も下がらないと思うんですよ。言ったのに何も言うてこんと、期待もされとらんとだろうと、何か士気下がりませんか、皆さんだったら。私だったら下がります。ボランティアに頼ることということはこれからたくさん出てくると思います。また、大いに活用をしていくべきだと思いますので、対応をいま一度考えていただければと思います。

それでは、最後の質問です。ＳＬ人吉の引退後については、初日の福屋議員、昨日の田中議員への答弁で、熱い思いを聞かせていただきました。私は保存ということで３つを質問させていただきます。

まず、全国に展示され、放置されているＳＬは何両あるか御存じでしょうか、市長、お答えをお願いいたします。

○市長（松岡隼人君）　皆様、おはようございます。では、御質問にお答えいたします。

全国では動態保存や静態保存により、資料館、駅前や公園など数多くの場所でＳＬが展示されているようでございまして、正確な数は知り得ないところですが、有名なところでは東京の新橋駅前、近隣では湧水町の吉松駅などがあり、数百の場所での展示がなされているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　ＳＬの引退のときに、全国で我が町のシンボルにしようということで500両ほどのＳＬがそれぞれの自治体に貸与されたということがいわれております。その中で放置されているのは、正直、すみません、私も存じ上げておりません。

それで、矢岳のD51は放置された中には数えられないと思うんですけれども、市長は矢岳

構内のD51はいつ御覧になりましたか、今の現状を御存じですか。今の姿を見て、どう思っていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

D51の現状については、やはり経年劣化による影響があるかと思いますが、塗膜の光沢が失われ、白けたような色合いになっていることは承知をしております。

肥薩線でも活躍されていたD51の長年にわたる功績と偉業を称える意味においても、今後も適切な保存に努め、引き続き、歴史的・社会教育的資料として展示してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　人吉市に貸与された２両が、高額の維持管理費なしですばらしい状態を保てたのは奇跡です。ひとえに、故得田様の御厚意とＳＬに対する愛情、情熱、そして知識があってこそだったということは誰もが知るところですし、それは今のD51を見れば一目瞭然だと思います。

準備にも相当の費用が必要ですが、あの力強く美しい漆黒の車体を維持するには、数年に一度、100万円単位の補修費がかかるともいわれております。それがかなわず、解体に追い込まれている自治体もあるということです。もとは鉄です。少しでも予算を抜き、手を抜くと鉄くずとなり、負の遺産を後世に残すことになりかねません。市長、そこまでの覚悟はおありの上での「ＳＬ人吉の終着駅」発言でしょうか、お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

移設費用については、過去の例からも相当の費用がかかり、展示にも施設の改修を含め、維持管理の費用が生じます。この件に関しましては、先月、人吉温泉女将の会さくら会さんとの意見交換会の際にも御意見がございまして、移設費用や展示施設整備等をクラウドファンディングで賄ってはどうかといった御提案もいただきましたが、費用をどう工面するのか、その手法は様々にあるかと存じます。

ＪＲ九州さんにも、私的な思いとしてはお伝えをいたしましたが、今後は、機会あるごとに、市長として、沿線市町村で構成する肥薩線利用促進・魅力発信協議会の会長として、正式に公の場で精力的にお願いをしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　市長の覚悟は聞かせていただきました。

人吉駅に持ってくることより、それから先のことが大変なんです。人吉に、ふるさとに連れ戻しましょう、それはみんなが盛り上がることなので、それなりの費用も集まるでしょうし、かけることもできると思いますが、その先の維持が大変なんですね。どこのＳＬも、Ｓ

Ｌにかける情熱や愛情を若い人たち、次の世代につなぐことができなかったということが大きな課題だそうです。また、ＳＬに対する知識がある人も減っていったということです。

そして、先ほど市長もおっしゃいました、社会教育的に利用していくことが最も大事だと。まさに、矢岳のD51もそういうふうに使われていたからこその保存だったと思いますし、ＳＬ人吉も、そういう思いをまちの人たちに持ってもらわないと、新しいものはブームが過ぎると寂れていくものです、その辺のところをしっかりと見据えていただきたいと思います。

別々の場所とはいえ、２両のＳＬがあるまち、ほかにはないんじゃないでしょうか。ＳＬ人吉の里帰り前に、ぜひともD51のお化粧直しもお願いしたいと思います。D51と共に、ＳＬ人吉86の里帰りを楽しみにしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分　休憩

午前11時15分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

17番、大塚則男議員から欠席届が提出されました。

それでは、一般質問を続けます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）（登壇）　皆さん、こんにちは。11番議員の犬童利夫です。

一般質問３日目ということで、大変お疲れさまでございます。それでは、通告に従いまして質問をしてまいりたいと思います。

今回は、３項目について通告しております。１項目め、防災について、人吉市総合防災訓練と新市庁舎の消防訓練等についてでございます。２項目めが森林の管理などについて、３項目めが市民の声から、人吉市市民プールについてでございます。

まず、１項目め、防災についてでありますが、議長の許可をいただきましたので、質問要旨の２番目、新市庁舎消防訓練についてと３番目、Ｊアラートについてを入れ替えて質問させていただきます。

本年10月に実施されました、人吉市総合防災訓練の実施結果などについてお尋ねします。今年も、９月の連休に台風14号が本市に接近し、激しい風雨をもたらしました。球磨川の上流域にまとまった雨が降り続き、増水したため、避難所には859名の方々が避難されました。また、東北、北海道など全国各地で大雨が降り、各所で河川の氾濫や土砂災害により多くの貴い人命や住まいなどに甚大な被害が出ております。

このように、全国各地で自然災害が多く発生している中、防災に対する市民のさらなる意識の向上を図るとともに、ハード整備・ソフト面の充実など、防災体制の整備を図っていく

必要を改めて感じたところでもあります。

そういう中で、人吉市総合防災訓練が実施されました。新たに、今年５月から供用開始されました新市庁舎移転後の災害対策本部の運営体制の構築などを含め、強固な防災体制を目指すというものでありました。新市庁舎の災害対策本部の訓練内容と、その運営状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

10月16日に実施しました人吉市総合防災訓練は、国・県の機関と関係団体の御協力により実施することができたところでございます。

今回の総合防災訓練では、新市庁舎３階を災害対策本部とし、人吉西小学校をメインの避難所として避難所運営訓練を行いました。

また、球磨川くだりＨＡＳＳＥＮＢＡ周辺では、熊本県警、消防組合、ラフティング協会による逃げ遅れを想定した水難救助訓練を、人吉下球磨消防組合屋外訓練場では、人吉警察署、消防組合、消防団、建設協会、准看護学院の生徒による重機やチェーンソーを使用しての倒壊家屋・車両からの土砂災害救出訓練を実施したところでございます。

災害対策本部における運営訓練では、大雨などの気象情報のほか、市民の方々から寄せられる被害情報、救助要請などに対し、避難指示など避難情報の発令や、警察、消防など関係機関に対する救助要請と救助活動の状況報告などの模擬訓練を実施したところでございます。

また、国土交通省の河川カメラによる水難救助訓練の確認、ウェブ会議システムによる避難所との情報伝達、ポケコムによる避難受付状況の確認など、様々なシステムを活用した本部での情報確認も実施し、有益な訓練を行うことができたものと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　今、訓練の状況について答弁いただきましたけれども、新市庁舎での初めての災害対策本部の訓練であったろうと思います。体制や運営などを確認されて、また、関係機関や災害現場との連携もスムーズであったと理解したところでございます。

次に入りますけれども、新型コロナウイルス感染症に伴う避難所の運営についてであります。災害対策支部会議資料でも説明があっているところでありますが、今回、避難所運営の中で新型コロナウイルス感染症対策訓練等も掲げてあります。今回の訓練内容など、また課題などについてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

今回の総合防災訓練では、人吉西小学校におきまして、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の訓練を実施いたしました。

訓練の内容としましては、発熱症状などの３つの事例、具体的には新型コロナウイルスの陽性者、陰性であるものの発熱症状のある方、感染性胃腸炎の疑いがある方を想定しまして、

災害対策支部職員や救護部医療班職員が受付方法や動線、ゾーニングの確認、また、吐物処理訓練などを行ったところでございます。

また、人吉保健所や災害支援ナースの方々にも御参加をいただき、感染症対策に関するアドバイスや訓練後の講評をいただき、訓練に参加した職員からは、「有事の際に役立つ、非常に有意義な訓練だった」との意見があっております。

訓練から見えた課題としましては、隔離スペースの確保などのほか、有症状者について、他の避難者に知られない工夫などを含めた人権上の配慮などにつきまして、人吉保健所から助言をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　訓練に参加された職員の方からは、専門の方々からアドバイスなどをいただき、非常に有意義な訓練であったという反省の弁がありました。このことを踏まえ、災害対策支部や避難所に携われる職員の方々の対応について、皆さんが共有する必要があると感じたところでもございます。特に感染症の症状のある方などへの対応につきましては、今、答弁で述べられたように、知られない工夫とか人権上の配慮が必要ということで、やはり、さらなる情報の共有と連携が大切であると感じたところでもございます。

対応される職員の方々もリスクがあるわけですから、訓練の反省点や気付き、教訓などを生かされて、今後の計画などに反映させていただきたいと思います。そして、さらなる避難所の安心・安全の確保に努めていただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

次に、国の防災基本計画の見直しの中で、アレルギーに対応した食料の備蓄を自治体の努力義務とされたことが報道されました。災害時、食事に不安を覚えて避難をためらったりするケースがあるため、市町村が、今後、それぞれの地域防災計画に反映させるということでありました。食物アレルギーがある方は、自宅にそれぞれに備えておられると思ってもおりますけれども、本市の備蓄食料のアレルギー対応について、現状と今後の対応等についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

国は、令和４年６月に防災基本計画の見直しを行い、備蓄等の食料につきまして、被災地方公共団体は食物アレルギーへ配慮した食料の確保に努めることとすると方針を示しております。このことは、いわゆる努力義務として、今後の取組が示されたものでございます。

本市の備蓄食料のアレルギー対応につきましては、昨年、備蓄用としまして購入しました食料品のうち、カレーと五目御飯につきましてはアレルギー特定原材料28品目不使用となっておりまして、今回の改正に沿ったアレルギー対応の食料品を備蓄しているところでございます。

今後は、不足と買い換えのタイミングに合わせまして、食物アレルギーへ配慮した食料品

へ更新をしてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　今、答弁にありましたように、食料品の消費期限の問題であったり、炊き出しや備蓄品など使われた全ての食材の保存や情報を管理するルールの整備も必要になってくるんじゃなかろうかと思ったところでもございます。その仕組みづくり等について、今後、検討していただければと思います。よろしくお願いしておきます。

次に、Ｊアラートについてお尋ねいたします。10月４日、北朝鮮の弾道ミサイルが日本の上空を通過し、北海道や青森県では、早朝、防災無線やサイレンが鳴り響き、通勤・通学時間帯の交通機関が乱れたとのことでありました。また、臨時休校する学校もあったことが報道されました。

Ｊアラートによるミサイル情報の発信は、今回が５回目ということでありました。そのＪアラートの概要についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

Ｊアラートについてでございますけれども、改めて申し上げますと、全国瞬時警報システムの通称でございまして、弾道ミサイル情報や緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、国が住民に対し瞬時に伝達するシステムでございます。

具体的には、弾道ミサイルの発射など、国民保護に関する情報は内閣官房から、緊急地震速報や特別警報など、気象に関する情報は気象庁から、総務省消防庁の発信システムを通じ、防災行政無線やエリアメールなどにより伝達される運用となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　概要について述べていただきましたけれども、今回の情報発信では、北海道と青森県の６市町村で防災行政無線が機能せず、受け取った情報を住民に伝達できないトラブルが起こったことも報道されました。Ｊアラートに連動して緊急情報を届けるメール配信が機能しなかったため、約20分後に手動で配信されたとのことでありました。そのほか、Ｊアラート受信機が修理中で使用不能の状態もあったとのことであります。

本市では新市庁舎への移設が行われていますが、本市のシステムと移転後のテスト配信などについて、メール配信や新市庁舎での問題などはなかったのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

本市のシステムについてでございますが、Ｊアラートで情報を受信した場合には、防災行政無線屋外拡声子局や防災ラジオ、エリアメール等により情報を伝達することになります。

次に、Ｊアラートの訓練についてでございますが、総務省消防庁では、毎年、全国一斉のＪアラート情報伝達訓練や緊急地震速報訓練が実施されております。この全国一斉訓練の際

に本市も訓練を実施しておりまして、正常にシステムが作動するかを定期的に確認しております。

市庁舎機能移転に伴い、防災無線室の移転と併せまして、Ｊアラート機器の移設も行いましたけれども、移設後に実施されました全国一斉訓練の際に、問題なくシステムが作動することを確認したところでございます。今後も、全国一斉訓練や日々の点検を欠かさず、必要な情報を正確に配信できる体制を確保してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　政府は、北朝鮮の弾道ミサイル発射を巡り、Ｊアラートの発信の誤りや、避難の呼びかけがミサイルの上空通過とほぼ同時刻だったことなども問題になり、発令時の混乱などが指摘されております。そのような中、政府はＪアラートシステムの改修を検討する考えであることが報道されております。今後、システムの改修など通知がありましたら、広報やお知らせなどしていただきたいと思います。

それから、本庁舎の点検等についても、定期的に点検されているということでございますので、日々の点検もよろしくお願いしたいと思います。

次に、新市庁舎の消防訓練についてお尋ねいたします。先日実施されました新市庁舎の消防訓練につきましては、どのような訓練内容で実施されたのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

まず、消防訓練の定義でございますけれども、消防訓練の実施につきましては、消防法第８条第１項における施設管理権限者の義務や、消防法施行令第３条の２における防火管理者の責務の中で消防計画を作成し、定期的に各訓練を実施しなければならないこととなっております。

新市庁舎につきましては、特定用途防火対象物として年２回以上の消防訓練が義務づけられておりまして、人吉下球磨消防組合にて実施されます屋内消火栓操法大会への参加と、市庁舎におきまして定期的に実施をいたします消防訓練としているところでございます。

今回実施しました消防訓練は、新市庁舎に移転しまして初めての訓練ということで、職員にもどういう消防設備があるのかということを広く理解してもらうため、各階における行動責任者となる管理職以上を対象としまして、11月14日に事前に作動確認を実施した上で、11月22日に、人吉市役所防災消防計画にのっとり消防訓練を実施したところでございます。

訓練の内容としましては、３階南側機械室からの火災が発生したとの想定のもと、自衛消防隊が連絡・通報・消火・避難誘導を行い、避難した職員の確認を避難場所で避難報告を行うというものでございました。避難場所につきましては、６月市議会定例会の一般質問の際に、正面駐車場等を想定してとの答弁をさせていただいておりましたけれども、火災発生時の正面駐車場の利用状況に左右されることや、消防署からの御指摘もあり、議員から御提案

をいただいておりました、人吉市立第一中学校のサブグラウンドを選定させていただきました。また、大規模災害になった場合には、第一中学校の運動場を利用させていただくことも、学校側と確認をさせていただいたところでございます。

今回の訓練は、訓練開始直前に降雨となりましたことから、その後の業務への影響を考慮し、避難場所を１階エレベーターホールに変更し、避難する職員も縮小しての訓練となりましたけれども、避難誘導や伝達などにつきまして成果があったものと理解をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　私も新庁舎に移転してから初めての訓練ということで、訓練を見学させてもらいました。気になりましたのが、防火シャッターや防火戸が閉まった階段室においてフロアの階の表示がなく、何階にいるのか瞬時に分からなかったことであります。特に、避難階である１階の防火戸壁面や階段室壁面などに１階である表示があれば、避難行動に生かされるのではないかと思ったところでもございます。北側の１階の防火戸は、通路側に納めてありますので、あそこは階段室がちょっと狭くて通路側に防火戸が納めてありますので、逆の閉まりになりますので、あそこだけは階段室壁面に表示したほうが分かりやすいのではなかろうかと思ったところでもございます。

今回、新市庁舎での消防訓練を実施して、課題や、訓練等に立ち合われた消防署からの指導・講評等について、どのようなものがあったのかお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

今回の消防訓練で見えてきた課題でございますけれども、訓練後の人吉下球磨消防組合からの御指摘としましては、非常時に自動で流れる非常用放送の作動中は、庁舎内で使用している一般放送設備からの音声が流れないため、今後は、双方うまく連携し、よりよい運用ができるよう検討をしていただきたいというものでございました。

また、ただいま議員から御指摘をいただきました防火扉への各フロアの階数の表示につきましては、非常時は誰もがパニックに陥ることも想定されますことから、改善を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　訓練等をすれば、いろいろな改善点とか課題が見つかると思います。１つずつでも改善に向かってやっていただければと思います。今後、全職員の方が、なお一層、庁舎の安全管理に努めていただきたいと思ったところでございます。

また、階段室の表示は検討するということでございましたので、検討方よろしくお願いしておきます。

次に、森林について、その管理などについてお尋ねいたします。

国内の森林整備や林業の担い手の育成、木材の利用を促すなどを目的に、2019年から自治体に森林環境譲与税が配分されていますが、その使い道について、おおよそ半分ぐらいの自治体で有効に使われていない実態が報道されております。森林環境譲与税の各自治体の配分は、私有林や人工林の面積、林業従事者数に加え、人口を考慮した配分となっているとのことであります。

森林が少なくても人口の多い自治体では、多額の譲与税が配分されることになります。逆に、人口の少ない山間部は、譲与税の配分が少ないことになります。私有林や人工林の面積がゼロの都会では、これまで全額を基金として積み立てているところがあるとのことでありました。

本市の実態についてお尋ねしますが、人吉市の森林面積、市の面積に対する割合、また、そのうち民有林面積と個人が有する山林面積についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

国土地理院全国都道府県市区町村別面積調令和３年によりますと、本市の面積は210.55平方キロメートル、これはヘクタールでいいますと２万1,055ヘクタールでございます。また、熊本県林業統計要覧令和２年度版によりますと、本市の森林面積は１万5,942.24ヘクタールでございますので、面積に対する割合としましては約75％となっております。

続きまして、民有林の面積でございますが、森林につきましては国有林と民有林の２つに分けられ、民有林の面積は１万79.86ヘクタールでございまして、この中には県や市町村が管理します公有林2,301.40ヘクタールと、個人や集落及び共有林、団体や会社などが所有いたします、いわゆる私有林が7,778.46ヘクタールございます。この私有林のうち、現在個人の方が所有をされている面積といたしましては4,104.59ヘクタールとなっております。なお、市全体の個人の所有者数としましては、今後のデータの精査が必要でございまして、詳細には把握できておりませんが、現在、森林経営管理協議会を設立しまして、森林の管理を行うための市全体の把握を行っているところでございます。これらにつきましては、把握できました地区から地区ごとの意向調査を始めているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　詳細に答弁いただきましたけれども、９月定例会市長所信表明の中で、「民有林の放置林対策については、昨年度実施した所有者に対する意向調査の結果、回答いただいた方の約６割が市への管理委託を希望されております。放置林の問題は、今後の治山対策等にも大きく影響し、さらには本市を代表する産業の１つである林業の振興にも大きく結びつく問題であります。このようなことからも、今後も関係の皆様と協働、連携し、放置林対策を進めてまいります」と述べられております。

昨年度実施されました所有者に対する現時点での意向調査について、調査件数、回答数とその割合、主な意見の内容にどのようなものがあったのか、また、その結果、管理委託を希望された件数とその面積、その後の取組についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

まず、先ほど犬童議員からございましたように、令和４年度に入りましても調査が進んでおりますので、まず、現時点での所有者への意向調査の結果とその後の取組について御回答をさせていただければと思います。

まず、令和３年度に１地区、令和４年度に３地区、合計４地区において、森林面積約140.17ヘクタールのうち、公有林や人工林施業地、広葉樹等を除きました約52.6ヘクタール、所有者数で173名の方でございますが、これらを対象として調査を実施しております。

調査方法としましては、対象者にダイレクトメールにより１回目の調査を行いまして、回答がございませんでした対象者に、再度、２回目の調査を行っております。その結果、117名の方から回答をいただき、回答率は約67％となっておるところでございます。

回答をいただいた方の中で、管理委託を希望される方は68名、面積は人工林約14ヘクタールでございました。その後、希望された方の人工林の状況調査を随時実施しているところでございまして、調査を終えた地区につきましては、調査結果として森林整備の必要性があれば、これも随時、所有者に報告をしておりまして、現在、所有者４名に対し報告を行っております。また、残りの地区につきましては、引き続き調査を行っているという状況でございます。

また、報告を行いました４名のうち、１名につきましては、経営管理権集積計画書の締結を完了しておりまして、締結後は、森林経営管理法の規定により公告縦覧を行い、縦覧期間後に森林の間伐整備を行ってまいる予定でございます。

現在の状況としましては、この森林整備の準備を行っているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　森林整備が必要とされた１名の方が、今、経営管理権集積計画書など締結が完了されて準備が進んでいるということでございました。また、今後も、希望される方で森林整備が必要とされた方については、いろいろ詳細な説明をされながら推進していただければと思っております。

次に、森林環境譲与税について、現在までの実績についてお尋ねいたします。歳入実績、支出実績と支出の内容、項目について、また、基金の積立ての状況についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

森林環境譲与税は令和元年度から譲与されておりまして、譲与額の実績は、令和元年度に

おきましては1,945万7,000円、令和２年度は4,134万8,000円、令和３年度は4,124万2,000円、令和４年度につきましては前期分実績がありまして、2,733万5,000円の譲与となっております。

支出実績といたしましては、令和元年度事業費は1,568万円となっております。支出内容の主なものといたしましては、森林経営の効率化や適正化を図ることを目的とした人吉市森林経営管理協議会の設立及びその運営費、新生児への木製玩具の配布、間伐材を利用したコピー用紙の市庁舎内利用分の購入費、林道等の補修工事費、林業フェアや林業教室、木育イベントの開催等に利用しております。

令和２年度の事業費は1,313万7,000円。主なものは、同じく、森林経営管理協議会運営費、新生児への木製玩具の配布、間伐材を利用したコピー用紙の購入費、林道等の補修工事費等となっております。

令和３年度の事業費は1,777万9,000円。主なものは、やはり同じく、森林経営管理協議会運営費、新生児への木製玩具の配布、間伐材利用コピー用紙の購入費、林道等の補修工事費等となっております。

令和４年度の事業計画といたしましては、現計予算額が5,922万6,000円でございます。同じく、主なものは森林経営管理協議会運営費、新生児への木製玩具の配布、間伐材等を利用したコピー用紙の購入費に加えまして、林道等の補修工事費の増額、あるいは小学校５年生を対象とした林業教室、木育イベントや市有林や林道等の監視業務委託費などを計画しております。

次に、基金への積立額でございますが、令和元年度におきましては377万7,000円、令和２年度におきましては2,821万1,000円、令和３年度におきましては2,346万3,000円、合計5,545万1,000円の積立てとなっております。なお、令和２年度、３年度において積立額が大きくなっておりますが、その理由としましては、令和２年度におきましては令和２年７月豪雨災害、令和３年度におきましてはコロナウイルス感染症拡大防止のため、予定しておりました事業の中止等によるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　本市の取組につきましては、譲与税の配分当初から木材の利用を促す取組や林道の整備などが実施されているということで理解しました。

また、調査の問合せの中で、後継者の問題であったり、所有者の中には、場所や管理状況不明、山林を所有しているとは知っているが、山林の状態が分からないといったものがあったようでございます。今後も、管理人の後継者の問題等々、多くの事案が出てくるのではないかと思っております。

そのようなことから、山林の管理だけでなく、本市が土地ごと買い取る市有林化事業がで

きないかお尋ねいたします。また、山林の買取りの事業を実施している市町村はないか、お尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

森林購入による市有林化についてでございますが、まず、買取りを行っている他市町村の状況を調査しましたところ、兵庫県佐用町におきまして、森林環境譲与税を活用して森林を購入され、市町村有林として維持管理を行っておられるようでございます。

本市におきましても、森林の購入を行っている経緯はございますが、これは水源涵養を目的としての購入でございます。現在のところ、それ以外の目的での森林の購入は行っていないところでございまして、また、現時点で購入計画はございません。本市としましては、まず、先ほど述べましたような森林経営管理法に基づきまして、森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務の明確化を行い、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市が森林の経営管理の委託を受けて管理を実施してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　私も、今、紹介のあった兵庫県佐用町についてちょっと調べてみました。総面積の８割を山林が占めているようでございます。2020年に佐用町が行った意向調査では、山林を手放したいと考える所有者は、全体の半数に上がったことから、2022年度から、個人が所有する山林を買い取って町有化する事業を始められております。全国でも、これは極めて珍しいとのことであります。デメリットといたしまして、町に固定資産税が入ってこなくなることが上げられるようでございます。ですが、山林の永続的な管理をしていくためにも、町有化の手法を選ばれたとのことであります。

本市では、現時点では私有林の買取りは行っていないということで理解はしているところでございます。早々には困難と思っていますが、本市の森林環境整備基金条例とともに、森林の買取りに関する条例の整備なども必要ではなかろうかと思っているところでもございます。今後、将来にわたって山林の寄附等の行為も考えられるのではなかろうかと思っています。機会がありましたら検討をいただければと思っております。

次に入りますが、森林環境譲与税の活用や意向調査について、現在の課題と今後の活用方法についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、森林の整備や森林に関するものの活用を目的に譲与されるものでございますので、市としましても、森林の整備につながる意向調査や、未植栽地の解消など、森林の多面的機能を高めることで森林の保全につなげる事業や、新生児への木製玩具の配布によるウッドスタート及び小中学生を対象として行う林業教室、木育イベントに活用することで、森林や森林作業、木材に興味を持っていただく人材育成につなげていくこ

とを活用の目的としているところでございます。

また、林道作業道の整備を行い、作業効率、安全性の確保にもつながるような事業も行っておるところでございます。

現在の課題といたしましては、森林経営管理意向調査の回答率をどのように上げていくか、あるいは回答がなかった所有者へのアプローチをいかに行うのか、さらに、森林の担い手となる人材育成、担い手の確保などがございます。

今後の活用方法といたしましては、現在の取組内容に加えまして、先ほど述べました課題の解消や、小中学校やコミュニティセンター、市営住宅などの公共施設への地元産材の木材利用促進、ヒノキのブランド化の確立などの普及・啓発、あるいはＪ－クレジットへの取組を含めた森林環境整備事業などを行うことで木材普及にもつながるものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　いろいろ計画など述べていただきましたけれども、様々に森林、林業を取り巻く環境は厳しいものがあると思っております。森林環境譲与税の配分は、先ほども述べましたが、人工林の面積や林業従事者数及び人口などの客観的な基準で案分して譲与されるとのことでございます。今述べられたように、林業教室や森林、木材に関心を持ってもらえるような啓発やイベントなど、これからも実施していただき、人材の育成につながるよう、魅力ある森林の姿を目指していただきたいと思ったところでもございます。

また、いろいろな補助事業などを活用して各機関と連携して、新規林業従事者を呼び込み、定着を図る仕組みを構築していただきたいと思います。林業従事者を増加させるということは、譲与税の増加にもつながるのではないかと思っているところでもございます。また、球磨川水系流域治水プロジェクトにある森林の整備・保全、保水力の維持・向上につなげるため、森林環境譲与税を活用し森林の整備を進め、管理をすることにより雨水をゆっくり流出させる森林の洪水緩和機能の保全が保たれると思っております。そのことにより、安心・安全なまちづくりにつながるのではないかと思っております。

８月11日、山の日は国民の祝日として平成28年に新設されております。周囲の山々や森林に関心を持ち、山の恩恵に感謝する日でもあると思っております。これからも、さらに広報などにより関心を広げていただきますようお願いいたします。

人口の多い都市部に配分額が偏っている現状に不満が出ているのを受け、森林環境譲与税の制度などを見直す方向で検討に入ったということが報道なされております。同制度は、2024年度からは個人住民税に１人当たり年間1,000円を上乗せして、森林環境税として徴収される予定とのことで報道をされております。行政の使い道なども含めまして、市民の関心も高まるのではないかと思っております。また、関心が高まってほしいと願っているところ

でもございます。よろしくお願いいたします。この項については、これで終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時04分　休憩

――――――――――――

午後１時30分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　それでは、午前に引き続き質問してまいりたいと思います。

次に、市民の声からです。人吉市市民プールの現状などについてお尋ねいたします。

市民プールは令和２年７月豪雨で被害を受け、台風10号の影響により被害が拡大しましたが、災害から２年以上も経過し、50メートルプールはいつから使用できるのかなど、市民の方々から問合せがあったところでもあります。市民プールの復旧に関しては、行財政健全化計画の事業見直しにも含まれており、施設全体の見直しなど総合的に検討するなど、有識者などからなる市民プール検討委員会を立ち上げ、在り方等について検討し、そして令和４年中に市長に答申する予定との説明を受けているところでもございます。

市民プールの現状と学習指導等の影響について、50メートルプールが使えなくなったことで小中学校や社会人の大会にどのような影響があったのか、お尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

市民プールにつきましては、議員おっしゃいましたように、令和２年７月豪雨災害におきましてプール施設全体が冠水し、そのためプール管理棟内の更衣室、監視員室などに泥水が流入し、管理棟の設備や床面が損傷いたしました。また、50メートルプールにおきましては、プール水槽の底を覆っている強化プラスチックと、その下のコンクリート躯体の間に水が浸入したため、水槽の強化プラスチックに大きく亀裂が入り使用できなくなっております。加えて、その後に発生した台風の影響で強化プラスチックの亀裂に風を受けたことに伴いまして、強化プラスチックが広範囲にわたりめくれ上がり、強化プラスチックの下に隠れていたプールのコンクリート躯体にはひび割れや破損が多数発生しておりまして、抜本的な改修が必要であるということが判明をいたしております。

プールの営業に関しましては、令和３年度から、25メートルプールと２つの円形プールで営業を再開しております。

議員お尋ねの、50メートルプールが使えなくなった影響でございますけれども、令和元年度以前と比べますと、競技者の練習利用が減った、水中歩行や健康づくり利用者が減少したなど影響があっております。

また、50メートルプールで定期的に開催をされておりました大会が影響を受けておりまし

て、具体的には、球磨人吉中体連水泳大会、それから年３回の熊本学童通信県城南地区夏期記録会、国民皆泳の日記録会、城南地区秋期選手権大会、それから３年に一度開催されておりました県下中学生学年別水泳大会、こういった大会が影響を受けております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　影響については理解をしたところでございます。

昨年、市民プール検討委員会設置条例が制定され、その検討委員会が令和４年１月に設置されました。検討委員会を複数回開催するとのことでありましたが、人吉市市民プール検討委員会のメンバーと開催回数や、その概要についてお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

まず、検討委員会のメンバーの選出団体でございますけれども、熊本大学教授、建築士、人吉水泳協会、保育園連盟、ＰＴＡ連絡協議会、体育協会、市内小中学校長、それから市の行財政改革課、それと学校教育課でございます。

次に、委員会開催とその検討概要についてお答えをいたします。本日までに、合計７回の検討委員会を開催いたしております。

まず、第１回を令和３年12月20日に開催しておりまして、検討委員会の設置趣旨説明、市民プールの現状報告、市民プールの現地視察、意見交換を行っております。

第２回は令和４年２月16日に開催いたしまして、第１回で各委員からお出しいただいた意見をもとに、市民プールの今後の方向性について御議論をいただいております。

それから、３回目は５月23日に開催をいたしまして、人吉市の財政状況、将来人口の推移予想について説明をさせていただき、その後、市民プールの方向性について御審議をいただいております。

４回目、５回目につきましては、４回目を７月22日、５回目を９月２日に開催をしておりまして、各委員から、それぞれの立場から様々な御意見をいただきながら、市民プールの今後の方向性について御審議をいただいております。

それから、６回目、７回目につきましては、答申素案について御審議をいただいておりまして、６回目を10月５日、７回目を11月14日に開催をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　検討委員会において、本施設全体の復旧や今後の市民プールの在り方等について検討されたということで、いろんな意見をいただきながらの開催であったということでありましたけれども、先ほどありました、委員からはどのような意見があったのかお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

先ほど申し上げました団体の代表の方から様々に御意見をいただいております。御紹介いたしますと、「新たなプール建設を早急に検討開始すべき」、「子供たちの遊泳環境は大事なので、途切れることなく継続させるべきである」、「競技力、泳力向上の場を確保すべきである」、「市民の健康増進のための環境整備をやっていただきたい」、「健康維持の観点で、高齢者をはじめ介護予防・リハビリの取組ができるような環境づくりの実現を検討いただきたい」、こういった幅広い御意見があっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　これまでに様々に意見が出され、審議もなされたということで、市民プールの今後の方向性について、そして答申素案についても審議がなされているということで答弁いただきましたけれども、現在の課題と今後の方向性がいろいろ話されたのであればお尋ねいたします。

○教育部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

現在の課題でございますが、今申し上げた各委員から出された御意見を、やはり私どもとしては課題というふうに捉えております。

それから、答申案でございますが、ただいま、先ほどお答えいたしました各委員からお出しいただきました意見をもとに、答申案の作成について御審議いただいているところでございまして、内容についてはまだ固まっておりませんけれども、今申し上げました意見を反映させた答申の内容になると考えております。

答申の時期につきましては、12月中をめどに市長へ答申を行う予定といたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　これまでの意見を軸に、今後、答申について審議されるということで理解したところであります。

市民の方々や関係者の方々も関心を持たれ、そして、大いに期待されていることと思っております。児童・生徒の健全育成と競技力の向上はもちろんでありますが、市民の健康増進のため、環境整備を含み、いち早く実現を願っているところでもございます。よろしくお願いをしたいと思います。

答弁、ありがとうございました。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後１時40分　休憩

午後１時51分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あ

り）

１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）（登壇）　皆さん、こんにちは。１番議員の松村太です。

期せずしてトリを務めることになりました。市民の皆様、ここに集う皆様、関係いただいた皆様に感謝しつつ、最後まで務めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

12月に入り、先日、とてもショッキングなニュースを見ました。2022年の出生数が激減して80万人を大きく下回る予想だというものでした。少子化は、まちの存続に大きな影を落とします。新しいまちをつくっていく中で何が必要か、どんなまちを未来につないでいくのか、市民の皆さんと持続可能な発展を目指して、さらに議論を進めていきたいと思います。

今回は、通告に従いまして、まちづくりのための防災・治水について、ＩＣＴ教育の展望についての２項目を質問してまいります。

これから安心して暮らし続けるために、過去の水害のデータを書き換えた令和２年７月豪雨クラスの災害を、これからどう乗り越えていくのか。まちづくりの復興のための災害対策は、過去の経験値に基づくものではなく、これからも変わり続けていくであろう気候変動に備えて、防災対策と同じ、またはそれ以上に、減災対策も大きな柱に据えていかなくてはなりません。今回の一般質問をするに当たり、改めて球磨川水系河川整備計画を読みました。球磨川流域のこれまでと、令和２年７月豪雨後の水害対策の抜本的考え方の変更など、これからも球磨川と共に暮らしていく覚悟を持つ私たちが知っておくべきことが詳細に記されています。

では、まず、初めに、災害に関する気候変動の影響についてお尋ねしたいと思います。

気候変動については、多くのメディアで取り上げられていますが、こと災害に関することについて、国土交通省の年次統計を比較した西日本新聞のまとめによると、この40年間を10年間ごとに区切った土砂災害発生件数を比較すると、当初の10年間の1.6倍になったといわれています。実際、人吉市における近年の災害の発生状況についてお尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

本市における土砂災害発生状況につきましては、過去10年ごとに区切った発生件数の把握は行っておりませんので、道路河川に関する平成26年度以降の災害復旧工事発注本数に代えてお答えさせていただきます。

平成26年度が13本、平成27年度が10本、平成28年度が９本、平成29年度が２本、平成30年度が４本、令和元年度が11本、令和２年度が25本、令和３年度が63本の復旧工事を発注しております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　これまで多くの防災改修工事が、市内や球磨川沿岸で行われてきたに

もかかわらず、沿岸道路の改修工事など続き、降雨などによる土砂災害の多さがよく分かりました。

では、その降雨について今度は質問いたします。気象庁のデータによりますと、全国の１時間降水量50ミリ以上の年間発生回数は年々増加傾向であり、最近10年間、2012年から2021年の平均年間発生回数は、統計を取り始めた最初の10年間、1976年から1985年の平均年間発生回数と比べ、1.4倍に増加しています。人吉市での状況はどうなのか、お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

本市における１時間降水量50ミリ以上に関する集計データでございますけれども、気象庁から発表されております発生日数からお答えさせていただきます。

1976年から1985年の10年間で84日、2012年から2021年の10年間で125日となっておりまして、約1.5倍に増加しているものと推定するところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　気象データからも気候変動が、人吉市のこの地でも起きていることが確認できました。これからの治水対策について、国土交通省水管理国土保全局の流域治水の基本的な考え方では、前提に、これまでのように過去の経験値からの治水対策を考えるのではなく、気候変動を踏まえて対策することになっています。

山田川堤防改修についても、現在、紺屋町のまちづくりにおいて、６メートル道路が計画・説明されていますが、令和２年７月水害時の山田川の越水による破堤への対策として、壊れにくい、粘り強い堤防としての機能を持たせる意味も強いのではないかと考えます。

また、東西コミュニティセンターで現在行われている堤防道路裏ののり面、東西コミセンの駐車場の横ののり面になりますが、こちらののり面補強工事ですが、令和２年７月豪雨と同等、またはそれ以上の堤防越水被害を、破堤防止への備えなのではないでしょうか。単なる堤防改修ではなく、流域治水のための堤防強化対策工事という詳細な工事内容の説明が、住民への安全・安心を実感していただくためには必要なのではないでしょうか。お尋ねします。

○復興建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

山田川の改修計画は、本年８月に策定された球磨川水系河川整備計画県管理区間に基づき、球磨川合流点から上流500メートルの区間において、まち空間と融合した良好な河川空間の形成に取り組むこととされております。

工事内容は、既存の特殊堤パラペットの天端までの地盤の高さを上げ、堤防を台形状に整備し堤防強化を施すことであり、越水等による破堤防止策を図ることが事業の大きな目的の１つでございます。

なお、本市においては、堤防強化と併せて、出町橋から二条橋までの左岸側においては幅

員６メートルの道路となるよう、一体的に整備する計画であり、災害時の避難路等としての利用や平時のイベント利用も視野に入れながら、現在、まちづくり推進協議会で具体的な議論を重ねているところでございます。議論の内容については、市ホームページやまちづくりニュースなどを通じて、市民の皆様にお知らせをしています。

また、東西コミュニティセンターの近隣で行われている工事につきましては、県に確認したところ、令和２年７月豪雨での氾濫も踏まえ、堤防道路を補強するために実施しているということでございました。実施に当たっては、事前に関係する地域住民の皆様へ工事内容を説明するとともに、併せて回覧でお知らせされたとのことでございます。議員も御指摘のとおり、これからの対策は、気候変動を考慮し、堤防越水も想定した上で、洪水氾濫等による災害の防止または軽減を図っていく必要があります。本市としましても、球磨川流域の強靭化を図るためには気候変動の影響や、流域治水の取組について、地域にお住まいの皆様の理解が深まることが重要と認識しております。山田川につきましても、工事内容等に関する地元説明会の開催を県に求めるなど、引き続き、流域治水の考え方に基づく取組が円滑に進むよう、地域住民の皆様ともコミュニケーションを取りつつ、丁寧に対応してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　せっかくの治水工事ですので、御答弁いただきましたように、近隣住民に留まらず、流域住民にも広く周知いただきまして、流域治水に対する安全・安心の理解がさらに進むようにお願いしたいと思います。

球磨川沿いでも、旅館裏の堤防道路にある堤防の壁も、道路側が丸く湾曲している部分がありますが、あれは壁にもたれて花火や川面を見やすくするためにあるのではなく、壁面の強化策で特殊堤の１つであることを、球磨川水系河川整備計画の中で知りました。これらのように、これまで実施済や実施計画済の治水対策がほかに何かあるのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨において甚大な被害が発生した球磨川水系における今後の治水対策の取組としては、国及び熊本県、流域関係市町村で構成されます球磨川流域治水協議会において、球磨川水系流域治水対策プロジェクトが昨年３月に公表されております。このプロジェクトでは、河川管理者による河川区域における治水対策の進捗はもちろんのこと、流域のあらゆる関係者が取り組む雨水浸透施設の整備や水田の貯留機能の向上、森林の整備・保全、治山施設の整備などの流出抑制対策を含む、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策が取りまとめられており、国、熊本県、そして球磨川流域の市町村をはじめ、あらゆる関係者が協働して被害の軽減に向けた流域治水を推進していくこととしております。

また、洪水調節に既存ダムの有効貯水容量を最大限活用できる取組も実施されておりまし

て、市房ダムを含む球磨川水系既存の６ダムにおいて、利水者の協力を得て事前放流により利水として使用する容量を一部確保し、洪水に備えておく取組が、関係機関連携のもと、進められております。

また、治水対策として、本市においても、国による中川原の地盤下げ工事や、県管理河川の御溝川の第二放水路整備事業などが実施されているところでございます。

今後の球磨川水系における治水対策につきましては、新たな流水型ダムの建設や市房ダムの再開発など、非常に時間を要する事業もございますが、国・県、関係市町村が連携し、取組を進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　中川原地盤下げや御溝川第二放水路整備など、ハード整備は見えやすく、その進捗も理解しやすいです。

一方、球磨川水系６ダムの利水容量を含め、有効貯水容量を最大限活用し、洪水調節に利用する取組など、まず、できるソフト対策も進められていることを知ることができ、安心しました。

しかし、一方、令和２年７月豪雨前は、少しでも浸水や道路冠水などがあれば、市民の災害への危機感は高まりましたが、本年９月の台風ではどうだったのでしょうか。想定を超える災害も想定しなくてはなりませんが、低・中度の災害へも万全の備えが必要だと考えます。本市の考えはどうか、お尋ねします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

本市の災害対策といたしましては、気象情報などから災害発生の危険性があると予測されますと、国土交通省や熊本県、気象台など関係機関との情報収集並びに情報共有を行いまして、災害対策に備えたタイムラインをもとに、警戒レベルに応じた体制づくりを行っております。

これを受けまして、市民の皆様への情報といたしましても、例えば台風の接近などにおきましては、防災行政無線により事前に注意喚起を行い、気象情報などから夜半や早朝といった時間帯に警報が発令される可能性が高い場合は、安全に避難していただくことを最優先とし、できるだけ明るい時間帯から高齢者等避難を発令し、身を守る避難行動をお願いしているところでございます。

令和２年７月豪雨を経験いたしまして、これまで大雨などの警報が発令されるたびに、警戒態勢に配置される職員は皆、あのときの恐怖が脳裏をよぎりながらも、使命感をもって業務を遂行しております。自然の驚異がもたらす災害の大きさは、結果であります。警報が発令される環境がどのような状況であれ、市が取ります警戒態勢には変わりがないということをお答えさせていただきます。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　ただいまの答弁で、災害の大きさは結果であり、自然の脅威に対してどのような状況であっても、本市の取り組む警戒態勢に変わりはないと、市の姿勢を力強くお伝えいただきました。市のその強い姿勢は、人吉市以上に安心できる自治体はほかにはないのではないかという感じがいたしました。どんな災害時でも、助けを求める市民の手をしっかりつかみますという宣言だと私は受け取らせていただきました。

ならば、なおさら、市民の皆さんに安全に避難していただくための環境整備、減災対策も必要かと思います。令和元年12月の私の一般質問で、想定外の水害で避難行動を取っていただくために、浸水レベルの予想を段階的に市民へ情報できないかとの質問に、浸水区域予測の早い技術開発を期待していると御答弁されています。

現在、避難路の整備計画も進行している中で、車止めに水位センサーが組み込まれ、冠水すると先端が赤く点滅するポールなどの活用や、先日、総務文教委員会で視察した兵庫県加古川市におかれては、国土交通省が進める官民一体の実証実験をされております。そういった、市民が自分で自分の命を守ることのできることへの取組について、どうお考えかお尋ねします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

議員の御提案は、兵庫県加古川市が取り組んでいる浸水センサー実証実験からのことかと存じます。加古川市では、過去に浸水したエリアにおきまして、内水氾濫発生箇所を中心に浸水センサー機能を用い、浸水時の市民の方々の不安を減らすために実証事業を計画されているとのことでございました。

本市におきましても、程度の差はありますものの、水ノ手橋のライティング防災アラートシステムは、水位の上昇により市民の方々に危険を知らせるものでございまして、議員御提案の趣旨に沿った事業を進めているところでございます。

本年９月市議会定例会におきましても、議員から御紹介をいただきました避難情報提供の１つとして、安全な避難行動を取ることができるような視覚的な誘導方法や、浸水情報収集のシステムとして活用なども含めまして、それぞれの所管する部署と共に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　先日行われましたまちづくりの説明会においても参加者の方から、「令和２年７月豪雨時に避難途中の道が冠水し、川のように水が流れ移動が困難であった」との御意見が出ておりました。現在は、多くの減災アイテムがあるようですので、ぜひ協議を進め、安全な避難路整備だけでなく、まちづくりにも実践していただくよう強く要望いたします。

また、今、市民の皆さんに、災害時の資料として防災マップを配付されています。そのもとになっているのが浸水想定区域図の想定最大規模Ｌ２のマップですが、これについては、今後30年間で計画されている流域治水の進捗度合いに応じて、その浸水エリアや浸水深は変わってくるはずです。その見直しについてお尋ねします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所へ確認を行いましたところ、球磨川水系球磨川浸水想定区域図の想定最大規模、いわゆるＬ２につきましては、令和元年７月１日に作成されたものが最新のものでございます。

その見直しにつきましては、洪水調節施設や堤防整備等河川整備の進捗により浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合などとされておりまして、その進捗に応じて見直しがされるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　球磨川水系河川整備計画においても、迅速かつ的確な避難と被害の最小化を実現するため、河川整備の整備段階及び洪水規模ごとなど多段階的にリスク情報を提示し、地域とのリスクコミュニケーションを通じ、住民の流域治水への主体的な参画を促進しますと掲げられています。30年に及ぶ流域治水の効果がきちんと、適宜、市民の皆さんへ伝わるように、何らかの情報共有を図っていっていただきたいと思います。

次に、本年９月の台風14号から、改めて学ぶものは何かお尋ねします。

市房ダム上流部において、24時間雨量及び累加雨量は、令和２年７月豪雨時を上回っていたと聞いています。なぜ、浸水被害が出ずに済んだのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（永田勝巳君）　お答えいたします。

九州地方整備局八代河川国道事務所と熊本県から速報値として出されております本年９月の台風14号の概要によりますと、市房ダム上流部におきましては、時間雨量20ミリを超える雨が、９月18日７時から19日１時までの間に、14時間観測されております。そのことから、市房ダム上流の雨量観測所では、24時間雨量及び累加雨量につきまして、令和２年７月豪雨を上回る降水量を記録したと報告されております。

一方で、令和２年７月豪雨につきましては、人吉球磨地域全域に線状降水帯が発生しましたことから、流域全体にほぼ同じ時間帯におきまして400ミリを超える豪雨をもたらしたところでございます。

今回の台風14号は、本市に接近し通り過ぎるまでは、宮崎県で線状降水帯が発生し、宮崎県や鹿児島県境で強く降り、その一部の雨雲が市房ダムの上流に雨を降らせ、その後、台風の北上に伴い降雨域も川辺川上流へ移動したという状況でございまして、本市の人吉観測点での累積雨量は254ミリでございました。

議員お尋ねの、本市におきまして浸水被害が出なかった状況としましては、熊本県へ確認しましたところ、ただいま申し上げました台風14号の進路による降雨域の移動や時間差に加え、令和２年７月豪雨以降に国や県で実施されております堆積土砂の撤去、市房ダムを含む球磨川水系６ダムの事前放流による洪水調整機能の強化など、緑の流域治水として取り組まれている対策により、本市において浸水被害が出なかったものと考えているとのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　台風のように雨の降る範囲が移動していく場合と、線状降水帯のように長く同じ場所で雨が降り続く場合、その時間軸と場所、範囲、それぞれが人吉市での流下水量に大きく影響するようです。今回は、市房ダム上流域のみが令和２年７月豪雨時の雨量を上回り、上球磨地域、川辺川流域ではそうではなかった結果、人吉市で越水には至らなかったということだと思います。

それでもなお、９月の台風14号時、異常洪水時防災操作、いわゆる緊急放流をぎりぎりまで判断を延長され、人吉市での流下水量低減のために努められたと聞いていますが、そのときの状況をお尋ねします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えします。

９月18日の夜から翌19日の朝にかけまして熊本県に接近しました大型で非常に強い台風14号は、市房ダム上流の雨量観測所におきまして、24時間雨量及び累加雨量が令和２年７月豪雨を上回る降雨量を記録し、市房ダムでは９月19日午前３時頃から約２時間にわたり異常洪水時防災操作、いわゆる緊急放流が行われました。緊急放流実施に際しましては、緊急放流判断水位を９月19日午前１時20分に超過したものの、次の３点、まず、１点目でございます、ダム上流域の降雨及びダムへの流入量、２点目、ダムの空き容量、３点目、ダム下流河川の水位、この３点を総合的に検討した結果、緊急放流開始予定時刻であった午前２時から１時間後となる午前３時頃から、緊急放流を開始したとのことでございます。

また、市房ダムからの情報発信としまして、本年６月１日から、住民の円滑な避難を支援することを目的に、緊急放流の予告よりも早い段階で貯留能力の半分情報を発信する運用を開始しており、台風14号の際に初めてこの情報が発信されております。ダム放流に関する警報サイレンにつきましては、ダムへの流入量が毎秒300立方メートルを超えたことにより洪水調節を開始するとき、緊急放流開始予定の３時間前と１時間前、そして緊急放流開始時の計４回、人吉地点においても半鐘音、アナウンス、サイレンの順に吹鳴されております。

九州地方整備局八代河川国道事務所と熊本県が実施いたしました台風14号における市房ダムの洪水調節効果等についての速報値によりますと、市房ダムの洪水調節により、多良木水位観測所で約90センチ、人吉水位観測所で約20センチの水位低減効果があったと推定されて

います。

台風14号では、長時間にわたる大雨により、市房ダム上流の雨量観測所では令和２年７月豪雨を上回る降雨量を記録したわけでございますが、ダムのみならず堤防の整備、河道掘削、遊水地の整備や水田の貯留機能向上、森林の整備保全、既存ダムの有効活用などにより、令和２年７月豪雨と同規模の洪水を含みます想定しうる最大規模までの洪水を想定し、あらゆる関係者が連携して流域全体で実施する流域治水の球磨川流域の洪水対策を行うことの重要性・緊急性がさらに求められるものと再認識したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　９月の台風14号時には、令和元年12月の事前放流の実施に関する治水協定並びに令和２年５月の事前放流ガイドラインに基づき、通常の洪水調整容量1,830万立米に加え、事前放流により利水容量の低減分470万立米を追加確保され、合計2,300万立米の貯留可能状態とされていたそうです。

市房ダムにはかんがい用、発電用の利水事業があり、季節、時期により利水容量も変化するため、年間を通じて一律ではありませんが、洪水調節に活用されたことはとても大きいことだと思います。こうした洪水調節の努力や雨の降り方によって、今回、人吉市での流下水量は越水するまでには至りませんでした。

改めて、市房ダム流域を含めて、人吉地点に影響を及ぼす球磨川水系の集水面積はどれほどなのか、また、令和２年７月豪雨時と台風14号時の際の市房ダム流域における降雨量は、それぞれどのような状況だったのかお尋ねいたします。

○復興政策部長（浦本雄介君）　お答えします。

川に流れ込む降水のもたらす範囲、山間部では尾根に囲まれている範囲を集水域といいますけれども、人吉地点に影響を及ぼす集水域は市房ダム流域、川辺川流域、そして、その他流域の３流域に分けられ、それぞれの集水面積は、市房ダム流域が158平方キロメートルで全体の14％、川辺川流域が533平方キロメートルで全体の47％、その他流域が446平方キロメートルで全体の39％でございます

また、令和２年７月豪雨時と、本年台風14号時における市房ダム流域における降雨量でございますが、水上村の湯山地点で24時間雨量が、令和２年７月豪雨時500ミリに対しまして、台風14号時が654ミリ、降り始めからの雨量を累計した累加雨量が令和２年７月豪雨時が517ミリであったのに対しまして、台風14号時が949ミリでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　事前に議長の御了解を得て、皆様に配付しております資料を御覧ください。市房ダムの集水域についてでございます。白黒でちょっと見にくうございますが、白

くぼかした範囲が市房ダム水域14%、川辺川流域47%、その他流域39%と表示されたものでございます。

球磨川の人吉地点の流下水量のもとになる集水域は、これほど広域に及んでおります。当然、理解しているつもりでおりましたが、地図上に落とし込んでみますと、球磨郡のほとんど、かなり広範囲に降る雨に影響を受けるのが人吉地点ということになります。そして、さらに改めて驚きましたのは、水害のたびに話題となります市房ダムの集水域は、この全域の14%にとどまるということです。

視点を変えれば、令和２年７月豪雨時は、台風14号時より市房ダム上流部の降水量は少なかったにもかかわらず、あれほどの洪水被害が起きたのは、市房ダム集水域以外の集水域に、これまでにない多くの雨が降ったためだったということではないでしょうか。

これまでは市房ダムによって洪水調節を行ってきましたが、令和２年７月豪雨を経験してからは、この地図にあります広範囲の集水域全域のどこで線状降水帯ができるのか、台風がどこを、どれぐらいの速さで通るのか、全体をくまなく注意して観測し、予測していかなくてはなりません。予測するだけでは、防災も減災もできません。この流域に速やかに、まんべんなく治水対策を行っていただく必要があります。そうでなければ、川辺川流域、その他の流域については常に異常洪水時防災操作、いわゆる緊急放流同様、降った雨量そのままが下流へ流れる状態のままになってしまいます。この何年も、台風の進路が人吉市を外れることが多くなり、水害への危機感が薄れていました。しかし、世界中でこれまでにない異常で強大な洪水も、また真逆の干ばつも、異常な気象状況が繰り返されています。

人吉市に影響のある台風も、これまでにない雨や風の強さを示し、命を守る行動を取るようテレビなどで呼びかけられることも珍しくありません。市民の皆さんは、自分の命をしっかり守るために、きちんと球磨川流域の現状を、いま一度、再認識していただき、気候変動の影響を想像し、想定を超える災害に備えていただく必要があります。私も行政も、市民の命と財産を守るために、刻々と変わる気象情報の把握と、多面的に確実に進める治水減災対策を、より丁寧に、詳細に、迅速に、市民の皆さんと情報共有し強靭なまちづくりをやり遂げたいと思います。

では、続きまして、２つ目の項目、ＩＣＴ教育の進展についてお尋ねしていきます。

昨日、徳川議員もおっしゃっていました、「子供たちに同じ学年は二度と来ない」、本当、私も常にそのように思っております。なので、コロナ禍も水害の影響も、必死で教育関係者の皆様は乗り越えられてきたと思います。現在の本市児童・生徒の学力には影響はなかったのか、お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　議員の皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

お尋ねにつきましては、１つの目安として、本年４月に行われました全国学力学習状況調査における小学校の国語・算数、中学校の国語・数学の人吉市全体の平均正答率について、

全国平均、県平均と比較してお答えをさせていただきます。

小学校におきましては、国語は全国が65.6%、県が65%に対し、本市は66%でございます。算数は全国が63.2%、県が62%に対し、本市は62%でございます。国語は全国平均、県平均を上回っておりますが、算数は全国平均を下回り、県平均と同じという結果になっております。

中学校におきましては、国語は全国が69%、県が68%に対して、本市は69%。数学は全国が51.4%、県が49%に対しまして、本市は50%でございます。国語は全国平均とほぼ同じ、県平均を上回る状況であり、数学については全国平均を下回っておりますが、県平均を上回っている状況でございます。

なお、今年度の本市の調査結果における平均正答数の分布及び標準偏差を用いて全国の平均的な分布と比較しましたところ、有意義な差は認められず、今回の調査では県平均をやや上回り、全国平均とほぼ同じという結果でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　大きな影響は出ていないようですので、安心いたしました。逆に、私の記憶ですけれども、数年前より正答率も向上しているようです。先生方と子供たちの頑張りに拍手を送りたいと思います。

それでは、学習環境の整備についてお尋ねしたいと思います。普通教室の無線ＬＡＮ等によるインターネットの整備状況と大型提示装置の整備についてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

本市におきましては、全ての学校におきまして、普通教室や体育館などにアクセスポイントを設置しておりまして、学校内はどこでも無線ＬＡＮによるインターネット接続が可能な状態でございます。

また、国によるＧＩＧＡスクール構想に併せまして、地方創生臨時交付金を活用して大型提示装置を配備し、現在のところ、１学級に１台、整備が完了しております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　環境整備はできあがっているということが分かりました。

次に、これからソサエティ5.0時代が到来し、社会の在り方がＡＩやＶＲ、ＩｏＴなどのデジタル化で一気に変化していく中、未来を生きる子供たちに求められていることは、物事を深く探究し、分析したり、他者と協働する能力です。また、これらの情報を編集し活用できるデジタル人材育成でもあります。しかし、これらは、これまで私たちが受けてきた教育とは異なります。行政も先生方も、もちろん保護者も、この変化にきちんと対応する認識を共有する必要があると思います。

以前、宮原議員も同様の質問をされていますが、改めてお尋ねいたします。先生方の待ったなしの実践教育の中で、ＩＣＴ支援員による教員研修は十分に行われているのか、また、教員指導力向上のための対策と技術的サポートはどうなっているのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

ＩＣＴ支援員につきましては、今、議員からございましたように、令和２年６月定例市議会におきまして宮原議員からも、その必要性について御提案をいただいており、本市におきましては、令和３年度から派遣業務委託契約を締結し、各学校に支援を継続して行っております。

その業務内容でございますが、技術的サポートをはじめ、ＩＣＴ機器のメンテナンス、教職員、児童・生徒への操作支援、操作マニュアルの作成、教員研修の実施、授業支援など、多岐にわたっておりまして、各学校が目指す教育方針を理解し、情報教育分野におきまして多大なる支援をいただいており、その献身的な活動には深く感謝しているところでございます。

ＩＣＴ機器だけ導入しても、必ずしも活用できるわけではございません。学校にはＩＣＴ支援員による継続した支援が必要であると考えております。今後も、経常的経費として予算に計上してまいりたいと存じます。

また、教職員の指導力向上につきましては、人吉市立教育研究所に、平成15年度から設置しております情報教育部会に在籍する教職員を中心として、学習支援ソフトを活用した授業実践や研究授業など、年間を通して、市内の小学校と中学校が連携した取組が行われております。

併せまして、各学校では、熊本県教育委員会の指導主事をお招きしての情報教育に対する校内研修や、熊本県立教育センターの情報教育研修の受講など、ＩＣＴ機器を活用して自分の授業を向上させようとする意識や、職場の同僚性を高めていくものとなるよう、お互いの授業を公開し、授業力を高めようとする教職員の意識改革が進んでいると感じております。

今後も、ＩＣＴ機器の有効な活用方法と併せまして、情報教育研修の在り方など、市内校長会と連携し、学校と一体となった取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　私は教職課程を持っておりませんので分からないんですが、現役の先生方は、学生時代、教職課程でＩＣＴ教育という講義があったのでしょうか。もしくは、いつからか新しく新設されているのか、ちょっとその辺はまだ調査不足で分かりませんけれども。

ＩＣＴ機器を紙の教科書の代わりとして使うのではなく、ＩＣＴ機器の機能性そのものを使いこなし、全ての先生が同じスキルで活用を工夫され、子供たちの多様な可能性を引き出

し、自立した学びの機会を広げ、個別の学びを最適化していく必要があると私は思います。そのため、先生方にはこの導入当初、初動のこの時期にとことんＩＣＴ教育について学んでいただき、自分のものとして発展させていただく必要があるかと思います。未来に向けた人材育成のためにも、予算増と人員増によるさらなる支援と研修の充実を強く要望しておきたいと思います。

では、現在、実際にＩＣＴを活用した学習状況はどうなのか、お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

今のお尋ねにつきましては、児童・生徒の質問紙における「ＩＣＴ機器をどの程度使っていますか」という質問に対する回答状況を用いて御説明をさせていただきます。

導入前の平成31年度、令和元年度になりますが、その調査におきましては、「週１回以上」と回答した児童・生徒は全体の約３割程度で、残り７割程度は「月１回以上」や「月１回未満」という回答状況となっておりました。

しかし、ＧＩＧＡスクール構想による１人１台端末が整備され、１年以上が経過した令和４年度の調査においては、「ほぼ毎日」及び「週３回以上」と回答した児童・生徒の割合が、合わせて５割に達しており、授業でのＩＣＴ活用が広がってきていることが分かります。今後も、効果的なＩＣＴ機器の活用が図られるよう、適宜、指導・助言及び研修の設定等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　まだまだ試行錯誤を繰り返す過渡期だと思います。ＩＣＴ機器の使用について、先生方の新しい取組が頻繁にチャレンジしていただいて、研修などで情報共有いただければ、広くその活用が先生方に広まっていくものと思います。

次に、貸与されていますタブレットを利用して、授業以外で先生方と子供たちがやり取りする場面があるのかお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

令和３年度に入りまして、小学校３年生以上に１人１台端末を導入し、有効な活用方法や家庭への持ち帰り開始に向けた準備を学校と一体となって進め、今年度の２学期から、準備ができた学校から順次、家庭への持ち帰りを開始しているところでございます。

授業以外での日常的な活用といたしましては、端末を連絡帳代わりに利用して、体調管理や家庭学習の実施状況に関するアンケートを行うなど、学校外でも有効に活用しているようでございます。

しかしながら、現在のところ、学校間での取組の差もございますので、情報を共有しながら市内全校に広げていくために、市内校長会と連携してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　私が子供の頃の授業は、元気な子たちが手を上げて、クラスで二、三人の意見を聞き、先生がまとめるといったパターンが多かったと思います。私のようにおとなしく目立たない子供では、なかなか先生と休み時間におしゃべりもできませんでした。

しかし、タブレットを連絡帳代わりにできるのは有効ですし、例えば歌や楽器の演奏も、人前では緊張してなかなかできなくても、自宅での演奏などを録画して先生に見てもらえたら、これは子供にとってうれしいことだと思います。多くの活用法が広がり、さらに楽しい学校になることを願っております。

次に、コロナ感染などによる自宅学習での利活用と不登校児童・生徒への活用状況についてお尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

本市におきましては、本年度に入りましてから、学校外で端末を使用する際のフィルタリング設定や、インターネット環境がない御家庭への対応策としてオフラインで利用できる学習支援ソフトの導入、端末持ち帰り用ケースと充電アダプターの配布などを行い、第２学期から順次、端末の持ち帰りを開始したところでございます。

令和４年度におきましては、感染症の影響で登校できない児童・生徒や不登校児童・生徒が自宅学習などで活用した実績は、現在のところ、約40人程度でございます。何らかの理由で登校できない児童・生徒に対しましては、自宅でも学習可能な学習支援ソフトを導入しておりまして、各学校で活用が進んでおるところでございます。また、取組が進んでいる学校では、リモートでの授業への参加を行っているところもございます。

子供たちの学習の機会を確保するために、各学校では鋭意御尽力いただいているところでございます。今後も、学校以外の場での学習などに対する支援を、さらに充実してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　リモートでの活用もタブレット利活用の１つの機能ですので、いろんな活用を期待しております。

ここまで、子供たちの学力、ＩＣＴの環境、利用状況をお尋ねしてきました。その上で、子供たちは今、どう考えているのか、どう感じているのか。全国学力学習状況調査の中に、「将来の夢や目標は持っているか」、「人が困っているときには進んで助けているか」、「学校に行くのは楽しいか」、「住んでいる地域の行事に参加しているか」などの質問があります。その状況をお尋ねしたいと思います。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

児童・生徒質問紙につきましては、それぞれの質問に対して、各児童・生徒が「当てはま

る」、「どちらかといえば当てはまる」、「どちらかといえば当てはまらない」、「当てはまらない」の４つから選んで答える形式となっております。

議員お尋ねの内容について、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」という肯定的な回答をした割合を、小学校、中学校ごとにお答えをさせていただきます。

「将来の夢や目標は持っていますか」につきましては、小学校で85.2%、中学校で71.5%となっており、学年に応じたキャリア教育の重要性を示していると捉えております。

次に、「人が困っているときは進んで助けていますか」につきましては、小学校で87.7%、中学校で88.9%となっております。このことは、道徳教育などの成果の一端でもあり、保護者や地域の方々の御理解と御協力のおかげでもあると考えております。

次に、「学校に行くのは楽しいと思いますか」につきましては、小学校で85.5%、中学校で95.9%となっております。多くの児童・生徒が学校を楽しいと感じてくれており、大変うれしい状況でもありますが、楽しいと感じていない児童・生徒が一定数いることも忘れてはいけないと考えております。今後も、人権教育を基盤として、差別やいじめのない、明るく楽しい学校、学ぶ喜びを味わえる活気ある学校、優しさと温かさを感じる潤いのある学校を目指し、各学校と連携して取り組んでまいりたいと思います。

また、「今住んでいる地域の行事に参加していますか」につきましては、小学校69.3%、中学校49.8%と、いずれも全国や県の平均を大きく上回っております。10月に行われました子ども議会におきましても、各学校の代表者から、ふるさと人吉のよりよい未来に向けて、様々な提案がなされたことからも分かるとおりでございます。今後も、ふるさとを思い、ふるさとを愛する児童・生徒の育成に向けて、各学校と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　ちょっと意外で驚いたのですが、「学校に行くのは楽しいか」について、中学生の95.9%が肯定的に感じているところです。小学生の85.5%を大きく上回っております。これはとてもうれしいことです。これは、保護者さんにもお伝えされているんでしょうか。ぜひ、保護者さんにも、子供たちがそういう気持ちでいることをお伝えいただければなと思います。

それと同じくらいうれしいのが、「進んで困っている人を助けますか」について、小学生、中学生にほぼ差はなく、約88%です。道徳教育のなせるわざということも考えられますが、被災後のボランティアの皆さんの活動などを見て、思いをはせるところがあったのではないかと思っております。もちろん、肯定的に捉えていただくことが何よりでございますが、夢や目標を持つのは、もう少し先でもいいですし、何らかのアクションを起こすことがない日々を過ごしているのかもしれません。そして、好き嫌いは、いつでも、誰にでも少なから

ずございますので、子供たちの成長を温かく見守っていただきたいと思います。

しかし、おおむね、これだけ多くの子供たちが未来に希望を持ち、周囲と協働して楽しく学校生活を送っているかと思うと、人吉市の未来はまだまだ明るいという気持ちにさせてくれた調査結果でございました。

では、今まで質問してきたことを総合いたしまして、教育長に、ＩＣＴ教育についてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○教育長（志波典明君）　お答えいたします。

学校教育におけるＧＩＧＡスクール構想が国策として掲げられ、ネットワーク環境の構築からスタートしようとしたタイミングで新型コロナウイルス感染症が発生しましたことで、当初の計画を前倒しして、１人１台端末の整備が一気に加速いたしました。学校や教育委員会も、刻々と状況が変わっていく中で、今できることを考え、かつてないスピード感で取り組んでまいりましたが、成果とともに、まだ多くの課題があることも事実でございます。学校教育においてＩＣＴ機器を活用することで、様々な情報や画像をもとに思考を練り、対話を通して思考を深めることができます。また、離れた場所にいる人とリアルタイムでつないだ学習や、一人一人の状況に応じた学習などにより授業の幅が広がり、個々の学びが充実するという可能性もございます。さらには、校務の効率を高め、教師が子供と向き合う時間がより多く確保できるという可能性もございます。

このように、情報活用能力の育成や対話等による思考の深まり、個に応じた学びの充実、学校業務の効率化などのメリットがあります

ただ、一方では、書く力や健康面への影響、インターネットにおける様々なトラブル、教師のスキルや通信環境による格差など、デメリットもございます。

学校教育におきましては、ＩＣＴ機器を使うことが目的とならないためにも、直接相手と向き合うことや、直接触れて五感を通して学ぶことの大切さを踏まえまして、ＩＣＴ教育のメリットが最大限に生かされるよう、人的・物的環境を整備し、人と人とのつながりを通して子供たちが様々な分野に興味を持って楽しく学び、生きて働く力を目指す姿を求めて、環境を充実させてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　ＩＣＴ機器を使うことが目的とならないように利活用しつつ、人の五感で感じ取るリアルな学びも必要だと、私も同じように思っております。

では、最後に、市長にお尋ねいたします。ウィズコロナと災害復興の中で、次世代を担う子供たちの教育について、市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

我が国では、明治維新から間もない1872年に、教育の基本制度である学制が公布され、そ

のことで教育の格差が縮まり、急速な経済成長を遂げたといわれております。教育とは、基本的人権の１つであり、個人が主体的に生きていくためには必要不可欠なものであると考えております。少子高齢化、ＡＩ、科学技術の著しい普及、自然災害、ウイルス感染など、先の見えない社会変化の厳しい時代に直面する今日、学校教育に課せられた課題は大きく、これまで以上の明確な学びが求められております。

さらに、今後の少子高齢化・人口減少が加速すれば、未来社会が危ぶまれることも懸念され、そのためには幼児・高齢者などのほか、異年齢による多くの地域の方々との交流や対話、共同学習の機会など、全人的な視点に立った教育実践を担うことが必要ではないかと存じます。

また、家庭は、子供にとって人生最初の教育の場であり、社会で生きていくための力を身に付けさせる上では、各御家庭との連携した取組も必要であると考えますし、将来的な経済格差の拡大を防ぐためには、社会の責務において教育格差が生じないようにするための取組も重要なことの１つであると考えます。

併せて、令和７年１月に実施される大学入学共通テストの教科科目では、プログラミングやデータサイエンスに必要な統計処理、情報リテラシーの知識などを試す「情報」が出題される予定でございます。このことが実現されれば、「情報」は国語や数学などと並ぶ基礎教科となります。現在の義務教育におけるプログラミング教育は、問題解決型のプログラミング的思考を育成することが目的であり、体系的に情報を学ぶことはできておりません。今後は、情報化・グローバル化が進展するこれからの時代の流れを見据え、義務教育の段階で思考やスキルを高めさせ、断片的に学んできた情報の体系化を図り、義務教育から高等学校へとつなげていく新たな取組も必要ではないかと存じます。

教育を発展させるためには、様々な問題に取り組まなければならないことは承知しております。しかしながら、教育を発展させることは、いずれは本市の、ひいては我が国の発展につながることを考え、力を注ぐべき重要な政策の１つであると考えます。今なお、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立っておらず、今後もこのウイルスとの戦いは続いていくものと考えられますが、全ての子供たちの教育の保証と健やかな成長を願い、これから新たな取組としてできることは何か、思索してまいりたいと存じます。

最後に、本市におきましては、新型コロナウイルス感染症や豪雨災害による学校の臨時休業、学校行事の中止・縮小など、これまでとは違う学校生活を送ることになっている子供たちのために、各学校の校長先生を先頭に、全ての先生方が一丸となり、子供たちの学びを決して止めることなく学びの保障を実現しようとする献身的な取組につきまして、学校設置者として、この場をお借りいたしまして人吉市立学校に御勤務の全ての先生方へ深く感謝を申し上げ、お答えといたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　日本の教育の根源につきましても、そこから人吉市の子供たちの学びの保障、教育の発展が、人吉市、ひいては日本全体の発展になるんだと、そして、全ての子供たちの学びの保障をやり続けていくんだという熱い、教育に対する決意を述べられたかと思います。私も、まだまだ子育て世代でございます。家庭は人生で最初の教室であるということを胸に、しっかりと子育てに邁進しながら人吉市の教育環境の発展に、私も微力ながら努めてまいりたいと思います。

災害後、市民と一丸となり、復興に取り組んでおります。来年は、未来に向けた光がさらに明るく、その道筋を照らしてくれることを願いつつ、また、人吉市の皆様の御多幸を願い、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（西　信八郎君）　以上で、一般質問は全て終了いたしました。

日程第15　議第96号から日程第18　議第99号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第15、議第96号令和４年度人吉市一般会計補正予算（第10号）、日程第16、議第97号人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第17、議第98号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第18、議第99号人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑を行います。

まず、議第96号について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、議第96号についての質疑を終了いたします。

次に、議第97号についての質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、議第97号についての質疑を終了いたします。

次に、議第98号についての質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、議第98号についての質疑を終了いたします。

次に、議第99号について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、議第99号についての質疑を終了いたします。

日程第19　議員派遣について

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第19、議員派遣についてを議題といたします。

本件については、議員を派遣する際には会議規則第123条の規定により、議会の議決を要するものであります。

お諮りをいたします。ただいまお手元に配付してありますように、牛塚孝浩議員を派遣することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程第20　委員会付託

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第20、委員会付託を行います。

お諮りをいたします。議第80号から議第84号まで、議第89号から議第99号まで、及び陳第14号の17件を一括して各委員会に付託することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（北島清宏君）　それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和４年12月第７回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第80号令和４年度人吉市一般会計補正予算（第９号）につきましては、２ページの［別記１］に記載のとおり、議第96号令和４年度人吉市一般会計補正予算（第10号）につきましては、３ページの［別記２］に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

また、陳情の件名等につきましては、４ページに記載してありますので念のため申し上げます。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第80号	令和４年度人吉市一般会計補正予算（第９号）	各委［別記１］
議第81号	令和４年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	厚生
議第82号	令和４年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）	厚生
議第83号	令和４年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）	厚生
議第84号	令和４年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）	厚生
議第89号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総文
議第90号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第91号	人吉市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	厚生
議第92号	人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第93号	公の施設の指定管理者の指定について	総文
議第94号	財産の処分について	経建
議第95号	財産の取得について	経建
議第96号	令和４年度人吉市一般会計補正予算（第10号）	各委［別記２］
議第97号	人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第98号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第99号	人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
陳第14号	中心市街地の複合施設設置に関する陳情	総文

［別記１］

議第80号　令和４年度人吉市一般会計補正予算（第９号）	
○予算委員会	第１条　歳入予算の補正（全款） 第４条　地方債の補正
○総務文教委員会	第１条　歳出予算の補正 １款　議会費 ２款　総務費（１項　総務管理費の一部及び４項　選挙費） ８款　土木費（３項　住宅費の一部） ９款　消防費 10款　教育費 11款　災害復旧費（４項　文教施設災害復旧費） 13款　諸支出金 14款　予備費 第３条　債務負担行為の補正（１款　議会費、２款　総務費（１項　総務管理費の一部及び４項　選挙費）及び10款　教育費）
○厚生委員会	第１条　歳出予算の補正 ２款　総務費（１項　総務管理費の一部、２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費） ３款　民生費 ４款　衛生費 第３条　債務負担行為の補正（２款　総務費（１項　総務管理費の一部及び２項　徴税費）、３款　民生費及び４款　衛生費）
○経済建設委員会	第１条　歳出予算の補正 ６款　農林水産業費 ７款　商工費 ８款　土木費（１項　土木管理費、２項　道路橋梁費、３項　住宅費の一部、４項　都市計画費及び５項　河川費） 11款　災害復旧費（２項　農林水産施設災害復旧費

及び３項　公共土木施設災害復旧費）

第２条　繰越明許費

第３条　債務負担行為の補正（７款　商工費及び８款　土木費）

［別記２］

議第96号　令和４年度人吉市一般会計補正予算（第10号）	
○予算委員会	第１条　歳入予算の補正（全款）
○厚生委員会	第１条　歳出予算の補正 ３款　民生費 ４款　衛生費

［提出陳情件名］

陳第14号　中心市街地の複合施設設置に関する陳情

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時09分　散会

令和４年12月第７回人吉市議会定例会会議録（第５号）

令和４年12月20日　火曜日

１．議事日程第５号

令和４年12月20日　午前10時　開議

日程第１	議第89号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総文
日程第２	議第90号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第３	議第93号	公の施設の指定管理者の指定について	総文
日程第４	議第97号	人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第５	議第91号	人吉市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	厚生
日程第６	議第98号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第７	議第99号	人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第８	議第92号	人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	経建
日程第９	議第94号	財産の処分について	経建
日程第10	議第95号	財産の取得について	経建
日程第11	議第80号	令和４年度人吉市一般会計補正予算（第９号）	各委
日程第12	議第96号	令和４年度人吉市一般会計補正予算（第10号）	各委
日程第13	議第81号	令和４年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	厚生
日程第14	議第82号	令和４年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）	厚生
日程第15	議第83号	令和４年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）	厚生
日程第16	議第84号	令和４年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）	厚生
日程第17		治水・防災に関する特別委員会委員長の報告	
日程第18		復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告	
日程第19		人吉球磨広域行政組合議会の報告	
日程第20		人吉下球磨消防組合議会の報告	
日程第21		委員会の閉会中の継続審査及び調査について	

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程

発議第10号　人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

３．出席議員（16名）

１番	松村　太君
２番	徳川禎郁君
３番	池田芳隆君
４番	牛塚孝浩君
５番	西　洋子君
６番	宮原将志君
８番	高瀬堅一君
９番	宮﨑　保君
10番	平田清吉君
11番	犬童利夫君
12番	井上光浩君
13番	豊永貞夫君
14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中　哲君
18番	西　信八郎君

欠席議員（１名）

17番	大塚則男君

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	迫田浩二君
教育長	志波典明君
総務部長	永田勝巳君
復興政策部長	浦本雄介君
復興政策部政策統括監	小林敏郎君
市民部長	丸本　縁君

健康福祉部長	渕上麻美君
経済部長	溝口尚也君
復興建設部長	瀬上雅暁君
復興建設部長（復興担当）	若杉久生君
総務課長	森下弘章君
秘書課長	上村英明君
水道局長	秋永敦君
教育部長	小澤洋之君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏君
次長	栄原亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	税所昭彦君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

なお、17番、大塚則男議員より欠席届が提出されております。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、採決をいたします。

日程第１　議第89号から日程第４　議第97号まで

○議長（西　信八郎君）　まず、日程第１、議第89号、日程第２、議第90号、日程第３、議第93号、日程第４、議第97号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　おはようございます。総務文教委員会に付託されました、日程第１、議第89号から日程第４、議第97号の４件について、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第１、議第89号地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、定年年齢を段階的に引き上げて65歳までにすることや管理監督職勤務上限年齢制の導入、定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置が講じられていることから、関係条例の整備を行うため、人吉市職員の定年等に関する条例ほか９本の条例を改正し、人吉市職員の再任用に関する条例を廃止とするものです。

委員から、いろいろな制度の適用が60歳の誕生日を基点としているが、誕生日を基点に給与や役職の変更が行われるのかとの質疑に、誕生日以後の最初の４月１日までの間ということになり、誕生日を迎えた職員でも、３月31日までは給与等は変わらない。また、異動も４月１日を基準としているとの答弁。

管理監督職勤務上限年齢に達した職員の降任後の異動は、本人の希望による異動になるのかとの質疑に、これまでの職員と同様の人事異動になる。自己申告書により本人の異動希望もあるが、市の考え、その人の人柄、これまでの経験を生かした職に就いていただくことになるとの答弁。

60歳を超えた職員が、途中で定年前再任用職員への移行などは申請すれば可能なのかとの質疑に、定年延長というのが基本のスタイルであり、短時間勤務の定年前再任用職員へはいつでも移行できる。ただし、定年前再任用制度を選んだ職員が常勤職員に戻ることはできな

いという制度になっているとの答弁。

65歳まで定年が延長された場合に職員全体の人数が増えていくと思うが、新規採用に係る影響や定員適正化計画をされている中で、何か検討していくのかとの質疑には、国から新規採用については、２年に１回ではなく平準化して、毎年、新規採用職員の確保に努めるよう通知も来ている。定員上、管理するのが、常勤職員を定員としてカウントしており、短時間勤務職員は数字上、定員には入らないが、職員の数としては増えていくこととなる。そのため、前年度の意向調査をもとにしながら毎年の職員採用はやっていきたいと思う。また、現在の定員適正化計画では定年延長が加味されていないことから、加味した計画を早急に策定したいと考えているとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第２、議第90号人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、令和５年４月１日から、熊本県から人吉市へ火薬類取締事務の権限移譲されることに伴い、手数料条例の一部を改正するものです。

権限移譲対象事務については、火薬類取締事務のうち、産業火薬分のみの事務移譲になっております。

委員から、花火大会などは検査の対象になるのかとの質疑に、今回は工事現場などで使用するものである。花火は、煙火ということで平成16年に権限移譲が行われており、消防組合本部で実務を行っていただいている。そのため、今回の手数料条例の「産業用」という部分の対象にはならないとの答弁。

他県の事業主が人吉市内で工事をする際には、人吉市が検査を行うのかとの質疑には、使用されるところの自治体で立入り検査をすることになるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第３、議第93号公の施設の指定管理者の指定については、人吉市体育施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者はＮＰＯ法人人吉市体育協会で、指定の期間は令和５年４月１日から令和10年３月31日までとなっております。

委員から、指定管理の公募をされたと思うが、応募されたのは体育協会だけだったのかとの質疑に、９月に募集要項を公開し、現地説明会を10月に行ったときは３社来られていた。その後、11月の指定管理選定委員会のプレゼンのときには、体育協会の１社のみとなっているとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第４、議第97号人吉市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、これま

で、在職期間が１年以上である会計年度任用職員でなければ介護休暇を取得することができなかったものが、要件緩和され、この要件が撤廃されたことにより条例を改正するものです。

なお、本来であれば令和４年４月から施行すべきところであったが、これまで該当する職員はいなかったとの説明もあっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第89号、議第90号、議第93号及び議第97号について、総務文教委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第89号、議第90号、議第93号、議第97号は、原案可決確定いたしました。

日程第５　議第91号から日程第７　議第99号まで

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第５、議第91号、日程第６、議第98号、日程第７、議第99号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　おはようございます。

厚生委員会に付託されました日程第５、議第91号人吉市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてから、日程第７、議第99号人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての３件について、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第５、議第91号人吉市過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、本年９月本議会で承認した過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき定める人吉市過疎地域持続的発展計画の策定に伴い、固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるため制定するものです。

課税免除の主な内容は、人吉市全域で、業種が製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業のうち、事業者の規模ごとに定めている減価償却資産の取得価格の合計を超える設備を取得した場合に、固定資産税の課税免除を行うというものです。

審査の過程において委員から、課税免除の対象地区となる人吉市過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域とは、市内全域を指すのかとの質疑があり、市内全域が対象であるとの答弁。

また、現在の市の産業動態において、固定資産税の課税免除の適用業種の法人はどれくらいのあるのか、また、どれくらいの申請件数を見込んでいるのかに対し、市内に全業種で約1,500法人あり、このうち、１割程度の約150法人が適用業種に該当すると考えている。この約150法人のうち、１割の15件程度が申請されるのではないかと予想しているところであるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第６、議第98号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

傷病手当金の支給を始める日が、「令和２年１月１日から令和４年12月31日までの間に属する場合に適用する」とされていたところを、「令和５年３月31日までの間に属する場合に適用する」に改正するものです。これは、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に対する国の財政支援の適用期間延長に合わせ、期間を延長するものです。なお、新型コロナウイルス感染症対策等については、国の対策の見直しが予定されていることから、本市としては、引き続き、動向を注視し、迅速に対応していきたいとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第７、議第99号人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、熊本県後期高齢者医療広域連合における後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定している条例附則第５条から第８条までが、条例附則第３条から第６条までに繰り上がったため、引用している部分を改正するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第91号、議第98号、議第99号について、厚生委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第91号、議第98号、議第99号は、原案可決確定いたしました。

日程第８　議第92号から日程第10　議第95号まで

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第８、議第92号、日程第９、議第94号、日程第10、議第

95号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　経済建設委員会に付託されました日程第８、議第92号人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第10、議第95号財産の取得についてまでの３件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第８、議第92号人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和３年３月26日に人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例が公布、施行されました。

その後、農林水産省から改めて説明が行われ、特別会計で実施する国営川辺川総合土地改良事業のうち、農地造成事業及び区画整理事業に係る農家負担金は、資産の譲渡等の対価に該当することから、消費税の課税対象となるとされております。このため、消費税を農家から徴収することができるように、令和４年10月28日に開催された国営川辺川総合土地改良事業地区行政連絡会議において、県と関係市町村同時に、令和４年12月議会において条例改正の議案を上程するとの申合せが行われたものです。

審査の過程において委員から、農家への説明はしてあるのかとの質疑に対し、概算で、消費税を含めた農家負担金を各農家にはお示ししているとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第９、議第94号財産の処分についてでございます。

処分物件は、人吉市田野町に所在する土地１万7,857平方メートル、建物1,012.89平方メートル、その他附帯工作物等でございます。処分の相手方は、熊本県人吉市合ノ原町498番地、高橋酒造株式会社　代表取締役　高橋光宏氏。処分価格は2,510万円でございます。

経緯についてでございますが、令和３年１月22日に、本市と高橋酒造株式会社との間で、旧田野小学校跡地等を利活用した施設の新設に関する覚書を締結いたしました。そして、令和４年９月定例会において、関係条例の改正及び備品等の処分等に関する予算措置、売却に向けた関係機関との調整等を実施してきたところでございます。今般、諸条件が整ったことから、11月25日に土地等の売払いに関する仮契約を締結し、今議会に提案されたものでございます。

なお、学校に残されたもののうち、使用可能な物品については、ほかの学校、田野町内会へ移管し、使用できないものは廃棄処分したとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第10、議第95号財産の取得については、下原田第一仮設団地を市営単独住宅として利活用するために、人吉市下原田町に所在する土地6,806.02平方メートルを、宮崎県東諸県郡国富町大字八代北俣2132番地１、株式会社黒木木材　代表取締役　黒木道生氏から、

6,261万5,384円で購入するものでございます。

なお、建物は、現在の配置で利活用する予定であるとの説明があっております。

審査の過程において委員から、市営単独住宅となったときの自治会はどうなるのかとの質疑に対し、この団地を一つの自治会として構成することになるとの答弁。防災設備の整備はいつ行うのかとの質疑に対し、開発行為の中で、消防署と協議を行うとの答弁があっております。建物の耐用年数は何年かとの質疑に対し、木造団地であるので30年であるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。

議第92号、議第94号、議第95号について、経済建設委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第92号、議第94号、議第95号は、原案可決確定いたしました。

日程第11　議第80号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第11、議第80号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）（登壇）　日程第11、議第80号令和４年度人吉市一般会計補正予算（第９号）のうち、予算委員会に付託されました、第１条歳入歳出予算の補正のうち歳入全款及び第４条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に16億3,413万8,000円を追加し、歳入予算の総額を233億4,838万4,000円とするものです。

主なものとして、15款国庫支出金２億2,470万1,000円の増額補正は、原油価格・物価高騰対策などの新型コロナウイルス感染症対策事業の追加に伴う交付金の補正や、障害福祉サービスにおける共同生活援助給付費、就労継続支援給付費等の自立支援給付費負担金の増額等です。22款市債８億3,050万4,000円の増額補正は、くま川鉄道災害復旧資金貸付事業債や、既存の事業債から過疎対策事業債へ振り替えたことによる起債の増が主なものです。また、過疎対策事業債の詳細な内容について、執行部から資料の提出及び説明があっております。

審査の過程において委員から、令和２年７月豪雨災害廃棄物処理基金補助金、地域と学校の連携・協働体制構築費補助金などについて質疑があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第11、議第80号令和４年度人吉市一般会計補正予算（第９号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正、債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、債務負担行為補正の主なものは、現在改修している庁舎別館の令和５年５月開庁に向け、本年度中に関連業務の契約の必要があることから、市庁舎別館移転業務委託料などの追加や、一人一台タブレット端末の整備及び臨時休校時に対応するための学習支援ソフトにおいて長期継続が有利であることから、複数年契約を行うための学習支援ソフト使用料の追加などです。なお、別館改修については、11月から内装改修工事に取りかかっているが、既存天井材を撤去する過程において、１階多目的トイレ天井裏及び２階旧防災行政無線室天井裏のコンクリート面に吹き付け材が確認され、アスベスト含有調査を行った結果、アスベスト含有が確認をされたとの報告があり、現在、専門業者による現地調査をしているとの説明がありました。

委員から、アスベストが確認されたということで改修工事の費用が増えたのかとの質疑に、飛散防止の工事などの必要があり、360万円ほど費用がかかり、諸経費込みで500万円ほどになる予定だが、予算の範囲内で処理ができるとの答弁があっております。

次に、歳出予算の補正ですが、総務部・復興政策部関係の主なものは、くま川鉄道株式会社において実施している災害復旧事業において、国の補助金が工事等の完了後の支払いになることから、事業費の支払いに対する資金調達が必要となるため、本市が構成市町村を代表し熊本県市町村振興資金の復旧資金を借り入れ、くま川鉄道に貸付けを行う貸付けや、新庁舎電気代に不足が見込まれるための増額補正。大柿地区移転促進のための地区外へ移転新築または移転先住宅の改修に係る費用を支援するための交付金。熊本県の令和２年７月豪雨災害廃棄物処理基金補助金交付要項に基づき交付される補助金を、災害等廃棄物処理事業に係る地方債の元利償還金に充てるため、人吉市減債基金へ積立てを行うものなどです。

委員から、新市庁舎の電気料の増額補正は、当初見込みから何％の増を見込んであるのかとの質疑に、2,000万円で見込んでいたため、約25％の増となっている。もともと設計会社が想定した電気料金は2,600万円かかると算定されていたが、電気料金を抑えるよう努力していかなければならないということで、当初予算では2,000万円を付けていただいていた。

また、燃料費の高騰で燃料費調整額というのが１キロ当たり６円ほど上がっていることから、今回の補正をお願いしたとの答弁。

２款、１項、９目、11節役務費の光ケーブル載替手数料で、断線が多かったということだが、委託業者との契約内容はどうなっているのかとの質疑に、本線の部分は市が管理しており、断線した場合は委託業者に作業を依頼している。分岐している部分については、引込み世帯で管理してもらうということになっているとの答弁。

９款、１項、２目、11節役務費の、日本消防協会から防災活動車（ＳＵＶタイプ）の車両の交付が決定したとのことであったが、車両はどこに設置されるのか、また、車両の規模はどの程度のものかとの質疑に、消防関係の車両ということで、市庁舎北側駐車場に配置を予定している。車両の規模は1,500ccとなっているとの答弁があっております。

教育部関係の主なものは、本年度実施した小中学校の消防設備等の点検業務において修繕を要する箇所の指摘があり、修繕するもの。国指定史跡大村横穴群の落石頻発箇所について、平成24年度に設置した木柵が老朽化したため、撤去し、大型土のうを設置し落石対策を講じる工事請負費。熊本県の球磨川流域復興基金交付金を活用し、被災文化財復旧支援事業で青井阿蘇神社禊橋の復旧などの３件や、地域コミュニティ施設等再建支援事業で行う宝来薬師堂地蔵堂の補助金。村山公園テニスコートの壁打ちブロック塀が建築基準を満たしていないため、現在使用禁止としているブロック塀の撤去を行う工事請負費。購入から約25年が経過した人吉スポーツパレスの卓球台について、経年劣化が進んでいることや、来年・再来年の県中体連卓球競技の開催も決定していることから、卓球台を購入するもの。令和２年７月豪雨災害で被災した東西コミュニティセンターの備品を購入するため、過年発生単独文教施設災害復旧事業債を活用するものなどです。

なお、大村横穴群については、現地視察を行っております。

委員から、小中学校の消防設備等の点検業務は、どのような頻度で行われているのか。また、誘導灯などが切れているのは目視でも分かると思うが、業者に全て任せているのかとの質疑に、１年に１回、業者に委託し点検を行っている。誘導灯のランプ等が切れている場合は、学校からすぐ報告があり、修繕費等で対応しているとの答弁。

小中学校の危険木の伐採委託料があるが、危険木の本数や安全対策はとの質疑に、何らかの指摘を受けたのが78本ある。中には、樹木が繁茂しているというのも含まれている。その後、台風14号で倒木等があっており、78本のうち11本を既に伐採している。すぐに対応できない案件については、ロープングやバリケードで安全対策を講じている。また、大木で落下するおそれがあるところは、大きくロープングして安全対策をしているとの答弁。

村山公園テニスコートブロック塀改修工事でブロック塀の撤去とのことだが、再建は予定しているかとの質疑に、現在、壁打ちブロックの高さが３メートル以上あるが、建築基準法では2.2メートル以下という基準があり、その横のフェンスと同じ高さまで切下げを行うも

のであるとの答弁。

スポーツパレスの卓球台だが、全部買い替えとなるのか、また、台数は何台あるのかとの質疑に、台数としては24台あり、全てスポーツパレスの開館時にそろえたものであり、経年劣化が進んでいることから、24台全て、卓球台のネットを含めて購入となるとの答弁。

東西コミュニティセンターの備品購入について、今回の備品は、災害で使用できなくなったものを購入するものになるのか、新規で購入するというものもあるのかとの質疑に、購入予定のものは、全て以前使用していたものということになる。新規で購入するものが必要であると要望があれば、協議して購入していきたいと考えているとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　日程第11、議第80号令和４年度人吉市一般会計補正予算（第９号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、債務負担行為補正の追加ですが、広報配布等行政事務委託料は、広報ひとよしの配布などの事務を町内会長に委託するものです。年度当初から事務対応の必要があり、町内会長90人と契約を取り交わすために相当の日数を要することから、期間を令和４年度から令和５年度まで、限度額を3,154万4,000円と設定するものです。なお、現行の委託料は、平成16年度以前に定められた単価をもとに積算されているため、昨今の物価上昇等に鑑み、令和３年度と比較して、限度額を262万9,000円の9.1％の増としています。

生活保護システム改修業務委託料の限度額204万6,000円は、国において医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、生活保護システム改修を年度内に準備を行い、令和５年度中に運用を開始する必要があるため、債務負担行為の設定をするもの。タブレット端末等使用料限度額75万3,000円は、生活保護システム改修の期間中に、タブレット端末等を使用し被保護者のマイナポータル利用申込みに係る作業が必要となるため、債務負担行為を設定するものです。

歳出では、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費を６億5,549万3,000円増額し、補正後の金額を19億2,641万4,000円としています。14節工事請負費55万7,000円の増額は、特定空き家除却工事費です。上新町の特定空き家除却について、この空き家は、所在地の土地所有者及び近隣住民の証言から、昭和40年水害の応急仮設住宅の可能性が高く、当時の被災者が居住していたが、退去後そのままの状態で放置されていたものと考えられる。年々老朽化が進み、倒壊のおそれがあり、台風等により近隣に危害が及ぶ危険性があることから、

令和４年８月に、人吉市空き家対策協議会で、空き家等対策の推進に関する特別措置法の定めにより特定空き家に認定されました。当該空き家が未登記で建物所有者が存在しないこと、土地所有者から除却についての要望及び承諾があることから、市が略式代執行の手順により、所有者不明の特定空き家の除却を行うというものであります。手続は、略式代執行を行う旨の公告をし、所有者が現れなかった場合は、略式代執行として除却工事を行いたいとのことでした。

審査の過程で委員から、建物所有者の調査方法、特定空き家に認定した経緯、略式代執行の公告をし、所有者が現れなかった際に公費で除却工事を行うことの法的根拠、建物を除却することによって固定資産税額の変更はないのか等の質疑があり、執行部から、建物所有者の調査については、未登記であるため、土地所有者及び周辺住民からの証言や現存する応急仮設入居者名簿等から、昭和40年水害の際に建てられた応急仮設住宅であると考えられるが、建物所有者については判明しなかった。特定空き家に認定された経緯については、当該空き家が危険であると周辺住民から土地所有者へ相談があり、土地所有者から市へ相談があったもので、調査を行い、人吉市空き家等対策協議会で特定空き家であると認定。略式代執行の公告をし、所有者が現れなかった際に公費で除却工事を行うことの法的根拠は、自身の所有する土地の上にある所有者不明の空き家を土地所有者が解体することは違法であるため、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者が不明である特定空き家を、公告を前提とした略式代執行の手順により除却するものである。この空き家に在住していたとされる方の住民票、戸籍が人吉市にないことの確認等を行った。固定資産税については、雑種地として区分されているため、家屋が除却されても評価額は変わらない。なお、建物所有者の調査方法、執行の公告、所有者が現れなかった場合の略式代執行の実施という一連の流れについては、弁護士に相談し指導を得ているとの答弁がありました。

その後、各種質疑応答がありましたが、執行部の資料の提出不足や、その内容・説明に不可解な点が多く見られ、慎重を期するため、本件の審査は資料の追加要求を行い、再度、最後に行うこととしました。

再度、本件審査において、審査の過程で委員から、土地所有者の責任がないのはおかしい。今後どうなるのか。このような形で公費、いわゆる税金を投入していいものか。また、このような例が他にも見られるのではないか、調査の必要はないのか。他に解体の要望が出てくる可能性がある、その場合どのように対処するのか。さらに、今後も災害公営住宅等の記録が残っていない同様の案件が出てくることの可能性があるのではないかなどの多くの質疑、意見が出されました。執行部から、本件については、今後さらに調査検討を行い、慎重に対応してまいりたい。さらに他の案件がないかも調査を進めていきたいとの答弁があっております。

最終的には、私のほうから委員会の申入れとして、今後このような同様の事例が上がって

くる可能性があると危惧している。執行部においては、基となる資料等をよく精査して、今後上程するように努めるべきと考える。また、後世に記録を残すという意味で、令和２年７月豪雨災害に関する資料等の管理・保存に努めるべきであると、口頭での注意喚起の申入れを行いました。

18節負担金、補助及び交付金の外灯設備電気料補助金について、審査の過程で委員から、補助金の内容はとの質疑があり、被災地域の中で、住民の世帯数が２割減少した町内会に対し周知し、申請のあった５町内、下林町仮屋、紺屋町、下青井町、相良町、温泉町に対して外灯設備電気料補助を行うものである。令和２年度からの制度であり、球磨川流域復興基金の運用が１年間延長されたことから、令和４年度においても町内会に希望を確認し、補正予算を計上するものとの答弁があっております。

２款総務費、２項徴税費、１目税務総務費、３節職員手当等、時間外等勤務手当51万円の増額は、新築家屋等の調査業務量が増加していることから、３項住民基本台帳費から組み替えるものです。22節償還金、利子及び割引料380万8,000円の増額は、法人市民税をはじめとした市税等過誤納金還付金の増加によるものです。

審査の過程で委員から、税務総務費の時間外等勤務手当は新築等確認の件数が増加したためということだが、どの程度増加しているのかとの質疑があり、増築を含めた件数が、令和２年７月豪雨被災前の令和元年88件だったものが、令和３年は228件、約2.5倍となっており、令和４年においても、令和３年と同等で推移している状況であるとの答弁がありました。

また、税務総務費の市税等過誤納金還付金が増額している理由は、に対し、今年度は、新型コロナウイルス感染症に起因した巣籠り需要が減少したことや法人等の事業所で燃料費が高騰したことにより収益が低下した。特に法人市民税において、還付金が大幅に増加している。法人市民税は予定納税と確定納税があり、予定納税は前年決算の法人税割の２分の１を納税していただく制度であり、翌年、景気が減退すると、予定納税額より確定納税額が少なくなり、還付金が増加するものであるとの答弁があっております。

３款民生費、１項社会福祉費、２目心身障害者福祉費、18節負担金、補助及び交付金381万5,000円の増額補正は、光熱水費等の高騰により影響を受けている障害者施設等を支援するための給付金の増です。

３目老人福祉費、18節負担金、補助及び交付金の給付金1,383万5,000円は、光熱水費等の高騰により影響を受けている介護施設等を支援するための給付金の増です。

４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、18節負担金、補助及び交付金の給付金2,395万5,000円の増額補正は、光熱水費等の高騰の影響を受けている医療機関等を支援するための給付金の増です。

５目環境衛生費、12節特定分別基準適合物保管業務委託料77万4,000円の増額は、主に保管単価の増によるものです。

審査の過程で委員から、特定分別基準適合物保管業務委託の内容は、との質疑があり、毎週水曜日は資源の収集日としているが、その中で特定分別基準適合物とは、ガラス瓶やペットボトル、白色トレイ等で、これらをきれいに分別や破砕し保管する業務である。保管するに当たっては人件費がかかるため、人件費の上昇分を保管単価に反映させたというものであるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　日程第11、議第80号令和４年度人吉市一般会計補正予算（第９号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正、繰越明許費、債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費の補正は、18節負担金、補助及び交付金で、経営所得安定対策等推進事業費補助金は、農林水産省共通オンライン申請サービスに本市が保有する水田台帳データを移行するためのシステム改修経費として、経営所得安定対策事業を行っております人吉市農業再生協議会へ補助金として追加交付するものでございます。

５目農地費、12節委託料で、支障木除去委託料の増額は、上原田町に国営事業で整備した農業用水を貯留するファームポンド施設内において、生い茂った雑木により適切な維持管理に支障を来しておりますので伐採を行うものでございます。

審査の過程において委員から、ファームポンドの管理状況についての質疑に対し、ファームポンドの所有は国で、普段の管理は市が行っている。工事完了後、市に譲渡されるので、今後は地元の水利組合や土地改良区に管理をお願いすることを考えたいとの答弁があっております。

14節工事請負費の増額は、水路改修工事で、赤池水無地区頭首工ゲート設置工事におきまして、資材の高騰や人件費の高騰に対応するため、工事費の増額をするものでございます。

７款商工費、１項商工費、２目商工業振興費の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、貨物運送事業者等支援給付金（物価等高騰対策）は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、原油価格高騰の影響を受けている運送事業者等に対して給付金を交付することで支援するものでございます。対象事業者は、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、または貨物軽自動車運送事業を営む事業者、もしくは運転代行業を営む事業者であることなどの要件がございます。なお、支援金の額は、大型自動車・中型自動車は１台当たり４万5,000円、普通自動車・軽自動車は１台当たり１万8,000円との説明があっております。

審査の過程において委員から、熊本県にも同じような事業があるようだが、同じ枠組みなのかとの質疑に対し、熊本県のものとは別である。県と市と両方受けることは可能であるとの答弁があっております。

８款土木費、２項道路橋梁費、３目道路新設改良費、12節委託料の増額は、社会資本整備総合交付金事業で実施いたします城本下城本線外の測量設計委託料の増でございます。なお、城本下城本線につきましては、現地視察を行っております。

５目橋梁新設改良費、12節委託料の減額は、道路メンテナンス事業に伴う橋梁点検委託料の交付決定に伴う減額でございます。

審査の過程において委員からの減額の理由についての質疑に対し、当初は橋梁点検車両を使用することとしていたが、足場を組んでいる場所については、その足場を利用することになったためである。予定していた内容については、減額の影響はないとの答弁があっております。

３項住宅費、２目住宅建設費、16節公有財産購入費は、下原田第３仮設団地の用地購入に係る増でございます。21節補償、補填及び賠償金は、下原田第１仮設団地の用地取得に伴う工作物移転補償費の増でございます。

４項都市計画費、１目都市計画総務費、12節委託料の減額は、被災市街地設計等業務委託料を１億500万円減額し、地区計画等検討業務委託料を3,343万5,000円増額するものでございます。

審査の過程において委員からの被災市街地設計等業務委託料１億500万円の減額の理由についての質疑に対し、青井地区が県施行となり、本市の事業費の負担が減ったためである。なお、この事業の原資は社会資本整備総合交付金事業であり、この枠内で減額した分を道路測量設計委託など、ほかの事業に回しているとの答弁があっております。

３目公園整備費、12節委託料の増額は、復興まちづくり計画に位置づけられた指定緊急避難場所として、車等で一時的に避難できる場所の整備に向けた測量設計及び地質調査委託料の増でございます。

11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、３目林業施設災害復旧費、14節工事請負費の増額は、過年災林業施設災害復旧工事でございます。令和２年７月豪雨により被災した大畑麓町の林道吸川線１号箇所ほか８工事の災害復旧工事で、資材の高騰などにより工事費が増額したことにより工事費が増加となったものでございます。

３項公共土木施設災害復旧費、５目河川災害復旧費、14節工事請負費の増額は、本年７月の大雨による現年災井出川河川災害復旧工事に伴うものでございます。

次に、繰越明許費の主なものは、８款土木費、２項道路橋梁費、都市防災総合推進事業矢黒地内第５号線ほかは、避難路整備に向けた設計業務委託でございまして、関係機関との調整に時間を要するために年度内の完了が困難となり、全事業を繰り越すものでございます。

次に、債務負担行為の補正につきまして、まち・ひと・しごと総合交流館清掃委託料から公園維持管理委託料までの４件でございますが、令和５年４月１日からの業務委託を実施するために、期間を令和４年度から令和５年度とし、限度額を設定するものでございます。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第80号について、各委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第80号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時56分　休憩

○９番（宮﨑　保君）　（議長の許可を得て途中退席）

午前11時10分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第12　議第96号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第12、議第96号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

初めに、予算委員長の報告を求めます。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）（登壇）　日程第12、議第96号令和４年度人吉市一般会計補正予算（第10号）のうち、予算委員会に付託されました、第１条歳入歳出予算の補正のうち歳入全款につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に357万円を追加し、歳入予算の総額を233億5,195万4,000円とするものです。

主なものとして、15款国庫支出金の221万円の増額補正は、原油価格・物価高騰対策などの新型コロナウイルス感染症対策事業に対する補助金です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　日程第12、議第96号令和４年度人吉市一般会計補正予算（第10号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費を272万円増額し、補正後の額を２億4,620万2,000円としています。18節負担金、補助及び交付金、保育所等支援給付金（物価高騰対策）の272万円の増額補正は、光熱水費等の高騰により影響を受けている保育所、幼稚園、認定こども園等を支援するための給付金の増です。県の事業スキームが変更されたことにより、事業費が増額となるため補正するものです。

４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費を85万円増額し、補正後の額を２億4,298万1,000円としています。18節負担金、補助及び交付金、調剤薬局支援給付金（物価等高騰対策）85万円の増額は、光熱水費等の高騰の影響を受けている調剤薬局を支援するための給付金の増です。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第96号について、各委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第96号は、原案可決確定いたしました。

日程第13　議第81号から日程第16　議第84号まで

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第13、議第81号から日程第16、議第84号までの４件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第13、議第81号令和４年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）から日程第16、議第84号令和４年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）までの４件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第13、議第81号令和４年度人吉市国民健康険事業特別会計補正予算（第３号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億903万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,810万7,000円とするものです。

歳入の、５款県支出金を１億1,149万1,000円増額し、補正後の額を29億6,136万2,000円としております。

債務負担行為ですが、診療報酬明細書点検等業務委託料は、毎月初めに医療機関から提出された診療報酬明細書の点検等を行うもので、契約業務に日数を要するため、期間を令和４年度から令和５年度とし、限度額を232万4,000円と設定するものです。

２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費を6,449万1,000円増額していますが、当初、被保険者１人当たり費用額を46万6,775円、対前年比2.84％の伸びと見込んでおりましたが、令和４年３月診療から９月診療分までの実績が大きく伸びていることから、本年度の見込みを被保険者１人当たり48万2,104円、前年度比6.32％の伸びとし、療養給付費を補正するものです。

３目一般被保険者療養費を245万1,000円増額しています。これは、令和３年度と比べ、件数が2.45％ほど増えていることと合わせ、治療用装具などについて高額案件があったため増額するものです。

２款、２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費を4,454万9,000円増額しています。これは、当初の見込みより申請件数が大きく伸びたことによるものです。

８款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、３目償還金を1,118万4,000円増額しています。これは主に、新型コロナウイルス感染症の影響に係る保険税の減免に対して交付された国・県支出金の精算に伴うものです。

審査の過程で委員から、２款保険給付費、１項療養諸費の増額補正の要因はとの質疑があり、療養費については、前年から、あんま、はり、灸、マッサージが増えていることによる件数増と高額な治療用装具の申請があり、予算の不足が見込まれたためである。高額療養費については、令和２年７月豪雨の被災者への一部負担金免除の終了に伴い、件数としては増加する見込みを立てていたが、予想以上の増加があり、被保険者数は減少しているが、金額が令和元年度並みで推移しており、増額補正するものであるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第14、議第82号令和４年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第３号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,929万円とするものです。

歳入予算は、７款繰入金、１項一般会計繰入金、５目その他の一般会計繰入金22万1,000円の増額補正は、時間外等勤務手当の増額と手数料の増額によるものです。

歳出の、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費５万円の増額は、時間外等勤務手

当の増によるものです。

２項徴収費、１目賦課徴収費、11節役務費、手数料17万1,000円の増額は、介護保険料のコンビニ収納等の増加に伴う補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第15、議第83号令和４年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）は、第２条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。共済組合負担金の定時決定等による人件費の増額に伴う所要額の補正で、１款水道事業費用を38万4,000円増額し、合計を４億8,767万2,000円としています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第16、議第84号令和４年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、人件費に伴うものや青井被災市街地復興土地区画整理事業の一環である青井宝来排水区整備実施設計業務委託の補正です。

第２条、収益的収入及び支出は、当初予算第３条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出を補正するもので、第１款下水道事業費用、第１項営業費用を50万円増額し、９億5,273万8,000円とし、下水道事業費用の総額を10億4,635万7,000円とするものです。

第１款資本的収入を2,140万円増額し、合計を３億1,036万3,000円としております。

第１項企業債、１目建設改良等企業債を1,040万円増額し、合計を１億5,570万円としています。

３項補助金、１目国庫補助金を1,100万円増額し、合計を１億5,100万円とするものです。

次に、支出ですが、第１款資本的支出を2,367万2,000円増額し、合計を７億800万円としています。

１項建設改良費、１目管渠事業費、６節法定福利費を４万8,000円減額し、15節委託料を2,200万円増額し、合計を9,257万円とするものです。

委託料については、青井宝来排水区整備実施設計業務委託に伴うものですが、当初予算第６条に定めた企業債のうち、公共下水道企業債の限度額を１億2,250万円から１億3,290万円に増額するものです。

第５条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費ですが、予算第９条に定めた経費のうち、職員給与費を5,248万9,000円から5,466万1,000円に改めるものです。

第６条は、予算第11条を繰越利益剰余金のうち2,994万8,000円に改め、同額を不足する額の補填として処分するものです。

青井宝来排水区整備実施設計業務委託については、青井地区は区画整理事業に取りかかっており、今回の予算要求は、土地区画整理事業に伴い、先行して下流側の雨水管渠の整備を行うものです。概要は、事業費2,200万円のうち、補助金が1,100万円で、580メートルの測量及び実施設計となります。なお、工事につきましては、約300メートルは下水道課で行い、

約280メートルについては土地区画整理事業内であるので、熊本県と今後、協議を進めてまいりたいとの説明がありました。

審査の過程で委員から、青井宝来排水区整備実施設計業務委託は、県が施工する青井被災市街地復興土地区画整理事業区域内の区間と下水道課事業区間とがあるが、実施設計は市が一括して行うが、負担金等は発生しないのか。工事費も含めて県との費用負担はどのようになるのかとの質疑があり、１本の路線であるので、実施設計は一括で市が行う。青井被災市街地復興土地区画整理事業区域外は下水道課で工事を実施するが、区域内については、これから県と協議していく予定である。土地区画整理事業区域内についても、市が実施する可能性もあるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第81号から議第84号までの４件について、厚生委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第81号、議第82号、議第83号、議第84号は、原案可決確定いたしました。

日程第17　治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第17、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　日程第17、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。

第13回となります本特別委員会は、令和４年11月30日水曜日午後１時より開催し、球磨郡水上村の県営市房ダムと球磨郡あさぎり町の県営清願寺ダムを視察しております。市房ダムの現地では、熊本県土木部河川港湾局の里村真吾局長、市房ダム管理所の矢津田達昭所長に、ダムの概要と令和４年９月19日の台風14号でのダム操作について説明をいただきました。その後、県営清願寺ダムに移動し、球磨地域振興局農林部の野入正憲部長より、清願寺ダムの概要と利水・防災の状況について説明を受けました。また、帰庁後、視察のまとめを行っております。

県営市房ダム現地での質疑の主なものは、多良木観測所で19日の午前３時頃に、それまで

下がっていた水位が急に上昇した原因はとの質疑に、緊急放流判断水位を19日の午前１時20分に超過したものの、ダム上流部の降雨及びダムへの流入量、ダムの空き容量、ダム下流河川の水位を総合的に検討し、緊急放流開始予定時刻であった午前２時の１時間後である午前３時より緊急放流を実施した。仮に予定時刻の午前２時から開始していた場合と比べ、多良木地点における水位は38センチ低減していたと推定されるとの答弁があっております。

市房ダムを全て空にすることは可能かとの質疑に対し、ダムの一番下には小さい穴しか空いておらず、全てを空にするには１年以上かかることになるとの答弁があっております。

事前放流から緊急放流まで、何回サイレンを鳴らしたのかとの質疑に、５回鳴らしており、ハウリングしないように上流から順番に鳴らしたとの答弁があっております。

また、堆砂容量は下げられないのかとの質疑に、水も溜めることは可能だが、この部分は、本来100年分の土砂を溜めるための容量を確保しているものであるとの答弁があっております。

さらに委員から、緊急放流時に最大で放流できる量はとの質疑に、最大毎秒1,300トン流すことができるとの答弁があっております。そのほかにも、委員から多くの質疑がなされ、それぞれに詳細な答弁をいただいております。

視察後のまとめでは、委員より、市房ダムについて、以前より柔軟に対応ができるようになっているようだった。ただ、今回の雨でも、流入量が下がってきているのに緊急放流をしなければならなかった。雨がもう少し降り続けば効果が発揮できなくなることもあったことから、巨大台風や線状降水帯が発生する状況の中で、常に効果を発揮できるわけではない。このことは自分たちも考えていかなければいけない。また、ダムについてはそれぞれ考え方があると思うが、私たちは正しい情報を伝えていかなければいけない。また、情報という点から言うと、県にも分かりやすい情報を提供していただきたい。それと、情報を出すタイミングを考えていただく必要がある。今回の台風では、夜中ということもあり、人吉市が情報を出したタイミングは遅かったと考える。今後は、情報を出すタイミングを検討する必要がある。それに高齢者や若年層にも分かるように、幅広い伝達の仕方について調査・研究が必要である。また、サイレンの鳴らし方をもう少し検討してもらいたい。球磨川流域のほかの自治体の議員と、流域治水について共通認識が持てるように、国土交通省や県の説明会を開いていただきたい。市房ダムの最大流出量が毎秒1,300トンという説明だったが、令和２年７月豪雨時の流入量は毎秒1,260トンだったと思う。今後それを上回る降雨があった場合、流出量自体も限界に来ることになる。そうなると、ほかの形での治水が今後の課題になると思う、などの意見がありました。

以上、治水・防災に関する特別委員会の報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第18　復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第18、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第18、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長報告をいたします。

令和４年10月28日に第14回、11月18日に第15回、11月30日に第16回を開催しておりますので、順次、審議内容の主なものについて報告をさせていただきます。

第14回復興のまちづくりに関する特別委員会は、人吉市復興まちづくり計画の進捗について（青井地区）を審議しました。

青井地区の復興事業については、復興まちづくり推進協議会において、道路や公園等の公共施設の機能や配置、青井阿蘇神社周辺の賑わい拠点について検討が進められていますが、第５回の委員会において、事業の認可に必要となる道路や公園等の公共施設の配置計画が固まったということで、青井地区全体の整備計画案や、青井被災市街地復興土地区画整理事業の事業認可と国道445号の都市計画変更について説明を受けました。

委員から、公園の配置や機能について、雨水による排水の問題、計画されている無電柱化の整備手法などについて質問がありました。

次に、第15回復興のまちづくりに関する特別委員会は、大柿地区の在り方に係る今後の方向性について、審議を行いました。

大柿地区については、国の防災集団移転促進事業を活用した集団移転を提案され、住民の皆様に御意見を確認されてこられましたが、様々な形で再建の意向があり、意見がまとまるのが難しいということでありました。そこで、現状を踏まえた新たな対応策を講じる必要があるということで、今後の大柿地区における住まい再建に係る方針とそれに伴う支援策について説明がありました。

支援策については、遊水地整備対象区域外に居住する世帯において、個別での移転を進めるため移転促進事業の創設を考えており、大柿地区外、かつ人吉市内にて再建をされる世帯に対し、再建の形態に応じて発生する経費などの支援を行うものであるとの説明がありました。また、遊水地整備対象区域に居住する世帯については、遊水地事業による国の補償対象となることから、この移転促進事業の対象からは外させていただきたいとの説明もあっております。

委員から、支援金の積算根拠について質問があり、執行部から、県が今年度から制度化し

た復興基金を使った事業をベースに設計しているとの答弁があっております。ほかにも、該当する世帯数や大柿地区以外での支援の考え方などについて、委員から質問がありました。

次に、第16回復興のまちづくりに関する特別委員会は、人吉市復興計画及び人吉市復興まちづくり計画に基づく取組状況についてと人吉市復興まちづくり計画の進捗について（青井地区・中心市街地地区）の２項目について、審議を行いました。

まず、執行部から、人吉市復興計画及び人吉市復興まちづくり計画に基づく取組状況や、11月23日に開催された大柿地区の今後の住まい及び治水対策（遊水地）に関する説明会の報告がありました。

委員から、建設型仮設住宅の取扱いや保証人などについて、村山公園の避難地の今後の動向、西瀬橋の安全確保策等について質問が出されました。

その後、人吉市復興まちづくり計画における青井地区と中心市街地地区の進捗について説明がありました。青井地区の進捗状況については、11月18日に開催された事業説明会時に用いた資料をもとに、青井地区の復興まちづくり全体の整備計画（案）について、青井被災市街地復興土地区画整理事業における事業計画（案）について、都市計画道路　相良鬼木線外３線（国道445号）の都市計画変更（案）についての内容や、今後のスケジュール、大まかな事業の流れについて説明がありました。

中心市街地地区の進捗については、住民説明会や区画整理事業区域内の方を対象とした座談会、さらには、まちづくり推進協議会で出された意見を集約したものを再整理した中心市街地地区整備方針や、土地区画整理事業区域内の公共施設配置の考え方について。また、推進体制については、まちづくり推進協議会の下部組織として、避難路・避難地の整備などに関しては「安全・安心部会」、賑わい創出については「賑わい部会」を設置し、議論を重ねているとの説明があっております。

以上、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、復興のまちづくりに関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第19　人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第19、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇）　日程第19、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和４年第４回人吉球磨広域行政組合議会定例会１日目が、令和４年11月25日金曜日午前

10時から開催されました。

日程第１、会議録署名議員の指名では、４番、高瀬堅一議員（人吉市）、５番、宮﨑保議員（人吉市）が指名されました。

日程第２、会期の決定では、皆越てる子議会運営員会委員長報告の後、会期は11月25日に開会し、12月23日を閉会とする29日間とし、11月26日から12月22日までを休会とすることに決定しました。

日程第３、行政報告では、令和４年第３回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第４、認定第１号令和３年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、この案件については８月26日に開かれた第３回人吉球磨広域行政組合議会定例会において令和３年度決算特別委員会が設置され、同委員会に付託されており、田中哲同委員会委員長から認定とする報告があり、質疑、採決を行い、原案のとおり認定されました。

日程第５、議案第15号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第６、議案第16号令和４年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第２号）、日程第７、議案第17号熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、この３件では一括して理事会代表理事の提案理由の説明を受け、日程第５、議案第15号及び日程第６、議案第16号については、執行部の補足説明を受けた後、質疑、採決を行い、原案のとおり可決されました。

閉会日となる12月23日の議事日程については、最初に一般質問を行い、次に議案第17号について執行部の補足説明の後、質疑、採決を行い、最後に委員会の閉会中の継続調査を諮り閉会することとし、定例会１日目を散会しました。

なお、定例会散会後に全員協議会が開かれ、執行部から葬祭場関係の報告と本組合議会議員定数についての協議がありました。

議員定数については、議会運営委員会委員長から調査に関する中間報告があり、報告の議員定数削減案のとおり、構成市町村議会に御検討をお願いすることに決定しました。

以上、報告を終わります。

日程第20　人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第20、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇）　日程第20、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

内容は、令和４年11月第４回人吉下球磨消防組合議会定例会の会議結果を報告します。

日時は、令和４年11月25日午後３時より行われました。場所は、人吉下球磨消防組合消防

本部会議場です。出席者は、議員７名、執行部として、管理者５名、ほか１名、監査委員１名、職員８名、事務局２名の計24名で行われました。

次に、会議結果を報告します。

日程第１、会期の決定では、令和４年11月25日の１日間と決定しました。

日程第２、会議録署名議員の指名では、７番、立道徹議員、１番、東純一議員が指名されました。

日程第３、議案第１号令和３年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでは、歳入合計は予算現額11億4,057万1,000円に対して、収入済額11億3,275万2,912円。予算現額に対する収入済額の比率は99.31％となっています。歳出合計は予算現額11億4,057万1,000円に対して、収入済額11億1,287万1,144円。予算現額に対する支出済額の比率は97.57％となっています。実質収支額は1,736万5,000円となっています。歳入の主なものとして、分担金及び負担金10億4,065万280円。その内訳として、常備消防費負担金８億2,101万4,000円、起債分特別分担金１億4,894万8,000円、退職特別負担金407万8,000円、西タンク車整備事業特別負担金3,640万円、救急特別交付税交付金2,706万円、県権限委譲事務市町村交付金26万9,280円、新型コロナウイルス感染症対応特別負担金250万5,000円、人吉市デジタル同報無線システム特別負担金37万6,000円となっています。また、使用料及び手数料166万1,414円、諸収入1,492万1,774円、組合債6,360万円、県支出金540万3,000円で、これは球磨川水系防災・減災ソフト対策等交付金です。また、財産収入6,761円、前年度繰越金650万9,683円となっています。

歳出の主なものとして、議会費43万5,595円、総務費331万8,644円で、これは財政調整基金積立金200万5,262円などです。消防費９億5,907万4,171円で、このうち、常備消防費の内訳から一般職員給３億5,224万5,981円、職員手当等３億384万970円、共済費１億2,590万2,381円、需用費2,722万1,814円、委託料1,281万1,767円となっており、消防施設費の内訳から、備品購入費１億387万3,000円となっています。また、公債費１億5,004万2,734円などがあります。

主な施策として、ライフジャケット324万3,000円、水防活動用ヘルメット69万6,000円、水上用ボート45万1,000円、新型コロナウイルス感染症対策備品50万2,000円、西分署新庁舎建設に伴う敷地測量47万3,000円、通信指令室空調設備改修工事64万9,000円、西分署タンク車3,641万円、東分署救急車3,044万8,000円、救急３号車及び無線機3,327万5,000円、水上バイク一式374万円などです。

審査の結果、全員異議なく原案認定しました。

日程第４、議案第２号人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法第24条４項の規定により、地方公共団体の職員の勤務時間、休暇、その他の勤務条件として、国家公務員法の措置との均衡を踏まえることが求

められていることから、その趣旨にのっとり、非常勤職員の育児休業取得要件の緩和に関する規定等の所要の改正及び字句の整理を行うもので、公布の日から施行します。

日程第５、議案第３号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員に準じた改正を行うものです。まず、給料月額についてですが、俸給表については一般職試験に係る初任給を4,000円引き上げ、これを踏まえ、20歳代半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について改定するもので、公布の日から施行され、令和４年４月１日適用となるものです。

次に、勤勉手当については、勤勉手当の支給割合を4.3月分から4.4月分へと0.1月分引き上げ、12月期の勤勉手当に配分するもの。一般職員が100分の95から100分の105に、特定管理職員が100分の115から100分の125に引き上げるもので、公布の日から施行となるものです。さらに、令和５年度以降の勤勉手当については、６月期と12月期の支給割合を均等になるようにするため、一般職給の支給割合を100分の105から100分の100に、特定管理職員の支給割合を、100分の125をそれぞれ100分の120に改めるもので、令和５年４月１日施行となるものです。

日程第６、議案第４号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更については、令和４年７月11日付議案第２号をもって議決された令和４年度人吉下球磨消防組合中央消防署西分署新庁舎建設工事に係る工事請負契約の締結について、契約金額を２億900万円から２億1,000万7,650円に改めるものです。

日程第７、議案第５号令和４年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第３号）については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,933万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億615万9,000円とするものです。

歳入の主なものとして、市町村負担金のうち、救助工作車特別負担金850万円の減額は、事業費の確定によるもの。西分署新庁舎特別負担金835万円の減額は、事業費に係る部分は全て緊急防災・減災事業債の対象となったことによるものです。救急業務支弁金71万6,000円の減額は、支弁金算定式のうち、国とネクスコ各社が定める救急隊の維持費用が引き下げられたこと、及び人口規模に応じた出動割合の引下げによるものです。消防債のうち、一般単独災害復旧事業債は、事業費の確定及び起債協議による290万円の増額。緊急防災・減災事業債1,800万円の増額及び一般単独事業債2,540万円の減額は、事業費の確定及び西分署新庁舎建設に係る事業費が全て緊急防災・減災事業債の対象経費となったことによるものです。財政調整基金繰入金52万1,000円の減額は、庁舎復旧に係る一般単独災害復旧事業債の交付税措置以外の償還金については、財政調整基金取崩しにより対応することとなっており、一般単独災害復旧事業債に係る人吉市及び球磨村の交付税措置率が確定したことによるものです。

歳出の主なものとして、常備消防費のうち、職員手当等320万3,000円の増額。内訳として勤勉手当206万3,000円の増は、給与条例の改正に伴う勤勉手当の支給割合の引上げ及び給料表の改定によるもの。児童手当24万円の増は、出生等による支給対象児童数の増。防疫等作業手当90万円の増は、新型コロナウイルス感染者の救急搬送が増加したことによるもの。消防施設費のうち、委託料533万3,000円の減額は、西分署新庁舎建設に伴う施工監理や指令システムの移設、消防ＯＡシステム更新業務委託料などの事業費が確定したことによるもの。工事請負費904万4,000円の減額は、西分署新庁舎建設に伴う工事費の確定によるもの。備品購入費584万5,000円の減額は、救急工作車整備及び空気充填設備の事業費の確定によるものです。

日程第８、議案第６号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である菊池環境保全組合が令和５年３月31日をもって解散し、同日限りで熊本県市町村総合事務組合から脱退するため、別表から削除するものです。

以上、議案第２号から６号までの５件については、審査の結果、全員異議なく原案可決しました。

次に、日程第９、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告が行われ、令和４年７月11日の第７回特別委員会についての報告が行われました。

１点目、西分署新庁舎更新事業の進捗について。西分署庁舎の解体工事、造成工事、本体工事の入札結果の報告。工事請負契約について、議会臨時会において議決後に、施工業者と本契約し、事業を進めること。また、工事期間中の仮庁舎については、隣接する友尻公民館にて運用開始している旨の報告がありました。

２点目、本部・中央消防署庁舎移転候補地については、行政運営上の支障があることを考慮し、秘密会としました。

最後に、５月25日から27日にかけて、議会議員研修が行われた内容について。研修先において、庁舎建設の検討が始まった理由は、施設の老朽化、耐震化、施設が手狭になったことなど、前回視察した上球磨消防組合と同様の理由であり、人吉下球磨消防組合も令和２年７月豪雨がきっかけであったが、庁舎の老朽化、流行性疾患に対応する仮眠室等の個室化、車両の大型化、多様化する災害に対応する資器材保管、増員する職員に対応する施設などの問題は共通する課題である。消防庁舎の設計については、耐震構造、ユニバーサルデザイン、機能性や効率性を重視した経済的な設備、災害対応能力を重要視していかなければならないと感じたところである。今後も、ほかの消防本部庁舎視察を可能な限り実施していくこととまとめられた旨の報告があることなどが報告されました。

以上、報告いたします。

日程第21　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第21、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申出があっております。各委員長の申出について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申出のとおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定します。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

（令和４年12月第７回人吉市議会定例会）

○予算委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	一般会計予算の歳入に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第14号	中心市街地の複合施設設置に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	市政の企画に関すること	実情を調査する必要があるため
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	災害復興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

〇建設経済委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

〇議会運営委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、日程の追加についてお諮りをいたします。

発議第10号人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　発議第10号

○議長（西　信八郎君）　それでは、提出者の説明を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇）　発議第10号人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

発議第10号

人吉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第６項及び人吉市議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

令和４年12月20日

人吉市議会議長　西　　信八郎　様

提出者　人吉市議会議会運営委員会委員長　福屋法晴

発議第10号人吉市議会委員会条例の一部改正案は、令和５年４月以降に行われる一般選挙から、議員定数が16人になることに伴い、常任委員会の委員定数の改正を行うものでございます。

その内容は、予算委員会の委員定数を18人から16人に、厚生委員会の委員定数を６人から５人に、経済建設委員会の委員定数を６人から５人に、それぞれ改めるものでございます。

以上で、人吉市議会委員会条例の一部改正案の提案理由の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの説明について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発議第10号につきましては、会議規則第37条第２項の規定

により委員会付託を省略いたします。

それでは採決いたします。本件について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、発議第10号は原案可決確定いたしました。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和４年12月第７回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後０時02分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長　　西　　信八郎

人吉市議会議員　　宮　原　将　志

人吉市議会議員　　高　瀬　堅　一